

埼玉県立史跡の博物館紀要 第16号

Contents

研究ノート

稲荷山鉄剣の銘文に関する一考察—乎獲居臣をめぐる諸問題を中心に—
吉田修太郎

資料紹介

埼玉県指定有形文化財「古瓦」武蔵国分寺関係資料について
宮原正樹

秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬刀子の検討
青笹基史

《速報》

令和3年度愛宕山古墳発掘調査成果報告
史跡整備担当

《事業報告》

令和3年度公式Twitterアカウント運用結果レポート
杉山高志

「鉄剣月間」関連企画の実施について

情報発信検討会

令和4年度企画展「家形埴輪」の開催について

西口正純

令和4年度夏休み親子体験教室「金継ぎにチャレンジ」について

中島 萌

論文

続・戦国の忍びを追う—忍び戦術に用いた技（忍術）の実像—
岩田明広

はじめに

埼玉県には、「さきたま」・「嵐山」の2つの「史跡の博物館」がございます。

「さきたま史跡の博物館」は埼玉古墳群という国の特別史跡、「嵐山史跡の博物館」は比企城館跡群菅谷館跡という国指定史跡を擁しており、その特徴を生かしながら様々な事業を展開しております。いずれの館も資料の収集保管、学術的な調査研究と、それらを基礎として展示や普及事業等の推進を図っているところです。

本年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながらの事業展開となりました。そのような中でも、「さきたま史跡の博物館」においては、埼玉古墳群の保存整備のほか、企画展「家形埴輪」、スポット展示「二子山古墳の調査成果」、テーマ展「埼玉の遺跡 東松山市反町遺跡一時代を彩る職人のムラー」、埼玉の考古おひろめ展「地中からのメッセージ」、「ほるたま展2022」などの展示事業、「シンポジウム 特別史跡埼玉古墳群のこれから」を行ない、調査研究の成果や県内の考古学に関する情報をわかりやすく発信することに努めてまいりました。

さらに、各種の講座・体験学習事業、小学校への出前授業などをおして、親しみやすい博物館づくりに努めております。

一方、「嵐山史跡の博物館」では、企画展「武蔵武士と源氏－鎌倉殿誕生の時代」、ロビー展示や歴史講座、文化財めぐりなどを開催し、中世史に関する新しい研究成果や県内の中世文化財について情報を幅広く発信することに努めているところです。

本誌は、職員が日頃の調査研究を踏まえ、自己研鑽に努めた成果を発表したものです。本誌が各地の博物館・図書館等で広く活用され、多くの方々にとって史跡や考古・歴史資料を御理解いただくための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査や執筆に当たり御協力いただいた方々に対し深く感謝を申し上げますと共に、今後ともより一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

埼玉県立さきたま史跡の博物館

埼玉県立嵐山史跡の博物館

埼玉県立史跡の博物館紀要

第 16 号

目 次

研究ノート

- 稲荷山鉄剣の銘文に関する一考察 — 乎獲居臣をめぐる諸問題を中心に —
..... 吉田修太郎 1

資料紹介

- 埼玉県指定有形文化財「古瓦」武蔵国分寺関係資料について 宮原正樹 31
- 秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬刀子の検討 青笹基史 45

《速報》

- 令和3年度愛宕山古墳発掘調査成果報告 さきたま史跡の博物館 史跡整備担当 61

《事業報告》

- 令和3年度公式 Twitter アカウント運用結果レポート 杉山高志 85
- 「鉄剣月間」関連企画の実施について さきたま史跡の博物館 情報発信検討会 93
- 令和4年度企画展「家形埴輪」の開催について 西口正純 101
- 令和4年度夏休み親子体験教室「金継ぎにチャレンジ」について 中島 萌 105

論 文

- 続・戦国の忍びを追う — 忍び戦術に用いた技（忍術）の実像 — 岩田明広 160(1)

稲荷山鉄剣の銘文に関する一考察

— 乎獲居臣をめぐる諸問題を中心に —

吉田修太郎

はじめに

稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣は、その銘文内容の豊富さや、5世紀後半に作成された生の資料でもあったことから、多くの研究者に注目されてきた。特に古墳時代後期の倭国の状況を物語る資料は少ないこともあり、『宋書』倭国伝や江田船山古墳出土銀象嵌銘大刀と並んで、この時代を考える上での基本資料になっている。

基本資料である分、これまでも多くの研究で取り上げられてきており、銘文内容の解釈をめぐるのは、ほぼ定説になっている点もあれば、百家争鳴といった状況で様々な見解が乱立し、対立し合う論点も存在するのが現状である。

本稿では、紙幅の関係上から鉄剣の全ての論点を扱うことはできないので、乎獲居臣をめぐる諸問題に論点を絞り、検討することにした。

なお、研究史は膨大であり、筆者の力量不足の点から取り上げるべき研究の漏れがあるかもしれないが、その点をご寛容いただきたい。

1 銘文内容とその争点

本節では稲荷山鉄剣の銘文内容と、その解釈上の争点について確認したい。まず、埼玉県教育委員会(1979)が発行した概報をもとに、銘文の原文と訓読文を掲げる。

<原文>

【表】 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名旦已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半旦比

【裏】 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

<訓読文>

【表】 辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の兒、(名は)タカリのスクネ。其の兒、名はテヨカリワケ。其の兒、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の兒、名はタサキワケ。其の兒、名はハテヒ。

【裏】 其の兒、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の兒、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(口)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。

ここに掲げた原文や訓読文は、大筋は認められているもののあくまでも一例であり、研究者によってはそもそも釈文(原文)の段階で異論がある場合や、人名や語句の解釈の違いもあり、115文字の銘文でも研究者によってその理解が大きく異なる。その中でも見解が一致している語句もある。

たとえば「獲加多支鹵大王」(ワカタケル)は、『日本書紀』では「大泊瀬幼武」、『古事記』では「大長谷若建」で表される5世紀後半の大王とされるオホハツセノワカタケルにあたり、雄略天皇とする説でほぼ異論がない⁽¹⁾。オホハツセは雄略が居住した宮の所在地を指すので(武烈天皇もハツセに住んだので、雄略の場合はオホハツセとして区別された)、それを除いたワカタケルが名称(実名か尊号)

となり、稲荷山鉄剣の銘文によってその名称の記紀以外での使用が確認されたのである。加えて、同時期の中国史書である『宋書』倭国伝に出てくる「武」は、この実名の一部である「武（タケル）」の表記をとって名乗ったもので、「武」と雄略天皇は同一人物とみられている。

また、杖刀人についても文字通り武官であり、大王の身辺警護的なことをしていたとみる点もほぼ異論がなく、杖刀人の首であるヲワケを一部隊長とみるか、全部隊長とみるかは論者によって見解が分かれるが、親衛隊長であったとみられている。

逆にいえば、この二点以外は実に様々な解釈に分かれている。主要な争点を箇条書きにしてみると次のようになる。

- ①辛亥年は471年説ではほぼ定説化してきているが、531年説も根強い。
- ②「臣」の解釈（「臣」ではなく「直」「巨」とするべきとの意見も出されており、表記を「臣」にするにしても「オミ」「シン」いずれで読むのか、またその解釈についても意見が分かれる）。
- ③オホヒコ～タサキワケまでの系譜の人物は、実在したのか否か（ヲワケに至るまでの系譜の解釈）。
- ④ヲワケは何者か（中央豪族か地方豪族かなど）。また礫塚被葬者との関係。
- ⑤斯鬼宮の所在地はどこか⁽²⁾（大和の磯城説、河内の志紀説、下野の磯城宮説などに分かれる）。
- ⑥世世の解釈（ヲワケが複数代の大王の杖刀人首として仕えたかと解釈するのか、それともヲワケ一族が代々杖刀人首として歴代の大王に仕えたかと解釈するのか）。
- ⑦寺の解釈⁽³⁾（朝廷の意味と理解するのか、表記を「侍」の略字としてはべるといった意味で理解するのか）。
- ⑧系譜は父子系譜なのか、地位継承系譜なのか。

以上のように多くの争点が存在するわけであるが、冒頭でも述べたように、本稿ではヲワケに直接かかわる②③④の問題に絞って検討し、他の争点に関しては必要に応じて触れるにとどめたい。

なお、銘文は字音仮名（仮借）で書かれている部分を除くと、五句・七句をもって構成されるほぼ純粋な漢文になる。そのため日本風の発音（固有名詞）は全て字音仮名で書かれており、それ以外の文字は本来の漢字として読むべきであり、音読みであるべきことが指摘されている（岸1979、吉田1980、犬飼他2000シンポジウムでの発言）。本稿ではこの指摘を妥当なものとするため、以下ではこの指摘に従い、銘文を解釈していくことにする。

2 「臣」の読みと解釈について

「臣」の解釈については、「臣」をオミと読みカバネとする説（A説）、「臣」をシンと読みカバネの前身的な役割をもつ称号（プレカバネ）とする説（B説）、「臣」は「巨」でコとよみ人名の一部とする説（C説）、「臣」は「直」でアタイとよみカバネとする説（D説）、「臣」をシンとよみ臣下といった意味で理解する謙称説（E説）、と大きく5つの見解に分かれる。

「臣」はたった1文字ではあるが、この字をカバネと理解すると、雄略朝段階でヤマト王権内での地位を表現するカバネ制が成立していたという重大な事実につながることになり、カバネの「臣」とするのか、はたまた「直」と理解するかによっても、ヲワケの出身豪族を考える上での重要な問題となる。「臣」を「巨」として人名とする見解や、「臣」を臣下といった謙称表現にみるにしても、いずれにせよ銘文全体の解釈にかかわる。

本節では「臣」の読みとその解釈について検討したい。ただし、研究者ごとにその見解を列挙すると煩雑な内容になり、それは紙幅の事情からも困難であるため、各説の研究者の共通する根拠や代表的な論者の根拠を掲示し、それを検討する形で説の当否について判断することにしたい。

(1) A 説…「臣」をオミとよみカバネとする説について

「臣」をオミとよみカバネとする説は、銘文発見当初の見解としては主流であり、井上光貞氏（1979）・松本清張氏（1983）・黛弘道氏（黛他 1983 シンポジウムでの発言）・田中卓氏（1985）・和田萃氏（2001）らが支持している。この説では、特にさしたる検討を経ずにオミとよみカバネと断定する論者も多いが、その中でも根拠を明示したのは井上氏である。

井上氏（1979）によると、

①『上宮記』の一系図では、世代順にみて5世紀末頃にワケを含む人名がカバネの「君」を称しており、和気系図中の伊予国造層でも同じ頃にワケを含む人名が「君」を称している事例が存在する。これらの事例により、5世紀末にカバネが成立していたことがわかるので、鉄剣銘文の「臣」はオミとよみカバネと解釈すべきである。

②人名の後にカバネが続く事例としては、元興寺丈六仏光背銘の「伊奈米大臣」で確認することができ、ヲワケの人名の後にカバネがきても問題にならない。

ことを根拠にあげる。

しかし、この「臣」をオミとよみカバネとする説は、銘文中で「足尼（スクネ）」・「獲居（ワケ）」とみえるように、日本語の発音は全て字音表記で表現するというこの銘文の原則に抵触することからも成り立ちがたい（埼玉県教育委員会 1979、吉田 1980、森公章 2013、荊木 2014、亀谷 2018）。また、カバネは氏名と一体のものとして出てくるものであるが、鉄剣の銘文には氏名が出ておらず、氏名が成立していないとみられる点からも、「臣」をカバネと解釈することはできない（小林 2001）。

(2) B 説…「臣」をシンとよみカバネの前身的な称号（プレカバネ）とする説について

A 説に近い見解として、「臣」をシンとよみカバネの前身的な称号（プレカバネ）とする説がある。篠川賢氏（1988・2015・2021）や小林敏男氏（2001）が支持している。

篠川氏（1988・2015・2021）の根拠としては、

①表記は「臣」であり、銘文は純粋な漢文として理解すべきであり、シンと音読みすべきである。

②「臣」はカバネと同じ性格をもちある意味称号で、この原型にあるのは臣下を意味する漢語の臣（シン）であったとみられる。ムリテは単なる典曹人であるからこの「臣」をもたず、ヲワケは杖刀人の「首」であるために、この称号（プレカバネ）をもった。ただ、この段階ではすべての者にカバネ的な称号は下賜されておらず、カバネ制度としても未熟で過渡的な状態であった。

ことをあげる。

しかし、この説については、次の反論点があげられる。

①B 説は、典曹人ムリテよりもヲワケの方が杖刀人の「首」であったことから高い立場にいたとの理解が前提になっている。しかし、江田船山古墳の銀象嵌大刀を有したとみられる人物（ムリテ）の副葬品には、金銅製の冠や垂飾付耳飾、飾履など豪華な朝鮮半島系の装身具が存在するが、稲荷山古墳の礫礮被葬者の副葬品としては、金銅製の帯金具はかなりの優品であるものの、それ以外は直刀・太刀や馬具、桂甲・鉄鏃など武人的な性格を示すが豪華といえるものではない。この副葬品の質的な差を見る限り、ヲワケの方が上位だったとは考えられず、ヲワケをムリテよりも上の立場であることを前提にし、ヲワケのみにカバネ的な称号が与えられたとすることはできない。

②「首」の字は人を率いるものを意味するが、首の用例をみると、屯倉の現地管掌者のカバネに用いられているものや（『日本書紀』清寧 2 年 11 月条）、御名代の地方伴造のカバネ（刑部首など）、

「村首」のように村長の意味で用いられており、首が率いる集団の規模はそれほど大きくはなかった（狩野 2003）。このように「首」の用例からしても、杖刀人首は杖刀人全体を統括する人物ではなく、あくまでも杖刀人の一部隊長と解釈するべきであり（後述）、「首」の地位を過大評価することはできない。

以上の点から、ヲワケをムリテよりも上位者とみることはできず、「臣」をカバネの前身的な称号とする説に賛同することはできない。

(3) C 説…「臣」は「巨」でコとよみ人名の一部とする説について

「臣」を「巨」の表記とし、ヲワケコという人名の一部とする説がある。東野治之氏（1980・2006）・福山敏男氏（1982）・森公章氏（2013・2016）・白石太一郎氏（2016・2020）が支持し、直木孝次郎氏（1979）はその可能性を指摘する。

当説の根拠としては、以下の2点がある。

- ①鉄剣銘文は漢～三国時代頃の中国の影響を強く残した朝鮮文化を基盤とし、隸書の筆法を受けて書かれたものであり、「臣」を銘文のように書く例は漢～六朝の書跡には見出せず、字形の類似からこれは「巨」とするべきである（東野 1980・2006）。
- ②6・7世紀では蘇我馬子や中臣鎌子のように語尾にコがつく人名が多いことから、「巨」としてヲワケコと読むことができる（直木 1979）。

この説に対しては、①人名につく場合の「コ」は甲類で子・古といった漢字が用いられるのに対し、巨は乙類の仮名になり人名に用いられないこと（岸 1979、吉田 1980）、②この銘文は日本語の発音を字音仮名で表しているが、リと読むときはその漢字を「利」で一貫しているように、同音の漢字表記は固定しており、コという音はオホヒコの箇所ですでに「塙」という表記で表しているため、ヲワケコとして「巨」という表記で扱ってしまうと、同音別表記になってしまい、銘文中の原則に反することになる（篠川 2015・2021）。この2つの反論点からもC説を支持することはできない。

(4) D 説…「臣」は「直」でアタイとよみカバネとする説について

表記は「臣」ではなく「直」であり、アタイとよみカバネとする説が佐伯有清氏（1979A・B）によって出されている。

佐伯氏（1979A・B）は、その根拠として次の2点をあげる。

- ①山の上碑の銘文分析から表記は「臣」ではなく、「直」の行書体（草書体）の一つとみることができる。
- ②埼玉古墳群は武蔵国造の奥津城であるが、『旧事紀』国造本紀には胸刺（武蔵）国造は兄多毛比命の児で伊狭知直を定め賜うとあり、武蔵国造のカバネは「直」であった。またその流れをひくと思われる武蔵豪族はその全てが「直」であり、「臣」をもつ豪族が確認できないことから（物部直（物部連は物部直の



図1 稲荷山鉄剣該当文字と隅田八幡宮人物画像鏡「直」文字の比較
（「直」文字は藤澤 1978 からの転載）

誤写とみる)・大伴部直・檜前舎人直・土師直・丈部直・穴人直)、この表記は「直」でカバネとして扱うべきである。

D説は、武蔵国造が「直」のカバネをもち、また武蔵国内の豪族の殆どが「直」のカバネをもつ状況との整合性をはかることを出発点として、「臣」を「直」と置き換えられる可能性を模索した説とみられる。

しかし、表記を「臣」ではなく「直」とすることについては、503年に象嵌された隅田八幡宮人物画像鏡に「直」の字がみえるが、その「直」の異体字は鍋蓋の下に目をその下に鍋蓋形を加えた字形であり、それと稲荷山鉄剣の該当文字を比較すると、同字とみることはできないので(図1)(藤澤1978)、表記はやはり「臣」とみるべきである。

加えて、先に触れたとおりこの銘文の日本語の発音は字音仮名で表現されており、これを「直」とみなしてアタイと読むと、他の文字は音読みなのにここだけ訓読みになり、一貫性のない読み方になってしまうことも問題である(篠川1988・2015・2021)。

このようにD説は筆致や読みの観点からも成立しない。

(5) E説…「臣」はシンとよみ臣下といった謙称表記とする説について

「臣」をシンと読み大王に対する臣下といった謙称表記とする説がある。埼玉県教育委員会(1979)・岸俊男氏(1979)・鈴木靖民氏(1979)・吉田昌氏(1980)・狩野久氏(2003)・荊木美行氏(2014)・亀谷弘明氏(2018)・平林章仁氏(2021)らが支持する。

岸氏(1979)によると、651年の年紀をもつ辛亥年観音菩薩立像銘には「笠評君名□古臣」「兎在布奈太利古臣、又伯在□古臣」とあって、カバネの君と「臣」が重複して見えるので、この臣はカバネではなく、臣下といった意味で用いられている謙称であり、銘文も同例で謙称とみるべきであるとする。また、鈴木氏(1979)によって、『宋書』倭国伝の倭王武の上表文にも自己を臣=臣下という言い方をしている事例が2例あることが指摘されている(「臣雖下愚」「臣亡考済」)。

筆者としては、他説が成立せず上記のような事例が存在すること、また銘文は純粋な漢文であり、日本語の発音は全て字音仮名で書かれていることから「臣」はシンとよみ、臣下といった漢語としての謙讓表現と解釈すべきであると考え(E説支持)。

3 ヲワケの出自について

本節では、前節で検討した結果を踏まえてヲワケの出自について考えてみたい。ヲワケと鉄剣の関係については、A.中央豪族であったヲワケかその一族が北武蔵に派遣され、そこで死亡して鉄剣とともに埋葬されたとする説(以下、中央豪族派遣説)、B.中央豪族であったヲワケが北武蔵の豪族に鉄剣を下賜したとする説(以下、中央豪族下賜説)、C.ヲワケは地方豪族で礫擲被葬者であり、亡くなるときに自身で作成した鉄剣も副葬されたとする説(以下、地方豪族説)、D.その他の諸説(上毛野氏出身者もしくは紀氏出身者とする説)、とどのように大筋4通りの見解がある。

各説の支持者数は、A.中央豪族派遣説7人、B.中央豪族下賜説15人、C.地方豪族説15人、D.その他の説2人となり(表1)、ヲワケの出自としてはA・Bを合計した中央豪族とみる説が最有力となっている。

以下の検討では、最大公約数的に各説の研究者の共通する根拠を掲示し、それを検討する形で説の当否について判断することにした。各研究者の個別の見解は、別表にまとめたので、必要に応じて参照していただきたい(表1。D.その他の諸説の根拠は、本文参照のこと)。

(1) 中央豪族派遣説の検討

中央豪族派遣説は、藤澤一夫氏（1978）・田中卓氏（1985）・熊倉浩靖氏（2001）・小林敏男氏（2001）・和田萃氏（2001）・吉川敏子氏（2013）・荊木美行氏（2014）らが支持する。

主な根拠は次のとおりである。

【根拠①】 銘文にみえる上祖オホヒコは、阿倍氏・膳氏といった奈良盆地東南部を拠点とする中央豪族の上祖大彦命と同一人物であり（田中 1985、小林 2001、和田 2001、吉川 2013、荊木 2014）、タカリノスクネはヒコヤヌシタコリノミコト（彦屋主田心命）（藤澤氏はタカリノスクネを武淳川別命とみる）、テヨカリワケは豊韓別命と同一であり、タカハシワケは高橋朝臣（膳氏から改姓した一族）、タサキワケは大彦命後裔氏族の狭狭城山君（ササキヤマ）と一致し、ハテヒは『日本書紀』の欽明紀に出てくる膳臣巴提便と同一人物の可能性はある（藤澤 1978、吉川 2013）。このように銘文上の人物には、阿倍氏や膳氏といった大彦命の後裔氏族の人物名（もしくは氏族名）がみられ、稲荷山鉄剣は中央豪族的な系譜をもつことから、ヲワケは中央豪族である（藤澤 1978、田中 1985）。

【根拠②】 ヲワケは畿内を中心とする豪族に与えられる「臣」のカバネを有していることから地方豪族ではなく、中央豪族である（田中 1985、和田 2001、吉川 2013）。

【根拠③】 埼玉古墳群は武蔵国造の墳墓と考えられるが、武蔵国造の上祖は天穗日命であるので、大彦命を上祖とするヲワケ一族は武蔵国造ではなく、その出自を武蔵の豪族に求めることはできない（藤澤 1978、吉川 2013）。

【根拠④】 杖刀人首という「左治天下」する職とは、中国においては『周礼』にみえる大宰という最高官職にあたり、3世紀の邪馬台国においても王を左治することは男弟王の職掌とみえ（『魏志』倭人伝）、ヲワケはかなり高い地位にいたといえるため、地方豪族とは考えられない（藤澤 1978）。また、ヲワケを仮に武蔵の豪族であったとすると、なぜ一地方豪族が各地からきた杖刀人をとりまとめる首になれたのか説明できない（田中 1985）。

【根拠⑤】 銘文にはヲワケ以前に杖刀人首になった人物が刻まれているが、埼玉古墳群は稲荷山古墳が初代墳墓であり、それ以前にさかのぼる古墳がないことから、ヲワケ以前の銘文上の人物の墳墓は別の場所に存在することになる。北武蔵に突如として大型古墳群（埼玉古墳群）が登場したのは、派遣されてきた中央豪族が築いたからである（和田 2001、荊木 2014）。

【根拠⑥】 稲荷山古墳は地方の古代墳墓としては珍しい二重周堀で、このような構造は中央豪族出身者の墳墓としてはじめて築造可能なものである（藤澤 1978）。

【根拠⑦】 鉄剣は記念碑的なもので、ヲワケ一族の誇りを記したものであるから（家伝）、そういった性格のものを他人に下賜することは考えられない。仮に中央豪族から下賜を受けたものであれば、中央豪族との関係を示すものとして子孫に伝承しなければならない（中央豪族下賜説を否定）（吉川 2013）。鉄剣を副葬した礫槨被葬者は、ヲワケか（藤澤 1978、吉川 2013、荊木 2014）、それに関係する一族の者である（田中 1985、小林 2001、和田 2001）。

この説の根幹としては、中央豪族的な人名でつながれた系譜を実際のヲワケの系譜と認め（人物の実在性は疑う論者もいる）（根拠①）、「臣」という畿内の豪族に多く与えられる傾向をもつカバネを有していることを指摘して（根拠②）、中央豪族であることを主張するところにある。そして、武蔵国造の上祖は天穗日命であるので、大彦命を上祖とするヲワケ一族は武蔵国造でないこと（根拠③）、杖刀人首という「左治天下」する高い地位の職に地方豪族が就任する可能性は考えられないと述べ（根拠④）、ヲワケ地方豪族説が成り立つ可能性を否定する。埼玉古墳群は稲荷山古墳が初代墳墓であり、

それ以前にさかのぼる古墳が存在しないので、ヲワケ以前の人物の墳墓は別の場所に存在することや（根拠⑤）、稲荷山古墳の地方墳墓としての特殊性に触れ（根拠⑥）、考古学的な物証をもってヲワケ中央豪族説を補強する。中央豪族説を主張する中でも、鉄剣は一族のほこりや記念的な性格をもつことから下賜の可能性を否定し（根拠⑦）、中央豪族であるヲワケ、もしくはその一族が派遣（下向してきた）されてきたという結論に至るのである。

ヲワケ一族が北武蔵に派遣された時期としては、ヲワケの代に派遣されてきたという見解が最も多いが（藤澤 1978、熊倉 2001、和田 2001、吉川 2013、荊木 2014）、ヲワケの子か孫とするものや（田中 1985）、テオカリワケ～タサキワケの代とする見解もある⁽⁴⁾（小林 2001）。

具体的なヲワケの出身豪族としては、阿倍氏・膳氏いずれかとする説（小林 2001）、阿倍氏とする説（田中 1985、和田 2000 シンポジウム発言）、膳氏とする説（吉川 2013）、東国六腹朝臣の大野氏とする説（熊倉 2001）が言及されている。

派遣の目的としては、毛野の豪族に対抗する目的で北武蔵に派遣されたとするものや（和田 2000 シンポジウム発言・2001）、上毛野一族が関係する武蔵国造の乱を制圧する目的でヲワケの子か孫が派遣されたとする見解（田中 1985）、東国社会を安定させるために將軍として派遣されたとする説が出されている（熊倉 2001）。他には、古代では功績があった者に太刀と封地（人民を伴う土地）を下賜する説話があることから（『旧事紀』の物部連馬古の伝承）、ヲワケは功績をあげて武蔵に封地を得たために下向したとする見解や（藤澤 1978、荊木 2014）、軍事力を強化したい雄略の思惑から設置された宍人部の管理を目的として北武蔵に下向したとする説が出されている（吉川 2013）。

以下では、当説の当否について根拠ごとに検討する。

【根拠①について】

ヲワケの系譜には、大彦命とその後裔氏族の人物名が多くみられることは間違いがないが、それがヲワケの系譜として事実であったかどうかは別の問題である。オホヒコからタサキワケまでは、ヒコ・スクネ・ワケといった古代の系譜に典型的にみられる首長の称号的な名称があるのに対し、ハテヒ・カサヒヨ・ヲワケの3代の名称にはそれがなく、両者の間には断絶がみられる。

この断絶する前半の5代は、多くの氏族の上祖に位置づけられる大彦命⁽⁵⁾や、その孫にあたる豊韓別命という伝説的な人物が入り、それに大彦命後裔氏族の一派である高橋氏や狭狭城山氏の氏族名（本貫地名）をもつ人物が加えられ、直系的に結ばれた系譜になっている。このように伝説的な人物や氏族名を冠した人物は実在したとは考えられず、この部分の系譜は事実を踏まえたものとは考え難い。系譜としてはハテヒ以降の3代しか信用することはできない（篠川 1988、熊谷 2001・2011）。

古代社会における系譜は、一族の伝統と来歴を記したものであり、自己の政治的地位を保証するものであった。ヲワケの立場でいえば、杖刀人首という地位につくことの根拠（＝奉事根源）を8代の系譜をもって記しているわけであり、その地位を保証できる人物を系譜に入れる必要があったのである。そのことを踏まえると、前半の5代は杖刀人首についてのヲワケが自らの地位を保障するために架上した系譜であったと考えられ、この架上された系譜を根拠に中央豪族とみることはできない（篠川 1988、田中 2013、馬場 2018）。

しかし、ヲワケがあえて上祖に大彦命や系譜にその後裔氏族の人物名を採用したのかは、何らかの背景があったからと考えられ、彼が杖刀人首という軍事的地位についていたことからすれば、大彦命後裔氏族の中でも代表的な軍事氏族である阿倍氏と何らかの関係を有していたことが想定される。この点については後述する。

【根拠②について】

「臣」をオミとよみカバネとする説が成り立たないことは、2. (1) A 説の検討で論じた通りであり、これを中央豪族派遣説の根拠にすることはできない。

【根拠③について】

根拠③は埼玉古墳群を武蔵国造の奥津城であることを前提にした指摘である。武蔵国造と埼玉古墳群を結びつける根拠としては、安閑記の武蔵国造の乱の際にみえる武蔵国造笠原直使主の本拠を鴻巣市笠原にあると推定し、その近くには埼玉古墳群に埴輪を供給する生出塚埴輪窯があることから、両者を結びつけるものである。また、北武蔵に埼玉古墳群以上の古墳群が存在しないことも、武蔵国造の奥津城とする理由であろう。この関係はこれ以上の根拠がないため、完全に論証されたわけではないが、大型古墳が密集する埼玉古墳群は武蔵国造の墳墓にふさわしく、受け入れやすい。

だが、系譜は前述した通り自己の政治的地位を保障するものである限り、政治状況によって書き換えられるものであり、武蔵国造もどこかの段階で上祖が大彦命から天穗日命に変わった可能性も考えられる（もしくは武蔵国造の地位が別の豪族に移動した可能性もある）。記録としてのこされる武蔵国造の上祖と鉄剣の上祖が食い違うことから、ヲワケ一族が武蔵国造でないとは言い切れず、地方豪族出身である可能性を完全に排除できるものではない。

【根拠④について】

杖刀人首という立場については、大王の側近としての杖刀人全体を指揮する親衛隊長と理解されることがほとんどであるが、「首」の語義を考える限りそれは疑問である。「首」の用例をみると、屯倉の現地管掌者のカバネや（『日本書紀』清寧2年11月条）、御名代の地方伴造のカバネ（刑部首など）、村長（村首）の意味で用いられており、首が率いる集団の規模はそれほど大きくはない（狩野2003）。つまり、「首」の語義からは、杖刀人首はそれほど大きい集団を率いた人物とは考えられないのであり、杖刀人首という政治的立場は、杖刀人全体を統括するものではなく、あくまでも杖刀人の一部隊長とみるべきである。杖刀人首が一部隊長と解釈される限り、地方豪族がつくことができない立場ではなかったと考える。

大王と地方豪族の関係としては、倭の五王に比定される天皇に近侍し、その意思や行動に影響を与えたとする舎人伝承があるので（『日本書紀』雄略7年8月条の舎人吉備弓削部虚空、『日本書紀』允恭7年12月壬戌朔条の舎人中臣烏賊津使主）、同様にヲワケが地方豪族出身者で大王の側近となっていたとしても不自然ではない。

以上述べてきたように、ヲワケは地方豪族出身者で杖刀人首として側近になっていた可能性があり、「左治天下」という文言についても、地方豪族とする上での障害にはならないと考える。

【根拠⑤について】

5世紀半ばごろの南関東の地域首長墓は、台地からそれまで墳墓が築かれることが少なかった低地に立地を移し、関東各地で低地における大規模古墳の成立が認められるので、埼玉古墳群の成立を中央豪族の派遣とみなすと、中央豪族の地方派遣が絶えず各地で行われていたことになってしまう（杉山1992）。つまり、低地への大型古墳の登場は関東全体の傾向であって、北武蔵の低地に埼玉古墳群が登場することを中央豪族の派遣と結びつけて理解することはできない。

また、埼玉古墳群にヲワケ以前のものと考えられる墳墓がないことについては、銘文の「世世」をどのように解釈するのが関わってくる。中央豪族派遣説を支持する論者の多くは、これを系譜全体にかかる意味での「代々」と解釈し、8代全てが連綿と杖刀人首になったものと理解している。しかし、この見解に対しては、①系譜の主人公はヲワケであり、「世世」はヲワケに続けて記されていること

からヲワケにかかる語句とみられること、②氏族系譜にみられる「奉仕文言」は、特定の個人に関する「奉仕」の注記であるから、「世世、杖刀人首として、奉事し来りて今に至る」という部分はヲワケ個人の「奉仕文言」とみるべきであること、③「吾が奉事の根源を記す也」とあるように、あくまでもヲワケ個人の「奉事の根源」を明記したものであることから、「世世」を大王の治世の代々と解釈し、ヲワケがワカタケルに至る数代の大王の杖刀人首として仕えたと理解するべきとの意見が出されている（熊谷 2011）。この見解に従った場合、実在した可能性が考えられるのはハテヒ以降3代であることとあわせて、ヲワケの代で初めて杖刀人首になったのだから埼玉古墳群内に稲荷山古墳以前の大型墳墓がみられないという問題は解消する。

関連して、北武蔵に派遣されたヲワケが現地で亡くなり、武蔵国造の墳墓であった稲荷山古墳に埋葬されたとの説が出されているが（田中 1985）、これには当時の古墳は被葬者の個人墓というよりも首長に体现される共同体全体のモニュメントという意味合いが強いため、共同体外の人物を被葬者に想定することはできないので成り立たない（佐藤 2002・2004）。

加えて、文献史料では中央豪族が派遣先で亡くなった場合は、本貫へ帰葬される事例がほとんどであるので（朝鮮半島で戦死した紀小弓宿禰（『日本書紀』雄略9年5月条）、対馬で死亡した近江毛野臣（『日本書紀』継体24年是歳条）、筑紫で死亡した来目皇子（『日本書紀』推古11年2月丙子条））、派遣先で亡くなり稲荷山古墳に埋葬されたとする説は成り立たない（平林 2021）。

以上のことから、根拠⑤を理由に中央豪族派遣説を提唱することはできない。

【根拠⑥について】

後述する中央豪族下賜説【根拠⑥】からもこの指摘は的を射ないものであり、首肯できない。

以上のように、中央豪族派遣説の根拠①～⑥は成り立たず（根拠⑦は同意）、当説を支持することはできない。

(2) 中央豪族下賜説の検討

中央豪族下賜説は、原島礼二氏（1978・1979A・B）・金井塚良一氏（1979）・鈴木靖民氏（1979）・黛弘道氏（1979A）・岸俊男氏（1980）・江上波夫氏（1983）・山尾幸久氏（1983）・森田悌氏（1988）・白石太一郎氏（1997）・増田逸郎氏（1999）・鎌田元一氏（2001）・坂本和俊氏（2001）・高橋一夫氏（2005）・森公章氏（2013・2016）・利根川章彦氏（2015）らが支持する。

ヲワケを中央豪族として扱う点は、派遣説と同じであるため、派遣説と根拠が重複する点が多いが、主な根拠は次のとおりである。

【根拠①】埼玉古墳群には稲荷山古墳以前に造営された大きな墳墓はなく、銘文にみられるヲワケ以前の人物に比定すべき墳墓が存在しない。よってヲワケ一族の墳墓を埼玉古墳群にあてることはできないので、ヲワケは武蔵の豪族とは考えられない（金井塚 1979・増田 1999）。

【根拠②】ヲワケのカバネは「臣」であるが武蔵の豪族の多くは「直」である。また埼玉古墳群は武蔵国造の墳墓であるが、ヲワケの上祖が大彦命であるのに対し武蔵国造の上祖は天穗日命で食い違うことから、ヲワケは武蔵国造ではない（原島 1978・1979B、黛 1979A、岸 1980、江上 1983、増田 1999）。

【根拠③】ヲワケは杖刀人首で「左治天下」したという重要人物であり、地方豪族であるとは考えられない（原島 1978・1979A、金井塚 1979、岸 1980、江上 1983、山尾 1983、森田 1988、白石 1997）。仮にヲワケを地方豪族とすると、杖刀人首は大王の親衛隊長であるので、一地方豪族が全国から集まる杖刀人をまとめる地位にいたことになり、それは考えられないので、ヲワ

ケは中央豪族とみるべきである（黛 1979A、江上 1983、山尾 1983、森田 1988、鎌田 2001）。

【根拠④】阿倍氏・膳氏と関係の深い人物名が銘文にみえることから（中央豪族派遣説【根拠①】参照）、ヲワケは後の阿倍氏・膳氏につらなる中央豪族である（原島 1978・1979B、鈴木 1979、黛 1979A、岸 1980、江上 1983、山尾 1983、森田 1988、白石 1997、増田 1999、森公章 2013・2016）。

【根拠⑤】丈部は、宮廷の内外の警護・奉仕の伝承がみられるように武人的な性格をもっており（『万葉集』巻3・443・444・445）、その分布範囲が大彦命とその子である建沼河別命の遠征範囲と重なることから（四道將軍派遣説話）、阿倍氏とのかかわりが深いことがうかがえる。阿倍氏は武人的な性格が強く、杖刀人首にふさわしい家柄であり、丈部の分布から武蔵との関係性を指摘できるので、ヲワケは阿倍氏であった可能性が高い（下賜という行為を念頭に入れた上での論調）（金井塚 1979、鈴木 1979、岸 1980、白石 1997）。

【根拠⑥】埼玉古墳群の前方後円墳は、長方形の二重の周堀・後円部に造出しがつくこと、葺石をもたないこと、舟形礫槨は群馬県東部から北武蔵によくみられる形であることから、在地的性格が強かうかがえる。中央豪族出身者による造営は考えられない（増田 1999）。

【根拠⑦】礫槨は後円中央部ではないこと、葬送儀礼で使用したと推測されるくびれ部出土の須恵器や土師器の年代は5世紀後半であり、礫槨の副葬品の年代は6世紀初頭になることから、礫槨は追葬であり、稲荷山古墳本来の墓主の埋葬施設が後円部中央に存在する可能性が高い（白石 1997）。礫槨被葬者は稲荷山古墳の中心的な被葬者ではないことから、「左治天下」した重要人物であるヲワケの埋葬施設とは考えられない。礫槨の被葬者は首長ではなく、その子弟である。ヲワケを地方豪族と理解してしまうと、銘文では首長系譜に位置するヲワケが首長ではなかったことになり、不都合が生じる。礫槨被葬者は首長を継承した身ではないから、ヲワケと考えることはできない（金井塚 1979、白石 1997、坂本 2001）。

【根拠⑧】地方豪族の日羅（火葦北国造刑部鞆部阿利斯登の子）が大伴連金村を我が君とよぶ話（『日本書紀』敏達12年は歳条）、房総地域の伊甚に珠の貢上を求めた際、大王が直接指示するのではなく、大王―内膳卿膳臣大麻呂―伊甚国造稚子という指揮系統で実施されたこと（『日本書紀』安閑元年4月癸丑朔条）、膳氏の祖である磐鹿六雁命が景行天皇に従って東国に下向した際に、武蔵国造の祖や秩父国造の祖を使って食事を用意させ、天皇に奉ったという話からも（『高橋氏文』）、地方豪族は中央豪族に統率される形で大王に奉仕していた。これにより、礫槨被葬者は中央豪族で杖刀人首であるヲワケのもとに杖刀人として出仕し、その統属を受けながら大王に奉仕したと考えられる（黛 1979A、山尾 1983、白石 1997、鎌田 2001、森公章 2013）。

【根拠⑨】磐鹿六雁命が景行天皇に供奉して関東に赴いた際に、物部意富売布連がもっていた太刀を賜った説話の存在や（『高橋氏文』）、地方首長が首長権を認められた時に武具を下賜されることがあり（『日本書紀』成務5年9月条「令諸国以国郡立造長、県邑置稻置。並賜矛以為表」）、古代社会では刀剣を下賜することが行われていた。鉄剣も中央豪族のヲワケが、何らかの功績をあげた武蔵の地方豪族に下賜したものである（山尾 1983、鎌田 2001、森公章 2013・2016）。

中央豪族下賜説は、埼玉古墳群にはヲワケ以前の銘文上の人物の墳墓に比定できる古墳がないことや（【根拠①】）、ヲワケが上祖やカバネが武蔵国造とは異なる点から（【根拠②】）、地方豪族説を否定する。そして「臣」のカバネをもつことや（【根拠②】）、ヲワケは杖刀人首で「左治天下」したという重要人物であり、大王の親衛隊長として地方豪族を束ねる立場であったこと（【根拠③】）、銘文の人物には阿倍氏や膳氏と関係の深い人物が多く含まれることから、ヲワケは後の阿倍氏・膳氏につら

なる中央豪族であるとする（【根拠④】）。より具体的な中央豪族名としては、阿倍氏が有力な軍事豪族であったこと、また武蔵には阿倍氏と関係の深い丈部が分布することから、阿倍氏の可能性を言及する声が多い（【根拠⑤】）。

ただし、中央豪族派遣説については、埼玉古墳群の在地的性格の強い点や（【根拠⑥】）、鉄剣が出土した礫塚は稲荷山古墳の墓主（首長）の埋葬施設ではなく、追葬された人物（首長の子弟）の埋葬施設であることから（【根拠⑦】）、その考えはとらない。

中央豪族とみたヲワケと礫塚被葬者の関係としては、当時は中央豪族が地方豪族を統率・指揮して大王に奉仕したので（【根拠⑧】）、礫塚被葬者は中央豪族で杖刀人首であったヲワケのもとに杖刀人として出仕し、その統属を受けて大王に奉仕したとする。鉄剣は、古代社会において刀剣の下賜が行われていたことを確認できるので（【根拠⑨】）、中央豪族であったヲワケから礫塚被葬者に下賜されたものと結論付ける。

下賜説の特徴としては、ヲワケを中央豪族とする立場から、埼玉古墳群の考古学的な調査結果との整合性をはかろうとした点や（【根拠⑥⑦】）、北武蔵の古墳から鉄剣が出土した事実を、当時の中央豪族と地方豪族の関係にまで考察をめぐらせ、文献上の刀剣下賜の事例を紹介して説明した点にある。

ヲワケを中央豪族のいずれかとみるのかは、先述したように阿倍氏とみる見解が多いが（原島 1978・1979B、金井塚 1979、黛 1979A、岸 1980、江上 1983、白石 1997、増田 1999、鎌田 2001）、一方で膳氏とする見解もある（山尾 1983、坂本 2001、森公章 2013・2016）。膳氏とする根拠としては、その祖である磐鹿六雁命が武蔵の豪族と深い関係をもっていたことを示す説話があること（『高橋氏文』）（森公章 2013・2016）、武蔵に膳大伴部直が存在すること（『日本後紀』弘仁 2 年 9 月壬辰条）（山尾 1983）、礫塚から出土した画文帯環状乳神獸鏡の同型鏡は、膳氏との関係が窺える若狭・志摩・安房といった地域で出土していることがあげられている（坂本 2001）。

鉄剣を下賜された埼玉古墳群の豪族としては、ヲワケを阿倍氏とする論者は丈部直とし（金井塚 1979、岸 1980、白石 1997、鎌田 2001）、膳氏とする論者は膳大伴部と位置付け（山尾 1983、坂本 2001）、他には笠原直とする説もある（黛 1979A）。

丈部直とする説の根拠としては、武蔵には阿倍氏とつながりが深い丈部が分布するが、丈部は杖部とも書きそれを略した可能性があることから杖刀人との関係が考えられるとし、杖部造は大彦命の後裔とみえ（『新撰姓氏録』右京皇別）、横見郡で郡司杖部直の存在（正倉院蔵摺布屏風袋に用いられた天平勝宝五年庸布）、埼玉郡に近接する足立郡・横見郡では郡司として丈部直一族の分布を確認できることをあげる（『続日本紀』神護景雲元年 12 月壬午条、『日本霊異記』下七）（岸 1980）。

鉄剣が下賜された背景としては、

- 杖刀人として仕えた長年の功績を讃えて下賜した（黛 1979A）。
- 古墳の消長から武蔵国造の乱は 5 世紀後半～末の出来事で、南武蔵勢力と北武蔵勢力の間の争いであり、北武蔵勢力が勝利し、それに関与したヲワケが勝利を記念して鉄剣を下賜した（原島 1978・1979B・C）。
- 東国の有力豪族と結びつきを強める目的で下賜した（白石 1997、増田 1999）。
- ヲワケは新しく配下になった武蔵の豪族に、自らに仕えるべき正当性を誇示する目的で下賜した（山尾 1983）。

との見解が示されている。

以下では、当説の当否について根拠ごとに検討する。

【根拠①について】

中央豪族派遣説根拠⑤についての検討結果同様、ヲワケを中央豪族とみる根拠にはできない。

【根拠②について】

中央豪族派遣説根拠②③についての検討結果同様、ヲワケを中央豪族とみる根拠にはできない。

【根拠③について】

中央豪族派遣説根拠④についての検討結果同様、ヲワケを中央豪族とみる根拠にはできない。

【根拠④について】

中央豪族派遣説根拠①についての検討結果同様、ヲワケを中央豪族とみる根拠にはできない。

【根拠⑤⑧について】

根拠⑤⑧をあわせた最も多い下賜説の見解としては、埼玉古墳群の豪族は阿倍氏であるヲワケの統属を受け、礫槨被葬者はそのもとに杖刀人として出仕し、その関係の中で鉄剣の下賜が行われたとするものである。

根拠⑤⑧は、丈部の分布から阿倍氏と関係を有する武蔵の豪族がいたことや、出仕した地方豪族は職掌ごとに中央豪族の統属を受けていた事実を指摘した点で重要であるように思う。ただし、これらは鉄剣が下賜されたことの直接的な根拠にはならない。

それは礫槨被葬者が中央豪族阿倍氏の統属を受ける立場であったと仮定しても、中央豪族派遣説根拠①についてで検討したように、5代までの系譜は架上されたものであり、中央豪族の統属を受けていた礫槨被葬者が、その関係を擬制的な同族関係として示す目的から鉄剣を作成し、自身の埋葬施設に副葬した可能性が残るからである。

結局のところ、中央豪族下賜説を論じるのであれば、下賜が行われたことをどれだけ説得力をもって示せるのかによると考える。

【根拠⑥について】

指摘のとおりである。

【根拠⑦について】

杖刀人首という立場については、中央豪族派遣説根拠④についてで検討したように、杖刀人全体ではなく一部隊を率いる隊長であるので、地方豪族がなれないというものではない。

中央豪族下賜説は、首長でない人物が「左治天下」する杖刀人首のような高い地位につくことはないというが、畿内の中央豪族と地方豪族の格差が歴然としていた奈良時代においても、郡司子弟の立場（舎人）から正四位上にまで昇った道嶋宿禰鳴足や、従五位上になった武蔵宿禰不破麻呂、従五位下になった入間宿禰広成などもおり、在地の首長よりも高い政治的立場につく例は確認できる。私的な一族内での地位とヤマト政権内での地位は異なるものであり、仮に稲荷山古墳の中心的な被葬者よりも礫槨被葬者の方が高い地位についたとしても、それは問題にならない。

以上のように、礫槨被葬者が首長の子弟であることは、杖刀人首でヲワケであることの障害にはならないと考える。

【根拠⑨について】

古代社会における武具の下賜は、確かにそれを示す史料が存在するように行われていた。しかし、稲荷山鉄剣の銘文には、古代氏族のアイデンティティーともいえるべき「奉事根原」や一族の系譜が記されており、その銘文が刻まれた鉄剣はヲワケが所有してはじめて意味をなすものであり、他集団の者が所有しても空文化して鉄剣の特殊性が失われ、他の無銘刀と同等の価値しかなくなってしまう。このような個人的に特別な意味をもつ鉄剣を他人に譲渡することはありえない⁽⁶⁾（篠川 1988、熊谷

2001、小林 2001、佐藤 2002・2004、狩野 2003、仁藤 2012、荊木 2014)。また、銘文には「下賜」や「賜」といった文言はみられなく、下賜することを見込んで作られていない剣でもある。

銘文刀剣は、東大寺宝物庫におさめられた 100 本の刀剣の中でも、短い銘文が入ったものが 2 本あるのみで、橿原考古学研究所保管の約 300 本の刀剣の X 線調査を行った際も、1 本も銘文が入ったものはなかったという（岸 1983 シンポジウム発言）。ヤマト王権のお藤元ともいえる奈良県の刀剣においても、長文の銘文は発見されなかったことから、稲荷山鉄剣は極めて希少性の高いものであったことがわかる。

このように稲荷山鉄剣に関しては、銘文内容からいっても、またその希少性の観点からしても他人に下賜される可能性はほとんどあり得ないものとする。

以上のように、中央豪族下賜説の主要な根拠である①～④⑦⑨は成り立たないことから、当説を支持することはできない。ただし、下賜説の根拠で出てきた中央豪族と結びつきをもつ武蔵の豪族の存在や（文部直）（【根拠⑤】）、地方豪族は中央豪族の統属を受け、大王に奉仕する形態が存在したことを指摘した点（【根拠⑧】）は、いずれも傾聴すべき点であるとする。

（3）地方豪族説の検討

地方豪族説は、井上光貞氏（1978）・直木孝次郎氏（1978A・1979）・佐伯有清氏（1979A・B）・吉田昌氏（1980）・篠川賢氏（1988）・杉山晋作氏（1992・2005）・熊谷公男氏（2001・2011）・佐藤長門氏（2002・2004）・狩野久氏（2003）・吉村武彦氏（2003）・仁藤敦史氏（2012）・田中史生氏（2013）・大橋信弥氏（2017）・馬場基氏（2018）・平林章仁氏（2021）らが支持する。

主な根拠は次のとおりである。

【根拠①】 稲荷山鉄剣に刻まれた銘文は、銘文の主人公である本人が保持してこそ意味をもつのであり、ヲワケ自身の系譜が刻まれていることから、その系譜以外の者がこの鉄剣をもつことは全く無意味である。銘文はヲワケが杖刀人首になるべき「奉事根源」（＝杖刀人首の地位につくことの根拠）を述べているのだから、他人に下賜することは考えられない（篠川 1988、熊谷 2001、小林 2001、佐藤 2002・2004、狩野 2003、仁藤 2012、荊木 2014）。

【根拠②】 雄略朝は大王に近侍していたとする舎人伝承があるので（『日本書紀』雄略 7 年 8 月条の吉備弓削部虚空、『日本書紀』允恭 7 年 12 月壬戌朔条の中臣烏賊津使主）、地方豪族でも大王に近親する立場にいることは有り得た。稲荷山古墳は 5 世紀後半では全国屈指の規模で、埼玉古墳群の豪族は全国でも有数の力をもつ地方豪族だったので、大王に近侍し、大きな力を握ることもあり得るわけであり、「左治天下」という表現も実態を反映しているとみて差し支えない⁽⁷⁾（田中 2013、篠川 2015、大橋 2017）。

【根拠③】 テヨカリワケのようにエ列音で始まりオ列音が続く語幹は、奈良時代では東国方言特有のものである（森博達 2003）。鉄剣は中央豪族が自身のために作成したものであれば、そこに東国方言が入る余地はありえないので、これはヲワケ中央豪族説にとって不利な要素となる。

【根拠④】 銘文の系譜は、5 代まではヒコ・スクネ・ワケの称号を有するが、ハテヒとカサヒヨにはそれがなく、5 代目と 6 代目の間は系譜的に断絶する。5 代までの系譜は、大彦命系の氏族に關係する人名や氏族名で構成されていることから架上された系譜であり、実際の系譜はハテヒ以降 3 代に過ぎない（吉田 1980、篠川 1988、熊谷 2001、仁藤 2012、田中 2013、大橋 2017、平林 2021）。5 代までの系譜は架上されたものであり、実在性が疑わしいのだからこの部分を根拠にヲワケを中央豪族とすることはできない。さらにいえば、大彦命を始祖伝承にも

つ氏族は地方にもおり（『日本書紀』孝元7年2月丁卯条）、記紀の記載以上に大彦命を上祖にすえた氏族がいた可能性が高く、単に大彦命が上祖であることを理由に中央豪族とすることはできない。架上した系譜は阿倍氏系の系譜を含むが、それをもつことは、阿倍氏との擬制的な同族関係を示すこと（熊谷2011、仁藤2012、田中2013）、もしくは杖刀人首の地位につくことの正当性を示す目的があったのではないか⁽⁸⁾（井上1978、篠川1988、狩野2003、吉村2003、大橋2017、馬場2018）。

地方豪族説は、まず鉄剣はヲワケが保持することでしか意味をなさない特殊な銘文内容をもつため、他人に譲渡される可能性は考えられないとして下賜説を退ける（【根拠①】）。その上で埼玉古墳群が全国でも有数の豪族であったこと、雄略朝では地方豪族出身者が大王に近侍したことがあり得ることから、銘文の「左治天下」という文言も実態を反映した可能性があり（【根拠②】）、ヲワケ地方豪族説を提唱する上での障害にならないことを指摘する。また、銘文には東国方言も入ることから、鉄剣の製作に東国人が関与したことが考えられ、それは地方豪族説にとって有利な条件になることをあげる（【根拠③】）。そして銘文の系譜については、5代までの系譜は架上したものであり、実在する系譜は後半の3代のみであるとし、架上した理由としては、大彦命系の氏族名・人名が組み込まれていることから、その系譜を共有することで阿倍氏との擬制的な同族関係を示し、杖刀人首の地位につくことの正当性を示す目的があったとする（【根拠④】）。

地方豪族説は、鉄剣が出土した礫塚被葬者をヲワケ本人とする最も自然な解釈である。これまでの検討により中央豪族派遣説や中央豪族下賜説が成り立たないことから、筆者としては当説を支持したい。

杖刀人首として奉仕したときのヲワケの一族内での立場としては、礫塚が後円部の中心から外れることや、稲荷山古墳の造営年代からしても追葬とみられること、副葬品として冑が出土しなかったことから、首長の子弟と考える声大きい（井上1978、直木1979、杉山1992・2005、熊谷2001、狩野2003、田中2013、大橋2017）。

ヲワケ一族で杖刀人首についた人物としては、「世世」の解釈の違いからハテヒ・カサヒヨ・ヲワケの3代とする見解と（吉田1980、仁藤2012、大橋2017）、ヲワケ1代とする見解に分かれる（篠川1988、狩野2003、熊谷2011、田中2013、平林2021）。私見としては、中央豪族派遣説根拠⑤について述べたようにヲワケ1代とするべきであると考えている。

地方豪族説の中でも大きく理解が分かれるのが、ヲワケの大王への奉仕形態である。つまり、当時の地方豪族は大王と直接的な関係を持ち奉仕したとする見解と（吉田1980、篠川1988・2015、大橋2017、馬場2018）、地方豪族は中央豪族の統属を受け、そこを介在して大王に奉仕したとする見解に分かれる（狩野2003、杉山2005、熊谷2011、仁藤2012、田中2013）。

大王と直接的関係をもつ奉仕形態であったとする見解としては、地方有力首長が宮廷で重きをなしたと考えられる史料の存在や（『日本書紀』雄略7年8月条、『播磨国風土記』讃容郡弥加都伎原条）、磐井の乱の記事で筑紫国造磐井と中央豪族の近江毛野臣が対等な関係のもと大王に奉仕したとみられる史料をあげ（『日本書紀』継体21年6月甲午条）、中央と地方の豪族は対等関係に近く（馬場2018）、部民制成立以前については、地方豪族は大王と直接的な結びつきを持ち奉仕したとする（吉田1980）。

確かに、雄略朝は地方においても吉備氏や上毛野氏のように、6世紀代よりも自立性に富み、大きな力を有した地方豪族がいたことは事実である。しかし、それらの地方豪族を伝統的に大王家を支えてきた帰属意識をもつ中央豪族と同列に扱えたかどうかは別の問題である。

架上した系譜に阿倍氏に関係する人物が連綿とあげていることからすれば、そこには単なる武人的な性格を示す権威づけではなく、阿倍氏系の中央豪族から統属を受けていた背景が込められているのではないかと(田中 2013)。すなわち、ヲワケは阿倍氏系の中央豪族の統属を受け大王に奉仕していたと考えられ、杖刀人首になったのも、阿倍氏系の中央豪族との結びつきによるものであったのではないかと(熊谷 2011、田中 2013)。

(4) その他の諸説

ここではその他の諸説について検討したい。

松本清張氏(1983)によると、短い銘文中に「記す」が2度も出てくると、東大寺山古墳出土鉄刀は「中平□□五月丙午中」で江田船山古墳出土鉄刀は「八月中」とありそれぞれ年月で切っていることから、「辛亥年七月中記乎獲居臣上祖」は「辛亥年七月中」で切るべきであるとする。そうすると「記乎獲居」となり、「記」は人名で同音の「紀」と理解するべきであり、ヲワケは臣のカバネをもち軍事的な性格をもつ紀氏の人物として理解するべきとする。

しかしながら、松本氏の説については、「臣」はカバネと解釈できないこと(2. (1) A 説の検討)、「○月中記」という用例は古代の中国や朝鮮の金石文や木簡に多く類例があり、渡来人が作成した江田船山古墳出土鉄刀や渡来系仏師の鞍作鳥が作成した法隆寺釈迦如来像光背銘文にも同様の表現がみられるので(山の上碑、橘寺弥勒半跏像、河内廃鳥含寺平瓦)、成り立たない(藤澤 1978、上田 1988)。

鳥辻義徳氏(1979)は、ヲワケを上毛野政権に仕えた護衛兵の隊長とみるべきとする。その根拠は次のとおりである。

- ①ワカタケルは一般名詞であるから雄略とは限らず、銘文の大王も後世の天皇号と同義とみる確証はなく、銘文のオホヒコも崇神天皇の子の大彦命とみる根拠もない。
- ②シキ宮は大和の磯城ではなく、栃木県藤岡町大崎に「磯城宮」という地名があり、付近に「御門」「御陵台」という地名も残存していることから、この地に比定するべきである。
- ③武(雄略)の上表文を信用すると、関東から九州まで征服したことになるが、そうすると、吉備の造山古墳、九州には岩戸山古墳、名古屋市断夫山古墳、太田市の天神山古墳のように、畿内の大王墓に匹敵する前方後円墳が築造されていることを説明できない。雄略は関東まで制圧していなかったのであり、ワカタケル大王は雄略とは別の人物である。
- ④武蔵国造の乱の記事で出てくる上毛野君に対しては、国造とは記していない。笠原直氏が武蔵国造とでてくるのと対照的である。加えて、東日本最大の太田天神山古墳の存在、王者の石棺である長持形石棺の出土、玲鏡の分布域から、5世紀の関東にはヤマト王権から独立した上毛野政権が依然として存在していた。
- ⑤この杖刀人首は北関東に大きな勢力をほこっていた上毛野政権の護衛兵の隊長とみることができるのではないかと。6世紀の関東地方では、武器・馬具の製作技術が発達しており、質量ともに畿内に匹敵するほどになっている。この鉄剣が関東で制作されたものとみて問題ない。

この鳥辻説については、まず栃木県藤岡町大崎の「磯城宮」との地名が古代にまでさかのぼる確証が得られないことや、稲荷山鉄剣の銘文内容は、熊本県江田船山古墳出土鉄刀銘文とも筆致や表記の点で共通性をもっており(「獲加多支鹵大王」「○月中」「～人」「奉事」「利刀」など)、それは同一政権下で作成されたものでなければ説明がつかないこと、考古学的な物証としてもヤマト王権の墳形である前方後円墳や畿内で多くみられる長持形石棺を採用しており、ヤマト王権から独立していたとはいえないことから、成立しないと考える。

4 ヲワケの政治的立場と鉄剣作成の背景

(1) ヲワケの政治的立場と出身豪族

前節ではヲワケの出自について検討したが、その結果ヲワケは地方豪族出身であり、阿倍氏系の中央豪族の統属を受けながら大王に奉仕したことを指摘した。本節では、これまで検討してきたことを総括し、ヲワケの政治的立場と鉄剣作成の背景について考えてみたい。

まず、ヲワケの出身母体となった埼玉古墳群の豪族について考えたい。埼玉古墳群は大型の前方後円墳8基・円墳2基・方墳1基並びに小円墳群で構成され、5世紀後半～7世紀中ごろにかけて営続した古墳群である。埼玉古墳群登場以前に北武蔵の地に大規模な前方後円墳が造営されることはなかったことから、埼玉古墳群を築造した豪族は荒川・利根川に挟まれた低地の開発に成功した新興豪族であると考えられる(塚田2018)。

稲荷山古墳は埼玉古墳群で最も古い前方後円墳であり、最初期の首長墓である。鉄剣はその稲荷山古墳の礫塚から出土した。礫塚被葬者の身分としては、古墳の中央軸から外れる位置にあること、副葬品の年代から6世紀前半になり追葬になること、レーダー探査によって後円部にはまだ複数の埋葬施設の存在が考えられることから(小川2003)、稲荷山古墳の中心的な被葬者であった首長の近親者と考えられ、集団を代表して杖刀人首として出仕していることから、その子弟であろう(帰郷後は首長になった可能性はある)。このように礫塚被葬者のヲワケが首長の子弟であると考えられるのであれば、当然ながら稲荷山古墳の中心的な被葬者は、銘文からいえばカサヒヨになる。

カサヒヨは、埼玉の地に初めて大型古墳を築いた人物であり、稲荷山古墳は5世紀後半において全国有数の規模をほこるため、新興豪族ながらも全国有数の力をもった首長であった。カサヒヨはヲワケよりも年長であって倭王済(允恭天皇)や倭王興(安康天皇)の時代を生きた可能性が高いが、当時の倭王は宋の皇帝に自らの称号と属僚に与えた称号の除正を要求している(『宋書』倭国伝)。倭王済は元嘉28年(451)に宋に遣使し、自らの称号と属僚23人に与えた將軍号と郡太守号の除正を求めた。このうち郡太守は地方の有力豪族を対象とした称号とみられており、郡太守・將軍号に任じられたものは23人で、それぞれを仮にほぼ半数とみると、稲荷山古墳は5世紀後半では全国でも5位以内に入る大きさの前方後円墳になるので、カサヒヨは郡太守号を仮授される立場にあった可能性が高い。倭王武の場合も宋に遣使し、自らの称号と属僚への称号の除正を要求しているので、同様に属僚への將軍号・郡太守号の仮授が行われていたとみられる。

以上のように、埼玉古墳群の豪族は、新興豪族ながらも郡太守の称号を与えられるほどの首長が率いる全国有数の豪族だったのである⁽⁹⁾。ヲワケの政治的立場を考える上では、このような出身豪族の勢力事情を十分に踏まえる必要がある。

次にヲワケの政治的立場について考えたい。まず、杖刀人首という立場についてであるが、それは先述した通り、杖刀人全体を指揮する長ではなく、あくまでも杖刀人の一部隊長とみるべきである(中央豪族派遣説根拠④について参照)。ヲワケがついた「杖刀人首」があくまでも一部隊長であると解釈される限り、他にも同様に杖刀人首として配下の者(=杖刀人)を率いて上番した地方豪族がいた可能性が高い。おそらくは稲荷山鉄剣の阿倍氏との同族関係が示すように、各地から集まった杖刀人首・杖刀人は阿倍氏系の中央豪族により統括されたとみられる。倭王が宋に要求した属僚への將軍号は、こうした杖刀人を統括する阿倍氏にこそふさわしく、仮授されたのではないかと筆者の考える中央豪族や杖刀人首・杖刀人の関係を図示すると図2のようになる。

この図が示すように、ヲワケはあくまでも一部隊長に過ぎなかったわけであるが、その政治的立場を考える上で忘れてはならないのが、ヲワケの出身豪族の勢力状況である。ヲワケの出身母体である

埼玉古墳群の豪族は、大規模古墳を立て続けに築造できる動員力を兼ね備えており、その動員力からすれば配下から多くの杖刀人を徴発できたと考えられるので、多くの杖刀人首の中でもヲワケはとりわけ存在感を有したのではないか。そして、中央豪族や大王にも密に接触する機会を有し、それが銘文に「左治天下」と刻む意識につながったのではないか。ヲワケ自身は銘文の中で杖刀人首以外の称号名には触れていないことから、中国の称号を仮授されることはなかったとみられる。

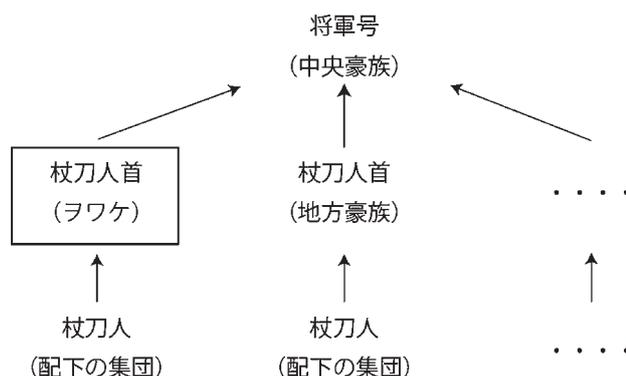


図2 中央豪族・杖刀人首・杖刀人相関図
(筆者の理解)

この杖刀人はいわゆる部民制に先行する人制による組織であるが、杖刀人首と杖刀人の関係は、まさに部民制下の地方伴造(杖刀人首)と部民(杖刀人)の関係に相当するため、部民制成立以降の言い方をすれば、埼玉古墳群の豪族は有力な地方伴造であったといえるのではないか⁽¹⁰⁾。

(2) 鉄剣作成の背景

最後に鉄剣作成の背景について考えたい。

まず、鉄剣の作成地に関しては、鉄剣の銘文が江田船山古墳出土銀象嵌銘大刀の字形と類似し、銘文の中にみられる「治天下」「獲加多支鹵大王」といった語句も共通すること、字音仮名が『日本書紀』に伝えられる百濟三書などの百濟関係史料と比較して類同点が多いことから、大王直属の百濟系渡来人の文官が作成した可能性が高く(岸 1979、上田 1988、平林 2021)、最新の象嵌技術で刻まれており大王直属の工房で作成されたと考えられることから、やはり畿内であろう。

作成した時期は、銘文に「今」という現在形があること、「辛亥年七月中記」と「在斯鬼宮時…記吾奉事根源也」が対応するので、雄略が斯鬼宮にいたときにヲワケも出仕しており、その時に作成したものとみられる(吉田 1980、篠川 1988)。銘文の中に「賜」や「下賜」という語句がないことから作成主体が雄略である可能性はなく、ヲワケであろう。ただし、大王直属の文官と工房が作成に関与していたとみられるので、雄略は作成の承認はしていたと考えられる。

このように鉄剣の作成地は畿内で、斯鬼宮にいるタイミングで作成されたことは、鉄剣作成の背景を考える上で十分踏まえなければならない点であろう。

鉄剣作成の背景については、毛野から独立した新興豪族であったため、ヤマト王権との結びつきを強調する必要があり、鉄剣を作成したとする見解や(吉田 1980)、ヤマト王権との結びつきを郷里の地域社会に示すためとの見方が出されているが(熊谷 2001)、このタイミングで作成したことからすると、地域社会との関係の意図はそれほどなかったのではないか。

むしろヲワケが斯鬼宮に在番しているときに作成したことからすれば、雄略に近侍していた時期であるので雄略の周辺にいた中央豪族や地方豪族に一族の系譜を示し、自らが杖刀人首になることの正当性を示す目的から作成したのではないか。ヲワケは実力があるものの新興豪族であった故に、阿倍氏との同祖同族関係を示し、ヤマト王権との結びつきを宮廷内に示さなければならない事情があったのだろう。

この鉄剣は子孫に伝承されることなく、ヲワケが眠る礫礫に埋葬された。鉄剣が子孫に継承されなかった背景としては、当時は大王の代替わりごとに主従関係の更新があり、ヲワケ以外の人物が鉄剣

を持つことに意味をなさなかったからであろう（平林 2021）。

おわりに

本稿はヲワケをめぐる諸問題について検討を加えてきたが、紙幅を費やしたわりに成果は乏しく、結論としては、ヲワケは地方豪族で礫槨被葬者に位置付けるべきこと、その政治的立場は有力な杖刀人首とみるべきであるという点につきる。ただ、ヲワケの出自や「臣」の解釈をめぐっては様々な説が出されるなか、各学説がどういった根拠に立脚して論じられているのかを確認した研究はこれまで出されなかったことから、そういう意味では本稿は一定の意味を持ちえたのではないかと考えている。学説の整理は、紙幅の関係から最大公約数的にまとめたので、個別の研究者の見解を正確に踏んでいない点多かったかもしれない、また読み間違いや曲解している点が多々あるのではないかと恐れる。

稲荷山古墳から鉄剣が発見されたことにより、北武蔵の豪族がヤマト王権の軍事体制に組み込まれていたことが明らかになったが、最後にそれが北武蔵の豪族や社会に与えた影響について考えたい。

雄略（武）は、宋の皇帝に献上した上表文からも窺えるように、朝鮮半島で南下を続ける高句麗への対抗意識を強くもっており、また東方にあった毛人 55 国を征し、西方にあった衆夷 66 国を服し、渡りて海北 95 国を平らぐとあり、多くの軍事行動を行ったと伝えられる（『宋書』倭国伝）。このように雄略は様々な軍事行動をとった大王であるため、北武蔵の豪族の一員であったヲワケの杖刀人首への任命は、軍事体制の強化の一環であったと考えられる。北武蔵の豪族や社会にとってみれば、ヲワケの杖刀人首への任命によって、本格的にヤマト王権の軍事体制に組み込まれるようになり、倭国内や朝鮮半島における軍事行動にも動員されるようになった可能性が考えられるので、そういう意味では、ヲワケの杖刀人首への任命は、北武蔵の豪族や社会を本格的に東アジア情勢の中に組み入れる意味をもったのではないか。

考古学的な状況においても、稲荷山古墳と將軍山古墳の副葬品には多くの渡来品があるが、副葬される渡来品はヤマト王権の朝鮮半島情勢・対外政策に連動し、それに対応する形で質的な変化がみられるという（高久 2022）。この考古学的な事実が物語るように、埼玉古墳群の豪族は、ヤマト王権の対外政策に敏感に関係する立場にいたことになり、杖刀人首という地位をより広い視野で見直すことも必要なのではないか。

埼玉古墳群の豪族は、内陸の北武蔵の豪族ではあるが、国際情勢と無関係ではなく、ヤマト王権の軍事体制に組み込まれることで、激動の東アジア情勢に飲み込まれていったのではないか。

註

- (1) 辛亥年を 531 年とし、欽明天皇の宮が師木嶋大宮・磯城嶋金刺宮であることからワカタケル大王を欽明とする説がある（池上 1979）。ただし、欽明の名は「天国押波流岐広庭」「天国排開広庭」であってワカタケルの名に結びつけるのは困難であることや、ワカタケルと呼んだ事例は存在しないことからこの説は成立し難い（篠川 1988）。
- (2) 斯鬼宮の所在地に関する見解は、大きく 3 つある。有力な見解としては、雄略の居所である朝倉宮は磯城（シキ）という広義の地名の範囲（後の大和国磯城郡）に含まれるとし、大和泊瀬朝倉宮と同一のものとするものである（井上 1978、岸 1978、直木 1978B、田中 1985、篠川 1988、狩野久 2003、吉村 2003、荊木 2014）。関連する説としては、大和国磯城の範囲に朝倉宮とシキの宮の二つが雄略の居所として存在していたとする見解がある（黛 1979B）。吉村氏（2003）は、5 世紀の王宮は大和にあることが多く、墳墓などその奥津城は河内に集められていることから、大和＝政治的センター、河内＝奥津城のような使い分けがあった可能性を指摘する。第 2 の説としては、河内説がある（門脇 1979、吉田 1980、山尾 1983、上田 1988）。後の河内国には志紀郡志紀郷志紀があり、その志幾（志紀）に雄略が出向く説話がのこされていることが主な根拠である（『古事記』）。そのほかの説としては、武烈の泊

瀬列城宮は雄略の朝倉宮と同じく泊瀬（地名）で雄略の宮殿と同所にあった宮であり、泊瀬にあった宮でも城柵をめぐらせた城柵式宮殿を列城宮と呼び、校倉式の宮殿を朝倉宮と呼称していたとする藤澤一夫氏（1978）の説がある。

- (3) 「寺」は銘文が固有名詞部分を除き5字と7字の句で構成されていることを理由に「ワカタケル大王の寺」と読むべきこと、「寺」は「官舎」「朝廷」の意味があることから、「寺」で朝廷の意味と理解するのが主流である。ただし、その一方で「侍」の同義語と解釈してはべるとする見解がある（藤澤1978、篠川1988）。篠川氏（1988）によると、銘文はワカタケル大王で区切った方が漢文として自然であること、銘文の主語がワワケであることから、銘文の「奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時」を「奉事し来りて、今のワカタケルの大王に至る。侍りて、シキの宮にある時」と読み、ワワケを主語とする動詞とみるべきであるとする。
- (4) 小林氏（2001）によると、上毛野氏の祖先系譜にみられる荒田別や鹿我別は実在した可能性があり、中央から毛野に派遣された王族将軍的な位置づけを持つ人物であるので、テオカリワケやタサキワケも名前＋別（ワケ）で共通することから実在し、テオカリワケ～タサキワケの代に武蔵に派遣されてきたのではないかとする。
- (5) 孝元7年2月丁卯条（『日本書紀』）には、大彦命を「阿部臣・膳臣・阿閉臣・狭々城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡て七族の始祖なり」と述べており、これを見る限り大彦命を上祖とする地方豪族は少なからず存在したことがわかり、大彦命が上祖であることのみでワワケを中央豪族出身と断ずることもできない。
- (6) 例えるならば、天皇の正統性を示す宝物として三種の神器があり、そのうちの一つとして草薙剣があったが、ワワケにとってみれば、杖刀人首につく正当性を示す宝物として稲荷山鉄剣があったわけである。天皇が他者に三種の神器を渡すことがあり得ないように、ワワケについても稲荷山鉄剣を他者に渡すことはあり得ないと考える。
- (7) 一方で「左下天下」という表現については、銘文はワワケが自身の功績を刻んだものであるため、自らの事績を誇張したとする説を支持する声も大きい（井上1978、直木1979、篠川1988）。
- (8) 系譜の形で「奉事根源」を示した理由としては、大和政権下での職掌は氏名で示すものであるが、5世紀後半段階では氏名は未成立であったためと考えられる（吉村2003）。
- (9) 埼玉古墳群の豪族名は、現状では不明というしかない。ただし、ワワケが阿倍氏との擬制的な同族関係を銘文で主張していることからすると、「丈部直」である可能性が考えられる。埼玉古墳群からほど近い行田市小針遺跡では「丈部鳥麻呂」と刻書された紡錘車が出土しており、埼玉古墳群周辺には阿倍氏と関係が深い丈部やそれを統括する丈部直がいた可能性が窺える。
- (10) こうした場合、埼玉古墳群の豪族は武蔵国造ではなかったとなりがねないが、同じ一族内で伴造や国造になることもあり（『日本書紀』大化2年8月癸酉条）、埼玉古墳群の豪族にはいくつかの派閥があり、それぞれ分掌した可能性も考えられる。

参考文献

- 池上 巖 1979年 「獲加多支鹵大王＝雄略天皇説への疑問」『東アジアの古代文化』19号
- 荊木美行 2014年 「稲荷山古墳出土鉄剣銘の再検討」『金石文と古代史料の研究』燃焼社
- 井上光貞 1986年（初出1978年）「鉄剣の銘文―五世紀の日本を読む―」『井上光貞著作集』第5巻、岩波書店
（初出1979年）「稲荷山鉄剣と古代史学」（同上著書）
- 上田正昭 1998年（初出1988年）「辛亥銘鉄剣の意義」『上田正昭著作集 古代国家と東アジア』第2巻、角川書店
- 江上波夫 1983年 「金石文としての鉄剣銘」『新編埼玉県史 別冊 辛亥銘鉄剣と金石文』埼玉県
- 大橋信弥 2017年 「阿倍氏と稲荷山古墳出土鉄剣銘―大彦命の原像を求めて―」『阿倍氏の研究』雄山閣
- 小川良祐 2003年 「埼玉稲荷山古墳の新情報」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- 狩野 久 2003年 「稲荷山鉄剣銘をどう読むか」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
- 亀谷弘明 2018年 「金錯銘鉄剣は語る」『熊谷市史 通史編上巻 原始・古代・中世』熊谷市教育委員会
- 金井塚良一 1979年 「辛亥銘鉄剣をめぐって」『埼玉民衆史研究』5号
- 門脇禎二 1979年 「まず地域史から考える―新発見の直刀銘文について」『歴史と人物』89号
- 鎌田元一 2001年 「部民制の構造と展開」『律令公民制の研究』塙書房
- 岸 俊男 1980年（初出1978年）「稲荷山古墳出土鉄剣銘の解説」『遺跡・遺物と古代史学』吉川弘文館
（初出1979年）「稲荷山古墳鉄剣銘の読みについて」（同上著書）
- 1980年 「万葉歌からみた新しい遺物・遺跡」『日本古代の国家と宗教 上巻』吉川弘文館
- 埼玉県教育委員会 1979年 「銘文の釈読と解説」『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』

- 熊谷公男 2001年 「『治天下大王』の登場」『大王から天皇へ』講談社
2011年 「古代史からみた古墳時代—稲荷山鉄剣銘を読みなおす」『季刊 考古学』117号
- 熊倉浩靖 2001年 「辛亥銘鉄剣と東国六腹朝臣の成立」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
- 小林敏男 2001年 「一一五文字の銘文が語る古代東国とヤマト王権」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
- 佐伯有清 1979年 A 「臣か直か—銘文と武蔵の豪族」『歴史と人物』89号
1979年 B 「鉄剣銘と武蔵国の古代氏族」『東アジアの古代文化』19号
- 坂本和俊 2001年 「考古学からみた稲荷山古墳の出自」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
- 佐藤長門 2002年 「倭王権の転成」『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館
2004年 「有銘刀剣の賜下・顕彰」『文字と古代日本I 支配と文字』吉川弘文館
- 篠川 賢 1988年 「鉄刀銘の世界」『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館
2015年 「ワカタケル大王と地方豪族」『日本古代の王権と地方』大和書房
2021年 「ワカタケル大王の時代」『国造—大和政権と地方豪族』中央公論社
- 鳥辻義徳 1979年 「稲荷山鉄剣は何を証明したか」『東アジアの古代文化』19号
- 白石太一郎 2011年 (初出1997年) 「五世紀の有銘刀剣」『古墳と古墳時代の文化』塙書房
2016年 「考古学からみた稲荷山鉄剣」『騎馬文化と古代のイノベーション』角川文化振興財団
2020年 「埼玉古墳群とヤマト王権」『埼玉県立史跡の博物館紀要』13号
- 鈴木靖民 1979年 「稲荷山古墳鉄剣銘 乎獲居臣の研究史的検討」『國學院雑誌』80巻 - 11号
- 杉山晋作 1992年 「有銘鉄剣にみる東国豪族とヤマト王権」『新版 古代の日本 関東』第8巻、角川書店
2005年 「稲荷山鉄剣が提起する課題」『埼玉県立さきたま資料館調査研究報告』18号
- 高久健二 2022年 「埼玉古墳群と東アジア」『さきたま史跡の博物館 令和4年度世界遺産関連講座 レジュメ』
- 高橋一夫 2005年 『鉄剣銘—一一五文字の謎に迫る・埼玉古墳群』新泉社
- 田中 卓 1985年 「刀銘—一一五文字の読解」『邪馬台国と稲荷山刀銘』国書刊行会
- 田中央生 2013年 「倭の五王と列島支配」『岩波講座 日本歴史 原始・古代1』第1巻、岩波書店
- 塚田良道 2018年 「埼玉古墳群の成立」『史跡埼玉古墳群 総括報告書I』埼玉県教育委員会
- 東野治之 1983年 (初出1980年) 「稲荷山古墳鉄剣銘を中心とする字音仮名表」『日本古代木簡の研究』塙書房
2006年 「七世紀以前の金石文」『列島の古代史 ひと・もの・こと 6』岩波書店
- 利根川章彦 2015年 「稲荷山古墳と武蔵の政権」『歴史読本』60巻 - 1号
- 直木孝次郎 1978年 A 「百十五の金文字」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
1978年 B 「稲荷山古墳出土鉄剣銘の問題点」『古代研究』16号、元興寺文化財研究所考古学研究室
1979年 「古代ヤマト政権と鉄剣銘」『歴史と人物』89号
- 仁藤敦史 2012年 「『辛亥』銘鉄剣と「武蔵国造の乱」」『古代王権と支配構造』吉川弘文館
- 原島礼二 1978年 「稲荷山古墳鉄剣銘研究の問題点」『辛亥銘鉄剣と埼玉の古墳群 増補版』読売新聞社浦和支局
1979年 A 「稲荷山古墳出土鉄剣銘文について」『埼玉民衆史研究』5号
1979年 B 「銘文の語る武蔵」『歴史と人物』89号
1979年 C 「鉄剣文字で古代史の何がわかったのか」『鉄剣文字は語る 115文字が明かす古代史の謎』ごま書房
- 馬場 基 2018年 「埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘をめぐって」『日本古代木簡論』吉川弘文館
- 平林章仁 2021年 「埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘文から描く雄略天皇とその時代」『雄略天皇の古代史』志学社
- 福山敏男 1982年 「東大寺山大刀と稲荷山鉄剣の銘文」『考古学ジャーナル』201号
- 藤澤一夫 1978年 「稲荷山鉄剣の金象嵌銘—その読みと解と—」『古代研究』16号
- 増田逸郎 2002年 (初出1999年) 「辛亥銘鉄剣と武蔵国造—乎獲居臣と笠原直使主—」『古代王権と武蔵国の考古学』慶友社
- 松本清張 1983年 「辛亥銘鉄剣の一仮説」『新編埼玉県史 別冊 辛亥銘鉄剣と金石文』埼玉県
- 黛 弘道 1979年 A 「鉄剣文字はどう読まれなぜ、問題になったのか」『鉄剣文字は語る 115文字が明かす古代史の謎』ごま書房
1979年 B 「鉄剣銘に見える「斯鬼宮」について」『歴史手帖』7巻 - 3号
- 森 公章 2013年 「倭の五王とその時代」『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館
2016年 「稲荷山鉄剣銘の衝撃」『騎馬文化と古代のイノベーション』角川文化振興財団
- 森 博達 2003年 「稲荷山鉄剣銘とアクセント」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社

- 森田 悌 1988年 「武蔵国造と辛亥銘鉄剣」『古代の武蔵 稲荷山古墳の時代とその後』吉川弘文館
 2013年 「倭の五王時代」『武蔵の古代史 国造・郡司と渡来人・祭祀と宗教』さきたま出版会
 山尾幸久 1983年 「稲荷山古墳出土鉄剣の銘文」『日本古代王権形成史論』岩波書店
 吉川敏子 2013年 「稲荷山鉄剣銘の系譜の氏族」『氏と家の古代史』塙書房
 吉田 昌 1980年 「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」『日本古代の国家と宗教 下巻』吉川弘文館
 吉村武彦 2003年 「ワカタケル王と杖刀人首ヲワケ」『ワカタケル大王とその時代』山川出版社
 和田 萃 2001年 「ヲワケ臣とワカタケル大王」『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社
 大銅隆、稲岡耕二、平川南、水野正好、和田萃 2000年 「古代の政治と文字（シンポジウム録）」
 『古代日本の文字世界』大修館書店
 江上波夫、松本清張、岸俊男、黛弘道、林炳泰、井上秀雄、大塚初重、金井塚良一、原島礼二 1983年
 「辛亥銘鉄剣と金石文（シンポジウム録）」『新編埼玉県史 別冊 辛亥銘鉄剣と金石文』埼玉県

表1 ヲワケの出自に関する主な学説とその根拠

	研究者名 (発表年)	各研究者の根拠
中央豪族派遣説	藤澤一夫 (1978年)	<p>①オホヒコは大彦命と、タカリノスクネは武渟川別命と、テヨカリワケは豊韓別命と同一であり、ハテヒは欽明紀に出てくる膳臣巴提便と同一人物の可能性ある。このようにヲワケ一族は大彦命の後裔氏族であり、中央豪族的な系譜を有した。ヲワケ一族は氏族系譜が異なる点から武蔵国造である笠原直一族にはあたらない。②ヲワケは斯鬼宮に在る時に「天下を左治する」職に昇進した。「左治天下」する職とは、中国においては『周礼』にみえる大宰という最高官職である。3世紀の日本においても王を左治することは男弟王の職掌とみえ（『魏志』倭人伝）、かなりの重職でヲワケは高い地位にいたといえる。地方豪族とは考えられない。③日本古代では、氏族が大王から刀剣を賜与される伝承があるので、稲荷山鉄剣は大王からヲワケに下賜された可能性がある。雄略朝は政変が多く、ヲワケが率いた杖刀人が活躍し、その勲功に報いるものとしてこの鉄剣が授与されたのではないかと。古代には功績があった者に太刀と封地（人民を伴う土地）を下賜したとする説話があることからすれば（『旧事紀』の物部連馬古の伝承）、この例と同じく中央貴族であったヲワケが勲功によって賜剣と北武蔵の封地を授かり、その地に赴き亡くなって稲荷山古墳に埋葬されたのではないかと。④稲荷山古墳は地方の古代墳墓としては珍しい二重周堀で、このような構造は中央貴族出身者の墳墓としてはじめて築造可能なものである。</p>
	田中卓 (1985年)	<p>①武蔵の豪族の中には、臣のカバネをもつ豪族を確認できず、ヲワケ一族は武蔵の豪族ではない可能性が出てくる。また、舎人制は雄略朝まで遡ることを実証できていないので、ヲワケを東国出身者と理解することはできない。特に「世世」という表現からは、ヲワケよりも4・5代前から杖刀人首についていたと考えられるが、より一層舎人制はそこまで遡らない。②ヲワケを仮に武蔵の豪族とすると、なぜ一地方豪族が各地から送られてきた杖刀人首をとりまとめる隊長になれるのか説明できない。杖刀人首は中央豪族が就任する中央の役職とみるべきである。③オホヒコは、カバネの臣が孝元天皇以前の皇裔氏族の称する姓であること、孝元天皇の皇子である大彦命と同音人名であることから、同一人物である。『日本書紀』には、大彦命の後裔として「阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狹狹城山君・筑紫国造・越国造・伊賀君」をあげており、ヲワケ一族はこの中から考えるべきである。このうち中央豪族となると、阿倍氏が膳氏になる。膳氏は食膳をつかさどる氏族であり、杖刀人首となる家柄としてはふさわしくない、ヲワケ一族は阿倍氏の人物であったのではないかと。テヨカリワケは大彦命の孫である豊韓別命の名と酷似し、その点からも後の阿倍氏一族であることが示唆される。④礫槲は6世紀前半に追葬されたものであり、稲荷山古墳の主体となる被葬者ではない。雄略朝では武蔵国の直丁が鳥養部にされていること（『日本書紀』雄略天皇11年条）、清寧・雄略の時期に武蔵国に白髪部が設置されたと考えられるが（『古事記』雄略天皇の段）、部民の設置の際には中央豪族が派遣されるので、その際にヲワケ一族は武蔵に赴いた可能性がある。⑤6世紀前半には武蔵国造の乱が起こるが、その際に使主がヤマト王権に訴え出たが、対立する小杵の背後には上毛野氏がいたために、ヤマト王権としても、中央の有力な武將を派遣して現地を制圧したのではないかと。それに派遣されたのは、杖刀人首を継承したヲワケの子か孫であったのではないかと。そのまま笠原の地で亡くなり、笠原直の墳墓として造営されていた稲荷山古墳に追葬されたのではないかと。</p>

<p>和田萃 (2001年)</p>	<p>①銘文によるとワワケ以前に杖刀人首に就任した人物がいるが、埼玉古墳群には稲荷山古墳以前の大型古墳が確認できないことから、ワワケは東国豪族ではない。②ワワケ一族はオホヒコを上祖していることや、「臣」のカバネをもつことから阿倍氏・膳氏といった奈良盆地東南部を拠点とする中央豪族である。ワワケの祖父の代からスクネ・ワケといったカバネ的な身分呼称がみえなくなるが、それはワワケ一族が本宗家から派生した一族になったからである。③ワワケ一族は毛野の豪族に対抗するために、北武蔵に派遣された一族である。それが北武蔵の地に突如として埼玉古墳群が現れる背景である。鉄剣はヤマト王権のもとで作刀されたものをワワケが東国に持ち込み、自子とみられる礫槨の被葬者に伝世した。</p>
<p>熊倉浩靖 (2001年)</p>	<p>①埼玉古墳群の被葬者一族（ワワケ）は、東国の安定化という目的で派遣された将軍であり、そのまま東国に土着し、後に東国六腹朝臣を構成する大野君氏になった。鉄剣はそのために渡された節刀といった意味があった。②東国六腹朝臣の各氏族の本拠地を、東国中心部の6世紀代の主な古墳と対応させると、大野氏と埼玉古墳群だけがこのころで、埼玉古墳群は大野氏の本拠地である。</p>
<p>小林敏男 (2001年)</p>	<p>①オホヒコ～タサキワケまではヒコ・スクネ・ワケという称号や尊称を持っており、一般に中央豪族にみえる系譜のパターンである。特にスクネは畿内豪族の祖につく名称であり、大彦命（オホヒコ）は宮廷内部で英雄とされ複数の中央の有力豪族が祖と位置づけた人物であり、ワケも中央から西日本に主に分布した豪族の名称であるから、ワワケの祖先は中央豪族であったのではないか。大彦命を上祖とする阿倍氏が膳氏系の系譜をもつ一族とみられる。②上毛野の祖先系譜にみられる荒田別や鹿我別は実在した可能性があり、中央から毛野に派遣された王族将軍的な位置づけを持つ人物であるので、テオカリワケやタサキワケも名前+別（ワケ）で共通することから実在し、テオカリワケ～タサキワケの代に武蔵に派遣されてきたのではないか。③鉄剣は記念碑的なもので、ワワケ一族の誇りを記したものであるから（家伝）、そういった性格をもつものを部下に与えるということは考えられず、下賜説は成り立たない。礫槨被葬者はワワケである。</p>
<p>吉川敏子 (2013年)</p>	<p>①鉄剣はワワケが自身の功績を述べているので、他人に与えるようなものでない。仮に中央豪族からの下賜であれば、そのつながりを示すものとして子孫に伝世しなければならず埋葬されない。礫槨被葬者はワワケ自身である。②オホヒコは大彦命と、タカリノスクネはイワカムツカリと同一人物とみられ（膳氏の祖磐鹿六雁）、テヨカリワケはトヨカラワケと類似（豊韓別命）、タカハシワケは高橋朝臣（膳氏から改姓）、タサキワケは大彦命後裔の狭狭城山君のササキと一致する。銘文のハテヒは膳臣巴提便と名前が類似する。銘文にみられる人物と大彦命の後裔人名では、対応する人名が多くあるので、ワワケ一族もその後裔氏族となる。③磐鹿六雁の人名でみられる「カリ」との名前は、タカリ・テヨカリワケとのように、銘文の中でもみられ、「カリ」の名前が共有されている。ただし、阿倍氏などにはカリがつく人名がみあらず、カリは膳氏系一族の人名の特徴である。オホヒコの後裔氏族の中でも、ワワケ一族は膳氏から派生した一族である。武蔵国造は天穗日命を上祖していることからワワケ一族は武蔵国造ではない。膳氏は軍事や外交にかかわる説話が存在することからも（膳臣斑鳩の新羅救援の話、膳臣巴提便の百濟との外交や虎狩の逸話、膳臣傾子が崇仏論争に軍を率いる話）、杖刀人首になり得る一族である。④『高橋氏文』には膳氏の遠祖とされる磐鹿六雁が無邪国造と知々夫国造を配下にして大王の食膳奉仕を行っていたことや、武蔵に分布していた大伴部を配下にしたとする伝承もあり、膳氏と武蔵国のつながりは強い。加美郡や入間郡に大伴直の存在を確認でき（天平勝宝5年11月の年記をもつ正倉院庸布・『続日本紀』宝亀8年6月乙酉条）、それはかつて膳氏の配下にあったものである。⑤『日本書紀』雄略2年10月丙子条で諸国に穴人部が設置されるが、その時期は朝鮮半島への軍事介入の伝承が多く集まるので、その設置は軍事動員を目的とする意味合いがあった。その穴人部の管理という任務を負って、膳氏一族で畿内で活躍していたワワケが、父兄とともに伴造として武蔵に下り、地方豪族の穴人直として土着したのではないか（天平勝宝5年11月の武蔵国貢上の庸布に「郡司穴人直石前」がみえる）（下向後カバネとしての臣は名乗れなくなる）。</p>
<p>荊木美行 (2014年)</p>	<p>①オホヒコを上祖とするワワケは中央豪族である。②鉄剣は作成したワワケ自身の杖刀人首として大王に奉仕した奉事根源を記したものであるから、それを他者に与えることは考えられず、下賜説は成り立たない。③埼玉古墳群はワワケが埋葬された稲荷山古墳が初代の古墳であり、それ以前の系譜の人物の墳墓がみあたらないことから、彼は地方豪族ではない。④ワワケは中央豪族で東国に派遣され、土着化して稲荷山古墳に埋葬された人物である。</p>

中央豪族下賜説

<p>原島礼二 (1978年) (1979年)</p>	<p>①ヲワケは「臣」のカバネをもつとともに、系譜の中に武蔵国造に結びつけられる人物はいないので、ヲワケは武蔵外の人物である。系譜の人物でスクネやワケを名乗っている人物がいることからヲワケ一族は身分の高い家柄である。銘文の上祖オホヒコは阿倍氏の祖の大彦命と同一人物であり、オホヒコの兄のタカリスクネは大彦命の孫である彦屋主田心命と同一人物である。この点からヲワケは阿倍氏系の人物である。②「杖刀人首」を大王の親衛隊長とすると、武蔵豪族としては誇張がありすぎ、天皇近侍氏族であった阿倍氏系の人物とみれば、そのまま杖刀人首の立場にいたることが理解しやすい。「左治天下」という表現はかなり有力な貴族でないことありえない。③武蔵国造には支部直を確認でき、武蔵の北部・中部には阿倍氏と関係が深い杖部直・穴人直もみえ、阿倍氏の進出を裏付ける。④武蔵の大型古墳の消長をみると、5世紀後半に多摩川流域から北武蔵に主体が移る。このことから武蔵国造の乱は6世紀前半ではなく、5世紀後半～末の出来事とみるべきである。上毛野氏の勢力は、七興山古墳以外は5世紀後半～末に大規模な古墳の築造がないが、それは武蔵国造の乱に介入し、失脚した状態を示す。⑤武蔵国造の乱は、5世紀後半～末に南武蔵勢力と北武蔵勢力の争いがあり、北武蔵勢力が勝利し、阿倍氏系有力豪族のヲワケもそれに関与しており、その勝利を記念して北武蔵の豪族に鉄剣を送ったのではないか。</p>
<p>金井塚良一 (1979年)</p>	<p>①銘文には8名の人物がいるが、仮に稲荷山古墳をヲワケの墓だとすると、それ以前の系譜の人物の墳墓にあてられる大型古墳は存在しない。北武蔵規模でみてもふさわしい墳墓が存在しないので、銘文の一族は武蔵の在地豪族ではなく、中央豪族とするべきである。②礫櫛の被葬者はヲワケではない。杖刀人の首は重要な地位なので、若年齢ではつとめられない。仮にヲワケが40歳でこの地位につき、鉄剣を471年に作成したと仮定すると、礫櫛は520年頃の築造と考えられるから、90歳になり礫櫛の被葬者がヲワケとは考えられない。③ヲワケは天下を左治したという重要人物であるが、礫櫛は稲荷山古墳の主体埋葬施設ではなく、すでにつくられていた古墳に埋葬されることは考えられない。やはり銘文の一族は在地豪族であったとみることはできない。④武蔵には支部が多くおり、阿倍氏とつながりのある在地豪族が多くいた。礫櫛の被葬者は阿倍氏系の中央豪族と結びつきをもった武蔵の在地豪族であり、鉄剣は阿倍氏が下賜したものである。</p>
<p>鈴木靖民 (1979年)</p>	<p>①阿倍氏とヲワケ一族は大彦命を始祖と意識していること、②阿倍氏は東国征定を含む四道將軍説話をもつこと、③阿倍氏は東国の杖(丈)部氏その他の氏を配下におくこと、④銘文系譜中に阿倍氏系の人名と類似する名が多いこと、⑤銘文の臣・足尼・獲居などのカバネ風称号は地方よりも元来畿内中心に濃く分布していること、⑥阿倍氏の天皇近侍氏族としての職務および伴造的役割と、杖刀人首として中央で杖刀人を統率したヲワケ一族は共通性があること、⑦阿倍氏の職掌にかかわる軍事=征服活動・対外交渉を通して部下への鉄剣授与も行われたと考えられること、⑧鉄剣の象嵌・作製地は東国でも可能であるが、畿内の可能性もありうる。以上の点からヲワケは中央豪族であり、鉄剣は礫櫛の被葬者に下賜されたものである。安閑紀の屯倉献上記事にみられるような東国豪族=首長層間の抗争にヤマト王権の名のもとに介入することなどを契機として、中央豪族と在地豪族が政治的支配隷属関係を結び、中央豪族が稲荷山古墳の礫櫛被葬者に自らの家系と功績を記した鉄剣を授与したのではないか。</p>
<p>黛弘道 (1979年A)</p>	<p>①銘文上の人物は、オホヒコは大彦命、タカリは田心命、テヨカリワケは豊韓別命、タカハシは高橋朝臣氏(阿倍氏の一派)、タサキは佐佐貴山君氏(阿倍氏の一派)、ハテヒは膳臣巴提便(欽明天皇紀)と同一人物とみられ、大彦命の後裔氏族の人名(氏族名)と共通する。このように阿倍氏関係の人物が多いので、ヲワケは阿倍氏の人物である。②武蔵国造の始祖は大彦命ではなく天穗日命であること、カバネも武蔵国造がもつ直ではなく臣であることから、ヲワケは武蔵国造の者ではない。③高橋朝臣(阿倍氏の分家)の先祖である磐鹿六雁命が景行天皇に従って東国にきたときに、武蔵国造の先祖と秩父国造の先祖をつくって料理を作らせたという伝承がある(『高橋氏文』)。これによると、阿倍氏の先祖と武蔵国造の先祖には、主従関係があったことになるので、鉄剣は阿倍氏から武蔵国造に下賜された可能性が考えられる。④当時は各地の国造が服属の証として、その子弟が杖刀人(後の舎人)になり王宮に出向き奉仕していた。仮に武蔵国造の子弟が杖刀人首となっていたとすると、なぜ多くの国造がいる中で武蔵国造がまとめ役になるのか、その説明ができない。阿倍氏は武蔵国造の上に立つ家柄であり、武人的な性格を強くもつので(四道將軍の説話など)、ヲワケは阿倍氏の人物である。⑤武蔵国造の子弟として奉仕した人物が、その義務を終えて郷里に戻り国造になるときに、阿倍氏が長年の功績にむくいるため鉄剣を与えたのではないか。</p>

<p>山尾幸久 (1983年)</p>	<p>①ヲワケは中央豪族の膳氏出身の人物である。中央豪族としての根拠は、銘文に「吾左治天下」という文言があること、大彦命を上祖としていること、名+臣は特定の職務をもつ宮廷の王臣となっていたことを示すこと（臣はカバネではないが、君権の統治を補佐する地位や君主が仕えさせる人物に与えた尊称）、杖刀人首の立場をもつからである。②膳氏であることの根拠は、大彦命を上祖としていること、膳氏は鉄剣が出土した武蔵に深い関係をもつ説話があること（『高橋氏文』）、銘文にカリの名をもつ者がいること、また武蔵国造の一族とみられる膳大部直の存在が確認できることがある。③当時の地方豪族は中央豪族の統属下におかれ、宮廷に奉仕していた。また、国造等を任じる際に太刀を下賜することもあるため（『日本書紀』成務5年9月条）、稲荷山鉄剣や江田船山古墳の大刀は地方豪族が中央に出仕した際に下賜されたものである。膳一族のヲワケは、新しく配下になった武蔵の在地豪族に、自らに仕えるべき正当性を誇示する目的で、始祖以来代々君主に奉仕してきた由来を刻んだ鉄剣を記念して下賜したのではないかと考えられる。④鉄剣を下賜されたのは、武蔵の膳大伴部である。膳大伴部である可能性が高い根拠は、膳氏の祖である磐鹿六獵命が景行天皇の東国行幸の際に膳大伴部を賜った記事がみえ（武蔵直膳大伴部の存在も確認される（『日本後紀』弘仁2年9月壬辰条））、また武蔵・秩父の国造を配下においていたことを示す史料が存在するからである。⑤阿倍氏・杖部直説が成り立たないのは、杖部=杖刀人にならないこと（杖は武具ではなく動詞的用法であり、杖部とは関係ない）、阿倍氏が北部・中部武蔵に進出するのは、7世紀に入ってからであり、雄略朝に進出していた明証がないからである。</p>
<p>岸俊男 (1980年)</p>	<p>①武蔵国造の上祖は天穗日命であること、加えて東国豪族で「臣」のカバネを保持する一族を確認できず、「直」であることから、ヲワケは武蔵国造であるとは考えられない。ヲワケを東国豪族とすると、「吾左治天下」という表現も解釈しづらい。ヲワケはオオヒコを上祖としていること、臣のカバネであることから、阿倍氏の人物の可能性が考えられる。②武蔵にも分布が確認される杖部は、その分布範囲が大彦命とその子である建沼河別命の遠征範囲と重なり（崇神紀の高志道と東方十二道への遠征）、宮廷の内外の警護・奉仕の伝承がみられるように武士的な性格をもっており（『万葉集』巻三・443・444・445）、阿倍氏とのかかわりが深い。杖部は杖部とも書くことから、杖部は杖部を略した可能性があり、杖刀人との関係が考えられる。③杖部造は大彦命の後裔で（『新撰姓氏録』右京皇別）、武蔵国の横見郡には郡司杖部直がみえ（正倉院蔵指布屏風袋に用いられた天平勝宝5年ころの庸布）、埼玉古墳群が属する埼玉郡に近接した足立郡・横見郡では、杖部直一族の分布が確認される（『続日本紀』神護景雲元年12月壬午条、『日本霊異記』（下七））。このように武蔵には、杖部とその地方管掌者が確認できるので、その中央での管掌者である阿倍氏との関係を考えなければならない。阿倍引田臣一族は泊瀬朝倉宮近くにその根拠地をもつことから、ヲワケは阿倍引田臣の系譜に連なるものであったのではないかと考えられる。④一つの仮説として阿倍氏のヲワケが杖部直一族などの武蔵北部の地方豪族に鉄剣を下賜した可能性が考えられる。</p>
<p>江上波夫 (1983年)</p>	<p>①オオヒコは大彦命であり、彼は阿倍氏・膳氏の始祖でもあることからヲワケ一族は中央豪族の家柄である。特に杖刀人首という職掌を勘案すると、阿倍氏系の一族であったとみられる。ヲワケが阿倍氏の一族ということになれば、「左治天下」という表現も大げさではない。②武蔵国造の始祖は大彦命ではなく、天穗日命であることもヲワケ中央豪族説の根拠になる。武蔵豪族が朝廷に舎人として出仕することはあっても、代々の天皇の命を預かる「杖刀人首」になることは常識として考えられない。③ヲワケ一族は、家職の親衛隊長を務めるとともに、天皇の全国統治を補佐した。そこで鉄剣も自ら作り、自らのことを明記した鉄剣を武蔵から上番した部下の杖刀人に賜与した。</p>
<p>森田悌 (1988年)</p>	<p>①銘文にみえるオオヒコとは、阿倍氏・膳氏の祖の大彦命であるので、その子孫であるヲワケ臣は中央豪族出身者になる。②杖刀人首(国造層の舎人をまとめる立場)は大王の親衛隊長を示すが、一地方豪族がそのような高い地位にあったとは考え難く、銘文にある「左治天下」したという表現はヤマト王権を構成する中央有力豪族にふさわしい。律令の時代では、国造層から出仕してきた舎人をまとめる役割に任じられていたのは、中央有力豪族であったので、杖刀人首の地位につくのも中央豪族とみるのが自然である。③鉄剣は中央豪族のヲワケ臣が作ったものであり、それを武蔵の地方豪族（武蔵国造）であった磯郭の被葬者に下賜したものである。</p>

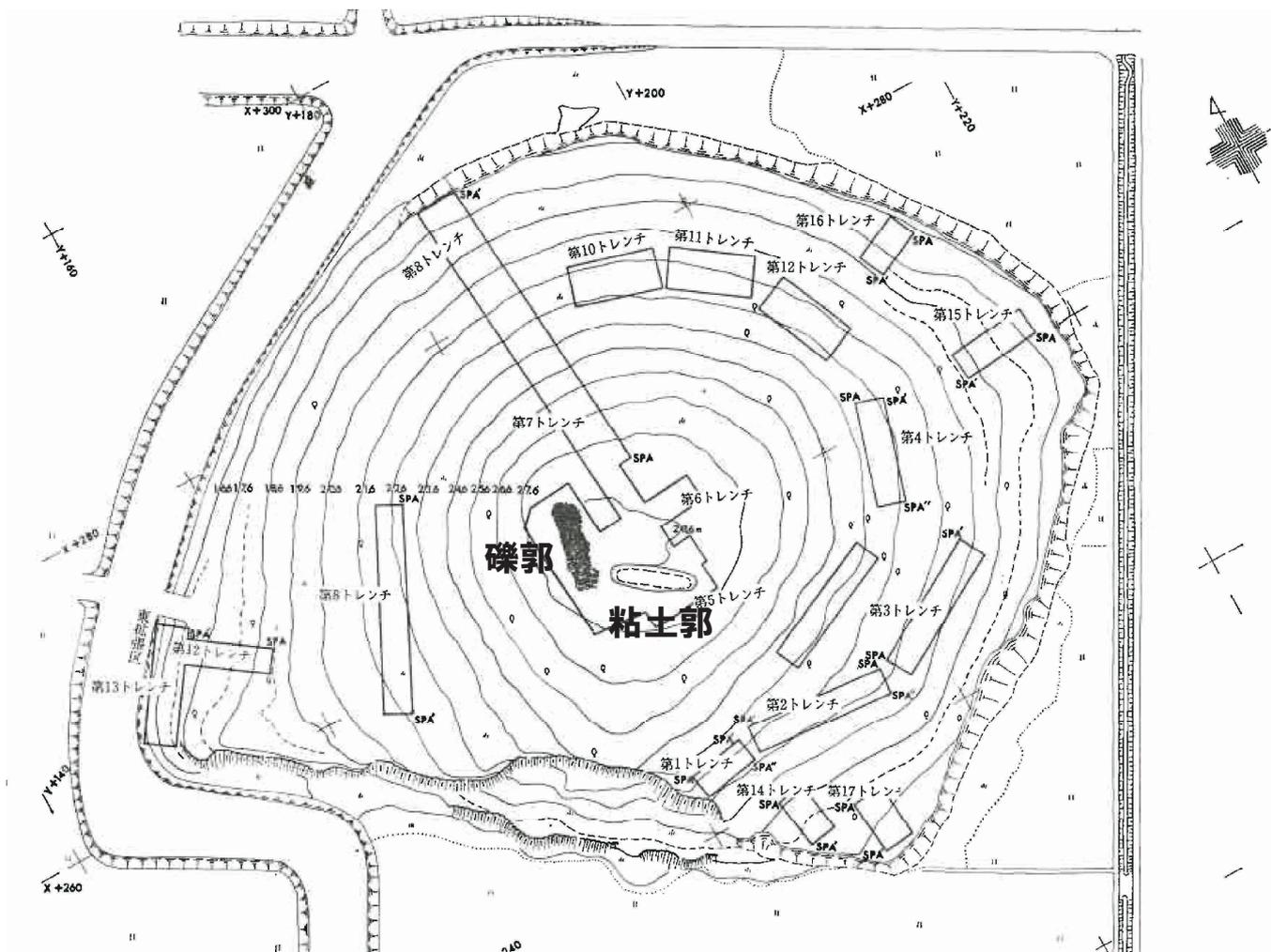
<p>白石 太郎 (1997年) (2016年) (2020年)</p>	<p>①礫槨は後円中央部でないこと、葬送儀礼で使用したと推測されるくびれ部出土の須恵器や土師器の年代は5世紀後半であり、礫槨の副葬品の年代は6世紀初頭になることから礫槨は追葬であり、稲荷山古墳の本来の墓主の埋葬施設は後円部墳頂中央部に存在する可能性が高い。礫槨の被葬者は首長ではなく、その首長の子弟と考えられるので、ヲワケを地方豪族と理解してしまうと、銘文では首長系譜に位置するヲワケが首長ではなかったことになり、不都合が生じる。また銘文の「吾左治天下」という表現は地方豪族としては大げさで考えづらい。②オホヒコは孝元天皇の子の大彦命であり、阿倍氏の祖でもあり、大彦命を祖とする豪族の中でもその中心は阿倍氏である。よって、ヲワケは阿倍氏に關係する人物である。③稲荷山古墳の近くの北武蔵（足立郡・横見郡）には、阿倍氏の部民である丈部やその管理者の丈部直がいたことがわかっており、武蔵と阿倍氏との關係を指摘できる。④5世紀後半は中央の有力豪族が地方の豪族と結びつきをもつために、刀剣を下賜することが行われていた。畿内の軍事豪族がその役割をはたすために東国の有力豪族の協力が必要であり、そのために中央豪族にとっても重要な鉄剣を地方豪族に与えることは想定できる（擬制的な同族關係の想定も可能）。鉄剣が出土した礫郭の被葬者は、族長である父もしくは兄から命を受け、杖刀人としてヤマト王権に上番し、杖刀人首であるヲワケと特別な關係を築いて剣を下賜されたのではないか。</p>
<p>増田 逸郎 (1999年)</p>	<p>①503年の年紀をもつ隅田八幡神社人物画像鏡には姓の「費直（アタイ）」がみえ、6世紀初頭には氏姓制度は成立している。銘文にみえる「臣」はオミとよみカバネである。武蔵国造やその他の武蔵の在地豪族もその多くがカバネは「直」であることから、「臣」姓であるヲワケ一族は武蔵国造ではない。②埼玉古墳群は武蔵国造の奥津城であるので、銘文にみえるヲワケは礫槨の被葬者ではなく、鉄剣は与えられたものである。ヲワケは上祖がオホヒコであることから阿倍氏一族の者である。③稲荷山古墳は在地的性格が強いこと（周堀が二重長方形・後円部に造出しは畿内の古墳にはみられない。また、葺石がみられず、主体部が粘土槨と礫槨という在地的要素が強い。舟形礫槨は群馬県東部から北武蔵によくみられる形）、銘文にみえる人物を単純に一世代20年で計算するとオホヒコは4世紀初頭に相当するが、該当する可能性がある墳墓は武蔵に存在しないことから、中央豪族派遣説は採用できない。④雄略朝は激動する朝鮮半島情勢に備えて、大王権力を強化しようとしていた時代であって葛城氏や吉備氏の打倒が行われており、その流れの中、上毛野氏を抑えるために比企地方の勢力を支援して埼玉政権（＝埼玉古墳群を築いた豪族勢力）を成立させ、北武蔵に進出させた。また、軍力を強化しようとする畿内政権にとって東国經營は重要であり、東国豪族との結びつきを強める目的で鉄剣の賜与が行われた。</p>
<p>鎌田 元一 (2001年)</p>	<p>①銘文はオホヒコからヲワケに至るまでの8代の系譜が書かれ、歴代の族長が代々杖刀人首として大王に仕えてきたことがわかり、ウチ（特定の人物を始祖におく疑似的血縁集団）とトモ（特定の職務を奉じて大王に仕えるもの）の成立が認められる。②杖刀人首とは、刀をとって大王の身邊を警固するトモの首（カシラ）であり、トモノミヤツコである。ヲワケは倭政権を構成する中央豪族である後の阿倍氏系の人物とするべきである。武蔵を含む東国は、阿倍氏との關係が深い丈部が多く分布している。③鉄剣は『日本書紀』成務5年9月条に「令諸国以国郡立造長、県邑置稻置。並賜予以為表」とあることから、上位者から下位者に賜与されたものとみるべきである。この場合は杖刀人首として天下を左治するヲワケからその統率下にある杖刀人（後の丈部）としての武蔵の族長に下賜されたものとみるのが妥当である。</p>
<p>坂本 和俊 (2001年)</p>	<p>①埼玉古墳群を形成した豪族（武蔵国造）は、考古学的な物証や（舟形木棺・長方形周堀が共通すること、將軍山古墳の石室石材に房州石が使用されること、生出塚埴輪窯で作成された埴輪が山倉一号墳から出土していること）、古墳の墳形が相似すること（姉ヶ崎二子山古墳を1.2倍すると稲荷山古墳と周堀外側のラインがほぼ一致すること、奥の山古墳を1.5倍すると山倉一号墳の墳丘の稜線とほぼ揃うこと）、文献史料の内容から（両者は天穗日命を上祖していること、『国造本紀』に菊麻国造（市原郡菊間郷）に武蔵国造の子になったという伝承があること、上海上国造の後裔である檜前舎人直が上総国上海郡と武蔵国加美郡に存在が確認できること）、東京湾東岸の姉ヶ崎古墳群（上海上国造家）の一派である。それが後の膳氏や大王の配下として埼玉地域に進出して埼玉古墳群を築造した。②稲荷山古墳では、主体となる埋葬施設が粘土槨・礫槨以外に存在し、それが首長の埋葬施設である。関東における夫婦葬はかなり遅れ女性は埋葬されないで、粘土槨と礫槨は主体となる埋葬施設の被葬者と親子關係になる。礫槨被葬者は首長を繼承した身ではないから、自らの系譜を語る銘文を記した鉄剣を製作したヲワケと考えることはできない。③稲荷山古墳から出土した画文帯環状乳神獸鏡の同型鏡は、九州地方に多く分布しており、それ以外は膳氏との關係が窺える若狭・志摩・安房といった地域がみられるので、鉄剣は膳氏から下賜されたものではないか。</p>

	高橋一夫 (2005年)	白石太一郎説を支持。
	森公章 (2013年) (2016年)	①ヲワケに至るまで8代は、いずれも歴代大王の杖刀人首として仕え、1代20～30年とみても3世紀中葉にまでさかのぼる系譜意識をもち、上祖オオヒコにまでつながる。地方の豪族が当時このような系譜をもっていたとは考え難く、ヲワケは中央豪族である。オオヒコを上祖としていることからヲワケは阿倍氏や膳氏の系譜につながる人物である。②後代の事例だが、伊弉に朱の貢上を求めたとき、大王が直接指示をしたのではなく、大王一内膳卿膳臣大麻呂一伊基国造稚子という指揮系統で実施されている（『日本書紀』安閑元年4月癸丑朔条）。稻荷山古墳の礫槨被葬者も膳氏などに比定される杖刀人首ヲワケのもとに杖刀人として奉仕したのではないか。③『高橋氏文』では、膳臣の祖、磐鹿六雁命が景行天皇について関東に赴いた際に、物部意富売布連という人がもっていた太刀をもらった説話がある。鉄剣も中央の杖刀人首であったヲワケのもとに来ていた関東の豪族が下賜されたのではないか。
	利根川章彦 (2015年)	礫槨被葬者が軍事的官僚の一員となり、その役割の隊長であったヲワケから信任を得ることに成功した。その結果、何らかの契機に鉄剣を賜与された。任務を終えて故郷のサキタマの地に帰還した後、ほどなくして他界し、稻荷山古墳の主人公の親族のひとりとして礫槨に葬られた。
地方豪族説	井上光貞 (1978年)	①武蔵で埼玉古墳群以上の古墳群は存在しないこと、銘文にみえる系譜の人物には、国造等の身分的地位を表示するワケ称号をもつ人物が複数含まれることから、埼玉古墳群は武蔵国造の奥津城であり、礫郭の被葬者はヲワケで武蔵国造の一族である。彼は舎人（=杖刀人）として雄略天皇に仕え、天皇を守護するという光栄感のもとに鉄剣を作成した。「左治天下」は自らの事績を誇張したものである。②銘文には奉事根源があるため、武蔵国造はその子弟を代々舎人として大王に派遣していたことを意味する。このあり方は当時一般化しており、後に郡司子弟から選ばれる兵衛につながる。特に左右近衛府にまとめられる授刀舎人寮は、令前の舎人の武具が刀であったことを示しており、「東人」ともよばれて東国豪族を主体とした授刀舎人は帯剣した舎人を指しており、杖刀人に通じる。しかも首であったのでそれは伴造としての意味をもったと考えられる。③オオヒコは大彦命と同一人物である。その根拠は両者の名前が同一であること、世代数的にも合致すること、両者とも東国に関係をもつ人物だからである。大彦命の四道將軍としての北陸・東国への派遣説話は当時の宮廷には共有されており、ヲワケは杖刀人首として朝廷に出仕していたのだからこの説話も承知していた。天皇家と縁もゆかりもない地方豪族が、天皇家との結びつきをもち自己の権威を強める目的で、大和政権の英雄に系譜的本源を求めて上祖に採用したのではないか。
	佐伯有清 (1979年AB)	①武蔵国造の一族の姓は全て「直」であること、武蔵には「臣」姓をもつ豪族が確認できないことから、ヲワケの次の文字は「臣」ではなく「直」の行書体（草書体）の一つでカバネではないか。②埼玉古墳群は近くに笠原という地名があり、笠原直の本拠地が近くにあったと考えられることから、埼玉古墳群は武蔵国造の奥津城である。稻荷山鉄剣の系譜8代は武蔵国造である笠原直のものである。③武蔵国造の流れをひくと推測される武蔵豪族は、天穗日命の後裔（物部直・大伴部直・檜前舎人直・土師直）と、大彦命の後裔（多摩郡の丈部直・加美郡の穴人直・横見郡の杖部直）に分かれる（『新撰姓氏録』右京皇別、杖部造条、左京皇別の穴人朝臣条）。これらの氏族には郡司を名乗っている者もある。ただ、武蔵国造の笠原直という名称は小地名に基づくもので、国造の名称としてふさわしくないので、この笠原直は国造の氏名ではなく個人名ではないか。銘文のなかにカサハヤがおり、武蔵国造の乱の伝承にまぎれがあって、笠原直を使主の父の名とすべきところをあたかも使主の氏姓名のように記してしまったのではないか。この推定が正しければ、銘文のカサハヤはカサハラであって『日本書紀』安閑元年紀にみえる笠原直と同一人物であり、ヲワケ直は安閑元年紀の使主と兄弟ということになり、武蔵国造につながる一族になる。
	直木孝次郎 (1979年)	①ヲワケ（コ）は礫槨の被葬者であり、出土古墳から考えて東国の豪族出身者である。杖刀人は舎人の前身であり、杖刀人首は大王の側近の護衛兵の隊長である。②「左治天下」という表現は誇張が含まれるが、金象嵌としてのごす限り、この表現は大王も承認していたと考えられるので、実際にヲワケはヤマト王権の政治に参加していたのではないか。7世紀以後のヤマト朝廷と東国豪族とのかかわり方とは異なっていた可能性がある。

<p>吉田昌 (1980年)</p>	<p>①オホヒコは大王家の一族であり、軍事に関係し東国と密接な関係をもつ武人であった大彦命である可能性が高い（実在はしない）。オホヒコを上祖としたのは、ワケが当時の宮廷の中で定着しつつあったオホヒコ伝承に基づき、大王との親近性を強調したかったからである。系譜はワケが述作した部分が多い。稲荷山鉄剣は大王への忠誠を示したものである。②大王への忠誠を誓いまた結びつきを強調する鉄剣が埼玉古墳群から出る必然性がある。それは、埼玉古墳群を築いたのはこの地の新興豪族であり、それは大王権力と結びつくことで毛野の勢力から自立を勝ち得たものだったからであり、大王との結びつきを強調する必要があった。ハテヒ・カサヒヨがワケ称号をもたないのは、新興豪族だったからである。銘文の杖刀人として仕えた「世世」の範囲は、ハテヒ・カサヒヨ・ワケまでである。③部民制成立以前は、大王は諸首長との直接的な結びつきで親衛軍を組織した。有力地方首長層が大王のもとで重要な地位を占めたであろう説話があり（『日本書紀』雄略7年8月条、『播磨国風土記』讃容郡弥加都伎原条）、北武蔵の地方豪族が大王のもとで重要な地位にいても不自然ではない。ワケが「左治天下」と揚言するのは、5世紀代に各地の有力首長層が大王と直接的な忠誠関係を結び、それによって宮廷で重きをなすということが実際にあったからではないか。</p>
<p>篠川賢 (1988年)</p>	<p>①「左治天下」という表現が地方豪族としてふさわしくないというが、雄略朝において地方豪族が宮廷で有力な地位にいなかったということは証明されておらず、地方豪族が杖刀人首の地位にいた可能性は否定できない。銘文はワケが自己の功績を表現するものであるのだから誇大にしているとみればよい。②オホヒコ～タサキワケまでは実在の系譜ではない。5代まではヒコ・スクネ・ワケの称号を有しているが、6代のハテヒと7代のカサヒヨにはそれがみられないことから5代目と6代目の間には系譜的な断絶がある。タカリのスクネとテヨカリワケの「カリ」が、膳氏の祖と語られる磐鹿六彌命(カリ)に通じること、テヨカリワケの名が大彦命の孫で穂積氏・阿倍氏ら七族の遠祖とある豊韓別命(トヨカラワケ)の名と酷似すること、タカヒシワケ・タサキワケの名が高橋氏・狭々城山氏のウジ名に通じることから、5代までの系譜は後の大彦命系の氏族に関係した人名で構成されており、やはり架空の系譜の可能性はある。各氏族は特定の職につくことにより、その職にふさわしい家系にみせるため系譜を改変・架上することがあった。この銘文の系譜もワケが杖刀人首に就任したことをきっかけにつくられたものではないか。③ワケは礫櫛の被葬者であり、武蔵の地方豪族出身者である。杖刀人(大王親衛隊)全体の隊長か、部隊長であった。礫櫛の被葬者は首長その人か、その一族の者である。稲荷山古墳は全長120mでこの時期の古墳としては関東のみならず、全国的に見ても有数の規模をほこっており、その権力の強大さを物語る。後の武蔵国造にあたる笠原直一族の奥津城で間違いない。</p>
<p>杉山晋作 (1992年) (2005年)</p>	<p>①礫櫛の被葬者は稲荷山古墳の中心的な被葬者ではなく、礫櫛が後円部の中心から外れること、礫櫛の副葬品に冑がないことから、首長の子弟の可能性が高い。②杖刀人首は、数十人単位の部隊を率いる集団の長程度のものであったのではないかと（高句麗安岳の壁画からの推測）。「左治天下」とあってもワケは畿内の有力豪族でないとみても問題ない。③武蔵国造の子弟が畿内に出仕して杖刀人首となり、鉄剣に文字を刻ませ、やがて亡くなって父や兄の眠る故郷の稲荷山古墳と一緒に埋葬された。ワケと礫櫛被葬者は同一人物である。</p>
<p>熊谷公男 (2001年)</p>	<p>①古代において刀剣は重要な呪具であり、それは刀剣に銘文を刻むという行いが示している(石上神宮七支刀や江田船山古墳出土大刀)。このような有銘鉄剣は本人が保持してこそ効力があるものであり、稲荷山鉄剣もそのことを前提に解釈するべきである。②稲荷山鉄剣には、杖刀人首としてワケが大王に仕える根拠を系譜の形で掲している（「吾が奉事の根源を記す」）。系譜は自己の氏族の帰属や社会的地位を標示する機能を持ち、ウジ名にもそういった機能がかったが、この段階では未成立であるため、ワケが自己の氏族の帰属を標示するためには系譜の形で出すしかなかった。これを鉄剣銘文としてのこすことは、子孫が代々杖刀人の首としての地位を継承することの願いを込めたものとみられる。このような一族の政治的地位の継承を願い作成した鉄剣を簡単に他族に分与したりすることは考えづらい。③ワケは地方豪族出身で、礫櫛の被葬者本人である。ただし、礫櫛は後円中心部ではなく、あくまでも第二・第三の埋葬施設であり、ワケは族長の地位についていない。あくまでも礫櫛の被葬者は稲荷山古墳の墓主である一族の族長の近親者(子弟)であり、族長が埋葬されたあとに追葬されたのではないかと。④オホヒコは孝元天皇の皇子で崇神朝に四道將軍の一人として北陸に派遣された大彦命と同一人物である。オホヒコは『日本書紀』では阿部臣・膳臣など7氏の祖であり、有力な中央豪族の始祖になっている。オホヒコ～タサキワケまでは阿倍氏系の氏族系譜であり、それをワケが架上した意図としては、杖刀人として王宮に出仕するようになったのも阿倍氏系の氏族との結びつきによるものとみられるので、阿倍氏系の中央豪族との結びつきを統属関係の系譜(同祖関係)で示す必要があったからである。⑤ワケは杖刀人首の地位を子孫に継承されることを願い、また地方社会に自分と大王や中央有力豪族との結びつきの強さをアピールし、在地社会での権威強化をはかる目的から鉄剣を作成した。</p>

<p>佐藤長門 (2002年) (2004年)</p>	<p>①中央豪族説ではオホヒコを記紀や『新撰姓氏録』の阿倍氏や膳氏系の始祖にみえるオホヒコと同一人物とみなしている。だが、これらの史料はオホヒコを孝元天皇の後裔としているが、銘文は孝元天皇までつなげていない。よって、5世紀後半の首長系譜と6世紀後半に形成される氏族系譜は異なるものであり、この場合のオホヒコは伝承上の英雄（偉大な男、勇者）といった普通名詞的名称であり、固有名詞化して阿倍氏の始祖となるオホヒコとはみれない。②ヲワケは武蔵の地域首長であり、大王宮に上番した経験に基づき鉄剣を作らせた。杖刀人首にも就任し、軍事的舎人を統率して大王の治世を補佐した。</p>
<p>狩野久 (2003年)</p>	<p>①稲荷山古墳の墳頂中央部は、未掘で埋葬施設が存在する可能性があるため、礫槨被葬者は最初の被葬者ではなく、稲荷山古墳の墓主の子弟とみられる。ヲワケは武蔵豪族である。②オホヒコを始祖伝承にもつ氏族は多くおり、記紀に記載されている以上にオホヒコを上祖にした氏族がいた可能性は高く、オホヒコは東国に多くの伝承をもつので、その伝承が東国にも共有され、ヲワケが杖刀人首という職掌に関わってその始祖に据えた可能性もある。③鉄剣は、銘文の内容をみてもわかるようにヲワケ自ら依頼して作り、自分が杖刀人首として大王に奉事してきた「吾が奉事の根源」を記すのが目的なので、いかに関係の深い配下に対してでも下賜することは考えづらい。④杖刀人は大王の宮殿の守衛を担当する武人。首は隊長という意味だが、首の用例をみると、屯倉の現地管掌者の姓や（縮見屯倉（『日本書紀』清寧紀2年11月条））、御名代の地方伴造の姓（刑部首など）、村首のように村長の意味で用いられており、首が率いる集団の規模はそれほど大きくはなかったとみられる。⑤5世紀においては、大王と臣従関係を結ぶ豪族はあくまでも個別的な関係で伴として仕えており、制度的な機構や組織はなかった。武蔵豪族ヲワケは、御名代として倭王の宮廷に赴き、杖刀人という親衛隊に編成された。全国各地から同じような身分で徴用された杖刀人群がおり、その勤務が数代の大王に及ぶことになったヲワケは、最終的にその隊長になった。そして大王の近くに仕える日々の勤務が「左治天下」の意識をもたせるようになったのではないかと。親衛隊の最高指揮官は大連の相伴宿屋であり、ヲワケもその指揮下に入っていたのではないかと。雄略の伝記では、あまり地位が高くない人物が出てくることがあるので、ヲワケも大王と関係が近かったことが考えられる。</p>
<p>吉村武彦 (2003年)</p>	<p>①稲荷山鉄剣は、その他の金石文と比較してみると、字形の類似、5世紀の金石文資料は全て「王」の字が出現すること、文章の内容・象嵌技術の観点からも中央社会の中で作成されたものとみられる。音韻学の立場からヒコ・スクネの尊称や「大王」の名前に、大和地方で始まったアクセントがかき分けられていること、8代系譜には東国の方言が含まれていることから、東国の人々が製作に関与し、有銘鉄剣を作成したと考えられる。②刀剣に文字を象嵌するのは極めて特殊な行為であり、この銘文化された鉄剣は自らの系譜以外の者に渡すといった性格のものではなく、銘文内容からしても貰った他人には無意味なものになる。③ヲワケ一族は中央のヤマト王権に出仕し、新たに前方後円墳を代々築いていけるような地歩を築いた。稲荷山古墳は埼玉古墳群の中で一番古く、大仙陵古墳の4分の1の規模で築造されている。それだけヤマト王権とのつながりの強さがわかり、その強さから勢力を高めていった地方豪族である。数代にわたってヤマト政権と強いつながりをもっているのであれば、「奉事根源」を銘文に記す必要はない。初代に近い人物だったからこそ鉄剣が必要であった。④オホヒコは大彦命と同一人物（実在はしない）。氏名はヤマト王権での職掌を示すものだが、5世紀後半にはそれは未成立だった。その代わりにヲワケは大王家の始祖と位置づけられる崇神と関係する四道將軍説話をもつ大彦命を始祖の名に持ち出し、杖刀人首として仕える理由を説明した。</p>
<p>仁藤敦史 (2012年)</p>	<p>①鉄剣は象嵌技術が最先端であり、大王の付属工房で作成されたものと考えられる。そのことからすると、この鉄剣の真の発注者はそれを許可した大王になる。②銘文の内容からは、杖刀人首として大王に仕えたヲワケがその奉事根源を述べているので、そうした内容をもつ鉄剣を他人に下賜することは考えられない。③銘文の5代までとハテヒ以降の3代の間には、系譜的な断絶があり、始めの5代は架上されたものである。その架上された系譜の始祖は阿倍氏の始祖でもある大彦命であり、その他の人物も阿倍氏に関係する人物の名前があげられており、阿倍氏とヲワケ一族（東国豪族）は擬制的な同族関係を結んでいた。東国の地方豪族は、中央豪族と擬制的な関係をもつことでヤマト王権との関係性を強固なものにしようとしていた。</p>
<p>田中史生 (2013年)</p>	<p>①銘文内容には東国方言が含まれるので、有銘鉄剣を作らせたヲワケは北武蔵の有力首長の子弟である。ただし、阿倍氏系の系譜をもつので、中央で阿倍氏系前身集団とかかわりをもっていたと想定され(5代までの系譜は架上)、その系譜を示すことで自らの政治的立場の正当性を主張した。「世世」は大王の御世御世のことで、ヲワケが代々の王に杖刀人首として仕え、今に至ると解釈するべき。武王以前から杖刀人の首であった可能性が高い。②武王の父済王が宋朝に対し23人への將軍号・郡太守号の除正を求めており、地方官たる郡太守も倭王権を支える主要臣僚と位置づけられていたと考えられ、地方豪族も主要な属僚であった可能性がある。また、5世紀後半東国屈指の大型前方後円墳を営んだ稲荷山古墳の中心的被葬者が郡太守号の所持者であっても不自然ではなく、この地方豪族の子弟が杖刀人首として大王に近侍したのであれば、銘文の「左治天下」という表現もおかしくない。地</p>

	<p>方豪族と大王の関係については、倭の五王に比定される天皇に近侍し、その意思や行動に影響を与えたという舎人伝承も参考になる（吉備弓削部虚空・中臣烏賊津使主の逸話）。杖刀人首は、大王宮に軍府がおかれ、その軍府の府官の下部に組織されていた。</p>
<p>大橋信弥 (2017年)</p>	<p>①埼玉古墳群は大規模な古墳群を営んだ地域として全国的にも珍しく、最古の稲荷山古墳は5世紀後半の築造されたものであり、この時期の前方後円墳としては全国的に見ても最有力であり、ヤマト王権においても重要な地位にあったとみられることから、「天下左治」という表現も絵空事ではなく、実態を反映している。②銘文系譜の5代までは神話的・伝説的な部分（始祖系譜）であり、実在したのは後半の3代のみである。この3代は杖刀人首として「世世」という言葉通り朝廷に番上して大王に仕えたとみられ、この3代が活躍した時期は稲荷山古墳の登場時期とも矛盾しない。杖刀人首として大王に奉仕することを保証する意味をもったのが、始祖系譜の部分である。③ヲワケは礫礫の被葬者とみるのが自然である。ヲワケは稲荷山古墳の本来の被葬者でなかった可能性が高いが、8代の首長系譜を受け継ぐので、稲荷山古墳の本来の被葬者（カサヒヨカ）死後、首長の地位を受け継いだものとみられる。</p>
<p>馬場基 (2018年)</p>	<p>①江田船山古墳出土大刀は、大刀をもつものに幸福がおとずれるとの銘文があって大刀自体の説明をしており、銘文と大刀がきっても切り離せない関係にあるが、稲荷山鉄剣にはそれがない。つまり、稲荷山鉄剣の銘文は、鉄剣そのものをもつことによる効果は述べられていなく、銘文が訴えたいことの主眼は「記吾奉事根源」にあり、銘文自体に存在意義がある。あくまでも鉄剣は書写媒体に過ぎず、古代人にとっては鉄剣から切り離されても意味があるものであった。被葬者と鉄剣という関係よりも、銘文と被葬者という関係でとらえるべきである。②稲荷山鉄剣は山の上碑と構成や表現の類似性が指摘できる。山の上碑は1記載年月日+2系譜+3記載目的+4記載者という構成をとる。どちらも、〇年月〇記とあること、始祖の功績から書き起こされている点、銘文（碑文）の目的を宣言している点で、非常に類似する。両者の性格は相通じるものがあり、稲荷山鉄剣は墓誌に近い性格を有するのではないか。墓誌的な性格をもつ限り、被葬者はヲワケ本人の可能性が高い。③6世紀初頭には地方豪族の上番があり、中央豪族も巻き込んだ対等な関係が生みだされていた。この点を踏まえれば、北武蔵の豪族であったヲワケが上番して、杖刀人首として大王に仕奉していたという考えが一番自然である。</p>
<p>平林章仁 (2021年)</p>	<p>①有力豪族が遠隔地で亡くなった場合は本貫へ帰葬される事例がほとんどであり（『日本書紀』雄略天皇9年5月条（紀小弓宿禰）、継体天皇24年是歳条（近江毛野臣）、推古天皇11年2月丙子条（来目皇子））、派遣先で亡くなり稲荷山古墳に埋葬されたとする中央豪族派遣説は成り立たない。②「吾、治天下を左け」と読むべきであり（与えられた職務を遂行したとの意味）、左治ではないのでこの一文はヲワケ中央豪族説の根拠にはならない。③銘文の系譜は前半の5代と後半の3代は断絶があり、前半5代はヲワケ一族とは別の系譜を接続したものである可能性が高い。オホヒコはヲワケ一族が始祖と仰ぐにふさわしい人物として、5世紀の系譜伝承の中に存在していたことは間違いない。ヲワケがこの8代の系譜を保持していたからこそ杖刀人首に任じられ、出自を表示した系譜を銘文に刻んだのである。④ヲワケはワカタケル大王以外には奉仕したとは刻まれておらず、「世世」はワカタケル大王の治世以外には考えられない。本来であれば最初に杖刀人首に任じられた大王のことも明記するべきであるが、それはないのでヲワケがワカタケル大王の先代、先々代から杖刀人首であったとみることはこの銘文からは不可能である。「世世」には「その時代、途絶えることなく」といった意味があるので、これはワカタケル大王が前王宮にいたときからシキ宮に遷宮した現代まで、途切れることなく奉仕してきたとの意味にとるべきである。また、この鉄剣を作成したのは、杖刀人首になったからではなく、シキ宮のときに「左治天下」る地位についたからである。⑤古代王権は帰順した褒章として豪族に剣や楯を下賜することがあった（『日本書紀』成務天皇5年9月条、天智天皇3年2月丁亥条）。それを豪族は王権とのつながりを示す宝器として扱い、天皇が交代・豪族が死亡した際は職位関係が終焉し、墳墓に副葬した。鉄剣はヲワケがワカタケル大王に杖刀人首として仕えたことに関する記念の重器であることから他人に与えることは考えられない。⑥ヤマト王権では大王の代替わりごとに職の任命や確認が行われることが通例であり、自動的に次代へ継承される性格のものではなかったので、ヲワケはワカタケル大王の死去とともに、杖刀人首・「左治天下」という奉仕関係は解消された。杖刀人首はヲワケ一代限りのものであり、職位は継承されるものではなかったので、鉄剣も後世に伝える必要性がなく、埋葬されたのではないか。⑦ヲワケを畿内豪族とみる説の根拠はないので、ヲワケは礫礫被葬者であり東国出身者である。ただし、武蔵国造の始祖とヲワケの始祖が合わないので、ヲワケ一族は武蔵国造ではない。</p>



参考資料 稻荷山古墳礫郭位置図

(裏)

其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世為杖刀人首奉其妻至今獲加多支園大王寺
在斯鬼宮時吾尤治天下令作此百練利刀記吾奉其祖也

(表)

至死年七月中記乎獲居臣上祖名意富比塊其兒多加利呈尼其兒名
至已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半互比

(裏)



(表)



参考資料 稻荷山鉄劍銘文

埼玉県指定有形文化財「古瓦」武蔵国分寺関係資料について

宮原正樹

1 はじめに

県指定有形文化財考古資料「古瓦」は、明治から昭和の考古学者柴田常恵が各地から収集した白鳳期から近世までの古瓦で、昭和30年11月1日に指定されたものである。採集地は、九州から東北の古代寺院、国分寺、官衙、城柵、窯跡など多岐にわたり、一部に朝鮮半島の資料も含まれている。

これらの資料は、秩父郡長瀬町野上に所在した長瀬総合博物館において、長瀬総合博物館の前身の「吸古館」を開設した地元の眼科医塩谷覺三郎が収集したコレクションとして保管、展示され、平成25年の閉館に伴い、埼玉県立さきたま史跡の博物館に寄贈された。塩谷が柴田の収集した資料を入手した経緯は不明であるが、「古瓦」の指定に関連してまとめられたとみられる「塩谷覺三郎氏所蔵全国古瓦目録」には、柴田が収集した資料であること、採集地は柴田の記録を基本として確証のあるものだけを示していることが記されている。さらに、本資料は、國學院大學が公開している「國學院大學デジタルミュージアム－柴田常恵瓦拓本資料」と一致しており、柴田常恵が残した研究資料として、考古学史における価値は評価できる。

なお、さきたま史跡の博物館では、寄贈後、整理作業を進め、注記や添付されたラベル、國學院大學資料の拓本に記された採集地をまとめ、資料一覧を報告、公開している（2019野中・鈴木・宮原）。

本稿では、「古瓦」資料一覧を基に採集地を、近年出土資料の集成が進みつつある武蔵国分寺、及び武蔵国分寺に瓦を供給した窯跡群とする瓦について、新たに計測、図化し、基本情報をまとめることにしたい。また、報告資料に複数含まれている末野窯跡群の資料について若干の考察を加えたい。

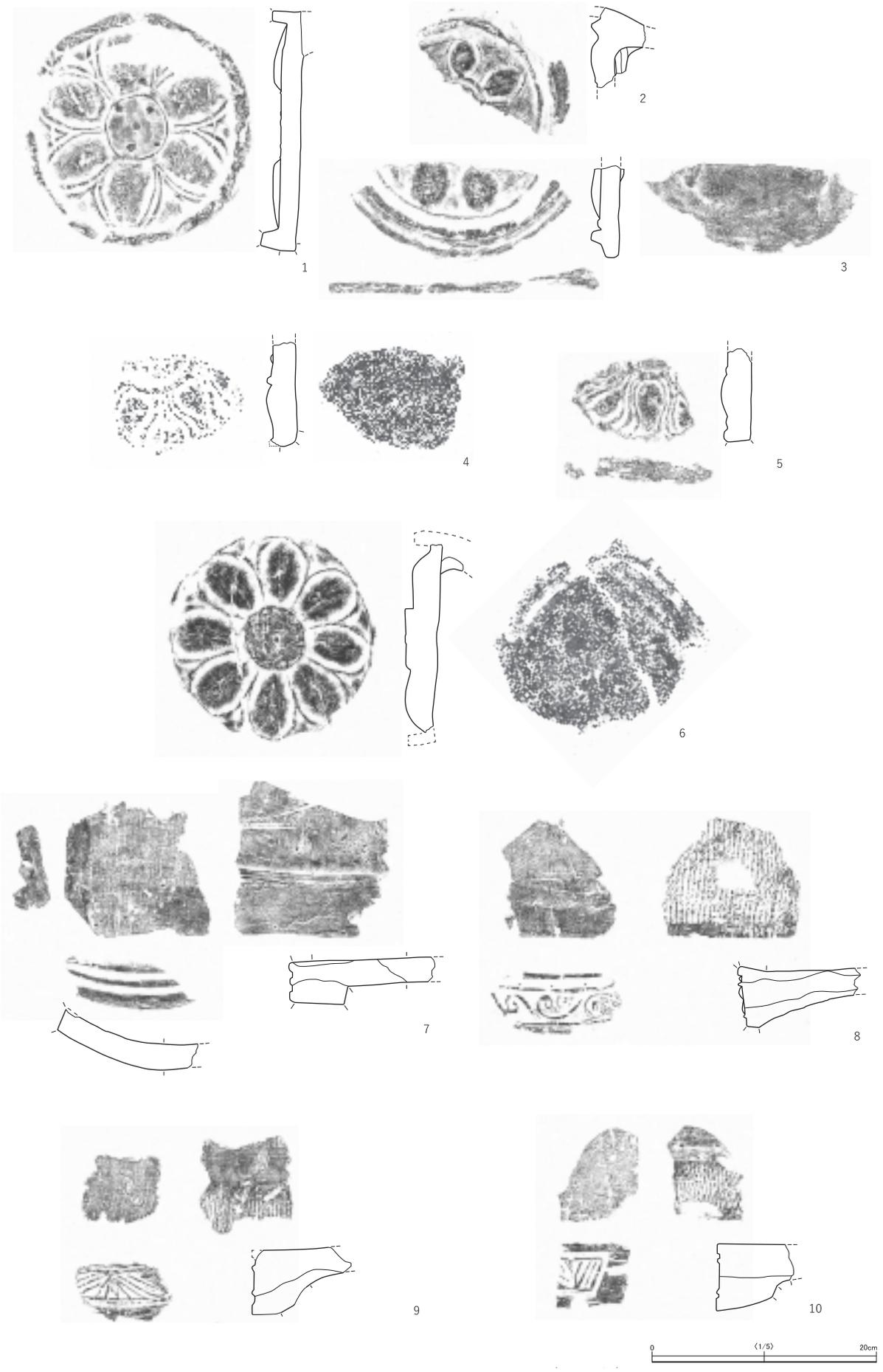
2 武蔵国分寺関係資料

(1) 分類作業

埼玉県指定有形文化財「古瓦」において、資料一覧では武蔵国分寺に関する資料は計38点とされている（野中・鈴木・宮原2019）。しかし、資料一覧の出土地・採集地は、資料やラベルに注記されている内容に従って作成されており、本稿のために実施した詳細な調査によって、同範瓦もしくは類似した瓦が確認され、採集地の修正を要するものがあつた。そのため、すでに公開している「古瓦」資料一覧について、本稿での報告をもって修正することとしたい。修正が生じた資料は観察表の出土・採集地の項目で、本来の採集地となる遺跡名を併記した。

これらの修正の結果、武蔵国分寺に関する資料は合計37点で、接合し1個体となるものもあることから、図示は32点となっている（第1図～第4図、表1～2）。なお、今回掲載した実測図、拓本はすべて筆者によるものである。

軒先瓦の分類に当たっては、『武蔵国分僧寺跡発掘調査報告書Ⅱ—史跡保存整備に伴う事前遺構確認調査—〔遺物編〕』及び国分寺市遺跡調査会が刊行した『武蔵国分寺跡出土基礎資料集1 武蔵国分寺跡出土瓦集成—錠瓦・宇瓦—』、及び『武蔵国分寺跡出土基礎資料集2 武蔵国分寺跡出土瓦集成—文字瓦—』、『武蔵国分寺跡出土基礎資料集3 武蔵国分寺跡出土瓦集成—文字瓦・墨書土器他—』に従った。また、同資料集では、鳥根県教育庁文化財課古代文化センターの『鳥根県古代文化センター調査研究報告書39 平塚運—古代瓦コレクション資料集(1)—武蔵国分寺関連資料・錠瓦編—』、



第1図 軒丸瓦・軒平瓦 (S = 1/5)

『鳥根県古代文化センター調査研究報告書 44 平塚運一古代瓦コレクション資料集 (2) 武蔵国分寺関連資料宇瓦・鍔瓦補遺 平塚運一コレクション資料目録』で示された分類基準に沿っていることから、本稿でもこれに準拠し分類作業をおこなった。

なお、武蔵国分寺の軒先瓦の型式番号は、全ての出土資料を網羅したものは正式に公表されていないが(国分寺市遺跡調査会 2018、依田 2018、依田 2019)、文様を明確に示すため前述の報告書や資料集を参照し、使用させていただいた。

(2) 軒丸瓦

1は素弁六弁蓮華文で、資料一覧の報告では単弁としたが素弁の誤りである。武蔵国分寺軒先瓦型式では 22 型式が設定されている。蓮弁は膨らみと二重の稜線で表現されている。武蔵国分寺出土例は少なく、昭和 39 年の発掘調査において、塔跡 1 からの出土 1 例のみとなっている(依田 2018)。胎土は少々荒く、10mm 以下の石英のほか、2mm から 5mm ほどの黒色、褐色のスコリア状の石を含んでいる。瓦当裏面には「末野赤岩窯」と注記されているが、胎土の様相からも末野窯跡群で生産されたもので間違いなからう。なお、同範とみられる資料が末野窯跡群出土、吉田義明氏所蔵として『武蔵国分寺の研究』で紹介されているが、本資料と同一品であるかは不明である(石村 1960)。

2は素弁六弁蓮華文である。中房の蓮子は破損により全容が不明であるが、蓮弁から 26 型式と判断した。内区外側及び外区を指ナデで整えている。丸瓦部は瓦当裏面上端より下がった位置に接合し、接合部支持土は丸瓦に沿って指ナデされる。胎土から東金子窯跡生産品と考えられる。

3は素弁六弁蓮華文である。29 型式のいずれかと考えられるが、弁の形状などから 29 - D 型式の可能性が最も高い。弁は盛り上がりが高く、それぞれの形が異なる。蓮弁が五弁のもの(鳩山窯跡群軒丸瓦 4 類)が広町 B 灰原から出土している。鳩山窯跡群軒丸瓦 4 類の裏面には縄叩きが残るが、本資料は全面ナデ調整が施されている。東金子窯跡群の生産とみられる。

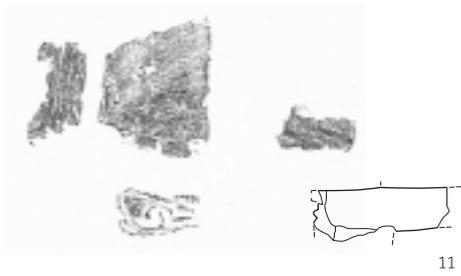
4と5は素弁七弁蓮華文である。全ての蓮弁と間弁の先端部に珠文が配置されていることから 61 - B 型式と判断した。なお、61 - A 型式は文様構成が類似するが、中房蓮子 1 + 6 で、弁の先に珠文がみられないものである。胎土には白色針状物質は見られなかった。

6は素弁八弁蓮華文で、採集地は不明とされるものである。これまでに武蔵国分寺跡、南比企窯跡群での出土が知られる。文様、法量、弁の範傷が 97 - A 型式と一致し、胎土には白色針状物質を含んでいることから、武蔵国分寺供給品、南比企窯跡群生産品と判断した。鳩山窯跡群小谷 B 第 11 号窯の煙道部右袖からは、中房に「父」の文字を陽刻で表現する素弁八弁蓮華文軒丸瓦が出土している。この瓦の内区径は実測図からの計測で 17.0cm であり、本資料の 16.9cm とほぼ一致していることから、範が彫り直された可能性がある。つくりは本資料の接着技法に対して、小谷 B 資料は一本づくりであり、文様の変化とつくりの変化が認められる。

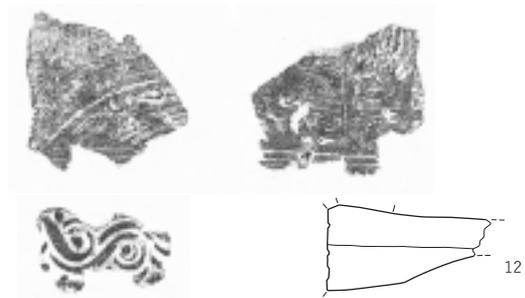
(3) 軒平瓦

7は三重弧文である。瓦当部は貼り付け技法によるもので、施文は瓦範である。平瓦部は粘土紐桶巻きづくりで、凸面は縄叩き後にナデ調整される。胎土には白色針状物質を含み、南比企窯跡群での生産品と考えられる。

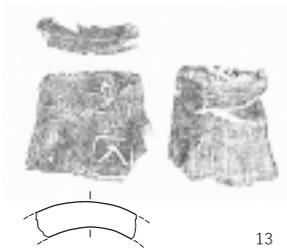
8は均整唐草文、232 - B 型式である。東金子窯跡群で生産された八坂前窯跡 I - 1 類、新久窯跡 I 類とみられる。瓦当部の製作技法は貼り付け、顎の形態は曲線顎で下面が外反する。凸面は縄叩き後、瓦当面付近を横方向に削る。文様の構成は上外区に珠文があり、左脇区から内区にかけて範傷が



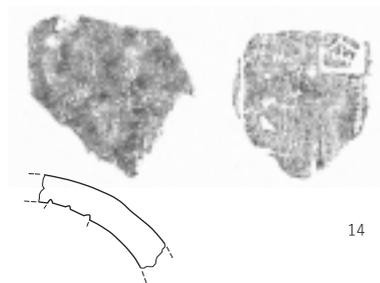
11



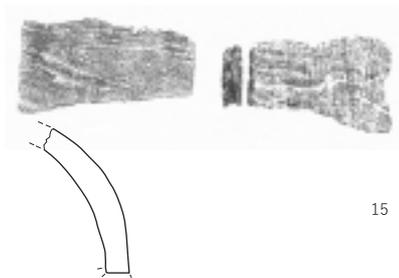
12



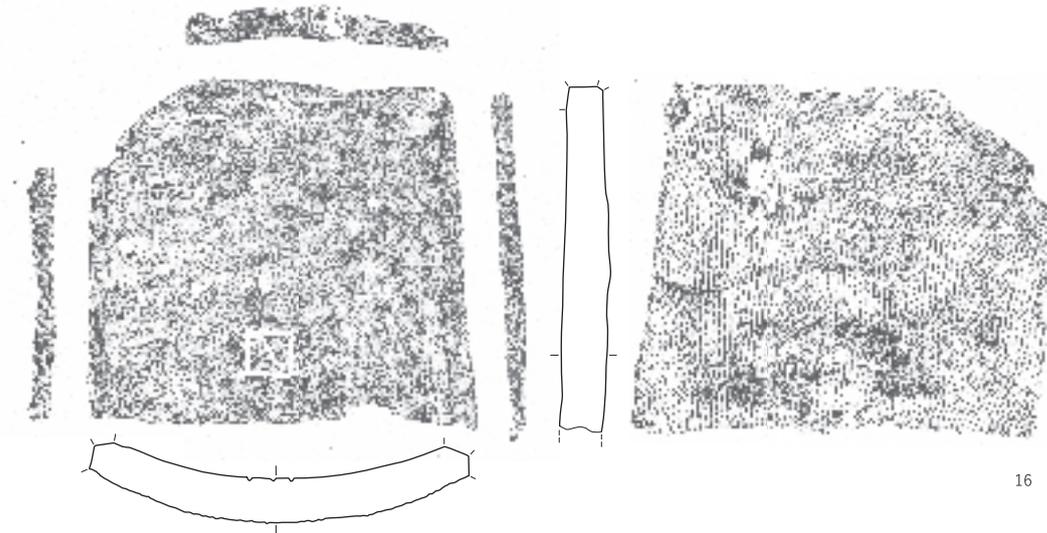
13



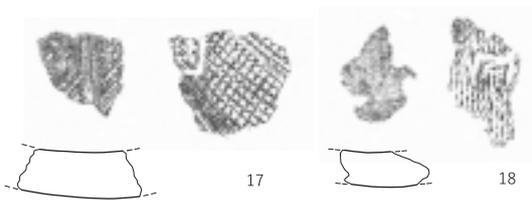
14



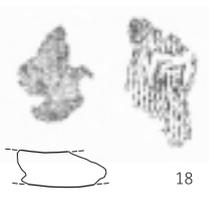
15



16



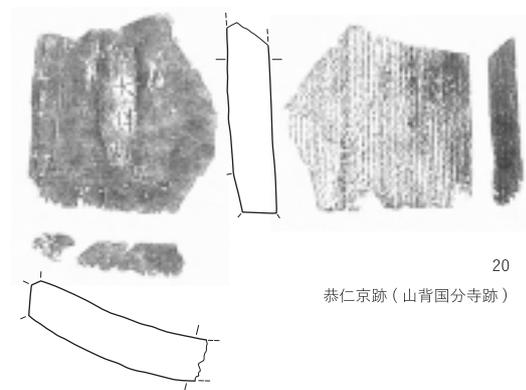
17



18

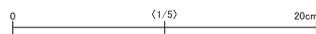


19



20

恭仁京跡(山背国分寺跡)



第2図 軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦 (S = 1/5)

ある。この範傷と交わるようにもう1本範傷がみられる。

9と10は均整唐草文、247-A型式である。9は右脇区付近、10は文様中心部のみ残存する。瓦当部製作技法は貼り付け、形態は段顎である。瓦当部下面及び平瓦部を縄叩きし、平瓦部との境を横方向ナデ調整する。胎土は非常に緻密で、東金子窯跡群生産品とみられる。

11は偏向唐草文である。282-B型式で左第1単位のみ残存する。瓦当面製作技法は接着技法である。凹面瓦当付近は横方向にナデ調整、凸面は縦方向にナデ調整をする。少量の白色針状物質が含まれ、南比企窯跡群生産品である。

12は偏向唐草文、284型式の第5、6単位部分である。武蔵国分寺跡のほか、日高市高岡廃寺、東金子窯跡群根岸窯跡で出土が確認されている。瓦当部の製作技法は貼り付け、額の形態は曲線顎である。瓦当上面付近をナデで調整し、下面は横方向に削りを施す。平瓦部の製作技法は粘土板一枚づくりで、凸面縄叩きである。

(4) 丸瓦

13及び14は資料一覧では平瓦としたが、丸瓦の誤りである。

13は凸面に方形押印「入」がみられる。粘土紐を模骨に巻き上げてつくる。粘土の幅は3cmである。凸面は縦方向にナデで調整される。南比企窯跡群で生産されたものである。

14は方形印「企（比企）」が凹面に押印される。粘土紐巻きづくりである。白色針状物質を含む南比企窯跡群生産品である。

15は凹面に刻書がみられる。内容は不明である。凸面は横方向にナデ調整する。胎土に白色針状物質を含み、南比企窯跡群生産品である。

(5) 平瓦

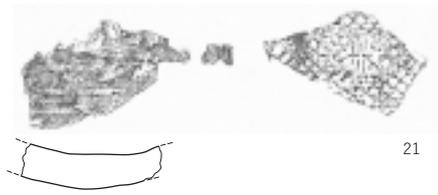
16は、粘土横紐一枚づくり、凸面は縄叩きである。凹面中央部には方形印「父」が押印される。側面の削り方向は、まず時計回りに削り、その後反時計回りに凹面側を削る。新沼窯跡出土品も同様の特徴を持つものが確認でき、さらに押印「父」は新沼窯跡12号窯で出土している。胎土からも南比企窯跡群で焼成されたものと考えられる。

17は最大3cmと厚さに特徴がある。凸面に方形押印がみられるが文字は判読できない。凸面は正格子叩きで、凹凸面ともに糸切り痕が明瞭に残る。糸切り痕が残り、粘土板一枚づくりである。南比企窯跡群生産品である。

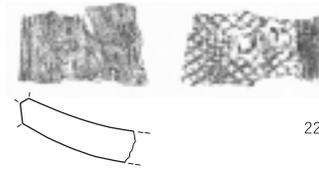
18は凸面縄叩きに方形印を押印するものである。判読はできないが「佛」にもみえる。粘土板一枚づくりである。胎土に白色針状物質を含む南比企窯跡群生産品である。

19は焼成が良好で、二次焼成または高温で焼成されたため、表面は黒く光沢をもつ。凸面は縄叩き後、圧が加わり縄叩きの痕跡がつぶれている。凹面に円形「中」印を2箇所押印する。武蔵国分寺跡出土例にも2か所押印するものが確認できるので（第5図1）、2か所押印に何らかの意味があったものと考えられる。末野第2支群でも採集例がある（石岡他1979）。

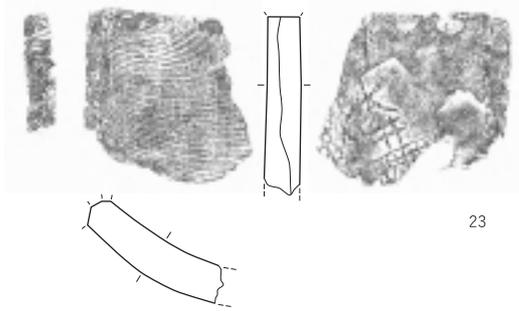
20は「大伴」の押型が凹面にみられる。『塩谷覺三郎所蔵全国古瓦目録』では、「国分寺」となっていて国分寺の前は空欄である。まとめる際に注記が読み取れなかったものとみられる。前回の資料一覧では、瓦に添付されていた札の「武蔵二十一」から武蔵国分寺採集品として扱っている。胎土は武蔵国内の生産品の特徴とは一致しない。そのため、明治大学日本古代学研究所「全国墨書土器・刻書土器、文字瓦横断検索データベース」を使用して全国の文字瓦について、類例を確認したとこ



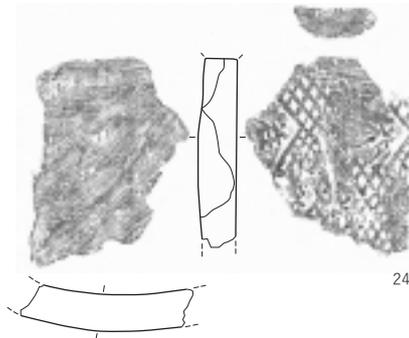
21



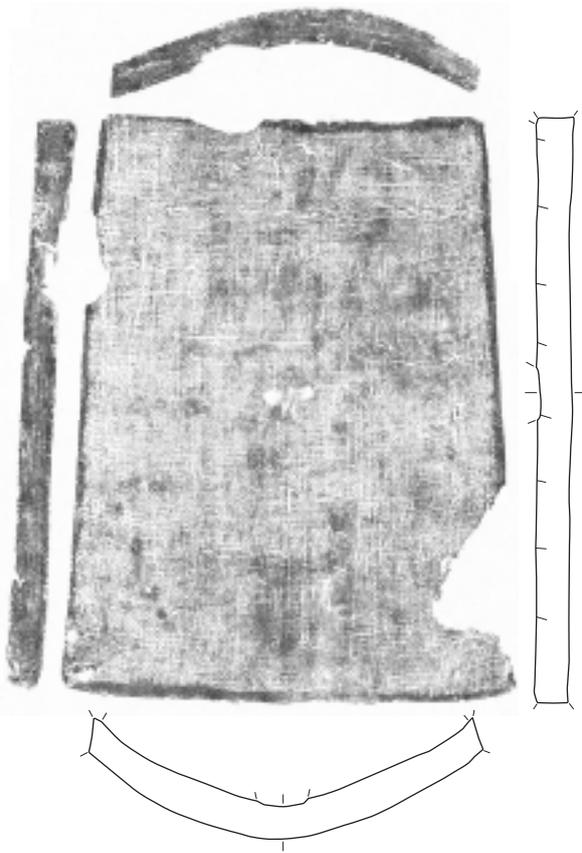
22



23



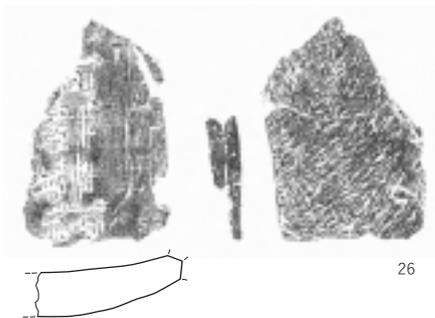
24



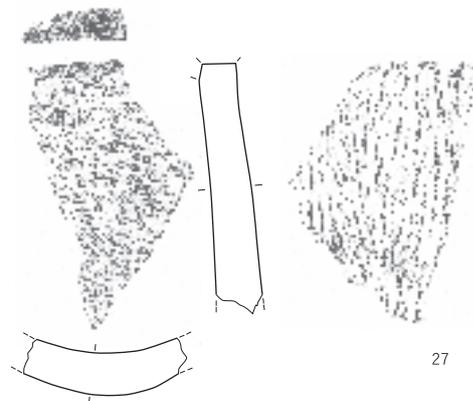
26



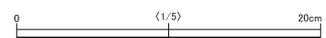
25



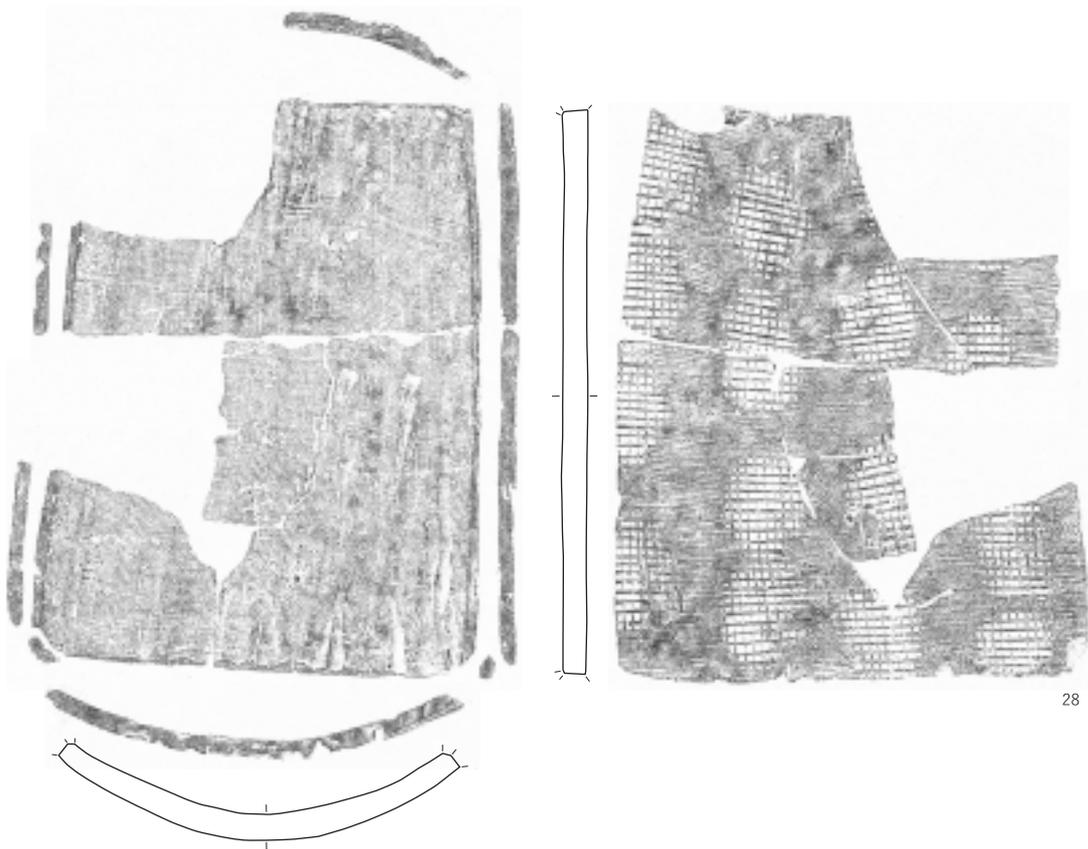
26



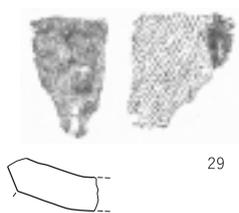
27



第3図 平瓦 (S = 1/5)

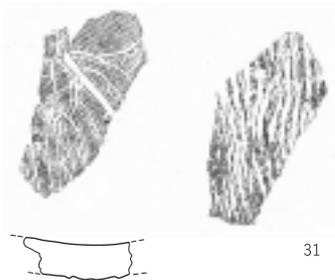


28



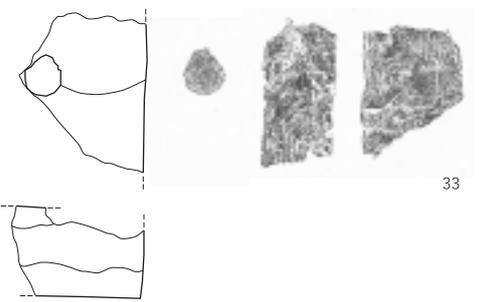
29

30

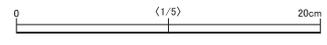


31

32



33



第4図 平瓦・埴 (S = 1/5)

ろ、恭仁宮跡出土瓦に類似するものがあつた。瓦分類B型式（B I型式）、分類KJ08とされる一枚づくり平瓦で、陽刻の押印を凹面に押印するものである。「大伴」の各文字の特徴が一致することから恭仁宮跡出土の瓦の可能性が極めて高いと考える。したがって、注記は恭仁宮の後進である「山背国分寺」であつたとみられる。

21は「加美」の押型文字をもつ。凸面全面を格子叩き後に横向きに施文する。凹面が剥離しており、元は軒平瓦の可能性ある。南比企窯跡群生産品である。

22は反転した「加上」の押型文字をもつ。粘土紐一枚づくり。凸面は全面を叩き、その後施文する。凹面のナデは紐づくりの痕跡を無くすためとみられる。削りと面取りの方向は同一である。

23は「大里」を叩き具施文する。粘土板一枚づくり、胎土に白色針状物質を含む南比企窯跡群生産品である。新沼窯跡2～4次B区で出土例がある。

24は「荏」を叩き具施文する。凹面は全面ナデ調整される。東金子窯跡群新久窯跡A地点第1号跡の窯跡内排水施設で出土例がある。本資料も胎土が非常に緻密であり、東金子窯跡群産と判断した。

25は紐単位幅4.0～4.5cmの粘土横紐一枚づくりである。凸面は縄叩きを円弧状に施す。端部、側面削り後、凹面側に削りを入れる。凹面中央に成形台により「十」の文字を写す。旧目録には「亀井村？」とあるが、緻密かつ砂質でざらつく胎土、及び新久窯跡A地点第1号跡、第2号跡の窯跡内排水施設の出土例から東金子窯跡群の採集品の可能性ある。

26は粘土横紐一枚づくりで、凸面は縄叩き後ナデ調整する。凹面に文字を書く際に、押し付けて記銘したため、さらに縄叩きがつぶれた可能性ある。凹面に側面と並行して縦書きで「□珂郡那珂□」と刻書する。出土例の一つに個人所蔵で末野窯跡群の「那珂郡那珂郷」がある（第5図2）。筆跡は本資料のほうが達筆であるが、共に側面付近に記す点は共通する。胎土は砂質で黒色スコリアを含むなど、末野窯跡群の生産品であると考えられる。

27は凹面端部付近に「荒」の刻書がみられる。凸面は粗縄叩きで、端部は凹面側に削りを施す。凹面の「荒」刻書は整っておらず、字に慣れていない者の記銘と考えられる。胎土は緻密、白色粘土が層状もしくはマーブル状になる部分があり、東金子窯跡群生産と考えられる。筆跡の似るものが、新久窯跡A地点第2号跡で出土している。

28は複数の資料が接合し1個体となった。凸面は平行叩きと正格子叩きのセットである。正格子叩きは4列4回、重ならないように間隔を空けて叩く。凹面の中央広端寄りには判読不明であるが刻書で漢字を記す。「糸」と「主」の2字のようにもみえるが、荏原郡の「荏」の字が崩れた可能性が高い。胎土から南比企窯跡群生産品と判断した。

29は凹面側部寄りに刻書で「井」を記す。凸面は細縄叩きである。南比企窯跡群生産品である。

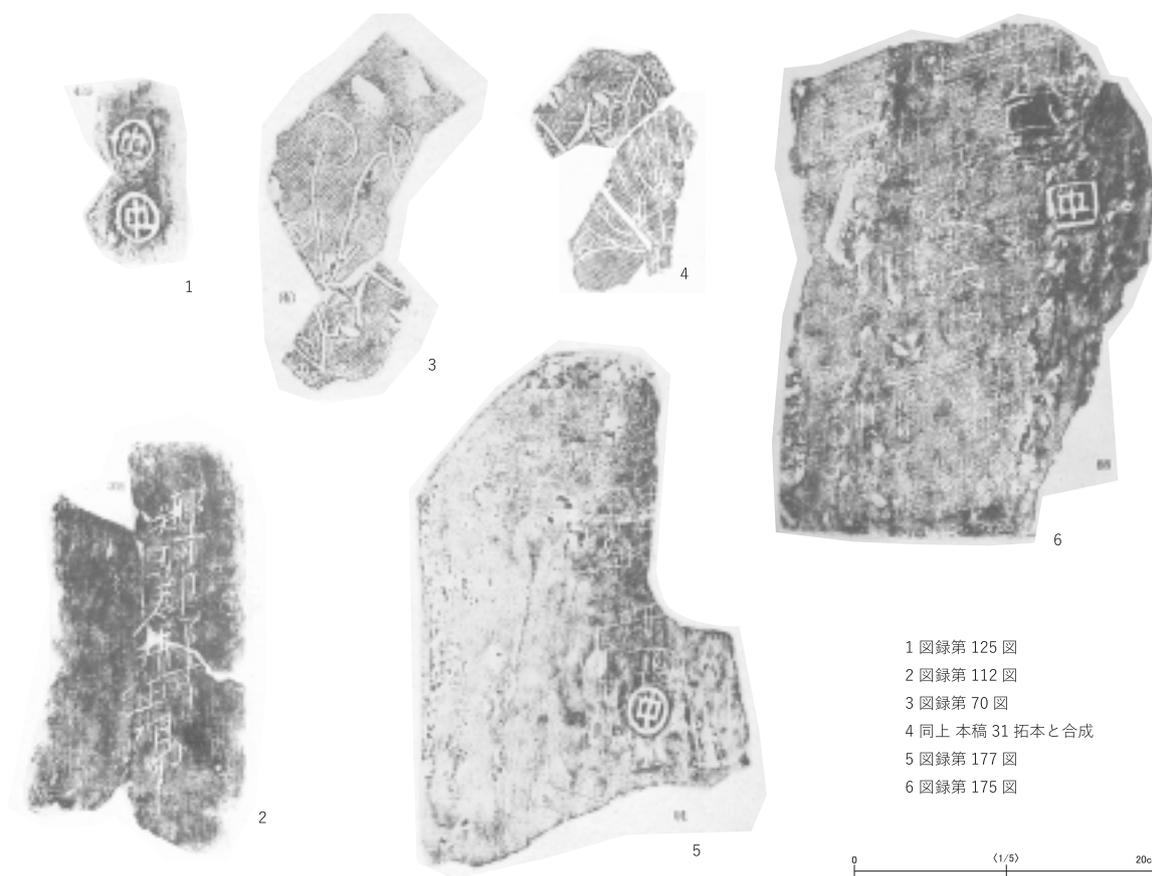
31は凹面に線刻の戯画が描かれている。全体像は一部のため不明。凸面は粗縄叩きである。胎土から南比企窯跡群生産品と判断した。柴田常恵が携わった『東京府史蹟名勝天然記念物調査報告書』第5冊や石村喜英『武蔵国分寺の研究』本編第48図7で「根茎植物図」として紹介されている（石村1960）。さらに、今回拓本の確認で縮尺を合わせて並べたところ、石村の「第70図（4）菊科植物図」として掲載された戯画瓦の小破片と接合する可能性が高まった（第5図4）。よって、石村が別個体、別図として指摘した瓦は、同一個体であると考えられる。接合した図柄は横から見た蓮の花と漢字の「大」のようなものも見えるが全容は掴めず、植物の可能性あること以上の結果には繋がらなかった。

32は凸面を瓦範で叩く特殊な平瓦である。偏向唐草文281-Aの瓦範を使用している。一部は重なるように叩く。叩き後、側部を削り調整する。胎土から東金子窯跡群生産品と判断した。なお、本資

料の類似品が武蔵国分寺跡でも出土している。

(6) 塼

33は「古瓦」資料一覧では平瓦としたが塼の誤りである。「大里」刻書は側面側に記されるが、達筆である。胎土に白色針状物質を含むため、南比企窯跡群で生産されたものとわかる。



第 5 図 『武蔵国分寺の研究』 掲載瓦 (石村 1960 改変)

3 末野窯跡群出土資料について

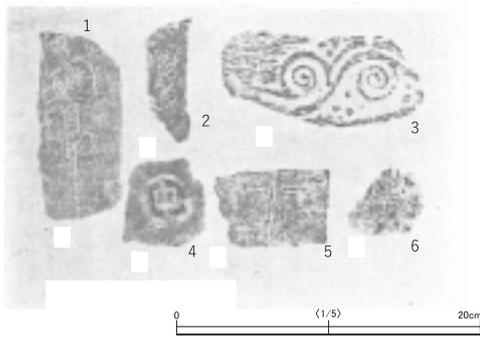
本稿で取り上げた資料には末野窯跡群の採集品が複数含まれている。貴重な生産地における資料として他の出土例と合わせて整理し、武蔵国分寺の瓦生産における末野窯跡群の性格について若干の考察をしてみたい。

末野窯跡群は埼玉県大里郡寄居町の荒川左岸の山裾や円良田湖周辺の谷筋に分布する武蔵国四大窯跡群の一つで、古代には那珂郡域に当たるとされ、秩父郡、児玉郡、榛澤郡、男衾郡と接している。発掘調査はこれまでに大正 13 年の金山窯跡を始めとして昭和 28 年、昭和 29 年、昭和 51 年、平成 5 年、平成 7 年に開発等に伴って数例実施された。昭和 53 年には分布調査が実施され、秩父郡長瀬町野上下郷小坂から荒川左岸を中心に東は花園、桜沢、富田までの広範囲に 19 支群もの窯跡の存在が確認された (1979 石岡・高橋・梅沢)。なお、大正 13 年 3 月 31 日には金山地区の 1 基が「末野窯跡」の名称で県の史跡に指定されている。これら発掘調査と分布調査によって、現在のところ TK209 の 7 世紀第 I 四半期から 10 世紀代に操業された窯跡が確認されている (福田 1998 他)。

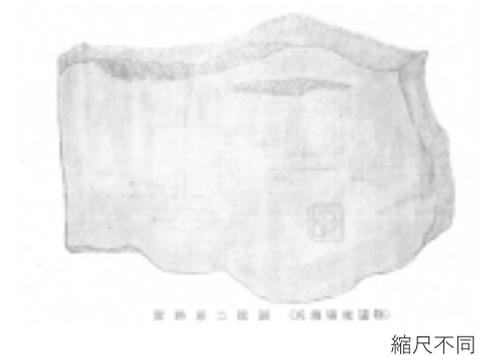
末野窯跡群採集品は3点である。まず、21の素弁六弁蓮華文軒丸瓦は、文様の構成は弁の数が6で、武蔵国分寺において「整備拡充期（第Ⅱ期）」と呼ばれる八坂前窯跡をはじめ東金子窯跡群を中心に瓦生産が行われる時期の文様に類似する。この整備拡充期（第Ⅱ期）は、『続日本後紀』承和十二年（845）三月己巳条の前武蔵国男衾郡大領外従八位上壬生吉志福正が武蔵国分寺七層塔再建を願い出て許可された記事を基にする塔の再建、及びその後の武蔵国分寺僧尼寺の整備が進む時期で、これに伴って各窯での瓦生産が創建期以来の隆盛に至ったものと考えられる。末野窯跡群もその一つであったと考えられる。本資料も整備拡充期の瓦の可能性があり、表採資料であり、かつ後述するように表採された赤岩地区は創建期の瓦も出土していることから時期は検討を要する。なお、面径について、他の整備拡充期の六弁蓮華文軒丸瓦と比較すると、武蔵国分寺26-A型式（八坂前Ⅲ-2類）、26-C型式（八坂前Ⅲ-1類）、27型式（八坂前Ⅳ類・新久Ⅰ類）は面径20cmに収まり、また創建期の軒丸瓦もほとんどが面径は20cmにまとまっていて、面径21cmの本資料は大きく、規格外ともいえる。ただし、面径21cmを越える軒丸瓦は皆無ではなく、創建瓦でも古い段階に位置付けられている83-A型式は21.5cm、比企郡鳩山町久保瓦窯で出土した81型式は推定22.4cm、十六弁蓮華文の131型式や特異文の171型式は21.0cmと武蔵国分寺跡でも出土が数例確認できる。創建期の83-A型式を除き、いずれも瓦当文様は特異なもので、本資料もそうした一群に含まれると考えられる。窯跡の表採であり単なる焼成不良の廃棄品ともとれる。しかし、武蔵国分寺所用瓦の生産においては文様を除いた共通の仕様を以って進められたであろうから、本資料は、共通仕様に基づかない単発生産品であった可能性がある。

本資料と組み合う軒平瓦については、軒丸瓦の採集地と同じ赤岩から出土した偏向唐草文軒平瓦が候補となるが（第6図3）、文様からみると検討を要する。文様は破片のため全容は知りえないが2単位と主葉の上下に各3つ珠文を置く。拓本の観察から瓦当面には縄叩きが残っているようである。武蔵国分寺跡で出土する軒平瓦文様と比較して類似するものは290型式であったが一致するものはない。ただ、南比企窯跡群で創建期に生産される偏向唐草文に系譜を求められることから、この軒平瓦の時期は創建期が妥当であろう。

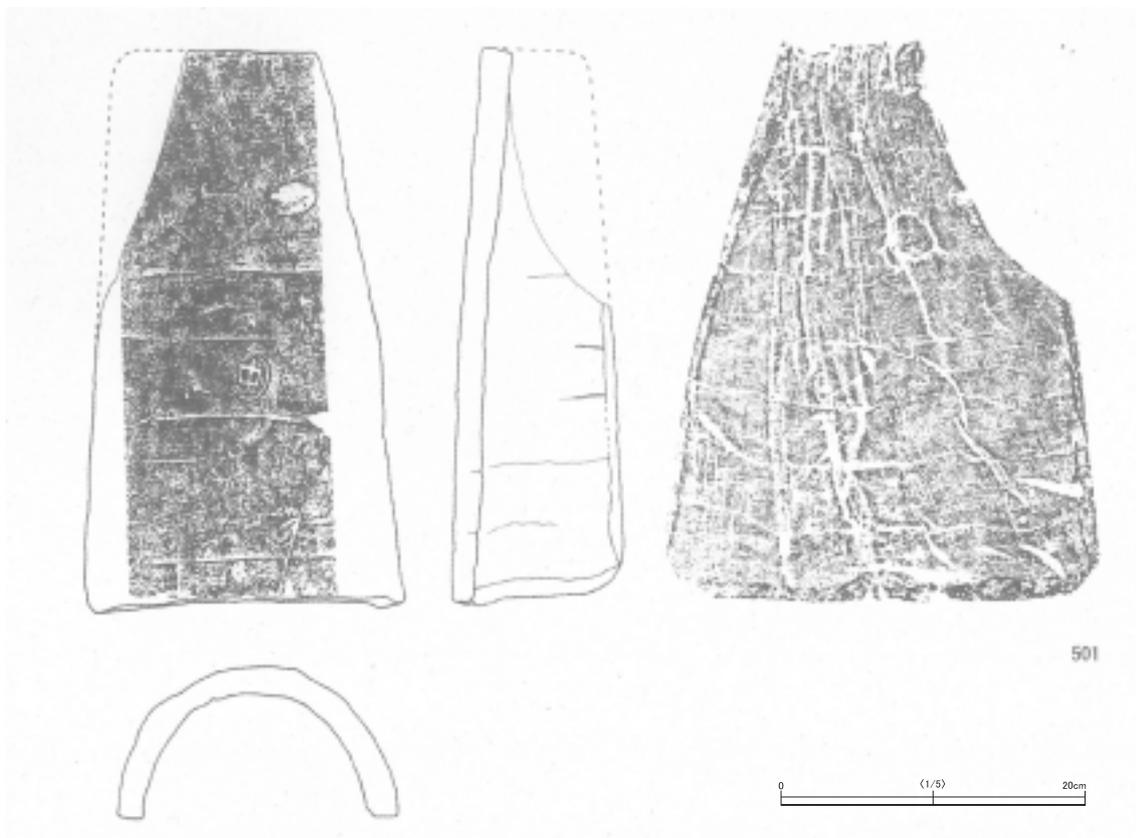
さらに、赤岩地区からは「那珂郡那珂郷」、「那珂郷」、「那」、「磨」、「十」の刻書、円形「中」押印が出土している（第6図）。このうち円形印「中」文字瓦は本稿19と同印関係にあり、さらに26の「□珂郡那珂□」は内容と記銘箇所において共通するため、両資料は赤岩地区で生産された可能性が高い。また、ここで注目されるのは、円形印「中」である。この円形印「中」と「宇遅マ牛万呂」の人名が記された文字瓦が金鑽神社所蔵として確認されている（第5図5）。また方形印「中」が出土しており（第7図）（鹽谷1923）、これと同じ方形印「中」に「□下忍万呂□」、同じく「中」方形押印に「宇遅マ大山」は末野窯跡群で生産された可能性がある。こうした郡名押印と人名の組み合わせは、南比企窯跡群金沢窯跡等で焼成された国分寺創建期の瓦の特徴で、同時期に末野窯跡群でも同じシステムで那珂郡の人名瓦を焼成していたと考えられる。また、円形「中」印は丸瓦、平瓦ともに出土しており、末野窯跡群では国分寺創建期に一定量の生産と供給があったものといえる。根拠たる資料も少なく今後の資料増加に期待したいところではあるが、国分寺所用瓦の生産の中心であった南比企窯跡群と同じシステムで瓦生産が行われていたことを考えると果たして補完的なものと表現してよいか疑問に思う。いずれにしても、末野窯跡群は、北武蔵において古くから操業し、古墳時代末には製品が周辺地域にとどまらず埼玉古墳群中の山古墳へ供給されるなど重要な位置にあり、かつ窯業という大きな基盤を有した那珂郡の氏族によって武蔵国分寺の創建や整備においても大きな役割を果たしていたといえよう。



第6図 赤岩出土瓦 (吉田 1954)



第7図 方形押印「中」(鹽谷 1923)



第8図 円形押印「中」丸瓦 (中道 2020)

4 おわりに

武蔵国分寺跡に関係する軒丸瓦5種6点、軒平瓦5種6点、文字資料19点、特殊瓦1点を報告した。今回の報告では既存の発掘調査出土資料との比較や肉眼ではあるが胎土を観察するなどして、できる限り生産地を示した。また、末野窯跡群の武蔵国分寺瓦供給について若干の考察を加えたほか、既存資料との接合関係を明らかにすることができた。

武蔵国分寺跡から出土した或いは採集された瓦は量、種類ともに非常に多い。特に軒丸瓦の種類や文字瓦の内容が多岐にわたることは、全国の国分寺と比較してみても特異といえよう。また、研究史

も長く、文字瓦などは古くから人々の興味を誘い数々の場所で報告されてきた。県指定有形文化財「古瓦」もその一つで今回の報告に際し文献を当たると、本稿の中で取り上げた資料も掲載されていることを知ることができた。また、肉眼ではなかなか判断が難しい資料であっても、未だ発掘調査に至らない窯跡があまたある武蔵国分寺瓦生産窯において、採集地を残した柴田常恵、塩谷覺三郎の功績は大きく本資料群の価値を改めて実感した。

本資料群は本稿で取り上げた以外にも全国から採集された良好な資料が数多く含まれている。今後も資料化を進めて広く周知したい。

参考文献

- 赤熊浩一 1999 『末野遺跡Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第207集 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
有吉重蔵他 1981 『武蔵国分寺遺跡発掘調査概報V—市立第四中学校建設に伴う第1次調査—』武蔵国分寺遺跡調査会・国分寺市教育委員会
有吉重蔵 2000 「武蔵国分寺・武蔵国府」『文字瓦と考古学』日本考古学協会第66回総会国土館大学実行委員会
石村喜英 1960 『武蔵国分寺の研究』明善堂書店
石岡憲雄・高橋一夫・梅沢太久夫 1979 「埼玉における古代窯業の発達(1)」『埼玉県立歴史資料館研究紀要』1 埼玉県立歴史資料館
上原真人 1984 「天平12、13年の瓦工房」『研究論集Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報(第41冊) 奈良国立文化財研究所
大川 清 1958 『武蔵国分寺古瓦磚文字考』早稲田大学考古学研究室報告第5冊 小宮山書店
埼玉県 1984 『新編埼玉県史 資料編3』古代1 奈良・平安 埼玉県
塩谷俊太郎 1923 「国分寺瓦焼場址」『埼玉縣史蹟名勝天然記念物調査報告書第1輯』埼玉県
手島美実子 2022 『埼玉県比企郡鳩山町南比企窯跡群総括報告書Ⅰ』鳩山町埋蔵文化財調査報告第47集 鳩山町教育委員会
中道 誠 2020 『武蔵国分寺跡出土基礎資料集2 武蔵国分寺跡出土瓦集成—文字瓦—』国分寺市遺跡調査会
中道 誠 2021 『武蔵国分寺跡出土基礎資料集3 武蔵国分寺跡出土瓦集成—文字瓦・墨書土器他—』国分寺市遺跡調査会
野中仁・鈴木秀雄・宮原正樹 2019 「長瀬総合博物館旧蔵県指定文化財「古瓦」目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第12号 埼玉県立さきたま史跡の博物館・嵐山史跡の博物館
昼間孝志 1994 『桜沢窯跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第143集 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
福田 聖 1998 『末野遺跡Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第196集 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
三輪善之助 1924 「武蔵寄居町の窯址」『人類学雑誌』第39巻第2号 日本人類学会
吉田章一郎 1954 「埼玉県大里郡寄居町末野の窯址調査」『考古学雑誌』第40巻第1号 日本考古学会
依田亮一 2018 「第5章成果と問題点 2 軒先瓦の様相」坂詰秀一・酒井清治編『武蔵国分僧寺跡発掘調査報告書Ⅱ—史跡保存整備に伴う事前遺構確認調査—(遺物編)』国分寺市遺跡調査会・国分寺市教育委員会
依田亮一 2019 『武蔵国分寺跡出土基礎資料集1 武蔵国分寺跡出土瓦集成—鎧瓦・宇瓦—』国分寺市遺跡調査会
寄居町教育委員会町史編さん室 1984 『寄居町史』原始古代中世資料編 寄居町教育委員会
平石 充他 2008 『平塚運—古代瓦コレクション資料集(1)—武蔵国分寺関連資料・鎧瓦編—』鳥根県古代文化センター調査研究報告書39 鳥根県教育庁文化財課古代文化センター
東山信治他 2011 『鳥根県古代文化センター調査研究報告書44 平塚運—古代瓦コレクション資料集(2) 武蔵国分寺関連資料宇瓦・鎧瓦補遺 平塚運—コレクション資料目録』鳥根県教育庁文化財課古代文化センター

表1 埼玉県指定有形文化財(考古資料)武蔵国分寺跡関係資料観察表(1)

図版番号	番号	資料番号(SAM2013-02-)	器種	出土・採取地	法量(cm)	焼成色調	胎土	残存	調整等	台帳表記文様	台帳表記型式	國學院大学拓本
1	1	026	軒丸瓦	末野窯跡群	全長 - 瓦当径 21.0 内区径 18.5 外縁幅 1.0 外縁高 1.5 瓦当厚 2.4	2.5Y5/3黄褐	石英 長石 褐色スコリア 末野	1/2	凸面 - 凹面 - 側面 - 製作 接着、瓦当裏面ナデ	6BCa	22	
1	2	283	軒丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 瓦当径 (7.2) 内区径 (5.2) 外縁幅 1.0 外縁高 0.9 瓦当厚 2.1	5Y6/1灰	石英 長石 東金子	1/4	凸面 ナデ 凹面 ナデ(支持土に沿って) 側面 削り 製作 接着技法、瓦当裏面ナデ	6BCa	26	(8)-11-35 武蔵国分寺 家蔵
1	3	042	軒丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 瓦当径 (8.0) 内区径 (4.5) 外縁幅 0.9 外縁高 1.0 瓦当厚 2.5	5Y4/1灰	石英 やや砂質 東金子	1/5	凸面 - 凹面 - 側面 - 製作 接着、瓦当裏面ナデ	6BAa	29D	(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
1	4	072	軒丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 瓦当径 (9.0) 内区径 (6.0) 外縁幅 1.0 外縁高 1.0 瓦当厚 2.6	5Y5/2灰オリーブ	石英 長石	1/5	凸面 - 凹面 - 側面 - 製作 不明、瓦当裏面ナデ	7BCB	61B	(8)-11-35 武蔵国分寺 家蔵
1	5	087	軒丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 瓦当径 - 内区径 - 外縁幅 1.0 外縁高 0.4 瓦当厚 2.6	5Y6/1灰色	石英 長石 緻密	1/6	凸面 - 凹面 - 側面 - 製作 接着、瓦当裏面ナデ	7BCB	61B	(8)-11-14 武蔵国分寺東北院 発見 家蔵
1	6	154	軒丸瓦	不明(武蔵国分寺)	全長 - 瓦当径 16.9 内区径 - 外縁幅 - 外縁高 - 瓦当厚 2.7	5Y5/1灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	2/3	凸面 ナデ 凹面 布目痕 側面 丸瓦部削り、凹面削り 製作 接着技法、瓦当裏面ナデ	8ACB	97A2	
1	7	123	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ 3.7	N4/0灰	白色針状物質 石英 長石(少量) 緻密 南比企	1/5	凸面 瓦当横方向ナデ、 平瓦部横方向ナデ、縄叩き 凹面 横方向ナデ、布目痕 側面 ナデ 製作 貼り付け 平瓦部粘土紐巻きづくり	G	3G	(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
1	8	050	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ 5.3	5Y4/1灰	石英 黒色粒 やや砂質 東金子	1/10	凸面 荒縄叩き 凹面 布目痕、 側面 瓦当付近横方向削り 製作 貼り付け	KK	232D	(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
2	9	125	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ 5.8	5Y5/2灰オリーブ	石英(微量) 非常に緻密 東金子	1/8	凸面 瓦当中縄叩き、 凹面 平瓦部中縄叩き、布目痕 側面 - 製作 貼り付け	KK	247A	(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
1	10	272	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ 6.0	7.5Y5/1灰	石英 長石 チャート 緻密 東金子	1/8	凸面 瓦当中縄叩き 凹面 布目痕 側面 ナデ 製作 貼り付け 瓦当裏面ナデ	KK	247A	
2	11	131	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ -	5Y6/1灰色	白色針状物質(少量) 石英 長石 黒色チャート 南比企	1/8	凸面 平瓦部ナデ 凹面 布目痕、 側面 瓦当付近横方向削り 製作 削り、面取り 接着技法	HK	282B	
1	12	085	軒平瓦	武蔵国分寺	全長 - 上弦幅 - 下弦幅 - 弧深 - 厚さ 5.6	5Y5/1灰	石英 東金子	1/6	凸面 縄叩き 凹面 瓦当付近ナデ、糸切り痕 側面 - 製作 貼り付け	HK	284	(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
2	13	227	丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 狭端径 - 広端幅 - 広端径 - 幅 - 厚さ 1.8	5Y6/1灰	白色針状物質 石英 長石 チャート やや粗い 南比企	1/10	凸面 つくり 凹面 粘土紐巻き 側面 縦方向ナデ、 方形押印「入」 布目痕			(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
2	14	297	丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 狭端径 - 広端幅 - 広端径 - 幅 - 厚さ 2.5	5Y6/2灰オリーブ	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/8	凸面 つくり 凹面 粘土紐巻き 側面 縦方向ナデ 布目痕、方形押印「企」			(9)-11-39 武蔵国分寺 家蔵
2	15	294	丸瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 狭端径 - 広端幅 - 広端径 - 幅 - 厚さ 1.9	5Y6/1灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/10	凸面 つくり 凹面 粘土紐巻き 側面 横方向ナデ 布目痕、刻書不明 削り、凹面側面取り			(8)-11-12 武蔵国分寺金佛堂
2	16	027	平瓦	南比企窯跡群(武蔵国分寺)	全長 (23.1) 狭端幅 23.5 広端幅 - 幅 25.0 厚さ 3.0	2.5Y7/3浅黄	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	2/3	凸面 粘土横紐一枚づくり 凹面 中縄叩き、潰れあり 側面 布目痕、押印「父」 側面削り、凹面削り 端部削り、凹面削り			(6)-9-9 武蔵比企部亀 井村泉井 比 留間頼典氏蔵 大正一三、 二、
2	17	278	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 3.0	N4/0灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/10	凸面 つくり 凹面 粘土板一枚づくり 側面 正格子叩き、 方形押印判読不明 縦方向ナデ、糸切り痕			(8)-11-14 武蔵国分寺東北院 発見 家蔵

表2 埼玉県指定有形文化財(考古資料)武蔵国分寺跡関係資料観察表(2)

図版番号	番号	資料番号(SAM2013-02-)	器種	出土・採取地	法量(cm)	焼成色調	胎土	残存	調整等	台帳表記文様	台帳表記型式	國學院大学拓本
2	18	329	平瓦	武蔵国分寺	全長 (9.5) 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.2	N4/0 灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 中縄叩き、方形押印「佛」か 布目痕 -			
2	19	070	平瓦	武蔵国分寺	全長 (14.0) 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 3.1	N2/0 黒	石英 長石(多量) スコリア 末野	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 中縄叩き、潰れあり 円形押印「中」2箇所 一部布目痕、ナデ -			(8)-11-35 武蔵国分 寺 家蔵
2	20	021	平瓦	恭仁宮 (山背国分寺)	全長 (12.9) 狭端幅 - 広端幅 (9.6) 幅 - 厚さ 3.0	5Y6/ 1灰	石英 長石 黒色粒 やや砂質	1/6	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 中縄叩き、潰れあり 全面ナデ 側面削り、凹面側面取り 端部削り、凹面側削り			
3	21	121	平瓦 (軒平瓦)	武蔵国分寺	全長 6.5 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ (2.2)	5Y5/ 1灰	白色針状物質 石英 長石 南比企	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 正格子叩き、押型「加美」 -(剥離) -			(8)-11-35 武蔵国分 寺 家蔵
3	22	277	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.1	N4/0 灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 正格子叩き、 押型「(反転)加上」 全面横方向ナデ 削り、凹面側削り(面取り)			
3	23	276	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.6	5Y5/ 1灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 南比企	1/8	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 正格子叩き+押型「大井」 糸切り痕、布目痕 削り、凹面側削り 狭端面削り、凹面側削り			(8)-11-35 武蔵国分 寺 家蔵
3	24	230	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.4	5Y6/ 2灰オ リーブ	長石(微量) チャート 非常に緻密 東金子	1/8	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 斜格子叩き+押型「荏」 全面ナデ - 狭端面削り			(8)-11-35 武蔵国分 寺 家蔵
3	25	086	平瓦	東金子窯跡群	全長 38.6 狭端幅 23.8 広端幅 26.5 幅 - 厚さ 2.4	5Y6/ 2灰オ リーブ	石英 長石 砂質 東金子	9/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 粗縄叩き 布目痕、粘土紐痕、 成形台(模骨)「十」 側面削り後ナデ、凹面側削り 端面削り、凹面側削り			
3	26	084	平瓦	末野窯跡群	全長 (15.5) 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.8	N6/0 灰	石英 長石 チャート 末野	1/6	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 中縄叩き後、ナデ 布目痕、 刻書「口珂郡那珂口」 削り、凹面側削り			
3	27	088	平瓦	武蔵国分寺	全長 (16.5) 狭端幅 - 広端幅 (7.6) 幅 - 厚さ 2.6	5Y6/ 2灰オ リーブ	石英 長石 層状白色粘土 東兼子	1/8	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 粗縄叩き 布目痕、糸切り痕 刻書「荒」 端部削り、凹面側削り			(9)-11-39 武蔵国分 寺 家蔵
4	28	179 181 194 195 197 203	平瓦	武蔵国分寺	全長 37.5 狭端幅 (13.0) 広端幅 27.6 幅 26.4 厚さ 2.0	5Y5/ 1灰	白色針状物質 石英(多量) 長石 チャート やや砂質 南比企	2/3	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 正格子叩き、ナデ 布目痕、刻書(判読不明) 削り、凹面側削り(面取り)			(8)-11-17 武蔵国分 寺金堂趾 発見 家蔵
4	29	222	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.2	5Y5/ 1灰	白色針状物質 石英 長石 チャート 緻密 南比企	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 小破片のため不明 細縄叩き 布目痕(細)、刻書「井」 削り			(8)-11-28 武蔵国分 寺 武國 家蔵
4	30	301	平瓦	武蔵国分寺	全長 - 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 3.0	10YR 5/4に ぶい 黄褐	長石 チャート 赤色粒 緻密 -	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 中縄叩き 布目痕、刻書「乃」 -			
4	31	083	平瓦	武蔵国分寺	全長 (13.0) 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 2.2	5Y5/ 2灰オ リーブ	白色針状物質 (短い、少量) 石英 長石 南比企	1/10	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板一枚づくり 粗縄叩き 布目痕、糸切り痕 戯画(線刻、内容不明) -			(8)-11-35 武蔵国分 寺 家蔵
4	32	082	平瓦	武蔵国分寺	全長 (17.5) 狭端幅 - 広端幅 - 幅 - 厚さ 1.9	N7/0 灰白	長石(微量) 非常に緻密 東金子	1/6	つくり 凸面 凹面 側面 粘土横紐一枚づくり 瓦范(281A/D)叩き 布目痕 削り、凹面側削り			
4	33	093	埴	武蔵国分寺	全長 - 幅 - 厚さ 5.9	N4/0 灰	白色針状物質 (少量) 石英 長石 南比企	1/8	つくり 凸面 凹面 側面 粘土板 削り後、ナデ 刻書「大里」			

秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬刀子の検討

青 笹 基 史

はじめに

秩父郡小鹿野町は埼玉県西部に位置する町である（図1）。筆者は町内に所在する下塚居古墳の基礎的情報を継続して提示してきた（青笹2019, 2020, 2021）。引き続き下塚居古墳の基礎的情報の提示を目的として、本稿では副葬品のうち刀子の資料化をおこなう。併せて、保存処理の完了した金属製品のうち未図化であった鏃・弓金具・耳環についても資料化をおこなう。

下塚居古墳は墳丘規模が約14m以上の円墳で、埋葬施設に無袖羽子板形横穴式石室を採用している古墳である。石室内からは原位置を保っていないものの副葬品が出土しており、その内訳は、武器・装身具・工具・土器である。所在未確認の土器を除けば、図化に耐え得る副葬品は、今回ですべて資料化したことになる。本稿では、副葬品のうち刀子について、その構成と製作技法について検討する。併せて、未図化であった鏃・弓金具・耳環についても資料報告をおこなう。そのうえで、本例の刀子の評価と並行して、刀子の複数副葬という現象について埼玉県域を対象として若干の検討を行う。刀子単体での年代的な位置付けは困難であるが、これまでに位置付けてきた石室・矢鏃・玉の年代観との相対的な位置付けを最終的に確認できるよう、基礎的な情報を提示する。

1 下塚居古墳の概要

下塚居古墳は秩父盆地において赤平川が蛇行する北岸の段丘上に位置する千尋原古墳群中の円墳である（図2）。1994年に発掘調査された古墳で、筆者は2017年から小鹿野町で基礎的情報の提示を目的として遺物と図面類を対象とした調査を実施している。

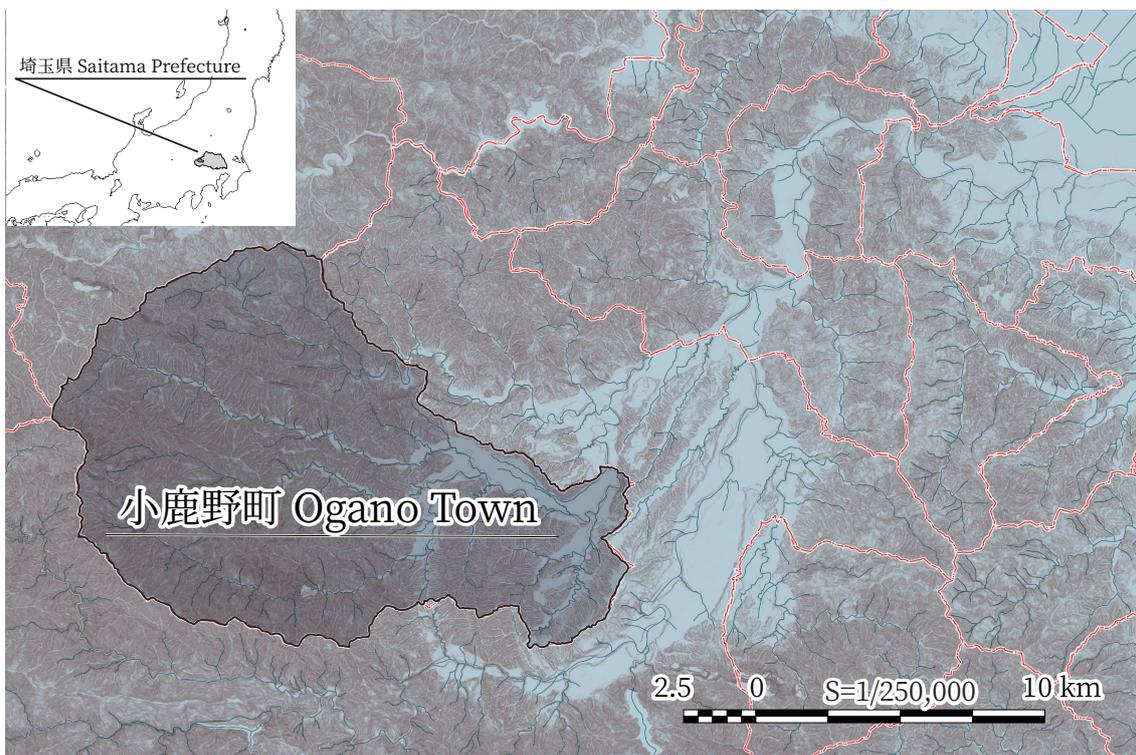


図1 小鹿野町の地理的環境

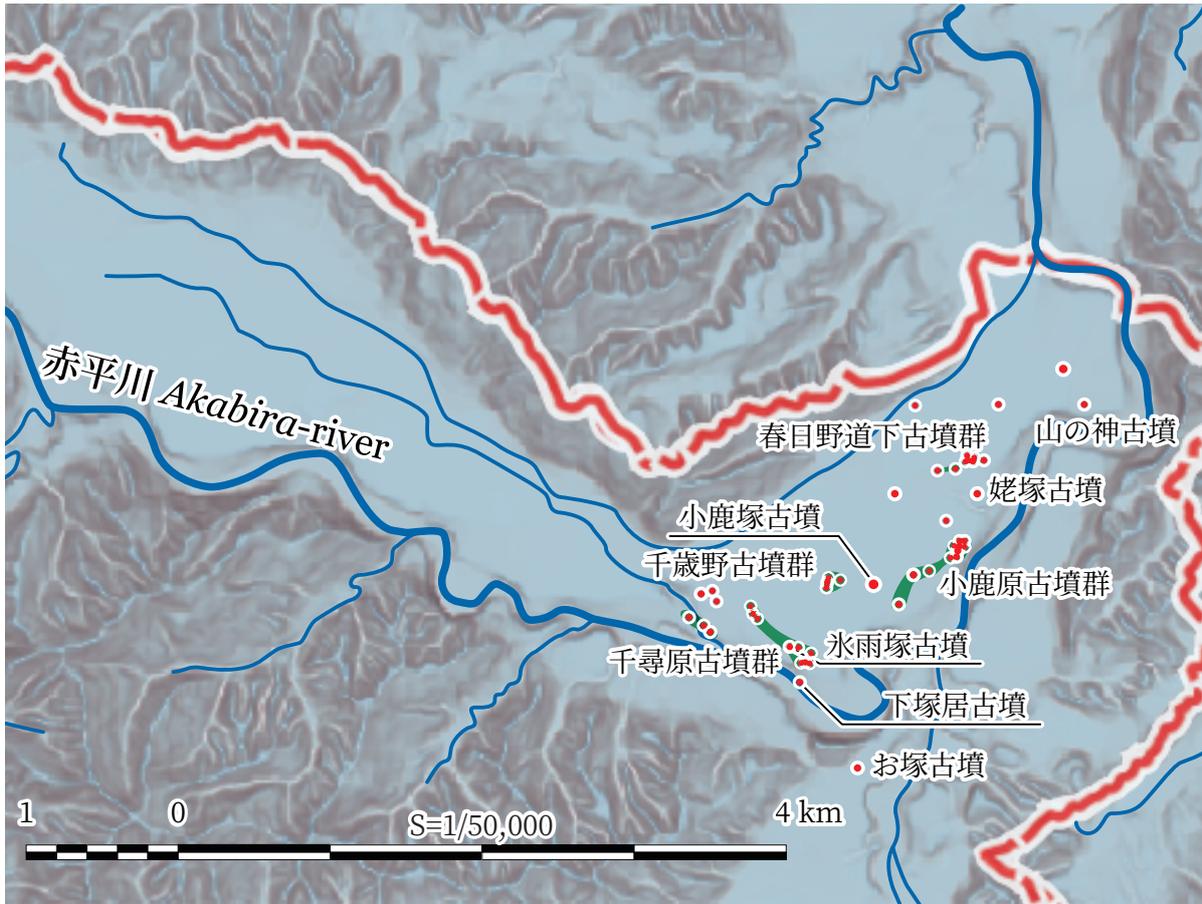


図2 下塚居古墳の立地

調査の結果、下塚居古墳は、全長 5.55m を測る無袖羽子板形横穴式石室を有する、長径 8.35m の馬蹄形控え積みと、復原径約 14m の外護列石が確認される円墳であることが確認された (図 3)。埋葬施設である石室からは、上下 2 面で遺物を取り上げられている。中世までに攪乱された上面 (矢鏃・銭貨・土器類・人骨) と、中世以前の状況がある程度反映している可能性の残る下面 (矢鏃・玉・耳環・刀子) に分けて、調査担当者が認識していた可能性がある。

2 下塚居古墳出土遺物の概要

下塚居古墳出土遺物については前稿で整理しているため (青笹 2019, 2021)、本稿では詳述を避けて前稿の表を更新した (表 1)。石室内遺物取り上げ状況図に記載される土師器 1 点・須恵器 3 点・陶器 1 点・人骨については、前回より引き続き所在は確認できなかった。

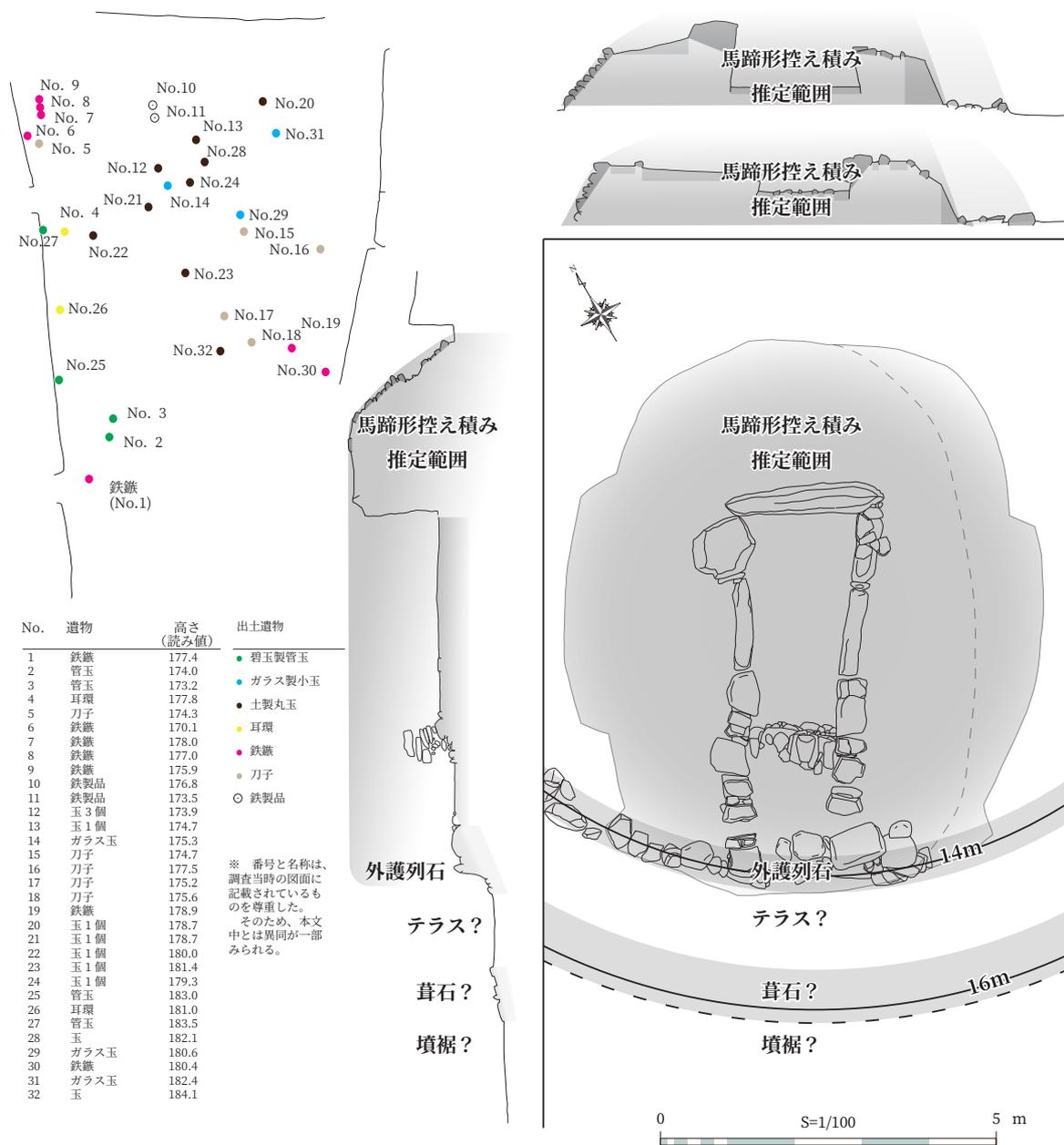


図 3 下塚居古墳副葬品出土状況と墳丘復原図

表1 下塚居古墳出土遺物台帳

台帳№	素材	資料	掲載年	図№	備考	台帳№	素材	資料	掲載年	掲載図№	備考
1	鉄	鍔	2019	6 図1	短頸式	53	碧玉	管玉	2021	4 図1	
2	鉄	鍔	2019	6 図2	短頸式	54	碧玉	管玉	2021	4 図2	
3	鉄	鍔	2019	6 図3	長頸式	55	碧玉	管玉	2021	4 図3	
4	鉄	鍔	2019	6 図4	長頸式	56	碧玉	管玉	2021	4 図4	
5	鉄	鍔	2019	6 図5	長頸式	57	ガラス	小玉	2021	5 図5	
6	鉄	鍔	2019	6 図6	長頸式	58	ガラス	小玉	2021	5 図6	
7	鉄	鍔	2019	6 図7	長頸式	59	ガラス	小玉	2021	5 図7	
8	鉄	鍔	2019	7 図8	有頸平根式	60	ガラス	小玉	2021	5 図8	
9	鉄	鍔	2019	7 図9	長頸式	61	琥珀	棗玉	2021	6 図9	
10	鉄	鍔	2019	7 図10	長頸式	62	土	丸玉	2021	6 図10	
11	鉄	鍔	2019	7 図11	長頸式	63	土	丸玉	2021	6 図11	
12	鉄	鍔	2019	7 図12	長頸式	64	土	丸玉	2021	6 図12	
13	鉄	鍔	2019	7 図13	長頸式	65	土	丸玉	2021	6 図13	
14	鉄	鍔	2019	7 図14	長頸式	66	土	丸玉	2021	6 図14	
15	鉄	鍔	2019	7 図15	有頸平根式	67	土	丸玉	2021	6 図15	
16	鉄	鍔	2019	7 図16	長頸式	68	土	丸玉	2021	6 図16	
17	鉄	鍔	2019	7 図17	長頸式	69	土	丸玉	2021	6 図17	
18	鉄	鍔	2019	8 図20	長頸式	70	土	丸玉	2021	6 図18	
19	鉄	鍔	2019	8 図21	長頸式	71	土	丸玉	2021	6 図19	
20	鉄	鍔	2019	8 図22	有頸平根式	72	土	丸玉	2021	6 図20	
21	鉄	鍔	2019	8 図23	長頸式	73	土	丸玉	2021	7 図21	
22	鉄	鍔	2019	8 図24	長頸式	74	土	丸玉	2021	7 図22	
23	鉄	鍔	2019	8 図25	長頸式	75	土	丸玉	2021	7 図23	
24	鉄	鍔	2019	8 図26	長頸式	76	土	丸玉	2021	7 図24	
25	鉄	鍔	2019	8 図27	長頸式	77	土	丸玉	2021	7 図25	
26	鉄	鍔	2019	8 図28	長頸式	78	土	丸玉	2021	7 図26	
27	鉄	鍔	2019	8 図29	長頸式	79	土	丸玉	2021	7 図27	
28	鉄	鍔	2019	8 図30	長頸式	80	土	丸玉	2021	7 図28	
29	鉄	鍔	2022	7 図9	無茎式	81	土	丸玉	2021	7 図29	
30	鉄	鍔		非掲載	長頸式	82	銅	錢貨			
31	鉄	鍔		非掲載	長頸式	83	銅	錢貨			
32	鉄	鍔		非掲載	長頸式	84	銅	錢貨			
33	鉄	鍔		非掲載	長頸式	85	銅	錢貨			
34	鉄	鍔		非掲載	長頸式	86	銅	錢貨			
35	鉄	鍔		非掲載	長頸式	87	銅	錢貨			
36	鉄	鍔		非掲載	長頸式	88	銅	錢貨			
37	鉄	鍔		非掲載	長頸式	89	銅	錢貨			
38	鉄	鍔		非掲載	長頸式	90	銅	錢貨			
39	鉄	鍔		非掲載	長頸式	91	銅	錢貨			
40	鉄	弓金具	2019	7 図18		92	銅	錢貨			
41	鉄	弓金具	2019	7 図19		93	銅	錢貨			
42	鉄	弓金具	2022	7 図10		94	銅	錢貨			
43	鉄	刀子	2022	5 図1		95	銅	錢貨			
44	鉄	刀子	2022	5 図2		96	銅	錢貨			
45	鉄	刀子	2022	5 図3		96	土	土師器			所在未確認
46	鉄	刀子	2022	5 図4		97	土	須恵器			所在未確認
47	鉄	刀子	2022	6 図5		98	土	須恵器			所在未確認
48	鉄	刀子	2022	6 図6		99	土	須恵器			所在未確認
49	鉄	刀子	2022	6 図7		100	土	陶器			所在未確認
50	鉄	刀子	2022	6 図8		101	-	人骨			所在未確認
51	鉄?	耳環	2022	7 図11		102	鉄	不明	2022	7 図13	
52	鉄?	耳環	2022	7 図12							

※ 下塚居古墳副葬品の出土位置は、①現存ラベルと資料の対応関係、②ラベル記載番号と図の番号が一致しないことから、厳密な照合が困難である。そのため、出土位置を特定できない形態不明の資料については、下塚居古墳出土の蓋然性を担保できないため、台帳から除外している。

3 下塚居古墳の副葬刀子について

下塚居古墳からは刀子が8点出土した。今回の調査ですべての刀子の計測と図化を実施した。刀子はすべて同じ箱に収蔵されていた（表2）。

刀子の出土状況は、石室内下面からの出土のみで上面からは出土していない。ただし、刀子のラベル記載番号はすべて「鉄製品」から始まっており、鉄製品は上面からも出土していることからその出土状況については不明確な点も残る。下面の遺物取り上げ状況図には刀子が5点記載されることから、刀子は下面から出土している可能性が高いが、残りの1点がどの鉄製品であるか特定できないため、断定は避けたい。下面で特定可能な5点の刀子に限れば、その出土位置は西側側壁付近の1点を除けば、床面中央付近の東寄りに集中する。中世以降に石室内で攪乱のあったことは2面の取り上げ状況図から明らかであるので、原位置を保っているとは考えがたい。しかし、刀子は下面に集中することから、ある程度攪乱の影響が及んでいない、あるいは少なかった可能性は排除できないと捉えられる。これは前稿でまとめた玉の出土状況とも整合する（青笹 2021：p48）。

資料の観察結果に先立ち、部位名称について整理する（図4）。刀子の部位は論者による定義の偏差が少ない。これは古墳時代の刀剣研究において、部位の名称統一が図られていることが影響している。刀子はその形態から刀剣のうち、特に刀の部位名称の影響を受けている（齊藤 2018）。本稿では、先学による部位名称を尊重し、「茎部」・「刃部」の名称を用いることとして、両部位の境を「関」として把握することとした⁽¹⁾。このような理解に基づいて、資料の観察をおこなった。前稿の矢鏃と同様に、再現性を担保した分類を明示したうえで、型式分類を実施すべきである（青笹 2019）。しかし、下塚居古墳副葬刀子については、サンプル数が少なくヒストグラムでは有意な情報を取得できないため、型式分類をひとまず措いて資料の観察をおこなうこととし、分類・編年作業は本稿では検証しないこととした。

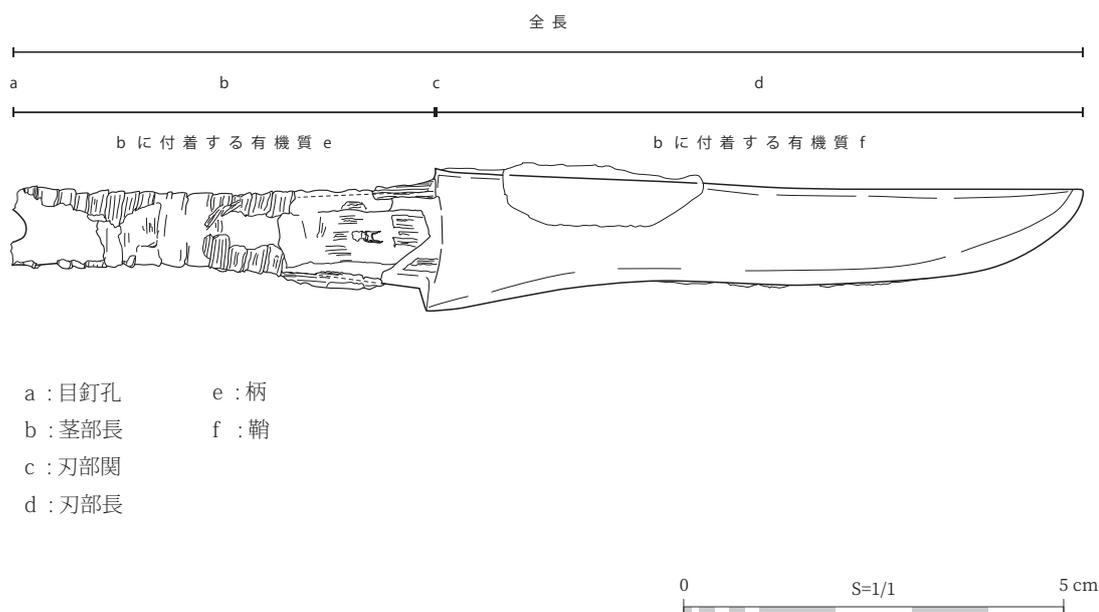


図4 刀子の部位名称図

このような理解に基づき、以下で資料の記述を進める（図5～6）。

1 刀子1 刀子本体における茎部の端部遺存状況は良好だが、刃部は欠損している。

全長120.0mm、最大幅21.5mm、最大厚4.0mmを測る。刃部現存長53.9mm、刃部最大幅19.7mm、刃部厚4.0mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の平面形態は、刃部関付近で太く、茎部の端部に向かい細くなる先細形で、茎部長55.1mm、茎部幅10.3mm、茎部厚4.0mmを測る。また、径3.6mm程度の目釘孔が空いている。

有機質は、木が茎部に遺存し、刃部には確認されなかった。このことから、木製柄の存在が想定される一方で、他の外装具については確認できなかった。有機質の遺存状況からは、柄の木質が刃部関を超えて刃部側まで及んでいることがみとれる。しかし、柄と鞘の境は確認できなかった。柄表面が遺存していないことによるものと思われるが、柄縁が関を超えた刃部側に至りなお確認できないのは不可解である。あるいは、鞘と柄が接続する箇所て柄側に段差を設ける鞘受け部であった可能性もあるが、推測の域を出ない。目釘孔と合わせると、複数部材による柄を固定した可能性が考えられる。今後の事例の蓄積を待って慎重に判断したい。

2 刀子2 刀子本体における刃部の平断面形からは、研ぎ減りした刃先とみなすこともできるが、若干の欠損があるため刃先が遺存しているとはみなしがたい。

全長170.7mm、最大幅20.2mm、最大厚3.7mmを測る。刃部残存長115.9mm、刃部最大幅20.1mm、刃部厚3.7mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の平面形態は、刃部関付近で太く柄先に向かってやや細くなるものの幅が一定となる直線形で、茎部現存長54.8mm、茎部幅11.2mm、茎部厚3.7mmを測る。

有機質は、木が茎部から刃部にかけて遺存している。しかし、その有機質の素材が不明であるため、外装具の構造は確認できなかった。有機質の遺存状況からは、取得しうる情報が少ない。厚みも薄い有機質の残滓からは、いかなる外装具の構造も復元できなかった。遺存部位からすると、柄と鞘の存在が示唆されるかもしれないが、それも表面の情報が喪失している現況では判然としない。

3 刀子3 刀子本体の茎部、刃部共に欠損しており、全形は判然としない。

全長60.2mm、最大幅21.1mm、最大厚3.9mmを測る。刃部現存長35.7mm、刃部最大幅19.9mm、刃部厚3.9mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部現存長24.4mm、茎部幅12.7mm、茎部厚3.4mmを測る。茎部の遺存する範囲から平面形態は、茎部幅が一定となる直線形を呈することが観察できるが、欠損部で幅が狭小となる可能性を完全には排除できない。

有機質は遺存しておらず、外装具の構造は確認できなかった。

4 刀子4 刀子本体は刃部のみ遺存しており、全体の形態は判然としない。

全長59.7mm、最大幅18.5mm、最大厚4.4mmを測る。刃部の断面形は三角形を呈する。

5 刀子5 刀子本体は、茎部と刃部を欠損している。

全長118.1mm、最大幅18.7mm、最大厚3.5mmを測る。刃部残存長78.5mm、刃部幅13.2mm、刃部厚3.5mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の平面形態は、関部で太く柄先に向かって細くなる先細形で、茎部現存長39.4mm、茎部幅12.7mm、茎部厚3.5mmを測る。

有機質は木が全体に遺存する。刃部関付近で明瞭な段が観察されることから、木製柄と鞘の存在が想定される。有機質の遺存状況からは、柄の構造が推定できた。柄の構造は、合わせを推定させるような側面の痕跡は確認できなかったことから、一木造と考えられる。ただ、刀子本身との装着にあたり不可欠となる目釘孔等の固定器具は見当たらなかった。単に嵌め込みによって装着していた可能性もあるが、一方で固定器具を見落としている可能性も完全には排除できない。

また、刀身に付着する有機質には、鞘表面が遺存せず、また鞘受け部や柄本体との接続部分に明瞭な段を観察することも困難であった。したがって、鞘の構造を復元するために必要な情報を十分に取得できるとは言いがたい。鞘の構造は表面の情報が喪失している現況では判然としない。今後の事例の蓄積を待って慎重に判断したい。

6 刀子6 刀子本体は、茎部を欠損している。

全長141.1mm、最大幅19.7mm、最大厚3.6mmを測る。刃部長86.9mm、刃部幅18.8mm、刃部厚3.6mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の平面形態は、茎部幅が一定となる直線形を呈することが観察できる。茎部現存長54.9mm、茎部幅10.6mm、茎部厚3.5mmを測る。また、目釘孔と思われる弧が茎部残存部端部付近に遺存している。

有機質は木が茎部を中心に遺存する。刃部関付近で明瞭な段が観察されることから、木製柄の存在が想定される。また、刃部関よりも刀身側へ弧状に有機質が遺存する状況からは、鞘受け部の存在が想定されるが、鞘受け部であるとすれば、全周すべき有機質が部分的に張り出して遺存することを合理的に説明できる根拠を想起し得なかった。このため、刃部関付近の有機質については、柄縁の形態を反映しているものと捉えたい。また、刀身に付着する有機質はわずかであり、外装具の復元はし得なかった。

柄については、平均約3mm幅の樹皮巻を15回巻き付けていることが確認でき、現存部全てを同じ柄巻が覆っていた場合は22回程度巻き付けていたと想定される。樹皮による柄巻は柄の側面に遺存しており、柄木の構造に関する情報を取得できるような観察を果たし得なかった。

7 刀子7 刀子本体は、茎部を欠損しており、刃部先端部をわずかに欠いている。

全長102.8mm、最大幅13.5mm、最大厚2.3mmを測る。刃部残存長82.2mm、復元長84.5mm、刃部幅11.9mm、刃部厚2.3mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の遺存する範囲から平面形態は、茎部幅が一定となる直線形を呈することが観察できるが、欠損部で幅が狭小となる可能性を完全には排除できない。茎部現存長20.0mm、茎部幅9.4mm、茎部厚2.2mmを測る。

有機質は木が茎部付近を中心に遺存する。刃部関付近には段が観察されないが、少なくとも木製柄と鞘の存在が想定される。茎部、刃部に遺存する有機質からは、外装具の情報を取得出来なかった。柄も鞘も表面が遺存していないと捉えられる。

8 刀子8 刀子本体は、茎部端部の一部を欠損しているほかは完存している。

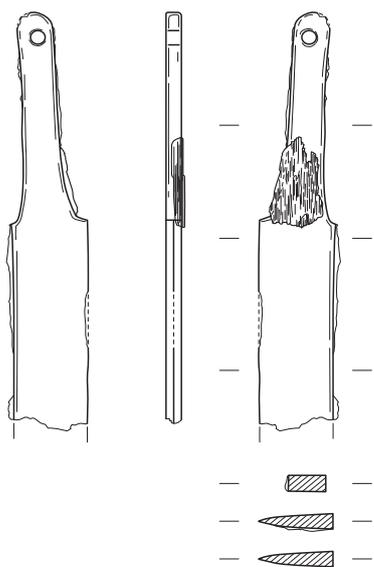
全長125.0mm、最大幅16.4mm、最大厚2.6mmを測る。刃部長72.2mm、刃部幅15.3mm、刃部厚2.6mmを測り、断面形は三角形を呈する。茎部の平面形態は、茎部幅が一定となる直線形を呈することが観察できる。茎部長52.8mm、茎部幅9.8mm、茎部厚2.2mmを測る。また、径3.6mm程度の目釘孔が空いている。

有機質は木が茎部に遺存する。表面に遺存する有機質からは、外装具の情報を取得出来なかった。柄の表面が遺存していないと捉えられる。

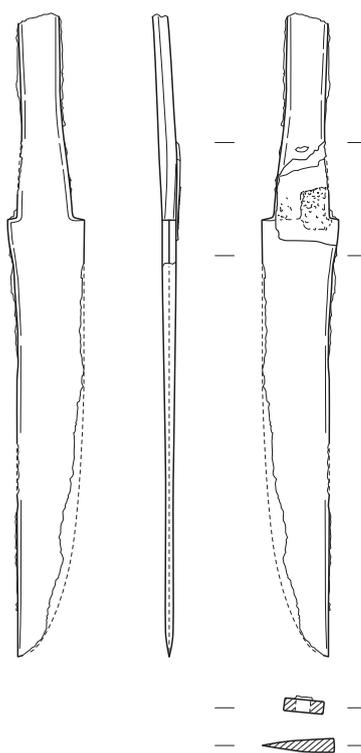
4 下塚居古墳の副葬品のうち凶化未了であった資料群について

副葬刀子の検討に先立ち、他の資料の観察結果も示す。ここでは、前稿で矢鏃の資料化を果たした際、折悪く保存処理のために凶化の叶わなかった資料を提示する⁽²⁾。具体的には、鏃・弓金具・耳環である(図7)。

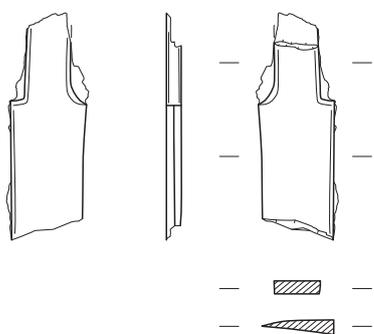
9 鏃 茎部を持たないことから、無茎式鏃と呼称される平根系の鏃である。鏃身部先端を欠損している。矢柄の一部が鏃に付着しており、矢柄先端を丸く削り出していることが看取される。矢柄の



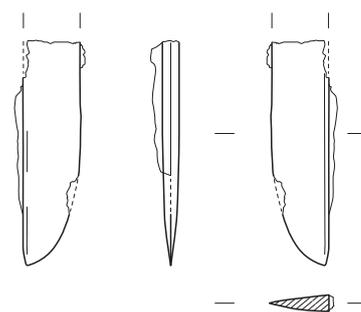
1



2



3



4

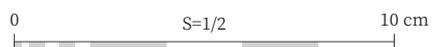
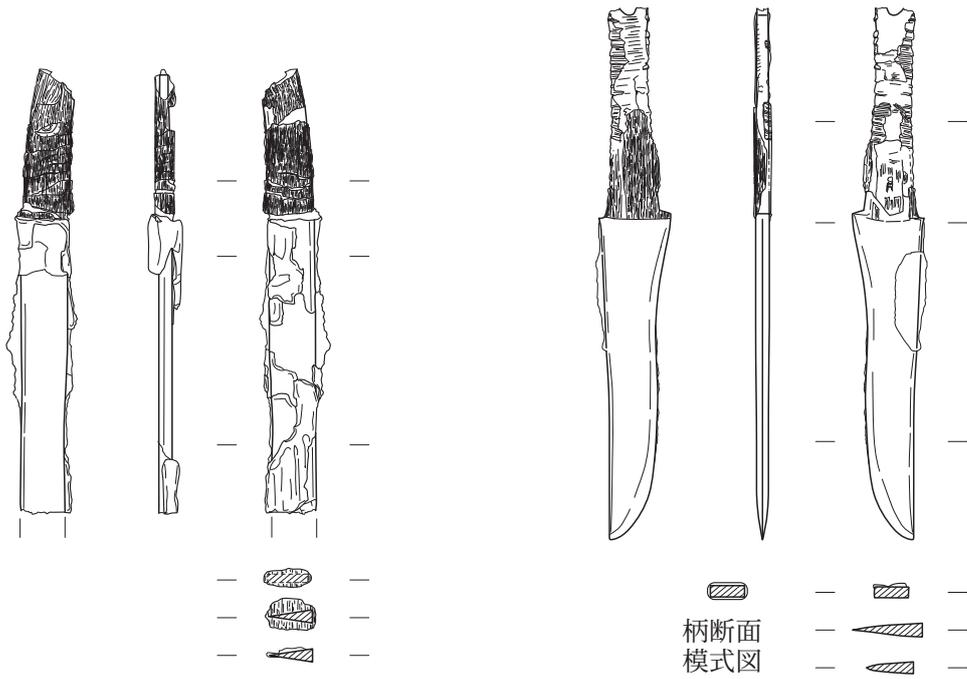
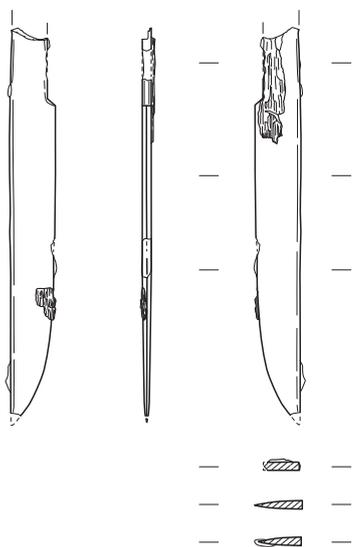


图5 下塚居古墳副葬刀子(1)

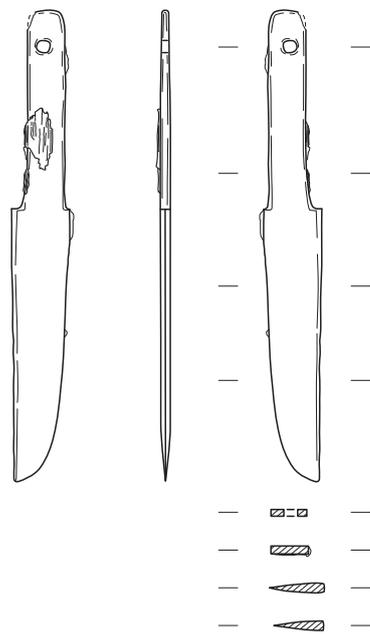


5

6



7



8

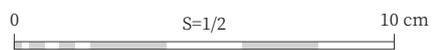


图6 下塚居古墳副葬刀子(2)

口巻は遺存していない。鍔身部内側には有機質が若干付着している。

10 弓金具 いわゆる両頭金具である。付着する有機質の材質は不明であるが、弓に由来するものと考えられる。可視部位である装飾部は楕円頭形を呈する。表面に他の金属由来の装飾は認められなかった。鉄本体の黒光りする原形であったと思われる。断面は装飾部と同様に楕円形を呈する⁽³⁾。

11 耳環1 径29.7mmを測り、断面は円形を呈する中実の耳環である。表面の質感や色調からは鉄製と推定できるが、素材の確定には至らなかった。鉄製耳環は実例が少なく、素材には、錫張あるいは銀張面鍍金が考えられる。耳環は錫、銀の無垢でない限り、表面を金で発色させることを目しているものと想定される。この理解を前提として構造を推測すれば、地金（芯材）・中間材・表面材の3層構造が考えられる。

本事例では、中実の地金のみが遺存しており、表面の観察から3層構造の残りの2層を確認することはできなかった。

12 耳環2 径30.0mmを測り、断面は円形を呈する中実の耳環である。11の耳環2と同様の構造を想定できる。本事例では、中実の地金のみが遺存しており、表面の観察から3層構造の残りの2層を確認することはできなかった。

13 不明鉄製品 耳環と同時に下塚居古墳出土品として保存処理がなされた資料である。断面が長方形を呈することから、耳環ではないことは明らかである。また、鍔や矢入れ具等の部材でもない。武器・武具・馬具で該当する器物があったとして、小片、それも付属具のみが出土する状況は小札等でもない限り、想定しがたい。ここでは判断し兼ねた資料ではあるが、資料の提示という点から掲載している。

5 埼玉県域における刀子の複数副葬について－下塚居古墳例の特質－

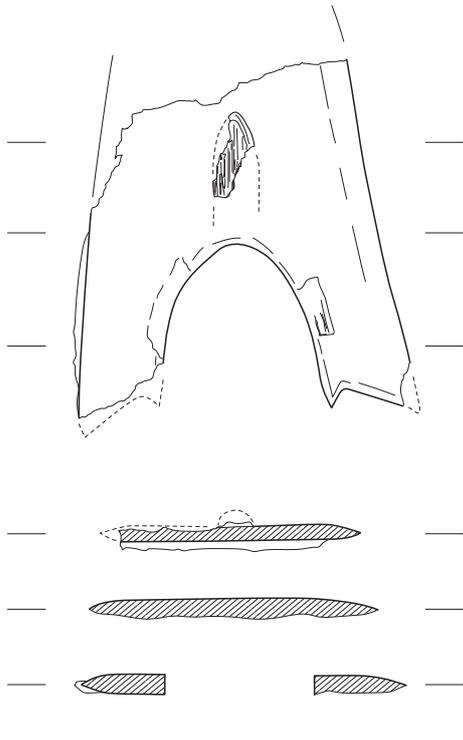
刀子は、全長・最大幅・最大厚などの計測値の偏差が大きい古墳時代副葬品の一つである。また、付着有機質から想定される鞘や柄の構造は一様ではなく、多様な外装具と本体を含めて時間・空間による偏在といった情報を抽出しがたい。

そのため、刀子は、編年・分布に基づく時空間的な位置付けが困難な器物と言える。換言すれば、モノの履歴としての「生産・流通・使用・廃棄」のサイクルのうち「廃棄」＝副葬された器物としての刀子は、副葬品のなかでは、研究素材としていわば「不向き」な資料として、等閑視されてきた器物の一つと言える。

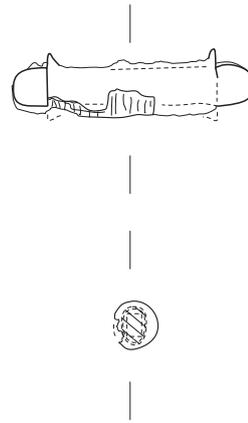
とはいえ、刀子には年代的な位置付け以外に抽出できる情報量は少なくない。例えば、研ぎ減りが想定される刃部は、実用を想起させる属性の一つである。各部位における計測値の偏差は、同時期の金属製品の部位別に見える規格性と比べると異様で、用途や使用者に応じた可能性をも惹起させる。このように刀子には、モノの履歴としての「使用」に関する情報が多く含まれる可能性があるが、実態としてその蓋然性について検証することは困難を極める。傍証として、他分野の学問領域を援用することで、その蓋然性を高める方法論もあるかもしれないが、本稿では果たせなかった。

また、副葬品全体の研究が進化したことにより、外装具から取得できる装着方法や構造の復元など、他の器物で既に確立された観察方法や視点によって得られる情報は多い。

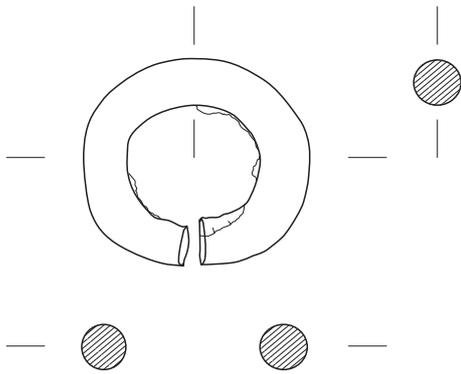
本稿では、下塚居古墳例を評価したうえで、埼玉県域における刀子の複数副葬事例を紹介する。埼玉県域における刀子を副葬する古墳は今回の集成では160基で269点を数えた。資料の遺存状況等や報告図の精度等による様々な制約が存在するため、以下の条件を設定することで、抽出の精度を確保した。



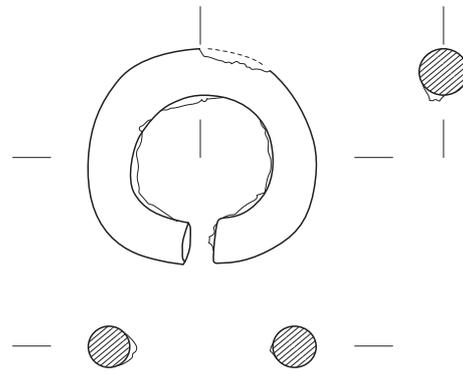
9



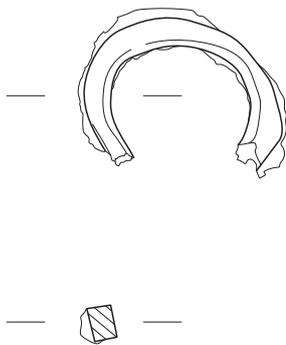
10



11



12



13

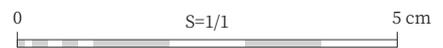


図7 下塚居古墳副葬品（その他） 鏃・弓金具・耳環

表 2 下塚居古墳副葬刀子觀察表

台帳	掲載	名称	全長	最大幅	最大厚	刃部長	幅	厚	茎部長	幅	厚	目釘孔	柄	鞘	備考
43	5 図 1	刀子 1	120.0	21.5	4.0	53.9	19.7	4.0	55.1	10.3	4.0	3.6	○	—	
44	5 図 2	刀子 2	170.7	20.2	3.7	115.9	29.1	3.7	54.8	11.2	3.7	—	×	×	
45	5 図 3	刀子 3	60.2	21.1	3.9	35.7	19.9	3.9	24.4	12.7	3.4	—	—	—	
46	6 図 4	刀子 4	59.7	18.5	4.4	59.7	18.5	4.4	—	—	—	—	—	—	
47	6 図 5	刀子 5	118.1	18.7	3.5	78.5	13.2	3.5	39.4	12.7	3.5	—	○	○	
48	6 図 6	刀子 6	141.1	19.7	3.6	86.9	18.8	3.6	54.9	10.6	3.5	○	○	×	
49	6 図 7	刀子 7	102.8	13.5	2.3	82.2	11.9	2.3	20.0	9.4	2.2	—	×	×	
50	6 図 8	刀子 8	125.0	16.4	2.6	72.2	15.3	2.6	52.8	9.8	2.2	3.6	×	—	

台帳	掲載	名称	全長	最大幅	最大厚	断面	備考
51	7 図 7	耳環 1	29.7	6.2	5.9	円	
52	7 図 8	耳環 2	30.0	6.4	6.1	円	

台帳	掲載	名称	全長	鍔長復原	鍔身部長	幅	厚	断面形態	平面形態	矢柄先端	備考
29	7 図 9	鍔	47.6	48以上	47.5	44.3	2.8	長三角形	無莖式	丸	

台帳	掲載	名称	全長	幅	厚	断面	備考
42	7 図 10	弓金具	31.7	6.7	5.8	橢円形	

- ① 刀子の最小個体数を確認できること（=破片のみの出土事例を除外すること）
- ② 複数個体が同一の遺構、埋葬施設で出土していること
- ③ 共伴する副葬品から年代的な位置付けを明らかにできること（須恵器、矢鏃が共伴しており、かついずれかの年代的な位置付けが明確であること）

以上の3要件に合致する事例として、下塚居古墳例を除いて52基、147点を抽出した(表3)。なお、参考として、銀装ならびに鹿角装の刀子についても表3において掲載する。

表3 埼玉県域における刀子の複数副葬事例集成

No.	古墳名	墳形	規模	刀子	刀剣	鏃	武器	馬具	装身具	須恵器	備考
1	牛塚古墳	前方後円墳	47.0	銀装1・3	○	○		○	○		
2	小見真観寺古墳	前方後円墳	102.0	銀装1	○	○	○		○		有蓋脚付銅鏡1・銅鏡1
3	大日塚古墳	円墳	11.0	鹿角装2	○	○					
4	酒巻10号墳	円墳	9.0	鹿角装1		○					朱
5	舞台1号墳	円墳	11.0		7	○	○			○	
6	やねや塚古墳	円墳	18.0		6	○	○		○		
7	城戸野30号墳	円墳	18.5		5	○	○		○		
8	魂測7号墳	円墳	14.4		5	○			○		
9	埼玉稲荷山古墳	前方後円墳	120.0	4	○	○	○	○	○	○	画文帯神獸鏡
10	諏訪山6号墳			4		○					
11	黒田11号墳	円墳	18.0	4		○			○		
12	塚原1号墳	円墳	16.5	4		○			○		
13	柏崎5号墳	円墳	30.0	4	○	○			○		
14	柏崎6号墳	円墳	15.0	4	○	○			○		
15	帯刀2号墳	円墳	12.0	4	○	○			○		
16	野原古墳	前方後円墳	40.0	3	○	○					
17	上広瀬6号墳	円墳	18.0	3	○	○			○		
18	城戸野2号墳	円墳	10.0	3	○	○		○	○		
19	南塚原4号墳	円墳	23.0	3	○	○					
20	南塚原53号墳	円墳	18.0	3	○	○			○		
21	大御堂稲荷塚古墳	円墳	23.0	3	○	○			○		
22	台耕地稲荷塚古墳	円墳	21.0	3	○	○			○		
23	後海道4号墳	円墳	19.5	3	○	○			○		
24	鹿島1号墳	円墳	15.0	3	○	○					火打鎌状鉄製品1
25	鹿島20号墳	円墳	20.0	3	○	○					
26	ささら3号墳	円墳	16.0	2	○	○			○		
27	大御堂稲荷塚古墳	円墳	24.6	2	○	○			○		
28	諏訪山3号墳	円墳	5.2	2	○	○					
29	一本松古墳	円墳		2	○	○			○		
30	南塚原10号墳	円墳	15.0	2	○	○			○		
31	山王塚西古墳	円墳	32.0	2	○	○			○		
32	わたご塚古墳	円墳	15.0	2		○			○		
33	黒田9号墳	円墳	15.0	2	○	○			○		
34	黒田17号墳	円墳	20.7	2	○	○			○		
35	見目1号墳	円墳	19.0	2	○	○		○	○		
36	長沖3号墳	円墳	10.0	2	○	○			○	○	
37	長沖21号墳	円墳	26.0	2		○					
38	久保2号墳	円墳	23.1	2	○	○		○	○		
39	白石4号墳	円墳	16.0	2		○			○		
40	中小前田II小前田1号墳	円墳	10.0	2		○			○	○	
41	黒田1号墳	円墳	17.5	2	○			○		○	
42	城戸野15号墳	円墳	14.0	2	○	○					
43	十三塚古墳	円墳	22.0	2	○	○			○		
44	長沖9号墳		10.0	2	○	○			○		
45	冑塚古墳	円墳	37.0	2	○	○	○	○	○	○	
46	鹿島8号墳	円墳	13.0	2	○	○			○		
47	鹿島13号墳	円墳	19.0	2	○	○			○		
48	西原3号墳	円墳	11.0	2	○	○					
49	附川8号墳	円墳	13.0	2	○	○		○	○		
50	諏訪林古墳	円墳	24.5	2	○	○			○		
51	小前田1号墳	円墳	13.0	2		○			○	○	
52	鹿島11号墳	円墳	17.5	2		○			○		
53	西戸9号墳			2	○	○					
54	川角6号墳	円墳	14.5	2		○			○	○	
55	西山5号墳	前方後円墳	31.0	2	○	○			○		

下塚居古墳副葬刀子の評価 下塚居古墳では刀子が8本副葬されている。これらの資料群からは、刀子本体の形態差、外装具ともに一様ではない様子が読み取れた。すでに前項で記述してきたとおりの各資料の多様さは、刀子による年代的な位置付けが困難であることの証左ともいえる。

また、刀子が属人性の高い器物であるとの仮定にたてば、相当回の追葬を想定しなくてはならないが、他の遺物からは複数回の追葬は見出しがたい。一つの考え方としては、他の副葬品を持たず、ただ刀子のみを副葬した被葬者が次々と追葬されたような状況が想定できる。しかし、石室内の出土状況からは、この考え方を積極的に評価できる状況証拠を抽出することは困難を極める。

視点を古墳から周辺の秩父郡域における事例に目を移せば、開口している石室は多く遺存しているものの、発掘調査によって石室内の状況が明らかになった古墳がほとんど存在しないという事実が重くのしかかる（青笹 2019：p.45）。さらに周辺地域まで視点を伸ばしたとしても、刀子のみを副葬する事例は少なく、さらに刀子単体副葬という行為が重ねて行われた、刀子のみが追葬されたとみなすことのできる事例はない。つまり、刀子のみを副葬して、それが複数回にわたる追葬までなされたことを証する積極的な情報も見出しがたい。

現況においては、下塚居古墳は、県域において最多クラスの刀子保有古墳となる。追葬を積極的に評価しがたい出土状況と遺物の年代観や、県域内の他事例を渉猟しても、これは特筆できる現象として評価できるものと思われる。資料化が果たされている範囲では、下塚居古墳は、秩父郡域の中でも矢鏃と刀子を数多く副葬する古墳と言える。

埼玉県域における刀子の複数副葬 埼玉県域では刀子が複数副葬される古墳が多い一方で、装飾付刀子は少ない。わずかな銀装と鹿角装のみ確認されるに留まる。非掲載資料も含めた破片の渉猟により事例は増加するものと思われるが、本稿では果たせなかった。ここでは複数副葬の事例を紹介したい。表3の作成にあたっては、次の点がみてとれた。

- ① 出土古墳の墳形、規模と刀子の副葬本数には相関がみられない。
- ② 刀剣と共伴する 경우가多く（40基、76.92%。N = 52基、以下同じ）、次いで装身具と共伴する（39基、75.00%）が武具・馬具・須恵器とはほとんど共伴しない。なお、これは方法論の誤謬も懸念されたため、複数副葬事例の抽出前まで立ち戻り検証を行ったが、共伴関係の傾向は変わらなかった。
- ③ 刀子の複数本数の中央値は2本であり、平均値でも2.76本と高くない。そのため、4本以上の複数副葬事例は刀子の副葬本数が多い事例であるとみなしうる。
- ④ 中期の事例（大日塚古墳例、埼玉稲荷山古墳例の2例）を除けば、いずれも後期・終末期古墳の横穴式石室から出土する事例である。

これらの点を総合すると、後期群集墳中の横穴式石室を埋葬施設とする円墳に、複数の刀子が、被葬者の帰属する社会構造における階層の上下に関わることなく副葬された可能性が考えられる。そして、被葬者の過半以上が刀子と共に武器（刀剣・矢鏃）、装身具を保有・廃棄（＝副葬）したことも想定できよう。また、階層によらない器物としての刀子の性格がみてとることができる。

複数副葬の行為自体が一部例外を除いて後期から開始される現象からは、下塚居古墳副葬刀子は古墳時代後期以降に位置付けられる、と評価することもできるだろう。しかし、果たして集成した埼玉県域における複数副葬刀子の傾向から、本事例の年代的な位置付けをなしえるのか。という点には方法論上の疑問を拭い去ることはできない。ひとまず、現状では、集成を援用する範囲において、下塚居古墳例を古墳時代後期以降と措定するに留め、今後の検討の課題としたい。

6 まとめ

下塚居古墳副葬刀子は、形態差が大きく、刀子の年代的な位置付けが不安定である以上、明確な時期については判断を慎重にするべきである。本稿では便宜的に援用した範囲で、古墳時代後期以降と測定したが、方法論に課題がある以上、今後の検証によって更新されることが期待される。

本稿において刀子の年代的な位置付けを探るために便宜的に設定した条件は、いずれも刀子単独の年代的な位置付けを図る編年作業に必要な要件ではない。これらの条件は、同一古墳における刀子の同時性または前後関係と、共伴遺物による年代的な位置付けの援用を図るために便宜的に設定したに過ぎないことは注意が必要である。遺物の年代的な位置付けを議論する上では、その遺物本体による編年作業が不可欠であることは言を俟たない。しかし、本稿では基礎的情報の提示を目的としており、その年代的な位置付けを探るために新たな編年を組むことを目的としていない。本来は、刀子の年代的な位置付けは、悉皆的な集成と緻密な観察に基づく精緻な図を踏まえた、再現可能なデータによる分類作業に基づく膨大な作業量を経て構築される編年に依ってなされるべきである。本稿では目的が異なるために果たされなかったが、今後の研究の進展によって地道な作業の蓄積によってのみ編まれるであろう編年が構築されることを期待したい。

おわりに

下塚居古墳は墳丘規模が約 14m 以上の円墳で、埋葬施設に無袖羽子板形横穴式石室を採用している古墳である。石室内からは原位置を保っていないが、副葬品が出土している。このうち刀子は、研ぎ減りなど、モノの「使用」に関わる可能性のある情報が取得できた一方で、平面形態に偏差があるため、年代的な位置付けを果たし得なかった。今後慎重な検討を踏まえて改めて判断したい。ただし、状況からは、これまでに位置付けてきた石室（TK43 型式期以降）、矢鏃（TK209 型式期）、玉（古墳時代後期前半から中葉以降）に比べて特に大きく逸脱した位置付けは想定しがたい。また、追葬の有無を検証するにあたって、刀子に年代幅があるのか、あったとしてどの程度の幅があるのかは究明すべき課題である。ただ、石室内の出土状況からすると、追葬の有無の峻別は困難であり、最終的な副葬品の年代的な位置付けには逡巡する不確定要素がまだ残されている。

本稿では、刀子の基礎的な情報を提示するにとどめ、副葬品総体についての位置付けは稿を改めて検討したい⁽⁴⁾。

執筆にあたって、資料調査等で下記の個人・機関にお世話になった。末筆ながら感謝申し上げたい。また、本稿をなすのは、昨年度中の予定で調整をしていたにも関わらず、筆者の力量不足で一年遅れたものである。小鹿野町教育委員会の肥沼氏には多大なるご迷惑をお掛けしたにも関わらず、ご理解いただき、今回の掲載に至ったものである。改めて記して感謝申し上げる。

（敬称略）

小鹿野町教育委員会・本庄市教育委員会

太田博之・大谷 徹・肥沼隆弘・齊藤大輔・鈴木嵩司・関 義則・田中広明・橋本達也・平井洸史・平林大樹・山本正実

註

(1) 本稿では「^{まち}関」を刃部関として位置付けている。筆者は、これを鎌における「頸部関」・「茎部関」の名称と同根の問題として捉えている。筆者は、鎌の部位名称においては田中新史の見解を支持し（田中 1988）、可視となる頸部の従属的な属性として関を「頸部関」としてこれまで取り扱っている（青笹 2019：p.47）。同様の論理で完成形の刀子を想定した場合に、関を呑み込む特殊な形態を除き、可視となる刃部側と関は不可分な関係にあるので、「刃部関」として理解して取り扱っている。異論もあろうかと思うが、筆者は、上述の考え方に則り、関を「茎部関」とする積極的な理由を見出しがたいと考えている。

(2) 2018年の調査時点ではすでに実見が叶わず、保存処理に出されていた資料群である。今回の図化により、図化対象としている資料は全て資料化が完了した。今後は当古墳の位置付けを考究するとともに、資料化を果たしたのちの見聞や検討を踏まえて、総括的な整理を要するものと理解している。また、石室上面において中世以降の攪乱がみられる事実も重要で、本稿で資料化を果たした刀子が古墳時代に帰属しない可能性は、完全には排除できなかった。目釘孔を有する刀子などは、筆者はこれまでほとんど認識してこなかった事例である。今後の事例の蓄積を踏まえて批判的に継承いただきたい。

(3) 旧稿において、弓金具の断面形を長方形として想定している（青笹 2019：p.54）。有機質に覆われていたことや、構造への無理解から、当初は想定の根拠となる箇所を直線で結線したことによるものである。その後、弓金具の観察を通じて、金具の断面形が方形となる事例が少ないことを把握するに至り、認識を改めた。現在では既往の資料も含めて、全て断面は楕円形であると認識しており、旧稿での誤認をここに修正するものである。今後の総括的な整理を通じて認識の更新を踏まえて、資料化が果たされるよう努めたい。

(4) 秩父郡域における古墳時代副葬品の研究状況は旧稿にて整理している（青笹 2019：pp.43 - 46）。旧稿を記した時点では明記しえなかったが、今後の資料化が必要な資料としては、秩父市大宮金室から出土したと伝わる資料群が挙げられる。東京国立博物館に所蔵される当該資料群は、数量も多いことから、資料化が容易ではなく、資料の存在自体は認知されているが、現在に至るまで埼玉県域の副葬品研究の俎上に上げることができずにいた。秩父郡域における数少ない副葬品であるため、今後の課題としてあげておきたい。すなわち、筆者は、秩父市大宮金室出土古墳時代副葬品の資料化と年代的な位置付けが、秩父郡域における古墳時代研究において重要な課題の一つとして捉えている。また、下塚居古墳例の位置付けを考究したうえで、金室例と同様に資料化が果たされていない地域における遺物群の基礎的な情報提示に向けて、今後も継続した取り組みが必要と考えている。

図表出典

図 1～3 青笹 2021 で作成した地図を再調整した。

図 4～7 筆者実測。

表 1～4 筆者作成。

引用文献

青笹基史 2019 「秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬矢鏃の検討」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 12 号

埼玉県立史跡の博物館 行田 pp.43 - 62

青笹基史 2020 「秩父郡小鹿野町下塚居古墳遺構の検討」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 13 号

埼玉県立史跡の博物館 行田 pp.77 - 95

青笹基史 2021 「秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬玉の検討」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第 14 号

埼玉県立史跡の博物館 行田 pp.43 - 56

齊藤大輔 2018 「古墳時代武器研究史のなかの刀剣研究」『古代武器研究』Vol.14 古代武器研究会 山口 pp.77 - 102

田中新史 1988 「古墳出土の胡録・靱金具」『井上コレクション 弥生・古墳時代資料図録』言叢社 東京 pp.164 - 214

※紙幅の都合もあり報告書は割愛した。

令和3年度愛宕山古墳発掘調査成果報告

さきたま史跡の博物館 史跡整備担当
吉田修太郎・宮原正樹・ナワビ矢麻

1 はじめに

埼玉古墳群は大宮台地北端部の独立した台地上に存在し、大型の前方後円墳が主軸を揃え東西500m・南北800mの範囲内に密集する全国でも稀な景観をもつと共に、国宝金錯銘鉄剣の出土など、学術的な価値も認められて令和2年3月に特別史跡に指定されている。

愛宕山古墳は、大型の古墳が南北に連なる埼玉古墳群の中でも中央西寄りに位置し(図1)、瓦塚古墳や奥の山古墳と同一の方位軸をもつ前方後円墳である。墳長は54.7mで埼玉古墳群内最小の前方後円墳である。築造年代は、かつて方形透孔をもつ円筒埴輪が出土した共通点から、二子山古墳とほぼ同じ時期である6世紀半ばとされてきたが、円筒埴輪の研究が進んだ現在では、将軍山古墳と同一の6世紀後半とする説が有力である(城倉2011)。

愛宕山古墳は、過去に2度発掘調査が行われている。いずれも昭和56年度であり、まず埼玉県教育委員会が史跡範囲確認調査を目的に前方部南東域・後円部東域の調査を実施し、その後行田市教育委員会が道路工事に伴う記録保存のための発掘調査を行っている。これら調査の結果、二重の方形周堀であることが判明している。

史跡整備については、兆域が指定地外に及んでおり、他の古墳と比較しても遅れている。そのため、愛宕山古墳の適切な保存と活用を図るべく、令和2年に発掘調査3か年計画を立案し、令和4年3月策定の『特別史跡埼玉古墳群整備基本計画』において示した。その調査の目的は、1年目は墳丘の西側及び墳丘造出し、中堤、周堀の遺存状況、2年目は前方部南側、中堤、周堀の遺存状況、3年目は後円部北側、中堤、周堀の遺存状況を明らかにすることである。この計画を基に、約40年ぶりに発掘調査を行うことになり、3か年計画の1年目として、令和3年度に古墳西側を中心に調査を実施した。

本報告は令和3年度愛宕山古墳発掘調査の概報である。なお、本調査は、令和3年度の埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業として実施した。

2 既住の調査及び整備工事

埼玉県は、文化財保護委員会の「風土記の丘」建設構想の提言を受け、昭和42年に埼玉古墳群を中心とした「さきたま風土記の丘」建設事業を開始した。それに伴い、各古墳の適切な保存・活用を図るため、正確な遺構の情報を得る目的で発掘調査が進められてきた。

愛宕山古墳についても、昭和56年度に埼玉県教育委員会を調査主体として東側・南側エリアの範



図1 愛宕山古墳の位置

囲確認調査が実施された（さきたま資料館 1985）（図 2）。調査面積は、前方部南側調査区で約 560㎡、後円部東側調査区で約 140㎡である。

前方部南側調査区では、内堀・中堤・外堀を検出し、二重の方形周堀であることが確認された。内堀の幅は、検出面で約 7.6 m、深さは 50～70cm ほどで堀底面は約 6.2 m である（最も狭い部分で 5 m）。中堤の幅は、前方部南面で約 6.7 m となり、東側側面は約 4～4.8 m であった。盛土の痕跡はなく、検出面はすべて平面である。外堀は、南辺は幅 5.6 m 以上あるが、東辺は 2～3 m ほどであり、南辺は東辺の倍の規模をもつ。東辺はわずかに墳丘側に振れており、内側に向けて弓なりにカーブする形状をとっている。深さは南辺で 60～70cm、東辺は 45～70cm であった。

その他の遺構としては、溝跡が 5 基、井戸跡が 4 基、土坑が 4 基検出されている。内堀内で検出された遺構は、内堀と同一の覆土で、性格は不明であるが、内堀の埋没が始まる前に存在していたとみられており、内堀の開削と何らかの関りをもっていた可能性が指摘されている。また、外堀と平行しかつ、先行する溝跡も確認されている。それ以外の遺構は、古墳時代のものではない。

後円部東側調査区では、内堀の北辺が東辺と直交する位置を確認できたため、周堀の平面形が長方形であることが確定し、同時に前方部南側調査区の成果及び後述の行田市教育委員会の調査結果とあわせて、内堀の全長が約 67.5 m になることが判明した。調査区中央部の内堀は、幅約 6.5 m 検出されており（最短部で約 5.5 m）、深さは外側で 36cm、内側は 10cm であり内側に近づくにつれ浅くなる。科学分析調査から内堀はわずかに滞水する湿地的環境であったと推測されている。その他の遺構としては、溝跡が 5 基・井戸跡が 1 基検出されている。いずれも愛宕山古墳築造以降の遺構である。

次に遺物についてであるが、埴輪は中堤上での出土例はなく、外堀よりも内堀から多量に埴輪が出土しており、古墳築造当初は中堤の内堀側に並べられていた可能性が高い。円筒埴輪が圧倒的に多いが、わずかながら形象埴輪も出土している。円筒埴輪は 3 条突帯 4 段構成と（A・B 類）、多段構成の大型品（C 類）の 3 パターンのものが出土している（分類は過去の報告書（さきたま資料館 1985）による）。出土分布から前方部南側調査区では A 類が多く、後円部東側調査区では B 類の出土が多いため、種別毎に並べられていた可能性がある。形象埴輪は蓋形埴輪、大刀形埴輪、人物埴輪の帯刀する刀部分、家形、馬形、弾琴人物埴輪の琴の部分が出土しており、ほとんどが後円部東側調査区からの出土である。他の古墳は器財・形象埴輪の多くが墳丘西側で出土していることからすると、墳丘東側から出土する愛宕山古墳は異質である。土師器・須恵器はいずれも小片であり、須恵器は甕の体部破片が数点あるのみである。

続けて行われた行田市教育委員会の調査では、内堀・中堤・外堀を検出し、その他の遺構としては、溝跡が 5 基・土坑が 1 基確認された。調査面積は 270㎡である（図 2）。このときの調査では、内堀の北辺が確認され、その全長が確定している。また、調査範囲内で検出された内堀の深さは旧表土からの掘り込みで 40cm ほどであった。後円部東側の中堤幅は約 7 m であり、この調査では外堀幅の全体は検出されなかったが、深さは約 45～70cm であった。

出土遺物は、円筒埴輪が内堀よりの中堤上から倒れこむ形で多量に出土していること、外堀からは器財・形象埴輪が出土していることから、中堤内側には円筒埴輪、外側には器財・形象埴輪が並べられていた可能性が指摘されている。埴輪は中堤上では確認されず、原位置を保つものは存在しなかった。円筒埴輪は 3 条突帯 4 段構成がほとんどであり、県報告書（さきたま資料館 1985）の分類でいうと、A 類・B 類・C 類全て出土しているが、B 類が一番多い。他にも方形透孔をもつ個体や朝顔形埴輪も出土しており、形象埴輪では、武人埴輪の頭部や首飾りをつけた人物埴輪の胴部、馬形埴輪、器財埴輪の破片も多く出土している。

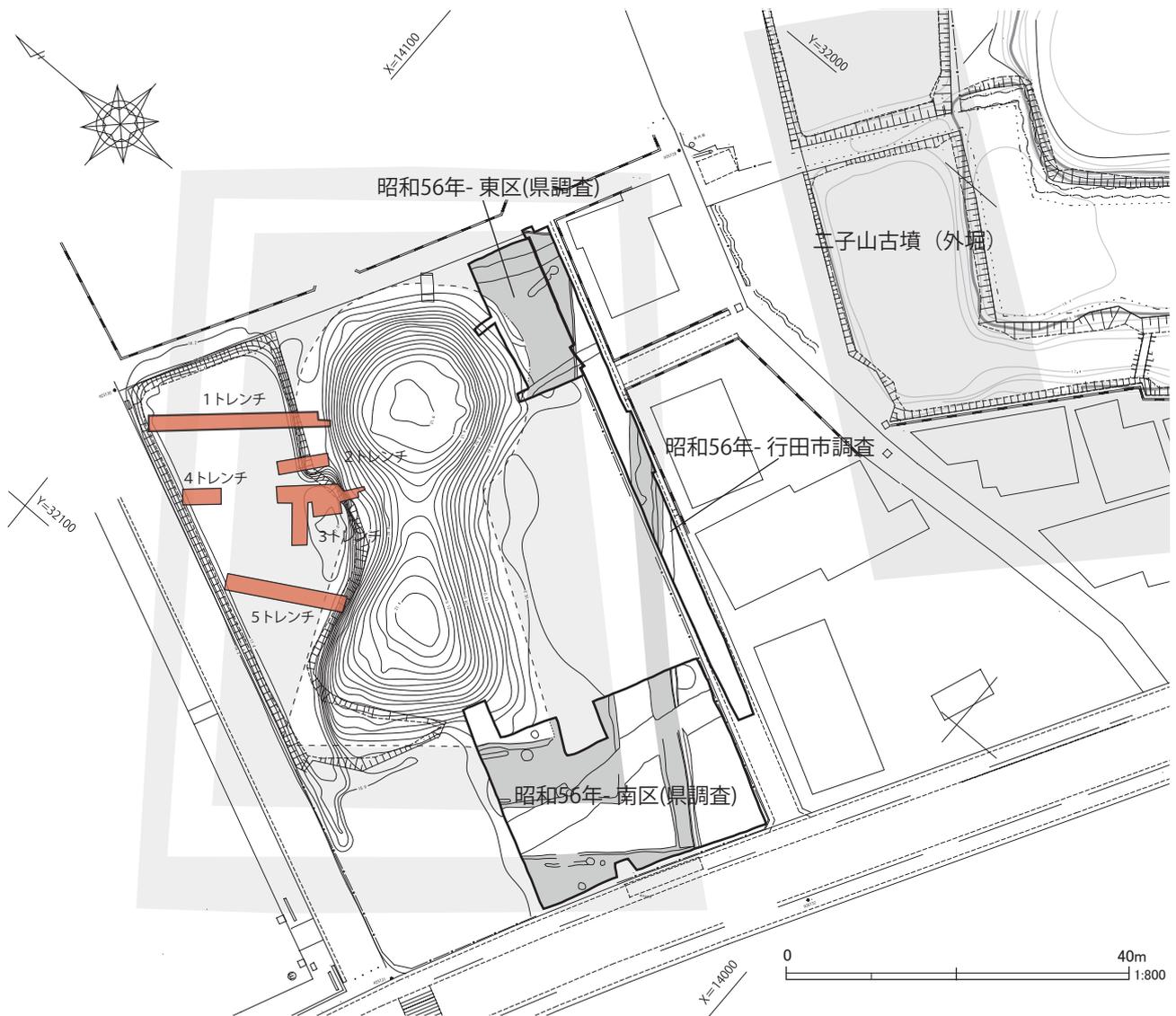


図2 令和3年度愛宕山古墳発掘調査 トレンチ配置図

元来、埼玉古墳群では小型の前方後円墳は盾形の周堀をもつといわれ、愛宕山古墳もその可能性が指摘されていたが、昭和56年度の調査で長方形の二重周堀であることが明らかになった。また、古墳の範囲が指定地外にまで及んでいることも発掘調査によって明らかになった。

その後の愛宕山古墳に関する研究で特筆すべきは、円筒埴輪の検討である。刷毛目の同一性から鴻巣市生出塚窯跡21・22号窯で製作された円筒埴輪が將軍山古墳と愛宕山古墳に供給されていることが確認され、愛宕山古墳の築造時期が6世紀後半に位置付けられる可能性が高まっている（城倉2011）。

愛宕山古墳の発掘調査は、上記の2回のみであり、整備事業も行われていない。埋葬施設についても未調査であり、墳丘には盗掘を示すようなくぼみや石材・副葬品が出土した等の知見もない。また、墳丘西側は菖蒲畑として利用され大きく削平を受けており、墳丘造出しの存在も現地地形からは確認できていない。

3 令和3年度の発掘調査

愛宕山古墳は、冒頭でも述べたように3か年計画の1年目として、令和3年度に約40年ぶりに発

掘調査を行うことになった。調査に先立ち、非破壊で埋葬施設の状況などを把握し、発掘調査を行う上での基本情報を得る目的で、早稲田大学とさきたま史跡の博物館により、3次元測量・GPR調査を実施した。3次元測量・GPR調査の詳細は、『早稲田大学東アジア都城・シルクロード考古学研究所デジタル調査概報第4冊：埼玉県行田市 埼玉愛宕山古墳の測量・GPR調査第4集』（2022年）に譲り、ここではその結果のみを簡略に示すことにしたい。

3次元測量調査では、墳丘西側部分が大きく削平を受け崖状になっている状況が記録され、墳丘造出しの存在も確認できなかった。GPR探査では、①後円部墳頂に埋葬施設の反応は確認できなかったこと、②後円部東南に横穴式石室の可能性がある反応があったこと、③前方部鞍部に竪穴系埋葬施設の可能性がある反応がみられたこと、④墳丘造出しは削平されている可能性が高いこと、⑤前方部東南側で中堤の一部の反応がみられたこと、が結果として得られた。この3次元測量・GPR調査の結果は、今後の発掘調査をする上で、調査区の設定などの根拠になると考える。

令和3年度の発掘調査の目的は、愛宕山古墳西側の周堀・中堤・墳丘造出しの確認、墳丘土の堆積状況の確認であった（図2：トレンチ配置図）。調査主体はさきたま史跡の博物館で、史跡整備担当の3名（宮原正樹・ナワビ矢麻・田邊えり）が担当し、令和3年10月28日から令和4年2月28日の約4か月間で実施した。5箇所のトレンチを設定したが、各トレンチとも表土から50cmほどの掘削で検出面（地山）に達した。遺構としては、溝状遺構が4基（SD-1~4）、土壇が1基（SK-1）検出され（図3）、墳丘盛土及び旧表土についても確認することができた（図14・15）。

以下では検出された遺構や遺物について詳述するが、本稿末尾に掲載した写真を適宜参照されたい。なお、遺物写真の縮尺は、全て1/2である。

3-1. 検出された遺構について（図3~15）

(1) 遺構

・SD-1（図4・6・8）（遺構写真3・6・10・11・12）

SD-1は1~3トレンチにまたがり南北方向にはしる溝状遺構である。溝の上端幅は1・2トレンチでは約135cmで、3トレンチでは約80cmになり南に行くほど狭まり、3トレンチ内で溝跡は途切れていた。下端幅は1トレンチ内では約40cmで、3トレンチでは約70cmになる。深さは1トレンチで約100cm弱、3トレンチになると約50cmとなり、遺構幅と連動して浅くなる。2トレンチにおいては、平面プランの確認のみで掘削は行わなかった。また、3トレンチで近代のSD-2に切られる。

遺物としては、円筒埴輪片が最も多く、形象埴輪片、須恵器片、緑泥石片岩や角閃石安山岩がいずれも少量出土している。他にも3トレンチでは、上層から被熱を受けた粘土塊が多量に出土しているが、SD-1に属する遺物として捉えられるか疑わしい。形象埴輪としては、1トレンチの覆土下層から動物埴輪の脚部が出土している（遺構写真5）。須恵器では、3トレンチで櫛描波状文をもつ須恵器片の頸部（遺物写真51）や平安時代の須恵器坏底部（遺物写真55）が出土している。このように、SD-1に伴う遺物で明らかに新相と位置付けられる遺物は存在しないため、古代以前の遺構である可能性が高い。しかし、溝の範囲が墳丘想定ラインよりも内側に入っており、墳丘を切る可能性が高いので、古墳時代に属する溝と捉えることはできない。

・SD-2（図8）（遺構写真11・13）

SD-2は3トレンチで検出された東西方向に延びる溝状遺構である。溝の上端幅はC-C'セクション図（図12）で約270cmであり、D-D'セクション図（図13）で約220cmになるので、西にかけて広がる。下端幅は約170cmで、深さは80~90cmである。本遺構はSD-1を切り、SD-3

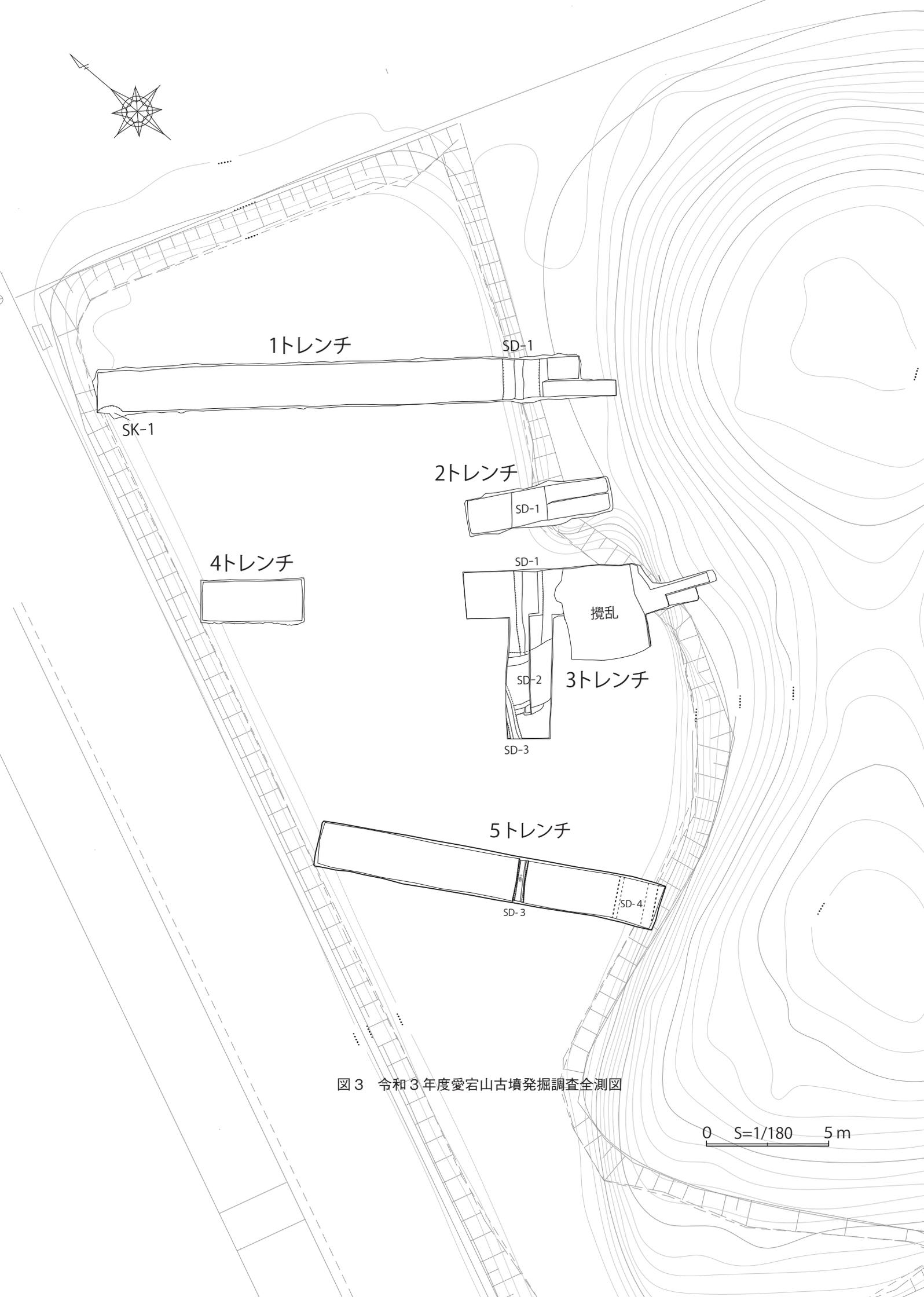


図3 令和3年度愛宕山古墳発掘調査全測図

0 5=1/180 5m

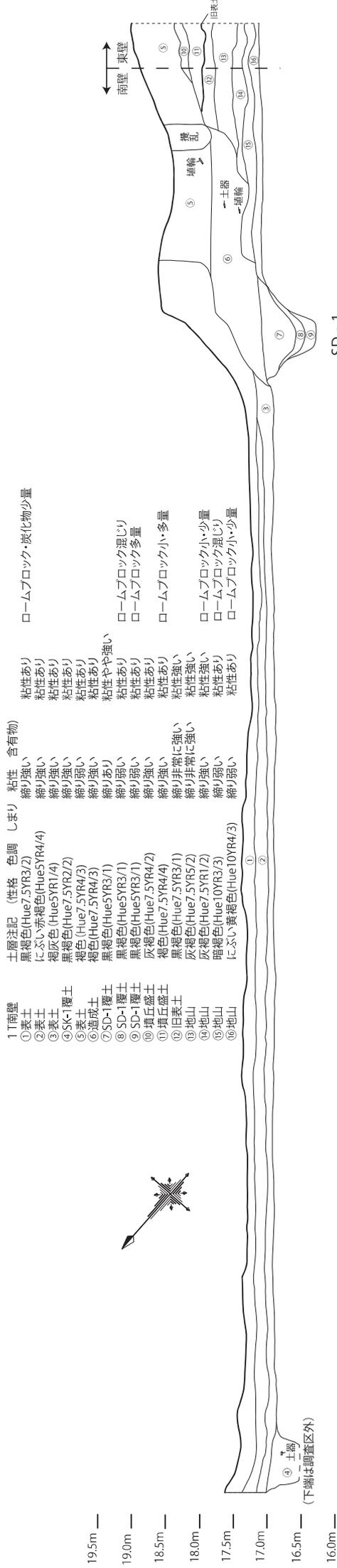


図4 1 トレンチ 平面図及び南壁・東壁断面図

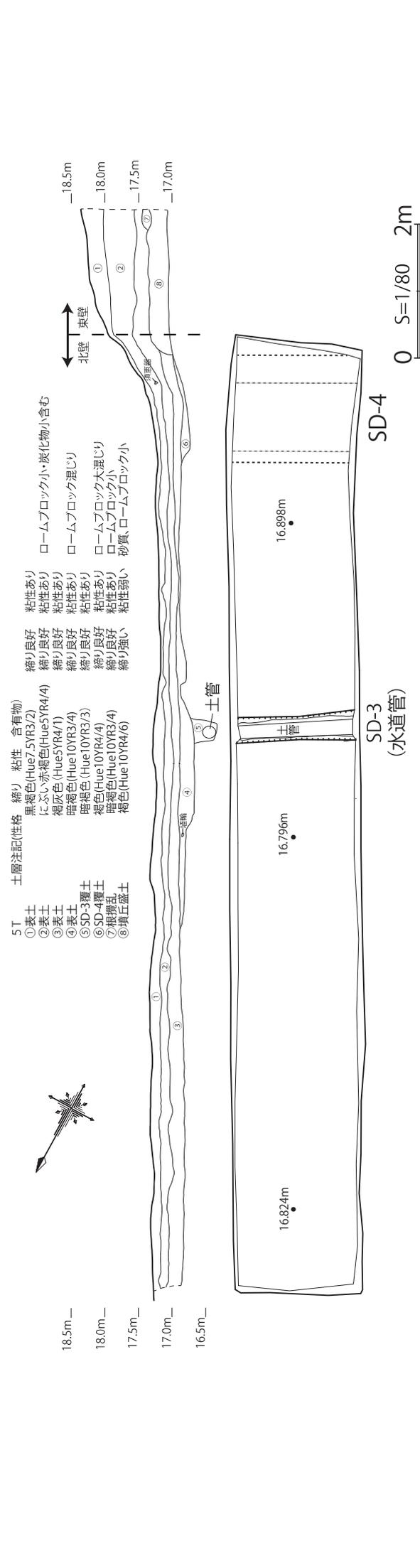


図5 5 トレンチ 平面図及び北壁・東壁断面図

2T北壁	土層注記(性格 色調 締り 粘性 含有物)		
①表土	黒褐色(Hue7.5YR3/2)	締り良好	粘性あり
②表土	にぶい赤褐色(Hue5YR4/4)	締り良好	粘性あり
③表土	にぶい褐色(Hue5YR4/1)	締り良好	粘性あり
④攪乱	にぶい褐色(Hue7.5YR4/3)	締り弱い	粘性弱い
⑤表土	褐色(Hue7.5YR4/3)	締りやや弱い	粘性あり
⑥SD-1覆土	黒褐色(Hue5YR3/1)	締りあり	粘性やや強い
⑦地山	灰褐色(Hue7.5YR5/2)	締り非常に強い	粘性強い
⑧地山	暗褐色(Hue10YR3/3)	締りやや弱い	粘性あり

ロームブロック小・炭化物小含む
埴輪・瓦多量出土
ロームブロック小混じり
ロームブロック少量混じり

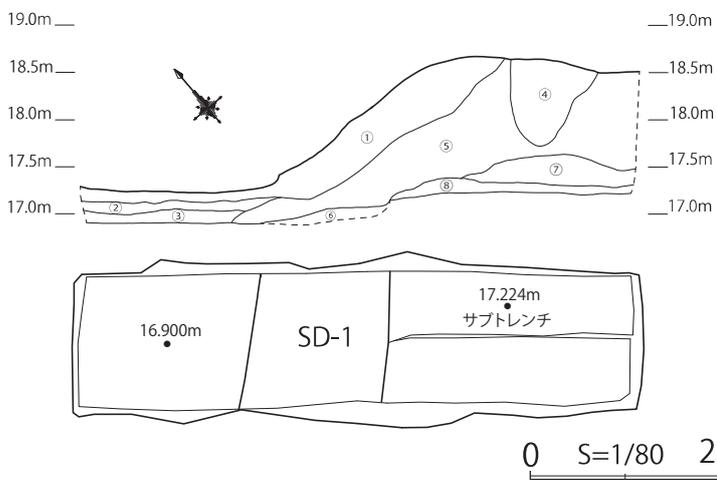


図6 2トレンチ 平面図及び北壁断面図

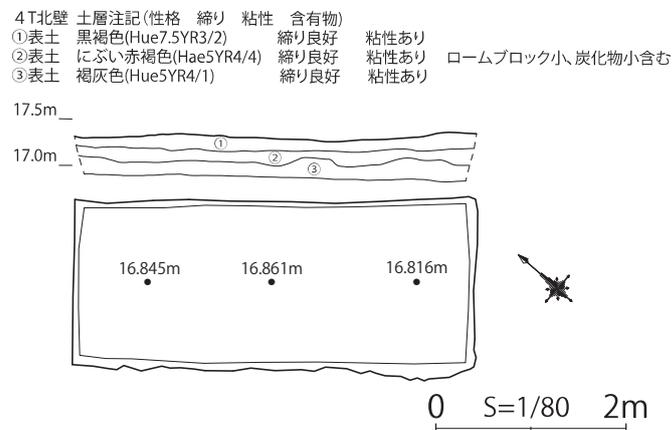


図7 4トレンチ 平面図及び北壁断面図

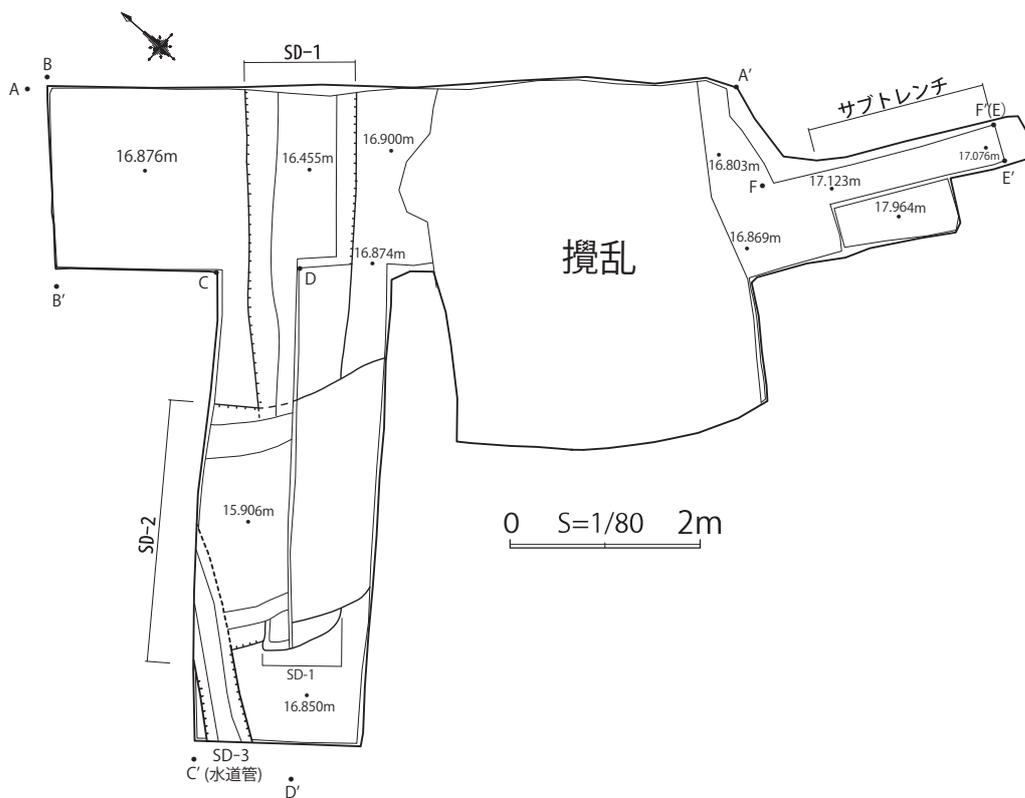


図8 3トレンチ 平面図

3T 拡張区北壁・東壁断面 土層注記(性格 色調 粘性 含有物)

番号	土層名	色調	粘性	含有物
①	表土	黒褐色(Hue7.5YR3/2)	締りやや弱い	粘性あり
②	墳丘盛土	褐色(Hue10YR4/4)	締りやや強い	粘性あり
③	墳丘盛土	暗褐色(Hue10YR3/4)	締りやや強い	粘性あり
④	墳丘盛土	灰褐色(Hue7.5YR4/2)	締り強い	粘性あり
⑤	墳丘盛土	褐色(Hue7.5YR4/4)	締り強い	粘性あり
⑥	墳丘盛土	褐色(Hue7.5YR4/4)	締り強い	粘性あり
⑦	旧表土	黒褐色(Hue7.5YR3/1)	締り非常に強い	粘性強い
⑧	地山	灰褐色(Hue7.5YR5/2)	締り非常に強い	粘性強い
⑨	地山	灰褐色(Hue7.5YR5/2)	締り強い	粘性強い
⑩	地山	暗褐色(Hue10YR3/3)	締りやや弱い	粘性あり
⑪	地山	にぶい黄褐色(Hue10YR4/3)	締りやや弱い	粘性あり

3T 北壁断面 土層注記(性格 色調 粘性 含有物)

番号	土層名	色調	粘性	含有物
①	表土	黒褐色(Hue7.5YR3/2)	締り良好	粘性あり
②	表土	赤褐色(Hue5YR4/4)	締り良好	粘性あり
③	表土	褐灰色(Hue5YR4/1)	締り良好	粘性あり
④	SD-1覆土	黒褐色(Hue5YR3/1)	締りあり	粘性やや強い
⑤	SD-1覆土	黒褐色(Hue5YR3/1)	締り弱い	粘性あり
⑥	墳丘崩落土	暗褐色(Hue10YR3/4)	締り良好	粘性あり
⑦	攪乱	暗褐色(Hue10YR3/3)	締り良好	粘性あり
⑧	攪乱	にぶい黄褐色(Hue10YR4/2)	締り弱い	粘性強い

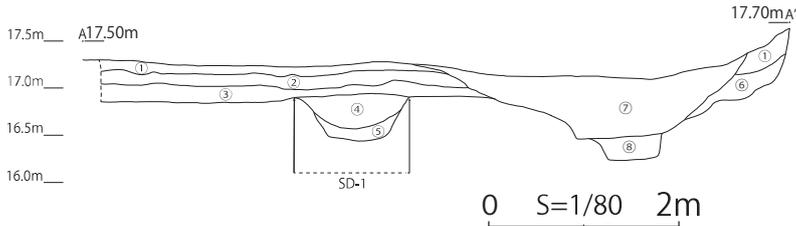


図9 3トレンチ 北壁断面図①

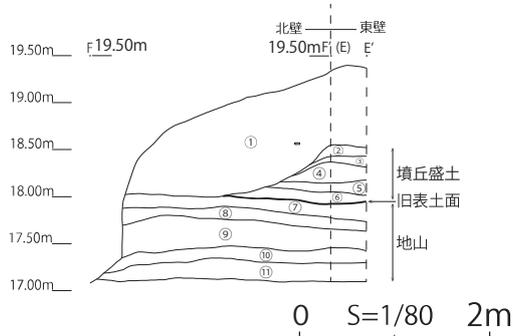


図10 3トレンチ 北壁・東壁断面図

3T 西壁断面 土層注記(性格 色調 締り 粘性 含有物)

番号	土層名	色調	締り	粘性	含有物
①	表土	黒褐色(Hue7.5YR3/2)	締り良好	粘性あり	
②	表土	にぶい赤褐色(Hue5YR4/4)	締り良好	粘性あり	ロームブロック小・炭化物小含む
③	表土	褐灰色(Hue5YR4/1)	締り良好	粘性あり	
④	SD-2覆土	暗褐色(Hue7.5YR3/3)	締り良好	粘性良好	
⑤	SD-2覆土	黒褐色(Hue7.5YR3/1)	締りやや弱い	粘性やや強い	ロームブロック多量
⑥	SD-2覆土	褐灰色(Hue7.5YR4/1)	締りやや強い	粘性強い	ロームブロック多量 シルト層
⑦	SD-3覆土	灰色(Hue5Y4/1)	締り弱い	粘性あり	

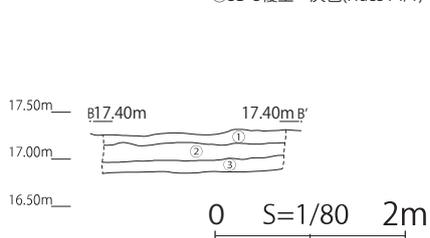


図11 3トレンチ 西壁断面図①

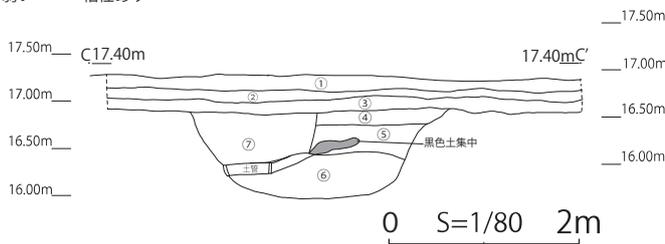


図12 3トレンチ 西壁断面図②

3T 東壁断面 土層注記(性格 締り 粘性 含有物)

番号	土層名	色調	締り	粘性	含有物
①	SD-1覆土	黒褐色(Hue5YR3/1)	締りあり	粘性やや強い	埴輪多量出土
②	SD-1覆土	黒褐色(Hue5YR3/1)	締り弱い	粘性あり	ロームブロック混じり
③	SD-2覆土	暗褐色(Hue7.5YR3/3)	締り良好	粘性良好	
④	SD-2覆土	黒褐色(Hue7.5YR3/1)	締りやや弱い	粘性やや強い	ロームブロック多量混じり
⑤	SD-2覆土	褐灰色(Hue7.5YR4/1)	締りやや強い	粘性強い	ロームブロック多量混じり シルト層

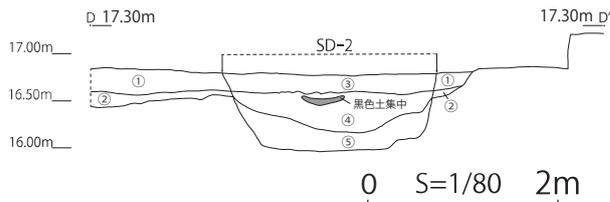


図13 3トレンチ SD-2 東壁断面

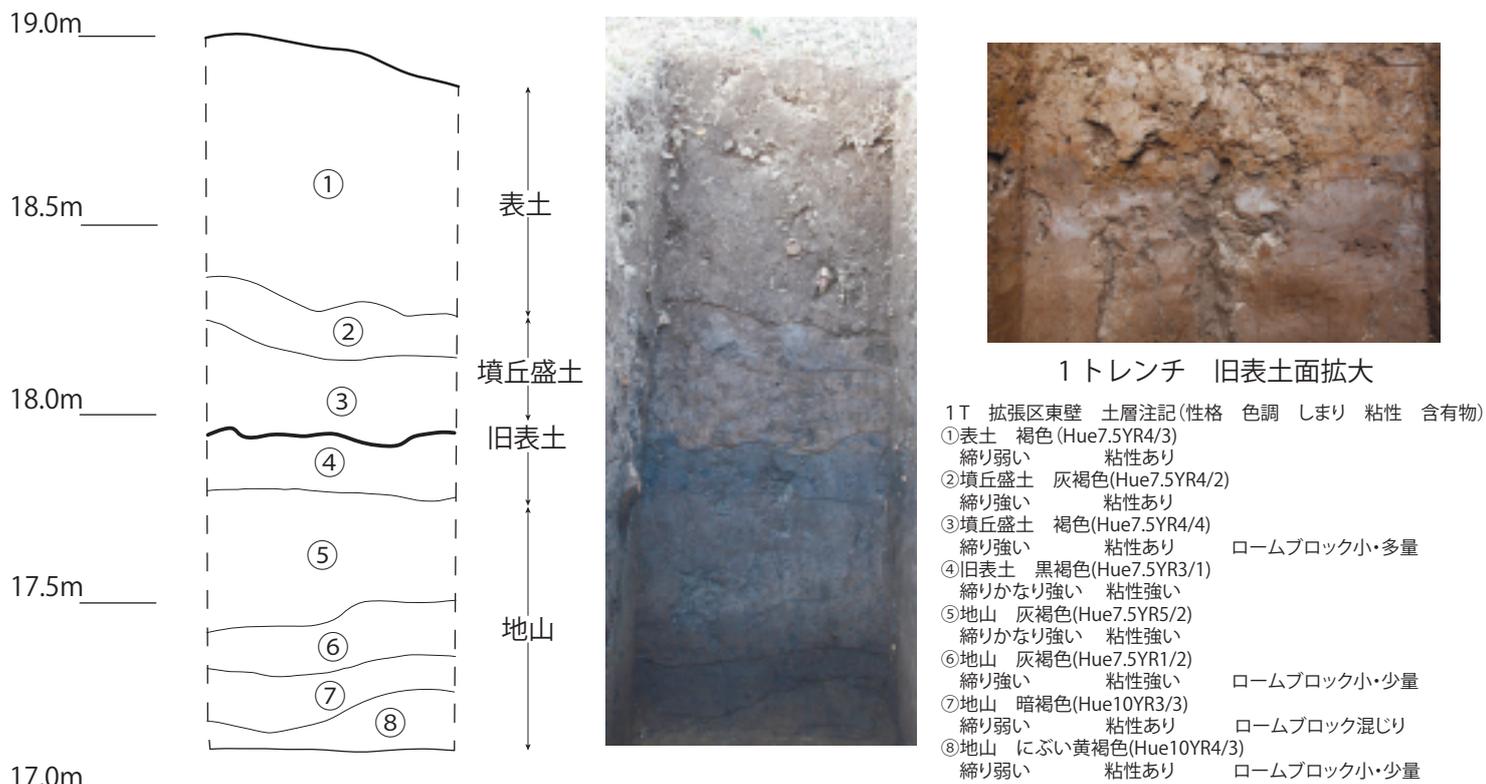


図 14 1 トレンチ 拡張区東壁断面図 (図面 S = 1/20、写真は縮尺不合)

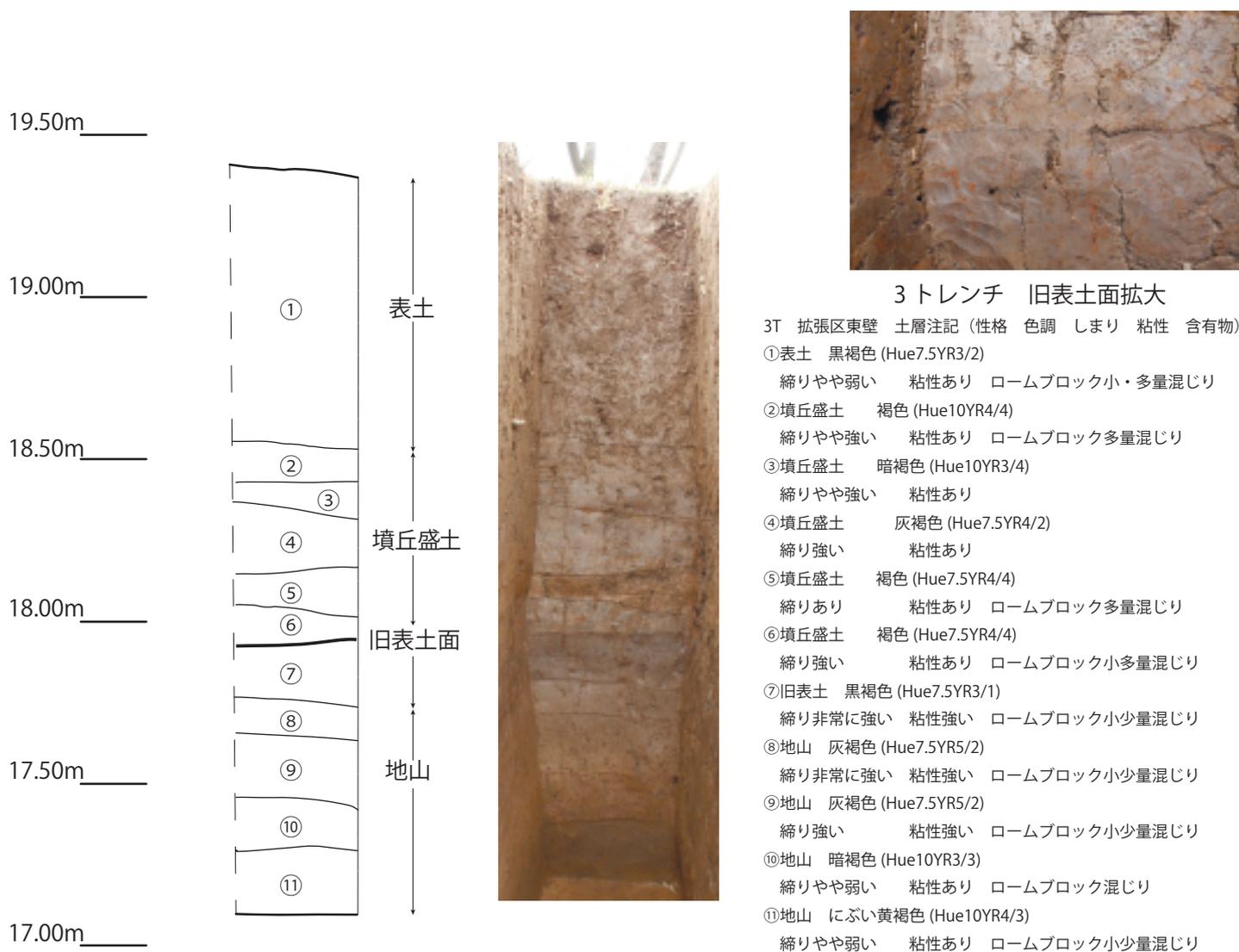


図 15 3 トレンチ 拡張区東壁断面図 (図面 S = 1/20、写真は縮尺不合)

に切られる。

遺物としては、円筒埴輪片多量、瓦少量、角閃石安山岩が出土している。近世瓦が出土しているため、遺構年代の上限としては近世以降になる。

・SD-3 (図5・8) (遺構写真14・16)

SD-3は3・5トレンチにまたがり南北方向に延びる溝状遺構である。溝の上端幅は約40cmであり、下端幅は約20cmである。深さは30cmほどで土管を伴う遺構である。本遺構はSD-2を切る。近代以降に設置された水道管と考えられる。

・SD-4 (図5)

SD-4は5トレンチ墳丘際で確認された浅い溝状遺構である。菖蒲畑境界に設けた溝切りに伴うものと考えられる。上端は約160cmで、下端は約100cmである。

・SK-1 (図4) (遺構写真4)

SK-1は1トレンチ西南部で検出された土坑である。遺構は直径約100cmの円形状を呈し、湧水及び遺構が調査区外に広がるため下端は未確認である。遺物は少量の埴輪や須恵器、大型の緑泥石片岩、角閃石安山岩が出土している。湧水の度合いや覆土の状況から中世・近世の井戸の可能性が有る。

(2) 内堀・外堀について

本調査においては、トレンチが内堀と外堀の推定ライン上にかかるが、その痕跡を確認することはできなかった。昭和56年度の県教委及び市教委による調査では、内堀・外堀を検出しているが、その底面の標高は約16.9～17.0mになる。

しかし、今回の各トレンチの検出面はその標高値よりも低い約16.8mであり、後述するように旧表土の高さは標高約18.0mで検出面はそこから1.2mほど深いことから、今回の調査エリア内の内堀・外堀は、後世の改変を受け完全に消滅した可能性が高い。

(3) 墳丘造出しについて

埼玉古墳群で判明している墳丘造出しは、その全てが墳丘の西側に存在する。愛宕山古墳は墳丘造出しの有無は未調査であったが、現況でも後円部西側にわずかな突出部を観察することができ、その存在が示唆されてきた。今回の調査では、その存在を確認するため、推定墳丘造出しの範囲にかかるようにトレンチを設定した(図2)。

調査の結果、後円部西側の土段状の高まりの一部は、上層に近世の瓦が多数含まれることから、近世以降造成されていることが判明し、墳丘造出しの存在を確認することはできなかった。残念ながら存在が確認できないという事前の地形測量結果を裏付けるものとなった。

(4) 旧表土・墳丘盛土について (図14・15)

今回の調査では、1・3トレンチのサブトレンチの東壁で古墳時代の旧表土及び墳丘盛土が確認された(図14・15)。5トレンチについては、位置的にみて旧表土・墳丘盛土を想定したが、後世の削平のため確認できなかった。

旧表土は黒色土層で標高値は約18.0mであり、その直上には炭化した厚さ0.5cm程の薄い層が視認できた。

埼玉古墳群内の各古墳で検出された旧表土の高さと比較すると、中の山古墳(18.6m)・奥の山古

墳（18.8 m）・鉄砲山古墳（18.5 m）・瓦塚古墳（18.4 m）のように南側の古墳ほど高く、二子山古墳（18.1 m）・愛宕山古墳（18.0 m）・將軍山古墳（18.0 m）・稲荷山古墳（18.0 m）・丸墓山古墳（18.3 m）と北に向かうほど低くなる傾向がある。この傾向による限り、旧地形は南から北にかけて緩やかに傾斜する台地であったと考えられる。

墳丘盛土は、ロームブロックを多量に含む黄褐色土層を基本としている。3トレンチでは黒色系の層とローム混じりの黄色系の層が交互に積まれているような状況が認められ、互層に土を盛っていた。

(5) 石田堤について（図4：トレンチ1南壁⑥）

ところで、愛宕山古墳の北方に目を向ければ、丸墓山古墳の墳丘南側階段入口から堤防状の遺構が南へまっすぐ伸びていることがわかっており、愛宕山古墳はその延長上に位置している。過去の航空写真にもこの堤は明瞭に写っている。これは戦国時代、忍城の戦いの際に石田三成が水攻めのために築いた堤とされ、現在では石田堤と呼ばれる。全長28kmとも14kmとも言われ、鴻巣市袋と行田市堤根に一部が現存している。近年では行田市堤根の北方、永徳寺の境内において石田堤の盛土が見つかっている。堤の盛土中には埴輪や土器が含まれており、周辺の古墳から土が運ばれたと推定される。現に三成は、古墳や微高地を繋ぎ合わせる形で堤を造ったとされる。

愛宕山古墳の後円部西側の土段状の高まりは、上層からの出土遺物により近世以降の造成の結果と結論付けられる。ただし土段状の高まりの下層（図4：トレンチ1南壁⑥）は、しまりが非常に強く、近世の造成土とは明らかに性質が異なる。しかし、この土層からは埴輪や土器が含まれるため古墳時代に属する構造物でないことは確実である。土段は大きく二回にわたって造成された結果であると考えられる。下層はSD-1掘削、埋没以降に造成されており、年代に矛盾点はない。

愛宕山古墳が石田堤の延長上に位置する点、墳丘西側に不自然な土段をもち、古墳時代以降近世以前の造成が認められる点を考慮すると、この造成は忍城水攻めの際に改変を受けた結果である可能性がある。堤を築く際、愛宕山古墳の土を利用し、あるいは墳丘自体を堤に利用する過程で、不自然な土段を発生させたとも推測できる。愛宕山古墳以南の堤の展開状況は不明であるが、永徳寺の境内で確認された堤に接続するものと考えられる。狭小なトレンチからの検出であり可能性の域を出るものではないが、今後石田堤の検出例が増え、その位置や形状、造成方法についての検証の進展が望まれる。

3-2. 出土遺物

令和3年度の調査の出土遺物は、テンバコで13箱出土しており、その内訳は埴輪5箱、近世瓦3箱、石材2箱、須恵器1箱、近世陶磁器1箱、被熱を受けた粘土塊・土管1箱となっている。

主要な遺物を抽出し、その特徴を表1にまとめた。埴輪は口縁部・突帯・透孔・底部が残存しているものを抽出し、須恵器は主に残りの良い破片や胴部以外の部位を含む個体を抽出した。

(1) 埴輪

・円筒埴輪（遺物写真1～36）

出土した円筒埴輪は、全体的に摩耗が激しいが、SD-1出土に関しては摩耗が少ない。現位置を保った状態で出土した埴輪は確認できなかった。今回出土した中では、段数が確認できる個体はなかったが、過去の調査結果と、また推定される径の大きさから、3条突帯4段構成のものが主体と考えられる。全体的な傾向としては、色調は橙色で砂粒を多量に含むものが多く、突帯断面が台形状にな

る個体が多い(10~32)。昭和56年度には、後円部東側が調査されているが、そこで出土した個体と同タイプのもの(B類)とみられる。透孔は残存部分から形状が確認できるものとしては、円形か楕円形いずれかになるとみられる(10~20)。

36は残存部分からも大型品になる可能性がある。愛宕山古墳周辺は、忍藩の菩提寺であった天祥寺の門前であったことから、他の古墳の墳丘を用いた整地が行われた可能性があるという(関2018)。そのことを踏まえれば、この個体は別の古墳からの混入の可能性がある。

・形象埴輪(遺物写真59~67)

埼玉古墳群では、形象埴輪は主に墳丘西側からの出土が多いが、愛宕山古墳においては、墳丘東側で出土し、例外的に東側に形象埴輪が配置されていた可能性が考えられてきた。今回の調査では、点数が少ないものの、墳丘西側においても形象埴輪の存在が確認されることになった。種別や部位が推測できるものは59・62・63のみで、それ以外は不明である。

59は動物埴輪の脚部と推定される。60は厚みが3cmほどと分厚く、底部と推測される面が残存する。61は外面に3cmほどの突起部をもち、破断面に小穴が確認される。62は湾曲がなく直立的な形状をもち、生存面にゆるやかなカーブがみられ、蓋形埴輪の立ち飾り部の破片と考えられる。63は4面全てが生きており、蓋形埴輪の立ち飾り部先端の破片と考えられる。64は厚みの最大部分が4cmほどになる分厚い形状をもつ。65は湾曲がなく板状の形態である。66は径が小さく小型の筒状になると考えられ、内面に粘土が貼り付けられている。67は粘土の貼り付け痕が認められる小片であり、外面にハケ目と平行して一条の線刻が施される。

(2) 須恵器(遺物写真37~52)

須恵器に関しては、目算によるが2・3トレンチからの出土量が全体の8割を占め、その中でも特に3トレンチのSD-1からの出土が多い。

埼玉古墳群の墳丘造出しは、後円部西側くびれ部に設けられる傾向があり、これまでの発掘調査でも葬送儀礼に伴う須恵器が多く出土していることを踏まえれば(稲荷山古墳・瓦塚古墳・奥の山古墳・將軍山古墳)、2・3トレンチにおける須恵器の出土の集中は、付近に墳丘造出しが存在したことを示唆するものである。

須恵器は、器種の殆どが甕と予想され、技法や胎土の観点からも、複数の産地からの搬入が考えられる。51は甕の頸部であり、凹線に挟まれた段に櫛描波状文をもつ個体である。

(3) 石材

1~3トレンチを中心に緑泥石片岩・角閃石安山岩が出土した。個体としては、斫ったような破片が多いが、長さ50cm・幅20cm弱の大型のものも混在する。これら石材は、ともに埼玉古墳群では横穴式石室の石材に使用されているものであり、緑泥石片岩は將軍山古墳・鉄砲山古墳で天井石に使用されており、角閃石安山岩は鉄砲山古墳の側壁や閉塞石での使用が確認されている。

愛宕山古墳は、事前に行われたGPR探査によって、後円部東側で南に向けて開口する横穴式石室が存在する可能性が指摘されている。今回の出土石材が愛宕山古墳の埋葬施設を構成していたか確認はないが、主体部の形態が横穴式石室である可能性がさらに高まった。

出土した石材は墳裾・内堀・外堀の範囲になるため、古墳のそばまで石材を持ち込み最終的な仕上げをした際に出た石材の破片か、盗掘などの改変を受けて破壊された石材の破片かは、両様の可能性が考えられる。

(4) 古墳時代以外の遺物

・縄文土器（遺物写真 53・54）

今回の調査では、縄文土器が2点出土している。53は刻列をもつ隆帯がめぐり、斜降する列点文が施された口縁部である。金雲母を多量に含む胎土であることから縄文時代中期に属する阿玉台式である。54は薄手の土器の口縁部である。内湾する形態で、2条1単位の沈線が2組横走する。

・平安時代の須恵器（遺物写真 55）

55はSD-1から出土した須恵器杯の底部である。体部は残存部の状況から大きく開くとみられる。底部切り離しは、回転糸切り後未調整となっている。内底径は計測値が5.5cmで、6cmを切ることから鳩山編年Ⅸ期～Ⅹ期（9世紀末～10世紀）と考えられる。胎土には白色針状物質を含むことから南比企産のものとみられる。

・中世陶器（遺物写真 56～58）

56は中世陶器の甕の底部である。外面は粗いハケのような工具で縦方向にケズリ仕上げがなされており、内面は摩耗が激しいことから播鉢として使用されたものと考えられる。常滑産か。

57は中世陶器の甕の胴部である。外面には横方向に連続する押印文がつくことから、鎌倉～室町期の常滑産のものである。

58は在地産瓦質片口鉢の口縁部である。口縁部が丸みをもつ形状であることから室町期のものか。

・近世瓦

今回の調査では、1・2トレンチの近世盛土内を中心に多量の瓦が出土した。いずれも近世以降の瓦とみられ、軒瓦・棧瓦・鬼瓦・冠瓦・熨斗瓦など多岐にわたる。

愛宕山古墳は、その名称からもわかるように、墳丘上に村社として愛宕社が置かれていたが（『武蔵国郡村誌』1882年）、今回出土した瓦は大型の鬼瓦も含まれており、大規模な建物をもたなかった愛宕社に属するものとは考えにくい。

愛宕山古墳に隣接する天祥寺は、文政6年（1823）に桑名藩主の奥平松平家が忍藩に国替えになり、それに伴って移されてきた寺院である。かつては大伽藍をほこったが、明治6年の廃仏毀釈により、庫裡だけを残して全て取り壊しになったという（行田市1964）。近世瓦が多く出土した1・2トレンチは、この天祥寺に接していることから、出土した大型の瓦もこうした大伽藍の主要建物の屋根に葺かれていたと考えられ、近代以前の天祥寺に属するものと推測される。



令和3年度愛宕山古墳発掘調査出土瓦

4 おわりに

令和3年度愛宕山古墳の発掘調査の成果は下記の点に集約される。

- ①愛宕山古墳西側の外堀・内堀は、後世に大きな改変を受け、残存しないことが明らかになった。
- ②墳丘造出しと考えられていた土段状の構造は、近世の盛土であり、遺構として墳丘造出しを確認することはできなかった。3次元測量の結果が示すように墳丘造出しは裾も含めて消滅している可能性が高い。2・3トレンチでは須恵器が集中して出土したが、それはかつて付近に墳丘造出しが存在した可能性を示唆するものである。
- ③墳丘面の土段状の高まりの下層からは、埴輪や土器を含む締まりの良い土層を検出した。この土層は戦国時代に築かれた石田堤に関係する構造物である可能性がある。
- ④1・3トレンチで旧表土を確認することができた。標高値は約18.0mである。他の古墳の旧表土値を勘案すると、微妙な凹凸はあるものの埼玉古墳群の旧地形は全体的に南から北に向かって緩やかに傾斜する台地であったと考えられる。
- ⑤GPR探査の結果、横穴式石室の存在と思しき反応を検出したが、1～3トレンチで緑泥石片岩・角閃石安山岩が出土したことにより、その存在の可能性がより高まった。

このように、今回の調査はまさに事前に行われた3次元測量やGPR調査の結果を裏付けるものとなった。外堀・内堀が残存していなかったエリアに関しては、他の調査区で検出された情報をもとに推定線を引き、整備事業を進めていくことになるだろう。

今回報告した内容は、整理作業を進めていく中でのあくまでも中間報告であり、暫定的なものである。令和3年度の調査は、愛宕山古墳発掘調査3か年計画の初年度であり、その調査結果は、最終的には今後行われる調査とあわせて総合的に解釈する必要がある。

しかし、発掘調査の情報は、何らかの形で記録して遺していかなければ薄れていくものなので、今回のように概報という形であっても、情報を遺していくことは必要な作業であろう。今回の概報が発掘調査3か年計画終了後の整理作業・整備事業の一助にでもなれば、また発掘調査の結果を広く報知することにつながれば幸いである。

参考文献

- 行田市 1964 『行田市史』
- 行田市教育委員会 1994 『行田市文化財調査報告書 第31集 愛宕山古墳・天祥寺裏古墳・二子山古墳・中の山古墳・陣場遺跡(6・7次)』
- 埼玉県立さきたま資料館 1985 『埼玉古墳群発掘調査報告書 第3集 愛宕山古墳』埼玉県教育委員会
- 城倉正祥 2011 「埼玉古墳群の埴輪編年」『埼玉県立史跡の博物館研究紀要』5号
- 関義則 2018 「総括—埼玉古墳群の学術的評価と歴史的意義—」『史跡埼玉古墳群 総括報告書I』埼玉県教育委員会
- 早稲田大学東アジア都城・シルクロード考古学研究所 2022 『早稲田大学東アジア都城・シルクロード考古学研究所 デジタル調査概報第4冊：埼玉県行田市 埼玉愛宕山古墳の測量・GPR調査第4集』

表1 遺物観察表

No.	種別	出土地	特記事項	色調(外面)	焼成	含有物
1	円筒埴輪口縁部	1T 表土	口縁端部は平坦。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
2	円筒埴輪口縁部	1T 表土	口縁端部は略平坦でやや丸みを帯びる。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ヨコハケ後、口縁のみヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
3	円筒埴輪口縁部	1T 表土	口縁端部は平坦。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
4	円筒埴輪口縁部	3T SD-1	口縁端部は凹状。外面ヨコナデ。内面ヨコハケ、口縁のみヨコナデ。	2.5YR4/6 赤褐色	良好	
5	円筒埴輪口縁部	1T 表土	口縁端部は略平坦でやや丸みを帯びる。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
6	円筒埴輪口縁部	1T 表土	口縁端部は凹状。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ヨコハケ後、口縁のみヨコナデ。	10YR7/6 明黄褐色	良好	白色砂粒少量
7	円筒埴輪口縁部	3T SD-2	口縁端部は平坦。外面はタテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	10YR7/6 明黄褐色	良好	砂粒多量
8	円筒埴輪口縁部	3T SD-1	口縁端部は平坦。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	2.5Y5/2 暗灰黄色	良好	砂粒多量
9	円筒埴輪口縁部	3T SD-1	口縁端部は略平坦でやや丸みを帯びる。外面タテハケ後、口縁のみヨコナデ。内面ナナメハケ後、口縁のみヨコナデ。	2.5Y5/2 暗灰黄色	良好	砂粒多量
10	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	1T 表土	隅丸方形透孔か。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
11	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	1T 表土	円形透孔。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR4/6 赤褐色	良好	砂粒多量
12	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	1T SD-1	円形透孔。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
13	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	2T 表土	円形透孔。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面ナナメナデ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
14	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	1T 表土	円形透孔。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
15	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	3T SD-2	透孔(形状不明)。突帯はゆるやかな三角形状。外面胴部はタテハケ。内面は透孔付近はナデ、それ以外はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
16	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	3T SD-1	円形透孔。突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
17	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	3T SD-1	透孔(形状不明)。突帯は幅広い台形状。外面胴部はタテハケ。内面ナデ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
18	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	1T SD-1	円形透孔。突帯はつぶれたM字状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部は粗雑なヨコナデ。	5YR4/6 赤褐色	良好	砂粒中量
19	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	3T SD-2	透孔(形状不明)。突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
20	円筒埴輪突帯部(透孔あり)	3T SD-2	円形透孔。突帯はゆるやかな三角形。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	10YR5/3 にぶい黄褐色	良好	砂粒多量
21	円筒埴輪突帯部	3T SD-2	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメナデ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR5/4 にぶい褐色	良好	砂粒多量
22	円筒埴輪突帯部	1T 表土	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナデ。突帯部はヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
23	円筒埴輪突帯部	1T 表土	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量
24	円筒埴輪突帯部	3T SD-1	突帯は偏平なM字形。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
25	円筒埴輪突帯部	3T SD-1	突帯は台形状。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
26	円筒埴輪突帯部	3T SD-1	突帯は偏平なM字形。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒中量
27	円筒埴輪突帯部	3T SD-1	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はヨコハケ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR5/3 にぶい褐色	良好	砂粒多量
28	円筒埴輪突帯部	3T SD-1	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
29	円筒埴輪突帯部	1T SD-1	突帯は偏平なM字形。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
30	円筒埴輪突帯部	1T 表土	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面はナナメハケ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
31	円筒埴輪突帯部	3T SD-2	突帯はゆるやかな三角形。突帯直下に沈線が横走。外面胴部はタテハケ。内面はナデ。突帯部はヨコナデ。	7.5YR7/4 にぶい橙色	良好	砂粒多量
32	円筒埴輪突帯部	2T 表土	突帯は台形状。外面胴部はタテハケ。内面は摩擦が激しく不明。突帯部はヨコナデ。	10YR6/4 にぶい黄褐色	良好	砂粒微量
33	円筒埴輪底部	3T SD-2	底部に圧痕あり。外面はタテハケ。内面はナナメナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
34	円筒埴輪底部	3T SD-1	外面はタテハケ。内面はナナメナデ。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量
35	円筒埴輪底部	3T SD-1	外面はタテハケ。内面はナナメナデ。	10YR6/4 にぶい黄褐色	良好	砂粒多量

No.	種別	出土地	特記事項	色調(外面)	焼成	含有物
36	円筒埴輪胴部	1T 表土	外面はタテハケ。内面はナナメハケ。大型品。	7.5YR6/6 橙色	良好	砂粒微量
37	須恵器胴部	1T 表土	内面同心円痕をナデ消す。外面平行タタキ目。	7.5Y6/1 灰色	堅緻	
38	須恵器胴部	3T 表土	内面同心円痕、外面タタキ目。	10Y6/1 灰色	堅緻	白色砂粒微量
39	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕をナデ消す。外面タタキ後ナデ、カキ目。	7.5Y6/1 灰色	堅緻	白色砂粒微量
40	須恵器胴部	2T 表土	内面同心円痕、外面平行タタキ目。灰褐色状の胎土。	N.5/ 灰色	堅緻	
41	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕。外面タタキ調整後、カキ目。	N.4/ 灰色	堅緻	白色砂粒少量
42	須恵器胴部	2T 表土	内面同心円痕、外面平行タタキ目。	10Y6/1 灰色	堅緻	白色粒子微量
43	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕、外面平行タタキ目。	N.3/ 暗灰色	堅緻	白色砂粒少量
44	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕、外面平行タタキ目。	N.5/ 灰色	堅緻	白色粒子少量
45	須恵器胴部	2T SD-1	胴部上位破片、内面同心円痕、外面平行タタキ目。	7.5Y6/1 灰色	堅緻	砂粒少量
46	須恵器胴部	1T 表土	内面同心円痕、外面平行タタキ目。	10Y6/1 灰色	堅緻	白色粒子少量
47	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕、外面タタキ目。	N.6/1 灰色	堅緻	白色砂粒微量
48	須恵器頸部～胴上部	3T SD-1	胴部内面は同心円痕をナデ消し、外面は平行タタキ目。頸部内外はナデ調整。	10Y6/1 灰色	堅緻	白色粒子微量
49	須恵器胴部	3T SD-1	内面同心円痕をナデ消す。外面平行タタキ目。	10Y6/1 灰色	堅緻	白色粒子微量
50	陶器胴部	1T 表土	内外ナデ。外面に釉がかかる。	10YR6/3 にぶい黄橙色	堅緻	
51	須恵器頸部	3T SD-1	凹線2条が横走、その区画内に櫛描波状文を施す。内面はヨコナデ。	2.5GY5/1 オリーブ灰色	堅緻	白色砂粒少量
52	須恵器胴部	1T 表土	内面ナデ。外面に自然釉。	7.5Y5/1 灰色	堅緻	砂粒微量
53	縄文土器	3T 表土	口縁部。内面ナデ。口縁端部に刻列をもつ隆帯。	5YR6/6 橙色	良好	金雲母多量 砂粒中量
54	縄文土器	5T SD-3	口縁部。外面は2条1単位の沈線が2つ横走。内面ナデ。	2.5Y5/3 暗灰黄色	良好	砂粒多量
55	須恵器坏底部	3T SD-1	回転糸切痕。南比企産か(平安期)。	2.5GY5/1 オリーブ灰色	堅緻	白色砂粒少量 白色針状物質多量
56	陶器底部	1T 表土	外面ケズリ(ハケメ痕あり)、内面は擦り器として使用した摩耗痕あり。常滑産。	5Y5/1 灰色	堅緻	
57	陶器胴部	1T 表土	甕。外面押印文、内面ナデ。常滑産(鎌倉～室町期)。	5YR5/3 にぶい赤褐色	堅緻	砂粒微量
58	在地産瓦質片口鉢	1T 表土	残存は口縁部。内外クロナデ。室町期。	N.5/ 灰色	堅緻	白色粒子微量
59	形象埴輪(脚部)	1T SD-1	馬形などの脚部の可能性が高いか。外面タテハケ、内面ナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
60	形象埴輪(不明)	2T 表土	外面ハケ、内面ナデ。厚みが2～3cmほどあり、分厚い。	2.5YR4/6 赤褐色	良好	白色粒少量
61	形象埴輪(不明)	3T SD-1	外面ナデ、内面ハケ。破片面に小穴あり。外面は突起状に盛り上がる。	5YR7/6 橙色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
62	形象埴輪(蓋形)	2T SD-1	内外ナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
63	形象埴輪(蓋形)	1T SD-1	4面すべてナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
64	形象埴輪(不明)	2T 表土	外面ナデ、内面ハケ。	5YR6/8 橙色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
65	形象埴輪(不明)	3T SD-1	内外ハケ。直線的な形状。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
66	形象埴輪(不明)	3T SD-1	外面タテハケ。内面ナデ。	5YR6/6 橙色	良好	砂粒多量 白色砂粒少量
67	形象埴輪(不明)	3T 表土	外面に線刻あり。外面ハケメ後、ナデ。内面ナデ。	5YR5/6 明赤褐色	良好	砂粒多量



1. 1 トレンチ完掘 (西から)



2. 2 トレンチ全景 (西から)



3. 1 トレンチ SD-1 完掘 (南西から)



4. 1 トレンチ SK-1 半裁状況 (北から)



5. 1 トレンチ SD-1 形象埴輪出土 (南から)



6. 2 トレンチ SD-1 検出 (南から)



7. 3 トレンチ完掘 (西から)



8. 4 トレンチ完掘 (南から)



9. 5 トレンチ完掘 (南西から)



10. 3 トレンチ SD-1 検出(南から)



11. 3 トレンチ SD-1・2 検出 (南西から)



12. 3 トレンチ SD-1 南端 (西から)



13. 3 トレンチ SD-2 断面(東から)



14. 3 トレンチ SD-3 水道管 (東から)



15. 3 トレンチ拡張区 (西から)



16. 5 トレンチ SD-3 水道管 (南から)



17. 5 トレンチ東壁 (西から)



1



2



3



4



5



6



7



8



9



12



10



11



15



13



14



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



29



28



30



31



32



33



34



35



36



37



38



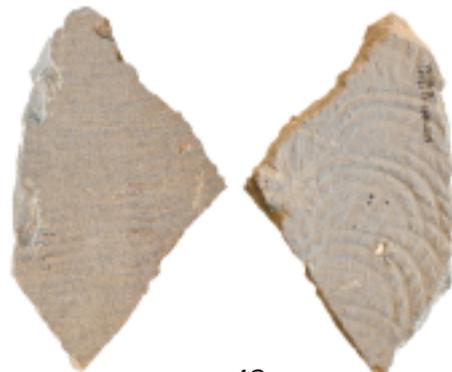
39



40



41



42



43



44



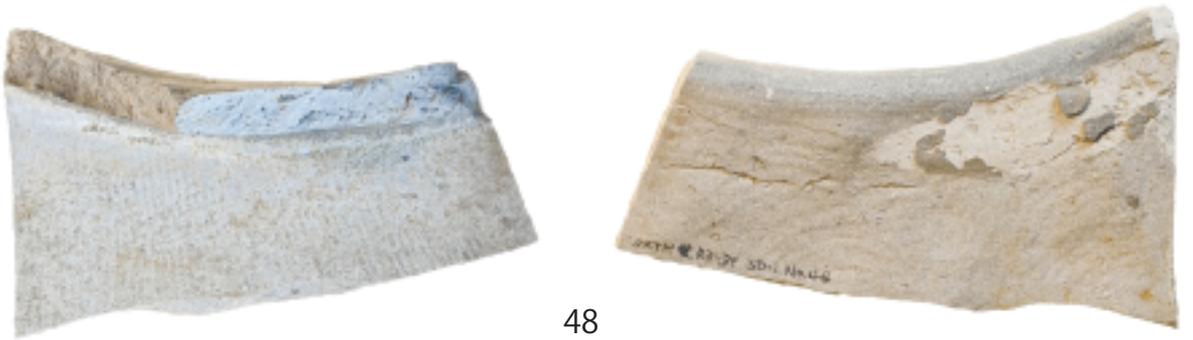
45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55



56



57



58



59



60



61



62



63



64



65



66



67

令和3年度公式 Twitter アカウント運用結果レポート

杉山 高志

本稿は、さきたま史跡の博物館が令和2年6月に開設した Twitter アカウント (@sakitama_museum) の運用状況をまとめるとともに、運用の結果を分析し今後活かすためのものである。

1 分析の目的と方法

当館が公式ホームページや紙のニュースレターだけではなく Twitter アカウントを利用して広報を行う目的は、当館の資料や事業について、より多くの人に興味を持ってもらうためである。では、Twitter アカウントを使ってどのような投稿（ツイート）をすれば、より多くの方に興味を持ってもらえるのか。それを探ることが今回の分析の目的である。

当館のアカウントにおけるツイートに明確な指針は存在していない。これまでは、ホームページに公開する記事と同じ文面としたり、各担当者⁽¹⁾が独自のセンスを発揮したりして、ツイートを作成してきたが、投稿によって反応にバラつきがあるのが現状である。より効果的な投稿を行う何らかのコツがあるなら、ここで仮にでも考えてみたい。

効果を測る指標は何か

投稿によって当館の資料や事業に興味をもってもらえたか否かは、何を指標にして測ればよいのだろうか。本稿においては、各投稿の効果については投稿の閲覧数⁽²⁾ではなく、投稿になされた「いいね」と「RT」の数を指標とする。また、アカウントそれ自体の広報効果については、「フォロー率」を指標とする。

① いいね・RT の数

通常のウェブサイトでは、「PV（ページビュー）」＝ページの閲覧数が広報効果を測る指標になる。PVが多いほど、その内容に興味を持った人が多いと考えられるからである。つまり PV の多さは、多くの人に関心を持たせるという広報の第一段階を達成したことを示している。

しかし、Twitter は閲覧数が多ければ興味を持った人が多いとは限らない。Twitter では通常のウェブサイトと異なり、見よう・調べようと思わなくとも情報が配信される状態が作られているからである。たとえ投稿が表示されても、読まずに飛ばしてしまうことも十分考えられる。

そこで本稿では、投稿に対して「いいね」や「RT」のリアクションが行われた数をひとつの指標とする。Twitter の閲覧者がまったく興味のない投稿に対して、受動的に「いいね」や「RT」を行うことは考えにくいから、「いいね」と「RT」の数は投稿に少しでも関心を持った閲覧者の数を示すと考えられるからである。

② フォロー率

当館の Twitter アカウントが効率的に運用されているかについては、「フォロー率」を指標とする。

フォロー率：新規フォロワー数 ÷ プロフィールのクリック数

フォロー率は、当館のアカウントを認知した人が、その直後にアカウントをフォロー⁽³⁾した割合である。一般に Twitter の利用者は、気になったツイートを見かけるとそのツイートをしたアカウントのプロフィールを見に行き、フォローするか否かを判断する。したがって、プロフィールのクリック数が多くかつフォローされた数も多ければ、効果的にフォロワーを増やすことができているといえる。

分析の手順

本稿の分析は5つに分けて行われる。第1に、いいね／RTの数について現状どの程度が「多い」と言えるのかを判断するために、それぞれの平均値と中央値を確認する（ア）。第2に、いいね／RT数、文字数、画像の有無等の相関を確認することで、いいね／RT数に関わるツイートの要素を特定する（イ）。第3に、同じテーマのツイート同士を比較し、文章や画像の違いがいいね／RT数をどう左右するのか仮説を立てる（ウ）。逆に、いいね／RT数が多かったツイートから、反応が多いテーマを特定することを試みる（エ）。

最後に、当館アカウントのフォロー率を算出し、効果的にフォローしてもらうことができているかを評価する（オ）。

これらの分析によって、今後のアカウント運用に役立つ知見を見出すことにしたい。

2 対象期間

2021年4月1日～2022年3月31日（令和3年度）

全426ツイート

3 分析

（ア）平均値と中央値

対象期間において、1つの投稿に対するいいね数・RT数の平均値と中央値を算出した（表1）。また、各月ごとの平均値も確認した（表2）。

中央値とはデータを小さい順に並べた時中央に位置する値である。平均値よりも、極端に高い・低い数値に左右されにくいとされている⁽⁴⁾。ただし、中央値はデータ全体の変化を追ったり、データ間を比較したりするのには向いていないとも言われるので、表2では平均値を採用している。

（ア）の考察

令和3年度の平均値からすると、「8RT」あるいは「35いいね」以上であれば効果的な投稿といえる。3月は新グッズの発表があったため、いいね数・RT数とも突出して多くなっている。

（イ）各データの相関

投稿に関する各数値間の関連性（相関関係）の強さを示す相関係数を算出した。相関係数 r は -1 から $+1$ までの値を

表1 中央値と平均値
※小数第3位以下切捨て

	いいね	RT
平均値	34.34	7.71
中央値	27	5.5

表2 月ごとの平均値
※小数第2位以下切捨て

月	いいね	RT
4月	44.2	9.4
5月	37.4	7.7
6月	37.1	8.9
7月	29.0	8.0
8月	30.3	4.7
9月	33.9	8.2
10月	28.3	6.3
11月	38.1	8.1
12月	34.3	7.5
1月	31.4	5.6
2月	32.7	5.8
3月	48.6	10.7

とり、次のように整理できる。

$ r = 0.7 \sim 1$	かなり強い相関がある
$ r = 0.4 \sim 0.7$	やや相関あり
$ r = 0.2 \sim 0.4$	弱い相関あり
$ r = 0 \sim 0.2$	ほとんど相関なし

① いいね数・RT 数の相関

1 投稿に対する、「いいね」の数と RT の数との相関係数は次のとおりであった。

$$r = 0.851759022 \dots$$

強い正の相関がみられる、つまり、一方が多い時にはたいてい他方も多くなるということである。

② 文字数と、いいね／RT 数との相関

1 ツイートの文字数（最大で全角 140 文字）と、いいね／RT 数との相関は次のとおりであった。

$$A \text{ (文字数 と いいね数)} \quad r = 0.13111917 \dots$$

$$B \text{ (文字数 と RT 数)} \quad r = 0.12116518 \dots$$

A、B ともに低く、「ほとんど相関なし」の範囲に収まっている。つまり、対象期間内において投稿の文字数は反応を大きく左右したとはいえない。

③ 画像有無によるいいね／RT 数の比較

Twitter 社のエンジニアによると、「画像付きのツイートは、そうでないツイートよりも 1.5 倍 RT の数が多い」⁽⁵⁾という。そこで、対象期間の全ツイートを画像あり・無しに分けたうえで、いいね／RT 数の平均値を算出し比較した（表 3）。

表 3 画像有無別いいね／RT 数平均値
※小数第 2 位以下切り捨て

	画像あり (A)	画像無し (B)	A/B
平均 RT 数	8.6	5.0	1.7
平均いいね数	41.1	20.3	2.0

その結果、画像付きのツイートは、画像無しのツイートに比べて約 1.7 倍の RT、約 2 倍のいいねを獲得していた。

(イ) の考察

①では、いいね／RT の数に相関がみられた。つまり、「いいね」あるいは「RT」の一方を獲得すれば、他方の数も大きくなる。この要因は Twitter の仕様にあると考えられる。当館のツイートに対して「いいね」あるいは「RT」が行われた際には、当館とは関わりのない Twitter 利用者にもそのツイートが配信されることになり、さらにツイートを目にする人が増えるからである。

②では、1 ツイートの文字数はいいね・RT の数とほとんど相関がないことがわかった。つまり、長文の投稿も、短文の投稿も、大きな反応を獲得することは可能である。また③でみたように、画像を添付したツイートのほうが、いいね／RT 数が多い傾向がみられた。

(ウ) 同テーマのツイートの比較

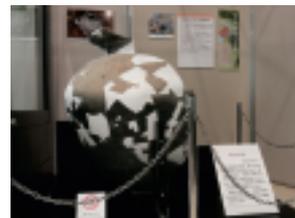
当館の Twitter アカウントでは、時期を空けて同じテーマのツイートをすることもある。本節では過去に複数回投稿した①～③のテーマを取り上げ、各ツイートでどんな違いがあったか、それによっ

て反応は異なっていたのかを確認する。

①須恵器大甕

A 2020年9月29日投稿、40 いいね、11RT

【特別公開】鉄砲山古墳の展示で最初に目を引くのは須恵器の大甕です。前庭部から大型、中型の2つの甕が据え置かれた状態で出土しました。これらは大阪府の陶邑窯で作られたことが分かっています。(資) #埼玉古墳群 #国宝展示室 #鉄砲山古墳 #須恵器 #大甕 #展示 #陶邑



B 2021年6月3日投稿、112 いいね、17RT

#鉄砲山古墳出土須恵器大甕 鉄砲山古墳からは大きな大きな須恵器の甕が出土しました。墳丘上に置かれた後に故意に底部に穴が空けられたようです。あまりに大きいので展示ケースに収まりきらず、特注の展示台に据えられています。(資) #博物館 #考古学 #古墳 #埼玉古墳群 #国宝展示室 #展示品紹介



C 2021年7月4日投稿、38 いいね、8RT

【企画展】#運ぶー埼玉古墳群とモノの動きーでは埼玉古墳群に持ち込まれたモノを取り上げます。鉄砲山古墳出土の須恵器の大甕は大阪府の陶邑で作られたものです。こんなに大きいものをどうやって運んだのでしょうか。(資) #博物館 #学芸員のおしごと #博物館のお仕事 #陶邑 #企画展開幕まであと6日



1 写真構図の違い

最もいいねを獲得したBのツイートでは、隣のケースと比較して壺の大きさがわかるような、引いた構図の写真を使っている。

2 文章の強調点の違い

最もいいねを獲得したBのツイートでは、「あまりに大きいので展示ケースに収まりきらず」と、壺の大きさに絞って紹介しており、作られた場所などの情報は書いていない。

②トートバッグ

A 2020年9月9日投稿、489 いいね、186RT

【#ミュージアムグッズ】トートバッグ(600円)のご紹介です。稲荷山古墳から出土した国宝金錯銘鉄剣の銘文がプリントされた#オリジナルバッグ。普段使いしたい方から読解したい上級者まで幅広く満足いただけます。通信販売によるお買い求めも可能です。(総) #埼玉県 #博物館 #古墳



▲この画像は
A~C 共通

B 2021年6月30日投稿、164 いいね、50RT

【グッズ紹介】人気の国宝鉄剣銘文 #トートバッグ。「其児名加差披余其児名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百鍊利刀記吾奉事根原也」(総) #明日から七月 #古代からのメッセージ #鉄剣裏面 #鉄剣月間

C 2021年10月14日投稿、66 いいね 15RT

国宝鉄剣銘文 #トートバッグ にご好評のため品切れ中となっております。再入荷までもうしばらくお待ちください。(総) #さきたま史跡の博物館 #埼玉古墳群 #ミュージアムグッズ <https://t.co/vIKTCdstG1>

1 文章の内容の違い

販売中の告知、デザイン（金錯銘鉄剣の銘文そのもの）の強調、品切れ中のお知らせと、どれも内容が異なるが、すべての投稿が多く反応を獲得している。

2 写真数の違い

B・Cのように、利用例の写真が伴わなくとも反応は大きかった。トートバッグのデザインそのものが注目されていると思われる。

③総括報告書

A 2020年9月18日投稿、66 いいね、34RT

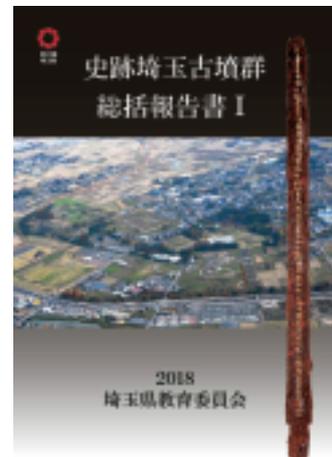
【刊行物】史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ（2,000円）のご紹介です。40年以上にわたる#埼玉古墳群の調査成果をまとめた報告書です。平成30年度に好評のうち完売しておりました本報告書が、復刻のご要望をお受けし再度販売いたします。通信販売によるお買い求めも可能ですので、ぜひ！（総）

B 2021年7月4日投稿、85 いいね、21RT

【書籍紹介】 好評につき昨年度再販された #史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ。40年以上にわたる埼玉古墳群の調査成果がまとまった報告書です。お持ち帰りが難しい方は、通信販売もご利用ください（総）

C 2021年12月2日投稿、86 いいね、20RT

【書籍紹介】 40年以上にわたる埼玉古墳群の調査成果がまとまった #史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ。重さ約1.3kg、厚さ約2.3cm、約330頁の報告書です。お持ち帰りが難しい方は、通信販売もご利用ください（総） #特別史跡



※画像はA～C 共通。

1 含まれる情報の違い

Aのツイートには再販の情報が含まれており、特にRT数が多い。Aのような、状況に変化があったという情報はRT数に影響するのではないか。

2 文章の強調点の違い

Cのみ、具体的な重さや大きさの提示を行っている。しかし①の例とは異なり、いいね/RT数にあまり影響しなかった。

(ウ)の考察

②の例にみられるように、異なる画像に異なる文面でも、多くのいいね/RTを獲得したことがある。テーマ選択そのものが大きな反応を呼ぶのかもしれない。ただし、紹介するもの大きさなど、目を引く特徴がある場合は、写真の構図や文章によって強調すると反応が増える可能性がある。

(エ) いいね／RT 数が多かった投稿テーマ

対象期間のツイートの中から、一定以上のいいね／RT を獲得したものを抽出し、テーマごとに分類を試みた。その傾向から、反応が大きかったテーマを考察する。

①いいね数が多かったもの

上位約 3% にあたる、「いいね数」が 100 以上のツイートのテーマと、該当しているツイートの数をまとめた (表 4)。なお表 4、表 5 とも 1 ツイート 1 テーマとして数えており、ツイートを複数のテーマに割り振ってはいない。

② RT 数が多かったもの

上位約 5.6% にあたる、RT 数が 20 以上のツイートを①と同様に分類してまとめた (表 5)。

①で挙がらなかったテーマは、グッズ新発売の情報、展示開始情報、注意喚起だった (表 5 中の太字)。

(エ) の考察

①②とも、時間的・空間的に普段は見ることが不可能な景色について反応が多かった。また、鉄剣をはじめとする出土品や古墳群についての基本的な知識や画像にも反応が多かった。

②の結果からすると、なにか新規に登場したもの、これから始まる事など、状況の変化や新しいものの到来を知らせるツイートはよく RT される傾向にあるといえる。この傾向は、(ウ) の③で総括報告書の投稿を比較した際の結果とも一致している。

(オ) フォロー率

対象期間の、当館アカウントのフォロー率を一月ごとに算出した (図 1)。おおよそ 0.7~0.5% の間で推移している。

(オ) の考察

Twitter の分析ツール開発元⁽⁶⁾や、Twitter 利用者の間では、フォロー率は 1% 以上を維持

表 4 いいね数が 100 以上のツイート

テーマ	該当数
墳頂 (一般の方は立入禁止) から撮影した風景	1
鉄剣が発見された経緯	1
古墳群の航空写真 (昔と今の比較、主軸方向が揃っているのがわかる写真など)	2
小円墳跡の紹介	1
資料紹介 (鉄剣、まが玉、大甕)	3
グッズや記念品の情報 (特にトートバッグ)	3
その他、ネタ系 (鉄剣で日付)	1
計	12

表 5 RT 数が 20 以上のツイート

テーマ	該当数
グッズや書籍の情報 (トートバッグと総括報告書)	5
グッズ・記念品新発売の情報 (新トートバッグ、記念メダル、箸)	5
墳頂から撮影した風景	1
鉄剣関係 (銘文、3次元モデル公開、発見の経緯)	3
古墳群の航空写真 (昔と今の比較、主軸方向が揃っているのがわかる写真など)	2
資料紹介 (鉄剣、まが玉、大甕)	3
展示開始情報 (展示までのカウントダウン)	3
その他、ネタ系 (鉄剣で日付)	1
公園のライトアップ状況に関する注意喚起	1
計	24



図 1 フォロー率の推移 (縦軸: フォロー率 横軸: 月)

することが理想的だとされる。

当館は理想的な値に届いてはいない。つまり、当館のアカウントを知っても、その場でフォローを行う Twitter 利用者はやや少ないといえる。

4 結論

以上の分析から、令和3年度の当館アカウントの運用について判明したことは次の3つである。

1. 画像の有無が「いいね」「RT」の数に関わる

いいね／RTを多く獲得するためには、ツイートに画像を添付することが有効な可能性がある⁽⁷⁾。他方、文字数の多寡は反応にはほとんど関係しなかったため、無理に文章を短くしたり、冗長にする必要はないといえる。

また、「いいね」や「RT」は一方を多く獲得すると他方も伴って増える傾向にあるので、どちらかでも意識して投稿するのがよいと思われる。

2. 希少性と新規性のあるテーマが大きな反応を得る

反応が多かったテーマには共通した傾向が見いだされた。一つは情報の希少性である。時間的・空間的に普段は見るのが不可能な景色、出土品・古墳にまつわる基本的だがあまり知られていない知識など、博物館だからこそ発信できるテーマを選択すると、多くの反応を獲得できる可能性がある。もう一つは情報の新規性である。新しい試み、新グッズの情報公開など、最新の状況を報告するツイートは多くのRTを獲得していた。特にグッズに関しては注目度が高いようである。

3. フォロワー率があまり高くない

当館のアカウントはフォロワー率が低い（プロフィールまでは見るがフォローしない人が割と多い）ことが判明した。したがって、ツイートの投稿内容の検討とは別に、どうすればフォロワー率が向上するか考える必要がある。例えば、①アイコン画像を含めて当館アカウントのプロフィールを見直す ②当館がどのような情報をどれくらいの頻度で発信するかを明示する 等の対応が考えられる。

5 課題と展望

1. 「エンゲージメント率」の確認

本稿の分析で指標に用いた「いいね／RTの数」は、指標として完全なものではない。それらの数は、インフルエンサーによる投稿の紹介、投稿時点におけるトレンドとの合致、次の投稿までの間隔、投稿時間帯等の均一化できない要素によって大きく影響を受けていた可能性があるからだ。

したがって、今後はいいね／RTの数だけではなく、「エンゲージメント率」を指標として用いることも検討すべきである。エンゲージメント率は、ツイートに対するいいね、RT、リンククリックなどの反応数を、そのツイートのインプレッション数（表示回数）で割ったものである。表示回数で除しているため、内容以外の何らかの要因により特別に多く表示されたツイートでも、ツイートが閲覧者の反応を引き出す力を絶対的に評価することができる。

2. ソーシャルリスニングの試行

本稿では、いいね／RT数の多かったツイートから反響が多いテーマを推定した(分析エ)。しかし、

人気のあるテーマを推定する方法は他にもある。例えば、当館アカウントをフォローしている方のプロフィールや投稿内容から、年齢、性別、居住地、職業、興味関心などを把握することである。このように、SNS上の書き込みから利用者の属性やニーズを把握することは、マーケティングの分野で「ソーシャルリスニング」と呼ばれる。SNS上の書き込みは私的な動機が強い場合があり、アンケート等が出る意見よりも正直な意見を収集できるのが利点である。

Twitterにおけるソーシャルリスニングの手法は様々に考案されてきた。しかし、多数のTwitter利用者のデータを大量に取得し処理する必要があることから、人力かつ無償で行うには困難が多い。無料ツールを利用した分析も存在している⁽⁶⁾が、得られる情報には限りがある。

Twitter上で手軽に行えるのは、「さきたま」「埼玉古墳群」「金錯銘鉄剣」等の単語で検索し、当館がTwitter上でどのように話題にされているか、当館への意見や要望を持っている人がいないかを調べることである。適切な単語で検索すること、明らかに無関係なツイートを一つずつ除外することが必要になるが、一度結果をまとめてみる価値はあるだろう。

3. 他の博物館等アカウントの分析

今回の分析手法の中でも、同テーマのツイート比較などは他の博物館等のアカウントにおいても行うことができる。得られた結果が今回と一致していれば、より普遍性が高く効果的なツイートの構成方法を考案することができる。

公立の博物館として、最小のコストでいかに効果を上げていくかは重要な点である。Twitterを始めとするSNSの運用結果を振り返る際には、持続可能かつ精度の高い方法を探っていきたい。

註

- (1) 当館では、4つの担当から各1人が委員として定期的に「情報発信検討会」に出席し、共同でツイートの投稿計画を決定したのち、各委員がツイート案を作成する体制を採っている。cf. 小林弘一ほか2022「埼玉県立さきたま史跡の博物館における情報発信検討会の活動報告」『博物館研究』Vol.57 No.7 通巻650号。
- (2) Twitterのシステム上は、閲覧数は「インプレッション」という名称で記録される。
- (3) 特定のTwitterアカウントの最新情報を追えるように設定すること。
- (4) 総務省統計局「中心的な傾向を捉える」(https://www.stat.go.jp/naruhodo/5_tokucho/chushin.html)、『なるほど！統計学園』、最終閲覧2022年10月29日。
- (5) Nick Reese, “4 ideas for creating video content with your phone” (<https://business.twitter.com/en/blog/creating-video-content-with-your-phone.html>), *Twitter Business Blog*, 最終閲覧2022年10月31日。
- (6) SocialDog編集部「Twitter（ツイッター）のデータ分析の目的とは。フォロー率やツイートの効果測定の方法を解説」(<https://social-dog.net/trend/241>)、『social media trend』、2021年10月15日、最終閲覧2022年11月30日。
- (7) ただし、画像を添付したことが直接の理由で反応が増える、といえるわけではない。後述するとおり、いいね／RT数は別の多くの要因で増加しうるからである。
- (8) 王元元、岳五一 2019「Twitterを活用した地方都市の観光客誘致戦略」『パーソナルコンピュータ利用技術学会論文誌』13巻1号 pp.16 - 24。
池田和史ほか 2012「マーケット分析のためのTwitter投稿者プロフィール推定手法」『情報処理学会論文誌コンシューマ・デバイス&システム』2巻1号、pp.82 - 93。

「鉄剣月間」関連企画の実施について

さきたま史跡の博物館 情報発信検討会
(杉山高志 浅見将巳 別所鮎実 吉田修太郎)

本稿では、令和3年度からさきたま史跡の博物館及び展示資料「金錯銘鉄剣」の知名度向上を目的として始まった「鉄剣月間」関連諸企画の実施について報告する。

令和2年度に設置された情報発信検討会では、新型コロナウイルス感染症拡大のおそれが続く中、効果的な情報発信の手法を担当の枠を超えて議論してきた⁽¹⁾。未だ規模を縮小せざるを得ないイベントも多い中で、インターネットを活用しオンラインで行う企画として発案されたのが、一連の「鉄剣月間」関連企画だった。その後、感染症拡大状況の変化に伴って企画のあり方を再検討しつつ、2度目の「鉄剣月間」各企画が令和4年7月に実施された。本稿が、新型感染症拡大等の特殊状況に対応した情報発信、企画立案の参考となれば幸いである。

1 「鉄剣月間」発足の経緯

博物館の行う企画は、講座・講演であろうと、展示であろうと、物理的な空間を会場としてきた。しかし、「おうちミュージアム」⁽²⁾や、オンライン講座（ウェビナー）等の実践も試みられたように、インターネット空間を会場として利用者にアクセスしてもらう企画の蓄積もなされてきた。特にコロナ禍により、インターネット空間を活用する傾向は顕著になったといえる。

当館においては、国宝展示室の「金錯銘鉄剣」の展示が来館者の関心を集めてきた。金錯銘鉄剣に関わる展示解説の充実はもちろん、講座のテーマやミュージアムグッズの一部としても活用を図ってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、足を運び実際に国宝の鉄剣を見学するという資料への接し方は大きく制限されてしまった。そうした状況下、公式ホームページやTwitter、資料の3Dモデル等を利用して鉄剣について知ってもらい、より身近なものとして感じてもらう機会を提供するために、複数の企画を展開することが決まった。銘文の内容にちなんで7月を「鉄剣月間」と位置付け⁽³⁾、集中的に企画を行うこととした。

鉄剣月間の企画の特徴として、3点挙げられる。

メイン会場がインターネット空間であること、参加型・体験型企画が含まれること、若者層をターゲットとしていることである。

(1) メイン会場がインターネット空間である

鉄剣月間関連企画においては、企画の広報、会場へのアクセス、知識の提供や資料の体感、利用者から博物館へのフィードバック等がインターネット上で区切りなく行われた。

我々は、令和3年度、4年度とも館の公式ホームページの中に「鉄剣月間」の特設ページを開設した（図1）。利用者は特設ページを起点として各企画について知り、そのまま企画に参加することができる。令和4



図1 鉄剣月間特設ページ（令和4年度）

年度は特設ページを使った広報にも力を入れ、6月末から特設ページに予告を掲載し、ホームページのトップにバナーを設置して特設ページに誘導した。

また、令和4年度は館内の掲示や配布ワークシートにおいて企画の広報を行い特設ページへ誘導したり、特設ページで募集したメッセージを館内に掲示したりと、Webと館内を往還する性質がより強化された。

(2) 参加型・体験型企画が含まれる

「鉄剣月間」は、参加者になんらかのアクションを求める企画が中心となっている。その参加者のアクションを館で紹介することが、企画のさらなる認知につながり、参加者が増えるとともに、皆で「鉄剣月間」を作り上げている一体感をもたらす狙いがあった。

また鉄剣月間には、クイズや資料の観察を通じて知識を身につける体験型イベントも含まれている。これらは広報・学習支援担当主体で実施している体験学習イベントと同様、主体的な学習に寄与すると考えられる。

(3) 若年層を主なターゲットとした

鉄剣月間関連企画の多くは若年層を主なターゲットとしていた。これは2つの理由があった。第一に、インターネットを本格的に利用するのはいまだに若年層が多い⁽⁴⁾。第二に、従来行ってきた全年齢対象のイベントに若年層の参加が少ないことがわかっていた。以上のことから、鉄剣月間関連企画には児童生徒やその親世代も楽しめるような企画が必ずひとつは含まれることになった。同時に、印刷物にはフリガナを付加する、児童・生徒の親も参加しやすい内容を考えるなどの工夫がなされた。

2 企画の詳細

令和3年度及び4年度の鉄剣月間企画について、年度ごとに紹介する。

(1) 令和3年度

令和3年度は、国宝「金錯銘鉄剣」の認知度を上げることを主軸として企画を考えた。参加型企画「115文字のメッセージ」、体験型企画「鉄剣穴埋めチャレンジ」、Twitter連続投稿「鉄剣エピソードゼロ」の3企画を実施した。さらに当館の「おうちミュージアム」事業の一つである館蔵資料の3Dモデル公開と連携し、金錯銘鉄剣の3Dモデルの公開を鉄剣月間に合わせて行った。大きな特徴としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人の動きが制限されている時期であったことから、博物館に来館することなく参加できる企画のみを実施したことが挙げられる。

1. 参加型企画「115文字のメッセージ」

本企画は、国宝「金錯銘鉄剣」の銘文にちなみ、家族や地域への思いまたは埼玉古墳群について115文字でつづったメッセージを広く一般から募集し、



図2 投稿されたメッセージを公式アカウントで紹介

応募されたメッセージを紹介するものである。金錯銘鉄剣を広く知ってもらおうという狙いの他、Twitterにおいて募集することで、当館のTwitterアカウントの認知拡大の目的もあった。

参加型の企画とすることで、一方的に情報を発信するだけでなく、情報を受け取った側の反応が分かり、直接的な効果を確認しやすいといったメリットがあった。また、参加者のフォロワー等からまた別の参加者へ、といったように、より多くの層を巻き込んでの相乗効果が期待できる。Twitterであれば、どこでもアクセスできるという観点から、感染拡大防止にもつながり、おうちミュージアムとしての機能を果たすことができる。

令和3年度はTwitterのハッシュタグを用いてメッセージを募集した。企画を知った方に「#115文字のメッセージ」のハッシュタグを利用してツイートしてもらうことで、メッセージの投稿完了となる。職員は、手動で当のハッシュタグが付いたツイートを確認し、当館のアカウントでリツイートすることで、メッセージを紹介した。

また館内にメッセージの掲示専用スペースを設け、メッセージを掲示するとともに来館者にも企画の周知を行った(図3)。企画を説明した当館アカウントのツイートは一定の広がりを見せる一方、実際にメッセージを投稿してくれた方は少数であった。



図3 館内メッセージ掲示のようす

2. 3Dモデル連動企画「鉄剣銘文穴埋めチャレンジ！」

本企画は、国宝「金錯銘鉄剣」の3Dモデル(図4)の公開に合わせて行った。3Dモデルは自分のパソコンやスマートフォン上で自由に資料を回転させて閲覧することができるため、実際に来館することが難しい利用者にも収蔵資料を身近に感じてもらえるという利点がある。ただし、利用が閲覧することに留まってしまっているのが課題であった。こうした課題を受け、発案されたのが本企画である。

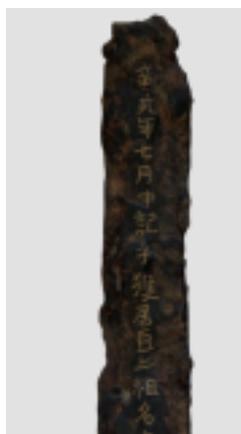


図4 金錯銘鉄剣3Dモデル

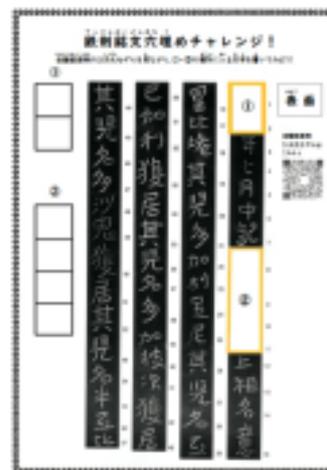


図5 ワークシート

本企画は、金錯銘鉄剣の3Dモデルを見ながら、銘文の穴埋めワークシート(図5)を解くという内容である。単に閲覧するだけでなく、ワークシートを解くために銘文一文字一文字に注目して閲覧するという目的を持った利用方法の一例を示すことができた。

本企画で作成したワークシートは、令和3年度の鉄剣月間終了後は当館ホームページ上の「おうちミュージアム」のコンテンツに追加する形で、継続して提供している。

3. Twitter連続投稿「鉄剣エピソードゼロ」(令和3年度)

本企画の趣旨は、金錯銘鉄剣が発見・銘文が検出された経緯を紹介し、金錯銘鉄剣そのものや稲荷

山古墳に興味をもってもらおうというものである。投稿内容は史跡整備担当学芸員が作成し、投稿や効果測定に関しては広報・学習支援担当職員が行った。

銘文発見までの経緯を Twitter の文字数制限に合わせて 4 件の投稿にまとめ、一日 1 件ずつ投稿した。内容は次のとおりである。

- ①埼玉古墳群では昭和 43 年の風土記の丘構想に伴い発掘調査が行われることになり、当初は愛宕山古墳を調査する予定が稲荷山古墳に変更になったこと
- ②稲荷山古墳の調査で礫礫が見つかり鉄剣も出土したが、表面が錆に覆われており誰も銘文の存在に気づかなかったこと
- ③発掘調査から 10 年後の保存処理作業中に偶然銘文の存在が確認されたこと
- ④ 115 文字の銘文の存在が明らかになり、その歴史的な価値の高さから、金錯銘鉄剣を含む遺物が重要文化財に指定され、後に国宝に指定されたこと (図 6)

金錯銘鉄剣は日本史の教科書では必ず紹介される歴史資料であるので認知度はかなり高いが、発見の経緯等はまだあまり知る人は少ないようであり、「いいね」の数からしても多くの方からリアクションがあった。当年度の「鉄剣エピソードゼロ」の投稿内容は金錯銘鉄剣の基本的な情報であるため、「鉄剣月間」のたびに毎回投稿することを考えている。

(2) 令和 4 年度

令和 4 年度は、ワクチン接種等も進み、感染症拡大への対策も定着し、人の動きの制限が緩和された時期であったため、来館者まで対象を広げた企画を考えた。

参加型企画「115 文字のメッセージ」、Twitter 連続投稿「鉄剣エピソードゼロ」の 2 企画については、令和 3 年度から大枠は維持しつつ内容・実施方法を調整して再び実施した。3D モデル連動企画「鉄剣穴埋めチャレンジ」の代わりに、館内クイズラリー「探検！国宝展示室」を新規に実施した。

1. 参加型企画「115 文字のメッセージ」

前年度のメッセージ応募数が少なかったことを鑑みて、募集する投稿のテーマ及び投稿方法の見直しを行った。投稿のテーマについては、前年度の内容に加え、「この 1 年で頑張ったこと (頑張りたいこと)」を項目として加えることで、主に小学生等の参加を促した。また、投稿文字数を 115 文字以内とすることで、メッセージ文を作成しやすくした。投稿方法については、はがきでの募集の他、ホームページ上で投稿専用フォームを作成することで、投稿する際のハードルを大きく引き下げた⁽⁵⁾。また、投稿フォームへすぐにアクセスできる「QR コード」⁽⁶⁾付ポスターを館内に掲示することで、来館



図 6 令和 3 年度の投稿 (7 月 16 日)



図 7 令和 4 年度の募集ポスター

者への周知も行った（図7）。

投稿方法の見直しを行った成果からか、前年度の倍、メッセージの投稿があった。年配の方と思われる投稿がある一方、小学生等と思われる投稿内容や、当館の体験事業参加者と思われる投稿内容も見られ、さまざまな年代の投稿が確認できた。投稿のハードルを下げるのが功を奏したと思われる。また、メッセージを投稿してくれた方が、館内掲示されたメッセージを確認するために来館してくれたことから、当企画から来館者増へのきっかけとなったと考えられる。

2. クイズラリー「探検！ 国宝展示室」

本企画は、実際に来館した利用者を対象としたクイズラリー企画である。

館内体験工房の入り口前にクイズラリーのワークシートを挟んだバインダーを設置した（図8）。参加者は各自展示室内をまわり、クイズを解く。回答が終わったら、体験工房の職員に声をかけ、解説編のシートを受け取るという流れである。

クイズの内容は、展示室内のパネルの説明書きをよく読めば解ける問題を6問設定した。本企画は全年齢を対象としたため、大人でも子供でも楽しめる程度の難易度とした。クイズは4択の選択方式であり、選択肢のカタカナをつなぎ合わせるとキーワードが完成する仕組みである。キーワード自体も展示パネル内に登場する人物名であり、答えを確認する職員にとっても認識しやすい文字列になっている。

流し読みされがちな展示パネルであるが、クイズを解くためにじっくりと読み込んでもらうことができた。期間中、288名参加し、279名が正解という結果であった。

また、本企画とあわせて、当館ホームページ上でミニクイズ「探検！さきたまのホームページ」を同時開催した。こちらはホームページに掲載されている情報だけで解ける問題を4問設定した。4択の選択式問題を解くと、ある人物の名前がキーワードとして導き出され、それを入力すると限定Zoom背景画像（パソコン用壁紙）がダウンロードできるという仕組みである。



図8 クイズラリー用紙の配布のようす

3. Twitter 連続投稿「鉄剣エピソードゼロ」(令和4年度)

令和4年度は、前年度に投稿した銘文発見までの経緯に加えて、金錯銘鉄剣が出土した礫塚の整備の歴史について紹介した（7月26日～29日に投稿）。その狙いとしては、金錯銘鉄剣が出土した礫塚を多くの方に知ってもらいたいこともあったが、当館の大きな役割の一つに埼玉古墳群の史跡整備があることの認知度を高めたいことがあった。そのために投稿内容としては、礫塚の整備の歴史をたどるとともに、埼玉古墳群の整備は有識者で構成される保存整備協議会で審議・指導を受け、十分に議論してから実施されるプロセスがあることを盛り込んだ。「鉄剣エピソードゼロ」という型を用いることで、金錯銘鉄剣に関連させつつ、資料の展示紹介だけではない博物館の役割の多様さを紹介することができた。

3 成果

(1) Web 上で記録されたもの

企画の認知・参加の数を測るために、投稿されたメッセージの数、ワークシートなどのダウンロード数、特設ページや3Dモデルの閲覧数、Twitterの投稿に対する反応数などを利用した。これらの指標は令和3年度、4年度ともに継続して記録をとった。

令和3年度から4年度にかけて、特設ページの閲覧数、投稿されたメッセージの数が増加した(①、②)。また両年度とも、鉄剣月間に関連するツイートは、ツイートに対する反応の頻度を表す「エンゲージメント率」が高く、なんらかの反応をしたくなる投稿が多かったと考えられる。当館のアカウントの月ごとのエンゲージメント率は平均して3~4%であるが、鉄剣月間関連に限ると令和3年度は4.8%、4年度は6.5%であった(表1、表2)。

①鉄剣月間 全体

【令和3年度】

特設ページアクセス数

総数 494

関連ツイート

27件 平均：8RT、29いいね

表1 令和3年度鉄剣月間関連ツイートの反響

	インプレッション*1	エンゲージメント*2	エンゲージメント率*3
合計	96,488	4,646	4.8%
平均	3,574	172	

*1 ツイートが他の利用者へ配信された回数

*2 画像の閲覧、リンククリック、プロフィールへ飛ぶなどの行動回数

*3 エンゲージメント/インプレッションで算出。高いほど、発信している情報が注目されていることを表す。

【令和4年度】

特設ページアクセス数

総数 916

関連ツイート

31件 平均：8RT、38いいね

表2 令和4年度鉄剣月間関連ツイートの反響

	インプレッション	エンゲージメント	エンゲージメント率
合計	45,851	2,993	6.5%
平均	1,479	96	

②「115文字のメッセージ」

令和3年度 投稿 3件

令和4年度 投稿 7件

③「鉄剣銘文穴埋めチャレンジ！」(令和3年度)

ワークシートダウンロード数 23

鉄剣3Dモデル閲覧数 477(鉄剣月間の期間内)

(2) 館内で記録されたもの

令和3年度は館内で実施する企画が無かったため、館内において成果の指標となる数値は記録しなかった。令和4年度は館内で行われたクイズラリー「探検! 国宝展示室」に関して、ワークシート配布数によって参加者の数を記録した。目標値の8割以上、288人の参加があった。

また令和4年度では、企画の実施が来館者増に寄与したと考えられる結果があった。「115文字のメッセージ」投稿者のうちの1名が、自分のメッセージが掲示されているのを見るために来館したと

職員に伝えてくれた。

4 課題と展望

(1) 効果を測る指標を精緻化する

ここまで述べてきたように、鉄剣月間関連企画は一般の方の参加によって成り立つ面が大きく、どのくらい企画に参加してくれるのか、どのくらいアクションを起こしてくれるのかが成功のカギである。そのためには、企画を認知された数、詳細を確認した人の数、実際に参加した人の数をそれぞれ把握し、追跡することが必須である。参加の割合が低かった場合、令和4年度の「115文字のメッセージ」企画のように、参加のハードルを下げる工夫をすることで参加率を上げることもできるだろう。

企画の認知から詳細の確認、参加までが一貫してインターネット上で行われている場合、企画を認知した人のうちどのくらいが参加してくれたか（＝参加率）を測ることが行いやすい。例えばTwitterの投稿に関しては、「インプレッション」（投稿の表示）数やリンククリック数、画像表示数等が自動的に記録されるようになっているため、企画の認知数や詳細を確認した人の数を簡単に知ることができ、参加数を割り出す助けになる。

ただ、「115文字のメッセージ」や、「穴埋めチャレンジ」等の企画については、企画を認知した（その企画の個別のページを閲覧した）人の数を記録することができていなかった。今後は、アクセス解析なども利用し個別の企画の参加率を確認することが必要である。

(2) 来館につながる仕組みづくり

来館が難しい場合にもインターネット上で参加できる企画として出発した鉄剣月間ではあったが、開館状況も平時に戻りつつある状況下では、インターネット上の企画が来館につながれば最善である。しかし、鉄剣月間の各企画を認知した方が、場合によってはインターネット上で参加したうえで、その企画のために来館したという事実を認定するのは難しい。例えば来館者アンケートの中に、当館を知った理由として「鉄剣月間」と書かれていればそれが証拠となるが、アンケートはすべての来館者が書くものではないからである。

一つの案としては、鉄剣月間をきっかけとして来館された方には何らかの特典を用意するということが考えられる。すると、鉄剣月間を知った方が来館する流れを作ることができ、我々も鉄剣月間が来館につながっていることが確認できるだろう。

(3) 館内からインターネット上コンテンツへのアクセスを確保

当館には、3Dモデルや未公開の写真など、広く知ってもらいたい価値のある情報が多数あり、一部はすでにインターネット上で公開されている。そうした情報が公開されていることを、館をなにげなく訪れた方にも伝えることができれば、オンラインとオフラインをつなぐ「鉄剣月間」関連企画の目的が達成される。

鉄剣月間の企画では、館内からインターネット上のコンテンツに誘導するために「QRコード」を利用してきた。QRコードを掲示しておけば、スマートフォン等の機器のカメラを利用することで、意図したページをすぐに見てもらえることが可能である。これ以上に利便性が高い方法は今のところ他に考えられない。したがって今後目指すべきことの一つは、利用者がQRコードでアクセスした後の体験を快適にすることである。

例えば、館内からQRコードを利用して当館のホームページや公開している情報にアクセスした方

は、日頃から検索や SNS で当館の情報をチェックしているわけではないかもしれない。また、スマートフォンの小さな画面で最初に情報に触れる方が大半であろう。したがって、館の基礎的な情報をより見やすい形で案内する必要がある。

QR コードの採用で問題となるのは、スマートフォン等のカメラ付き機器を利用しない方はコードを読み取ることができず、インターネット上のコンテンツの詳細を知ることができない点だ。そのため、例えば館所有のタブレット等を用いて 3D モデル等の紹介・体験を行うことができれば、誰一人とりこぼさない情報発信が可能になる⁽⁷⁾。

「鉄剣月間」関連企画の実施から見えた課題は以上のとおりである。ただ、課題のうちのいくつかは鉄剣月間以外の企画にも通ずるものである。特に「来館につながる仕組みづくり」は、インターネットを活用した広報活動が珍しくなくなった昨今、展示や体験学習イベントの実施時にも共通する課題といえる。我々はこれらの課題に対して、鉄剣月間やその他の場を通し、何らかの解決を試行していきたいと考えている。

註

- (1) 小林弘一・菊池拓真・ナワビ矢麻・別所鮎実・杉山高志 2022 「埼玉県立さきたま史跡の博物館における情報発信検討会の活動報告」『博物館研究』57 - 7, pp.22 - 25。
- (2) 「おうちミュージアム」は、令和 2 年 3 月から北海道博物館が開始し、全国の博物館・美術館等に広がった取り組みである。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って全国各地の小中学校や幼稚園が臨時休校・休園となった状況をきっかけに、自宅で過ごす子どもたちが楽しく学べるコンテンツをオンラインで提供する、あるいはその発信のアイデアを各館で共有する趣旨で存続している。当館は令和 3 年 6 月から「おうちミュージアム」に参加し、ホームページ上で学習コンテンツを公開している。
 - ・ 渋谷美月 2020 「支部情報 北海道支部 おうちミュージアムのはじまりとこれから」『博物館研究』Vol.55 No.9 通巻 628 号
 - ・ 渋谷美月 2020 「大きなコミュニティとなったおうちミュージアム」『博物館研究』Vol.55 No.10 通巻 629 号
- (3) 国宝「金錯銘鉄剣」の銘文には、「辛亥年七月」とある。
- (4) 総務省が毎年公表している調査結果によると、20 代のインターネットの平均利用時間が長い傾向が続いている（第 1 章 1 - 1）。また、20 代から 30 代では「インターネット」が最も重要な情報源として挙げられている（第 7 章 7 - 1・7 - 2）。
 - ・ 総務省情報通信政策研究所 2022 「令和 3 年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」2022 年 8 月 26 日
- (5) Twitter のハッシュタグを使って投稿してもらおう形式だと、Twitter の利用登録を行っていない方は投稿ができない。他方、ホームページ上に投稿フォームを設ければ、インターネットに接続さえできれば誰でも投稿することができる。
- (6) 「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標である。
- (7) 前述のとおり、令和 4 年度の「115 文字のメッセージ」企画ではインターネット経由の投稿ができない方も考慮し、はがきによる投稿も受け付けていた。

本稿は、令和 4 年度さきたま史跡の博物館情報発信検討会の構成員による共著である。総務担当主事・浅見将巳、資料・展示担当学芸員・別所鮎実、史跡整備担当学芸員・吉田修太郎から一部原稿を募り、広報・学習支援担当主事・杉山高志が全体の編集及び執筆を行った。

令和4年度企画展「家形埴輪」の開催について

西口正純

1 企画展の開催計画

さきたま史跡の博物館では、毎年埼玉古墳群や古墳時代に関連する企画展を開催している。今回の企画展では、稲荷山古墳から出土した家形埴輪が、関東地方で初期の入母屋造家形埴輪として注目されていることから、家形埴輪にスポットを当てた展示を企画することとなった。

2 展示構成

展示の構成は、プロローグ、Ⅰ家形埴輪の種類、Ⅱ豪族の館、Ⅲ古墳時代の集落、エピローグとした。古墳に設置される家形埴輪の意味と種類から豪族の暮らしを考える流れでの展開とした。

プロローグ

導入部分では、古墳時代の建物を知る例として奈良県佐味田宝塚古墳出土『家屋文鏡』、家形埴輪の初現については、御所市宮山古墳出土家形埴輪と関東地方では、伊勢崎市赤堀茶臼山古墳、藤岡市白石稲荷山古墳出土の例を写真パネルで紹介した。

Ⅰ 家形埴輪の種類

家形埴輪は、個別に建物の種類や性格を特定する要素に乏しく、住居、倉庫、神殿など形態による分類が大変難しい。そのため、屋根の造りにより切妻造、入母屋造、寄棟造と大きく3分類による展示を行った。

各埴輪については、建物の部位について解説を行い時期的な形態の変化や技法の特徴についてパネルで解説を行った。

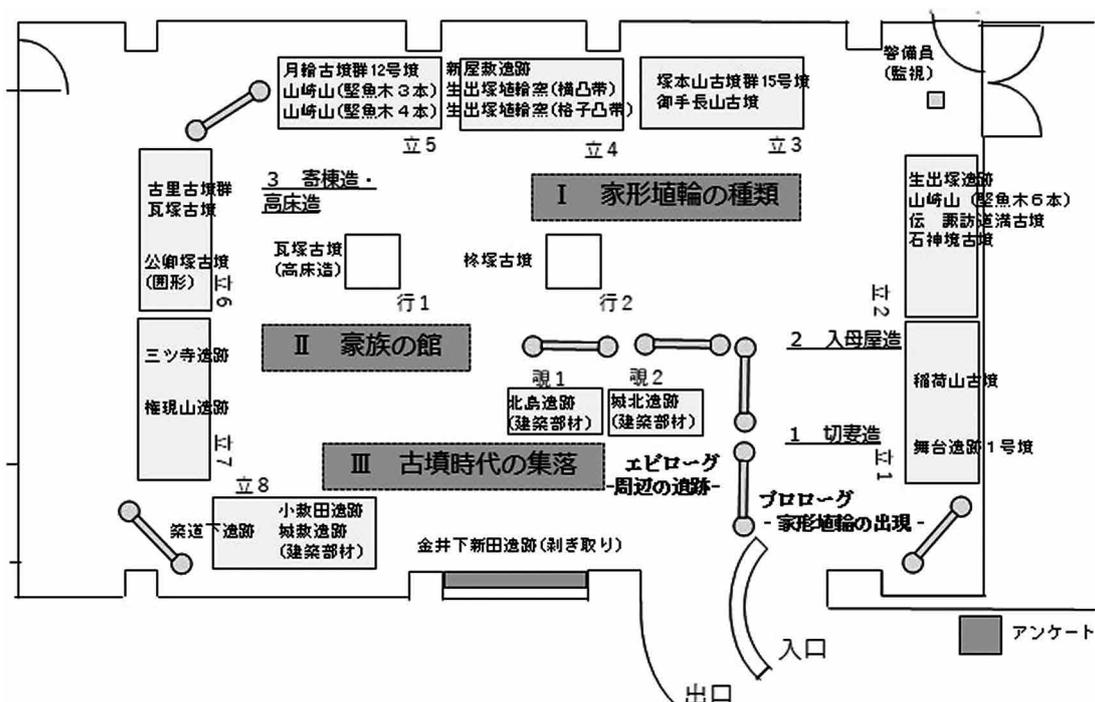


図 企画展示室レイアウト

1 切妻造

前橋市舞台1号墳出土家形埴輪（重要文化財）を、報告書記載に従い切妻造として紹介した。研究によっては身舎上部につば状に巡る部分を屋根として、入母屋造とする考えがあることについては解説パネルで紹介した。

後期以降の家形埴輪は、切妻造が減少するとの指摘のとおり、関東地方では、類例が乏しくなる傾向がある。

<展示資料>

- ・前橋市舞台遺跡1号墳出土家形埴輪（重要文化財）



写真1 切妻造と入母屋造

2 入母屋造

関東地方の古墳時代後期は、切妻造の家形埴輪が減少するとの指摘がある。その中で、入母屋造家形埴輪は増加する傾向がある。また、器形は大型化し分割成形焼成技法が登場する。その例として鴻巣市生出塚遺跡の家形埴輪や美里町塚本山古墳と本庄市御手長山古墳出土家形埴輪を展示した。美里町塚本山古墳と本庄市御手長山古墳の例は、大棟上に煙突様の円柱が付くもので、鍛冶工房などが想定されている。豪族の居館コーナーの鍛冶工房とともに紹介した。

<展示資料>

- ・行田市稲荷山古墳出土家形埴輪
- ・本庄市石神境古墳出土家形埴輪
- ・深谷市山崎山出土家形埴輪
- ・鴻巣市生出塚遺跡出土家形埴輪
- ・本庄市諏訪道満古墳出土家形埴輪
- ・本庄市御手長山古墳出土家形埴輪
- ・美里町塚本山古墳群15号墳出土家形埴輪



写真2 入母屋造と寄棟造

3 寄棟造と圀形埴輪

8点の家形埴輪と圀形埴輪を展示した。鴻巣市新屋敷遺跡第60号古墳出土の家形埴輪は、全長42.5mの帆立貝形前方後円墳のくびれ部付近から出土である。5世紀後半の築造で、埼玉古墳群稲荷山古墳とほぼ同時期の築造と考えられる。埴輪は、細い刷毛目で壁材を表現する様に丁寧に施される。5世紀後半の長胴化する以前の家形埴輪として、6世紀前半の鴻巣市生出塚埴輪窯跡出土埴輪と比較できるように展示した。

続けて、行田市瓦塚古墳と東松山市伝岩鼻古墳群から出土した高床で壁の構造も持たない家形埴輪もこのコーナーで展示した。最後に展示した本庄市公卿塚古墳出土の圀形埴輪は、豪族居館や祭祀空間を囲う塀として次のコーナーで展示する渋川市金井下新田遺跡出土「網代垣」につながるものとして展示した。

<展示資料>

- ・鴻巣市生出塚埴輪窯跡出土家形埴輪 2点 重要文化財
- ・鴻巣市新屋敷遺跡60号墳出土家形埴輪



写真3 行燈ケース

- ・山崎山出土家形埴輪 2点
- ・朝霞市柵塚古墳出土家形埴輪
- ・滑川町月輪古墳群 12号墳出土家形埴輪 滑川町指定有形文化財
- ・嵐山町古里古墳群駒込支群 1号墳出土
- ・行田市瓦塚古墳出土家形埴輪 2点
- ・東松山市伝岩鼻古墳群出土家形埴輪
- ・本庄市公卿塚古墳出土圀形埴輪

II 豪族の館

続いて豪族居館の例として、群馬県高崎市三ツ寺 I 遺跡と栃木県宇都宮市権現山遺跡の出土品資料を展示して、居館内での豪族の生活や祭祀、生業を行う工房が存在したことを解説し、家形埴輪が居館内の建物を映したものとして存在する考えがあることを紹介した。

<展示資料>

1 三ツ寺遺跡

- ・滑石製模造品
- ・埴塼
- ・羽口
- ・須恵器 甗
- ・土師器 高坏
- ・須恵器 高坏
- ・土師器 坏
- ・種子（クルミ・モモ）



写真 4 三ツ寺 I 遺跡・権現山遺跡

2 権現山遺跡

- ・48号住居跡出土 土師器 甗・甑・埴・塼
- ・48号住居跡出土 須恵器 甗
- ・95号溝出土 須恵器 筒型器台
- ・33号住居跡出土 羽口・鉄滓・金床石

3 金井下新田遺跡

- ・金井下新田遺跡出土 網代剥ぎ取り

III 古墳時代の集落

豪族居館や祭祀を行う空間では、それを囲う堀や柵列遺構が検出される。群馬県渋川市金井新田遺跡出土の「網代垣」はその好例で、群馬県及び調査組織の特別の計らいで剥ぎ取り資料の展示を行うことができた。この資料は、約2m四方を遺跡で剥ぎ取りしたものをパネル状に加工したもので、発掘調査以降に展示されるのは今回が初めてとなった。今回の展示構成の中では、家形埴輪の性格から考える展開の中でまとめとなる展示資料となった。

最後のコーナーでは、建造物の構造を知ることができる建築部材を展示して、家形埴輪から見えてくる建造物をより具体的な資料で示すことができた。

<展示資料>

4 築道下遺跡



写真 5 網代垣（金井下新田遺跡）

・築道下遺跡出土 土師器 坏・埴・甑・甕

5 建築部材

- ・小敷田遺跡 河川跡出土 建築部材
- ・北島遺跡 423号溝出土 建築部材 3点
- ・城敷遺跡出土 建築部材 建築部材(扉)
- ・城北遺跡 河川跡出土 建築部材(楣)

エピローグ

最後のコーナーでは、家形埴輪が出土する周辺の古墳や、埴輪の復元を行っている古墳を写真パネルで紹介した。



写真6 建築部材

3 広報・刊行物・印刷物

県政記者クラブ・熊谷記者クラブ等への報道発表資料の提供を行うとともに、埼玉県ホームページ「県政ニュース」に掲載し当館ホームページとツイッターにより開催の告知や展示内容の紹介を行った。朝日新聞、毎日新聞、読売新聞(県南)、埼玉新聞において記事が掲載された。開催期間中は、週1回のペースで展示の見どころをツイッターで発信に努めた。

刊行物として、A4判、4色刷の展示図録を1,000冊刊行した。印刷物は、ポスターB2判、4色、500枚、チラシA4判、表4色、裏2色、20,000枚、を作成し、県内市町村教育委員会、埼玉博連加盟館、関博協、近県の埋蔵文化財関連施設、他県主要博物館等に配布した。また、展示資料一覧を館内で印刷し、展示室内で配布した。



写真7 チラシ(表)・(裏)

4 企画展関連データ

- 1 名称：令和4年度企画展「家形埴輪」
- 2 会場：さきたま史跡の博物館 企画展示室
- 3 開催期間：令和4年10月8日(土)～11月27日(日)
- 4 会期日数：47日
- 5 入場者数：9,928人
- 6 資料点数：50点
- 7 関連事業
 - (1) さきたま講座：11月13日(日) 13時30分から15時30分
演題：「生出塚埴輪窯跡出土の家形埴輪から」
講師：山崎 武(元 鴻巣市教育委員会 生涯学習課副参事)
 - (2) 企画展ガイドツアー：実施回数：3回



写真8 展示図録



写真9 入口外看板

令和4年度夏休み親子体験教室「金継ぎにチャレンジ」について

中島 萌

1 事業のテーマ設定の経緯と目的

嵐山史跡の博物館は、博物館のホームページで「中世の城と武士の博物館」と示しているように、平安時代末期から戦国時代までの城館跡をはじめ、中世に関する展示や、調査・研究を使命としている⁽¹⁾。この使命を前提として、当館では例年7月後半の時期に、中世をテーマにした子ども向けの体験事業を2回、2日間に分けて実施しており、令和3年度には「城取合戦から学ぶ防御の工夫」と題して子ども向け体験事業を実施した。この事業は、学芸員の解説を聞きながら博物館外の史跡「菅谷館跡」を歩き、戦国時代前期の城跡の構造を体感するという内容である。令和3年度中に起こった新型コロナウイルス感染症の拡大により7月中に実施することができなかつたため、事業を県民の日に延期したうえで午前と午後の2回実施することで代替とした。

令和4年度における夏休みの子ども向け事業の設定にあたり、令和3年度の事業実施の反省等を踏まえたうえで話し合いが行われた。その結果、災害的とも表現される近年の猛暑の中で、野外事業の実施は適当ではないという結論となり、屋内で実施可能という条件でのテーマ設定が求められた。また話し合いの中では、中世の文化に親しみつつ、夏休みの自由研究にも利用できるものづくりの内容が望ましいとの意見も出た。

今回報告する金継ぎ体験は、屋内で実施でき、楽しみながら中世のものづくり文化を体験し、その成果が手元に残るという上記の条件を満たす内容であった。また後述する「簡易金継ぎ」により安全に実施できると判断されたため、令和4年度の子どもの向け体験事業として設定された。

以上の経緯から、当館において初となる「金継ぎ」体験事業が実施された。前例がないため、事前準備の作業量が未知数であることや、コロナ禍への対策として会場が密にならないよう、1日10組(10親子)を上限とした。また、夏休み中の小・中学生、特に夏休みの自由研究がある小学生をメインターゲットとして参加者を募集した。

2 「金継ぎ」について

「金継ぎ」とは、壊れた器の破片を漆で接合、または欠損部分を補填し、接合部位や補填部分を金粉で着色する技術のことを指す。破損した器を漆で修復する「漆継ぎ」に属する技術である。日本における漆の利用は縄文時代に遡り、漆による器の接合、修復技術自体は縄文時代から存在するものである。県内では、寿能泥炭層遺跡(さいたま市)から割れ口が漆によって補修されている縄文土器が出土した事例がある⁽²⁾。ただし、当該期における「漆継ぎ」はあくまで器の機能の回復を目的としたものであり、金による着色は器の修復とは本来関係のないものである。

室町時代後半以降、「侘び茶」の隆盛にともない、賞翫の対象が唐物(中国で生産された陶磁器)から朝鮮半島や国内で生産された陶磁器へ移っていき、器のゆがみや傷など、本来であれば器としての価値を損ねる要素を「景色」と称して楽しむ価値観が広まる⁽³⁾。「漆継ぎ」によって修復された器の修復箇所を金や銀などで加飾する「金継ぎ」がいつ頃成立したのかは定かではなく、管見の限りでは金継ぎに焦点を当てた研究も見当たらない。記録では、大正10(1921)年から大正15(1926)年にかけて高橋義雄により編纂された『大正名器鑑』に金継ぎのある茶碗が確認できる。例を挙げると、湯木美術館所蔵の「井戸脇茶碗 銘 長崎」(16世紀)が挙げられる⁽⁴⁾。本資料は、口縁から編み目の

ように金継ぎが施されている。『大正名器鑑』によると、京都の医師長崎昌斎の所有であり、長崎昌斎は器が八片に割れていることから「八景」と称したと記されている。割れた状態のままで賞翫したとは考えにくいので、長崎昌斎が所有していた頃から何らかの修理が施されていたと思われる。実見の記録に「金粉繕」とあり金継ぎされた資料と分かるが⁽⁴⁾、金による装飾が長崎昌斎所有当時から施されていたかは不明である。同じく長崎昌斎所有と伝わる茶碗に根津美術館所蔵の「堅手茶碗 銘 長崎」(朝鮮時代、重要文化財)があり、のちに小堀遠州が所持している⁽⁵⁾ことから、長崎昌斎は小堀遠州と同時代の人物と推測する。このほかにも畠山記念館所蔵の「赤楽茶碗 銘 雪峯 本阿弥光悦作」(江戸時代、重要文化財)には口縁から高台近くまで至る焼成時の大きな割れ(火割れ)が金継ぎされている⁽⁶⁾。『大正名器鑑』に掲載されている写真では、碗の内面にまで金継ぎが及んでいることが確認できる⁽⁷⁾。

以上の事例から、小堀遠州や本阿弥光悦が活躍した16世紀半ばから17世紀頃までには金継ぎが施されたと思われるが、継ぎによる修理と装飾が同時に行なわれたかは定かではなく、疑問が残る。

金継ぎの工程をおおまかに分けると、①器の加工、②漆による修復、③修復箇所着色となり、それぞれの手順の合間に漆を乾燥させる工程が差し込まれる⁽⁸⁾。それぞれの工程を順番に述べると、以下のとおりである。

①器の加工

修復する器は、事前に加工を加える必要がある。器の接合や補填には半固形になるよう混ぜ物を加えた漆(詳細は②の工程で後述)を用いるが、この半固形の漆と器の接合が強固になるよう、断面をヤスリなどで削り、ある程度荒らしておく必要がある。ヒビを修復する場合は、けがきや錐などの工具でヒビの上に溝を彫り、漆が入るスペースを確保する。工具で荒らした箇所には生漆を塗って器に浸透させる。これにより、漆と器の接合がより強固になる。

②漆による修復

漆を修復に用いるには、砥粉や木粉、小麦粉などを混ぜて練り、ペースト状あるいは粘土状の半固形の状態にする必要がある。器の破片同士の接合には、小麦粉などの粉末や糊を混ぜてペースト状にした漆を用いる。ペースト状の漆は「麦漆」と呼ばれる。欠損部分の補填には、木粉や砥粉を混ぜた粘土状の漆を用いる。この状態の漆は「錆漆」と呼ばれる。

漆は、事前に削った箇所にヘラなどで成形しながら充填する。乾燥する過程で肉痩せするため、やや盛り上げるように充填し、余分な漆は乾燥後に彫刻刀などで粗く削り落としした上で、ヤスリや炭で表面を研いで滑らかにする。

③修復箇所の着色

修復した箇所を漆で塗りつぶし、その上に金や銀などの金属粉を蒔いて着色する。技術としては「蒔絵」と同様のものである。

3 実施にあたっての問題とその解決策

①参加者の安全と作業時間の確保について

本物の漆を使用した金継ぎは安全性と時間の面で問題があった。一般にもよく知られているとおり、漆は皮膚に付着するとかぶれや炎症を起こす素材である。体質によってはウルシの樹木に近づいただけ

でもかぶれを起こす場合もあり、国や自治体のホームページなどで注意喚起がなされている⁽⁹⁾。金継ぎについて紹介されている書籍やホームページでも、漆を使用する際の手袋の着用が呼びかけられている。漆の乾燥とは、主成分であるウルシオールが化学反応により固まる現象のことであり、正確には乾燥ではなく硬化

と呼ぶべきであろう。漆を硬化させるには温度・湿度が管理された状況下で1日～1カ月程度待つ必要があり、事業の日程として予定されている1日間での実施は不可能である。

以上の問題を回避するため、本事業では主要な材料を接着剤に置き換え、合成うるしを使用する簡易金継ぎと呼ばれる方法を採用した⁽¹⁰⁾。本来の材料と代替した材料の対応は表1のとおりである。簡易金継ぎの材料はホームセンターなどで安価かつ容易に手に入るものが大半であり、製品には乾燥にかかる時間の目安が示されている。合成うるしは、かぶれ・肌荒れのリスクが本物の漆に比べて低く、温湿度を整えなくても短時間で乾燥する点で優れている。その一方で、合成うるしには有機溶剤が含まれているため、簡易金継ぎに使用した器は食器としては使用できなくなるのが欠点である。

なお、簡易金継ぎの手順は、概ね本来の金継ぎと同様の手順・作業となる。事業は13時～15時の2時間で行う都合上、パテ部分の「研ぎ」作業は省略した。

表1

本来の材料	代替した材料
麦漆	エポキシ系接着剤（2液混合、5分硬化タイプ）
錆漆	木部用エポキシパテ（2種混合、粘土タイプ）
漆（金粉の定着用）	合成うるし（真鍮粉付属タイプ）

②参加費の設定と経費の削減について

簡易金継ぎの実施にあたり、事業にかかる経費と参加費の設定についての問題があった。インターネットで金継ぎについて検索すると金継ぎキットが販売されている通販サイトや、漆器工房などが行っている金継ぎ体験の案内などを閲覧することができる。これらにかかる費用は表2のとおり、おおよそ5000円前後から10000円超の金額である。県立博物館での金継ぎ体験の実施にあたっては気軽に参加できる金額での設定が必要であり、事業にかかる経費を削減する工夫として博物館内であまり利用されていなかった備品の活用を行った。表1の材料は、いずれも新規に購入したものである。購入した材料は、簡易金継ぎを紹介するWebサイトを参考に選んだ。その他の道具や材料は表3のとおりである。合成うるし専用うすめ液は本来の金継ぎの材料には含まれないが、合成うるしの粘度

表2⁽¹¹⁾

商品・教室	価格／費用	備考
商品A	4,680円	簡易金継ぎキット。
商品B	7,700円	本物の漆によるキット。
体験教室A	5,000円	中学生以下、器を持参した場合の価格。本物の漆を使用。
体験教室B	12,000円	本物の漆を使用。

表3

備品名	備品／新規購入
絵筆（太筆・細筆）	博物館の備品を使用。
パレットナイフ	
マスキングテープ	
竹割りばし	
パレット（陶製） ⁽¹²⁾	
スポイト	
使い捨てゴム手袋	
金継ぎ用の茶碗	
つまようじ	
合成うるし専用うすめ液	新規に購入

調整や筆洗いのために必要と判断し購入した。

以上の経費の削減の結果、参加費を1組あたり500円に抑えることができた。これは平成29年度の「うちわをつくろう」「厚紙でよろいをつくろう」や平成30年度の「まが玉をつくろう」と同じ金額である。

このほかに金属製バット、使用済みパネルの端切れ、食品用ラップフィルム、新聞紙、紙箱を材料の配布にあたり適宜使用した。

4 事前の準備について

金継ぎに使う茶碗は、破片が飛び散らないよう新聞紙で包んだ上からハンマーで2~5片になるように割り、1cm四方くらいの破片を抜いて、接合した際に完形にならないよう写真1のように「欠け」部分を作成した。割れ口は接合を容易にするため及び参加者のケガ防止のためヤスリで削った。

会場は講座室での実施としたため、講座室内の長机(180cm×45cm)に使用済みポスターを貼って作業机とした。材料は茶碗・筆・竹割りばし・つまようじ・パレットナイフ・陶磁器小皿を写真2のように金属製バットにまとめ、1人分として机に配置した。事前に分けられない接着剤は、使用済みパネルの端切れを簡易パレットに転用し、その上に出して配布した。

このほか、金継ぎの歴史や漆について学べるよう、簡易な配布テキストを作成した。テキストは金継ぎや漆についての解説と、材料、手順などが記載されているもので、今後金継ぎを自身で行う際にも使用できるような内容のものである。また、接着剤やパテの乾燥にかかる時間に繋ぎが必要になることを想定し、解説は作業の進捗を見計らって合間に挟み込むこととした。

また、当日の補佐として子ども体験事業・学習支援への参加を希望するボランティアへ声をかけ、各日2名の補助が入った。

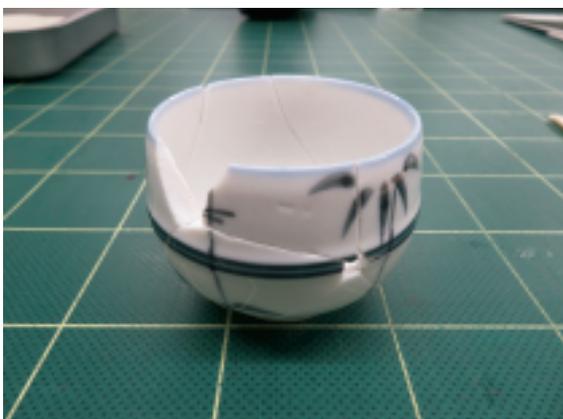


写真1 「欠け」を作った茶碗



写真2 バットにまとめた道具

5 当日の状況

23日の応募数は2組、30日は定員である10組に達した。23日は応募通り2組4名での実施となった。30日の参加者は、前日に1組からキャンセルの連絡があったほか、2組が来場しなかったため、7組15人(保護者8名、子7名)での実施となった。30日の実施にあたっては、23日の反省を踏まえて体制の見直しを行ったため、それぞれの状況を報告する。

① 23日の状況

配布チラシやHPでは体験ホールが会場と告知していたため、当日はサインボードなどを置いて講

座室が会場である旨を表示した。募集定員に達していない日は当日参加も受け付けていたが、この日は来館者自体が少なく、小・中学生の当日参加者も見込めなかったため、保護者にも参加を促したところ、2組とも参加を希望した（参加費は追加徴収）。そのため、この日は4個分の器と材料を使用した。

器を組み立てる「継ぎ」の作業は、パズルの組み立てのように親子で試行錯誤しながら行っていた。器の破片数が5片程度になるよう準備したこともあり、組み立ては概ね15～25分程度で完了し、接着剤の乾燥を待つ間、5分程度の簡単な解説を行なった。

パテによる欠け部分の充填作業も特に問題なく進行した。作業時間は、パテの形をきれいに整えようとこだわる保護者の方が長く、作業を終えた子どもが手持ち無沙汰になる場面が見られた。また、作業のしづらさから子どもがゴム手袋を外し、素手でパテに触れていたため、作業後よく手を洗うよう呼び掛けた。この作業も20分程度で完了し、パテの硬化を待つ間、解説を行なった。

最後の金を塗る作業も特に問題は見られなかった。作業時間は2時間を見込んで設定していたが、作業ペースが想定よりもかなり早く、合間に解説やアンケートの記入、質疑応答などを行ったが、作業時間自体は1時間程度で終わっている。その後はパテや金の乾き具合を各自で判断し、完成した器を新聞紙・ビニール袋で包装して解散とした。

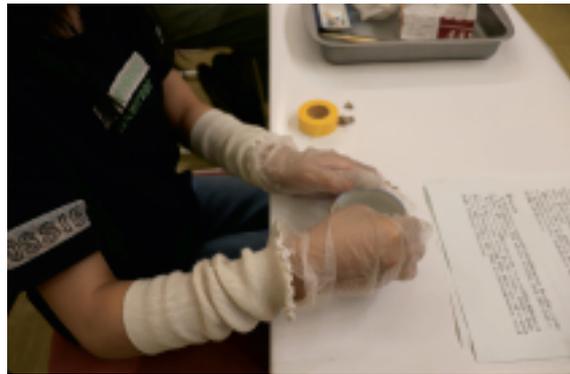


写真3 作業の様子（23日）

② 30日の状況

23日の反省を踏まえ、以下の点を変更した。

- ・接着剤・パテ・合成うるしなど、乾燥により使用できなくなる材料は作業工程ごとに配布していたが、パテは一回分を食品用ラップフィルムに包んでバットにまとめ事前配布した。
- ・接着剤を配布する簡易パレットは、開始時点で判明していた参加組数分を用意した。なお、余剰分は材料が不足した組への配布ですべて消費できた。
- ・パテや接着剤も体質によっては肌荒れを起こす可能性があることから23日は手のかぶれを防ぐためにゴム手袋の常時着用を呼びかけていたが、材料が手袋に付着することで作業に支障を来していたため、かぶれや肌荒れの可能性を説明したうえで、パテを練り合わせる時など必要に応じて使用を呼びかけるように変更した。作業後はよく手を洗うよう注意喚起も併せて行った。

また、実施直前に新型コロナウイルスの感染者数が著しく増大したため、以下の感染症対策を追加で実施した。

- ・机を可能な限り分散した。
- ・学芸員およびボランティアは、マスク着用のうえフェイスガードとゴム手袋を常時着用した。
- ・材料が不足した場合は挙手で知らせるようにし、参加者との会話の減少を図った。
- ・演台に感染症対策のためアクリルボードを設置し、説明はボード越しに行なった。声が聞こえづらくなることを考慮して、説明時にはマイクを用いた。
- ・各テーブルにゴミ袋を設置し、使用済みのパレットやゴム手袋は各自で捨てられるようにして参加者との接触回数を減らした。
- ・割りばしなど使い捨ての体験道具は、事業後に全て処分した。

23日と異なり、家族や3人以上での参加が目立った。事前キャンセルなどで予定されていた人数よりも参加者が少なく、また参加者側も家族同士で机を寄せて他の参加者から離れるなどの配慮があったため、より分散につながった。

今回は保護者には器を提供しなかったため、作業が難しい箇所は保護者が交代したり、子どもの作業風景の動画撮影を行なう家族もみられた。参加した子どもの学年がばらついたため、低学年の子どもに対しては破片数の少ない器を渡すなどの配慮を行った。

作業の流れ自体は23日と概ね変わらなかったものの、パテの充填には第1回よりも長く時間を取った。割れ口の溝にもパテを押し込むなど、保護者が強くこだわりを見せると、それを見た別の家族の子どもが真似をする光景がみられた。

終了後に、簡易金継ぎの材料や購入場所についての質問があったため、適宜回答した。

6 全体の振り返り

・広報について

本事業の広報は、チラシの配布とホームページ掲載の2種類である。ホームページについては、当館の公式ホームページと、埼玉県ホームページに掲載した。事業をどの媒体で知ったかについてのアンケートの結果からは、ホームページを見て参加した親子が最多であった。1組のみだが、県のホームページを見て参加したとの話が聞けた。次回以降積極的に利用したい。次に多かったのが催物案内であった。

本事業は広報を開始した時期が遅かったため、周知期間が十分でなかった。今後、同様の事業を実施する際には、十分な周知期間を取ることと合わせて、令和4年度に開設したTwitterなども活用しさらなる周知に努める必要がある。

・配布資料について

今回はスライドを使用せず、説明には配布テキストのみを使用した。テキストは樹木・天然素材としてのウルシの記述はあるが、ウルシの樹木などの画像は使用しなかったため、そちらもスライドなどで補完できるようにする必要がある。また、参加者の作業ペースはかなり早く、大人の方が細かい所までこだわりを見せるぶん子どもの方が早く作業が進み、親の作業を待つ間手持ち無沙汰になる場面が見られた。作業時間の調整についても、スライドショーなどで補いたい。

・省略した工程について

当初はサンドペーパーによる「研ぎ」も実施する予定であったが、作業時間の確保のため「研ぎ」の作業を省略し、説明のみとした。今回使用した木部用エポキシパテは硬化後のヤスリ掛けが可能な素材であり、アンケートでは研ぎの作業も希望する意見もあったが、パテがヤスリ掛け可能になるまでは24時間待つ必要がある⁽¹³⁾ため、作業時間中に「研ぎ」を行うことは難しいと思われる。ただし、パテの特性上水で濡らしたヘラや布などで表面をならして滑らかにすることは可能⁽¹³⁾なため、作業内容としては本来の金継ぎの手順からは離れるが、次回以降は取り入れることを考えたい。

7 まとめ

本事業の参加者のうち、子どもは全員小学生であった。低学年は2名の申し込みがあり、いずれも

兄または姉と一緒に申し込みである。

アンケートの結果からは、当初狙いであった夏休みの自由研究を目的とした参加者は見られなかった。当日の参加者から聞き取った内容でも、本事業で継いだ器を自由研究の成果として提出するという話はなかった。保護者が金継ぎに興味を持って子どもを誘い、子どもが応じて参加というケースが多かったのではと推測する。

試験的な実施であり、準備不足な点は多々あったものの、事業はおおむね好評であり、参加者は子ども、保護者ともに積極的に作業を行っていた。子どもよりも保護者の作業意欲が高く、一方で子どもから保護者に対し「この部分にもパテを詰めてほしい」と指示を出したり、余った金で器に名前や絵を描き込むなどの工夫も見られた。作業が想定よりも早く進み、材料の乾燥が間に合わない問題も発生したため、ドライヤーで乾燥を早めるなどの工夫が必要と感じた。

このほか事業後に材料について質問してきた保護者からは「華道をやっている、花瓶が欠けたので金継ぎで直したい」との話聞くことができた。今回は子ども向け事業として実施したため子どもの参加を必須としたが、大人、子どもの区別なく参加できる体験事業としての実施の方向性も考えていきたい。



写真4 簡易金継ぎの試作品



写真5 本番用の材料を使用した試作の様子

【参考】 夏休み親子体験教室「金継ぎにチャレンジ」実施の概要

日時：令和4年7月23日、30日（いずれも土曜日）の13時～15時

場所：嵐山史跡の博物館講座室

対象：小・中学生を対象とし、保護者の付き添いを条件とする⁽¹⁵⁾。大人のみ参加や、保護者付き添いの場合でも未就学児の参加は不可。

費用：1組につき500円。金継ぎに使用する器は、1組につき1個を原則とする。

申込：電話による事前申込制。先着順。

註

(1) 嵐山史跡の博物館館報 第3章 管理運営概要より引用。

(2) 埼玉県立博物館 1984 「寿能泥炭層遺跡発掘調査報告書」

(3) 九州国立博物館 2007 「日本のやきもの」／東京国立博物館 2017 「特別展 茶の湯」

(4) 「大正名器鑑 第7編」p.159

(5) 文化遺産オンライン 堅手茶碗 銘長崎 <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/209896> (参照 2022 - 12 - 21)

(6) 畠山記念館 コレクション <https://www.ebara.co.jp/foundation/hatakeyama/information/collection.html> (参照 2022 - 12 - 8)

- (7) 「大正名器鑑 第9編」 p.197
- (8) 松田権六 1964 「うるしの話」、金継ぎ図書館／鳩屋 <https://hatoya-f.com/> (参照 2022 - 12 - 06)、漆器工房ぬしや 2018 - 04 - 23 <http://po6.nsk.ne.jp/~nusiya/> (参照 2022 - 12 - 08)、金継ぎ工房八木 <https://www.kintunagi.com/%E5%B7%A5%E6%88%BF/> (参照 2022 - 12 - 08)、株式会社播与漆工 <https://www.urushi.jp/> (参照 2022 - 12 - 08)などを参照した。陶磁器の漆継ぎおよび金継ぎによる修復について、手順の全てを記載した文献は管見の限りでは発見できなかった。
- (9) 公園管理者のための生物被害対処ガイド 国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室 2019 - 06 - 19 http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/seibutsuhigai/family_12.html(参照 2022 - 12 - 06)
- (10) 金継ぎ図書館／鳩屋 <https://hatoya-f.com/> (参照 2022 - 12 - 06)
- (11) Web 検索によって確認できた金額を参考に作成。キットの価格は通販サイトで表示されたものである。
- (12) 合成うるし用のパレットとして使用。合成うるし専用うすめ液にプラスチックを溶かす性質があったため、陶磁器の小皿を使用した。
- (13) 使用した木部用エポキシパテの商品説明による。
- (14) 市販の簡易金継ぎキットによる試作品。器は実際の体験教室で使用した茶碗と同じ磁器製のものを使用した。
- (15) 当初はパテの整形作業にカッターナイフの使用を想定したため、保護者の付き添いを必須とした。実際にはカッターナイフは使用せず、竹割りばしを作業用ヘラの代用品として使用した。

続・戦国の忍びを追う

―忍び戦術に用いた技（忍術）の実像―

岩田明広

はじめに

記録上の伝来から一〇年にして世界屈指の銃砲保有数を誇った「イエズス会報告書」戦国期は、我が国通史の中でも極めて特殊な時代だ。万民を巻き込む争乱が生じ、少なからぬ犠牲を強いた一方で、貨幣経済の発達や産業の発展、急激な人口増加をもたらした。戦国期の象徴ともいえる戦闘の実態と、その土台になった人々の精神構造を把握することは、特異な時代性を理解する上で重要な視点であるとともに、平和を善としつつ争いが絶えない現代社会の理解にもつながる。

しかし、これまでの研究は、軍の動員や動員元郷村の分析、軍の構造解明等に主眼を置いたため、戦闘についての詳細な検討が十分ではなかった。こうした状況を戦争不在の戦国史と批判した西股総生は、様々な大名の史料から軍単位の動きとその規模を具体的に記述した。それでも戦術単位の実態解明は、今後の課題になってきた⁽¹⁾。

戦国の軍を理解するための戦術研究という観点から、私は前々稿「戦国の忍びを追う」⁽²⁾において、一次史料⁽³⁾と信頼できる写しのみを用いて別動隊としての「忍び」を検討した。その結果、戦国期の「忍び」を「軍の作戦の一部として、軍の支援の下に、敵城等への夜間の潜入・乗取・放火等を行う戦術であり、その任務にあたった者たちの呼称でもあった」と定義し、軍内における組織・制度及び任務の内容について、凡その定点を得た。特に、

関東の雄小田原北条氏⁽⁴⁾発給文書のうち、「本田家文書」（足立区立郷土博物館寄託）に伝わる、北条氏による永禄五年（一五六二）の葛西城（現東京都葛飾区）奪還作戦の記述から、北条軍における忍び戦術の組織・動員の枠組みと運営構造を把握し、忍びの母体となった特殊武装集団を推定した。また、上杉謙信発給文書等から、忍び戦術を担う者たちが、夜間の軍事行動の技術を鍛錬していたことを明らかにした。

次いで前稿「戦国の忍びを追う」では、前々稿の知見に加え、独自の技術鍛錬を積み、その内容を当該集団だけで伝授していく忍びの母体となった特殊武装集団の特性を把握した。さらに、近世の忍器と機能・構造が一致する戦国後期の特殊武器「有角型石製平つぶて」・「土製撒菱」について、忍びの母体と同様の性格をもつ特殊武装集団が用いたものであることを明らかにし、戦国の忍器あるいはそのルーツと認定した。前々稿同様、戦国期の別動隊について、一つの定点を示したつもりだ。

しかし、両稿の段階では、それまで存在を疑う意見さえあった戦国期の忍びについて、組織・制度の概要を捉えることに主眼を置かざるを得ず、忍び戦術に用いられた具体的な技術や技能、つまり忍術⁽⁵⁾の実態についてはほとんど追求できなかった。

その後、忍術の把握を念頭に資料の収集を続けたところ、北条軍の葛西城奪還作戦に忍びとして参加した「本田氏とその配下」が用いた技術と技能の実態について、一定の見通しを得ることができた。勿論、忍術は忍術伝書に詳しい。しかし、戦国期の忍術に関する記述を近世の伝書中に特定し考察するのは難しく、現在の私にその力はない。

本稿では、これまでの取り組み同様、一次史料とそれに準じて扱える同時代史料、考古学・地理学的情報を考察の拠り所とする。前々稿以来の知見に新しい情報を加えて考察し、戦国期の忍び戦術に用いられた技術と技能⁽⁶⁾ 忍

術の実態把握に、定点を築けるよう努めたい。

なお、本稿の内容は、先に公にした発表・著作、放送番組等と重複する部分があるが、本稿がすべてに優先する。また、本稿で挙げる文献史料については、極力原史料または写真から翻刻したが、掲載された刊本がある場合は、これを翻刻の参考とし、本稿にはその史料番号を付して便に供した。特に『戦国遺文』については、戦国+大名氏名+史料番号と略して表記した。その際、翻刻中の「」は後筆を意味する。

このほか、忍術伝書のうち、『萬川集海』を引く際は、中島篤巳註訳『完本萬川集海』国書刊行会(二〇一五)に、『忍秘伝』を引く際は、中島篤巳註訳『完本 忍秘伝』国書刊行会(二〇一九)に、それぞれ従った。戦国大名や国衆の表記は、事典類の項目になっている名称に統一し、時々用いられる仮名・諱の使用は避けた。城郭名については、戦国期の呼称か周知の埋蔵文化財包蔵地名を主に用いた。

一 本稿の基本的な考え方

本稿の論理構成は次のとおりとする。

まず、戦国期の一次史料を基に、忍び戦術の技術・技能を考察する(二・三章)。次に、前々稿において、葛西城忍び乗取作戦で忍び戦術を指揮した本田氏を川本本田氏と推定したことについて、二つの検証を行う。第一に、今回新たに確認した系図等関係史料の検討から、葛西城乗取に参加したのが川本本田氏である蓋然性を示す。第二に、一次史料とそれに準ずる同時代史料・地理的事象から、上杉謙信第二次越山(6)下における上杉勢と北条氏による葛西城争奪戦の過程を整理し、北条氏が忍び戦術のために召集したのが川本本田氏であった状況証拠を示す(四・五章)。その後、発掘調査成果と表層遺構の観察からわかる考古学・地理的事象により、川本本田氏に歴史的に

備わった技術・技能を考察し、葛西城乗取における忍び戦術が、夜間の軍事技術に加え、より実戦的な技能を要したことを推定する(六・七章)。

なお、史料に書かれた命題の理解や、情報交流等に関する考察は、前々稿・前稿に示した認知科学的理論(7)に基づいて行う。理論の内容については、前々稿・前稿を参照願いたい。

二 一次史料にみる忍びの技の手がかり

(一)「夜わざ鍛錬之者」再論

忍び戦術の技術・技能⇨忍術の検討にあたり、まずは一次史料から把握できる事項を明確にしておきたい。

最初に採り上げる【史料一】は、前々稿でも紹介した天正二年(一五七四)四月四日付「上杉謙信書状」だ。「夜わざ鍛錬之者」の記述がある。

【史料一】「上杉謙信書状」(個人蔵・上越市史別編上杉二二〇三)

義重同陣急速之由候而、従太田美濃守父子所飛脚お差越候間、則返礼相渡、自其方之飛脚ニ差添、其地江越候、可為大儀候得共、同陣可為相急候間、従其方添案内者、美濃守所江被送届専一候、扱亦、当軍之儀一両日中ニ其筋江可打下候条、可心安候、南衆之模様能々被聞届、註進専一候、定而為差儀不可有之由、令校量候、猶万吉令期面之時候間、不能一
二候、恐々謹言、

追而、存之旨候間、船お集被置専一候、敵地之船おも、夜わざ鍛錬之者お差越候得共、ねらいとり候て、船数お、く可被集置候、覚悟之旨候間、如此候、以上、

四月四日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

利根川水系を抑えて武蔵から上野・下総への支配拡大・定着を狙う北条氏が、利根川水系中流の重要拠点関宿城（現千葉県野田市）と羽生城（現埼玉県羽生市）に同時侵攻した際の記録だ。

元龜二年（一五七一）の越相同盟破棄をきっかけに、武蔵北部・上野南部への侵攻を図る北条氏は、天正元年（一五七三）四月には深谷城を傘下とし（「深谷上杉家系」）、羽生城を孤立状態に追い込み、同時期に関宿城方面にも侵攻した。羽生城の木戸氏・関宿城の築田晴助らから援軍要請を受けた上杉謙信は、翌天正二年正月に出陣し、三月二六日には金山城（現群馬県太田市）をうかがいつつ、藤阿久（現群馬県太田市）に陣取った（三月二八日付「上杉謙信書状」中山小太郎氏所蔵文書・上越上杉一二〇一）。北条軍が羽生近辺まで兵を進めると、上杉軍は、四月、金山城攻めを取りやめ、館林領大輪（現群馬県明和町）に布陣した。これにより、両軍は利根川（浅間川）をはさんで対陣する形になった（四月一三日付「上杉謙信書状」（志賀榎太郎氏所蔵文書、上越上杉一二〇四））。

北条軍は、多くの船を調べて周辺の水上権を手中にしていたとみられ、四月一日、謙信は羽生城の木戸忠朝らに北条軍の様子を見届けるよう命じた（四月朔日付「上杉謙信書状」（秋元興朝氏所蔵文書・上越上杉一二〇二）。その後謙信は、孤立する羽生城防衛のため、兵糧・弾薬の搬入を計画した。

四月四日、謙信は、太田美濃守資正父子に佐竹義重宛ての参陣を促す書状を送らせるため、羽生城の木戸忠朝・重朝、菅原為繁らに飛脚の警固を命じる書状を送った。その書状の追而書に「夜わざ鍛錬之者」によって敵船をねらいとらせる等してでも、船を多く集めるよう指示したのが、【史料一】だ。

十分な船を持たない上杉軍は、増水した利根川を渡河できなかった。兵糧・弾薬を搬入して羽生城を救援するには、船を得るしかないが、当時の上杉勢には、敵軍の船を乗取るよりほかに術がなかったようだ。その後、夜わざ鍛錬之者による敵船乗取は成功した。謙信は佐藤筑前守に地勢や敵情を探らせ、入手した三〇艘の船を用い、兵糧搬入を実行した。しかし、この作戦は佐藤筑前守による偵察不足で、北条軍の妨害に遭い失敗に終わった（四月一三日付「上杉謙信書状」上越上杉一二〇四、志賀榎太郎氏所蔵文書・東大影写）。

夜間に敵船を乗取る戦術が、戦国期の忍びの定義に該当することは前々稿に記したとおりだ。重要なのは、忍びが弓馬等、通常の武士の鍛錬とは別に「夜わざ」を鍛錬していたと考えられることだ。「夜わざ」の具体例は忍び戦術の技術・技能等の内容は記されていないが、敵軍に包囲された羽生城に在城した忍びたちが、敵船を乗取るのに使用すべき、夜間の軍事行動の技術・技能が「夜わざ」であったのは明らかだ。

この事例に象徴されるような忍びの技術・技能に接近するため、まずは先行研究⁸⁾で行われたように、忍びを記録した一次史料に戻り、手がかりを集めることから始めてみたい。

（二）一次史料にみる忍び戦術に対する警固

残念ながら、現存する忍びに関する一次史料に、忍び戦術の内容（忍術の内容）を直接記録したものは存在しない。しかし、忍び戦術への対処方法としての城郭警固を具体的に記した史料は複数あり、逆説的に忍術の内容を知ることがかりになる。防衛側の城兵は、自軍の忍びの技や過去対処した忍びの技に対する有効な警固方法を考案し、実施する。これに対し、忍びの実行部隊側では、その警固を掻い潜る方法を探求して、忍びの技の鍛錬に活かしていたと考えられる。警固と忍び戦術は、表裏一体の関係だ。

さて、忍びに関する一次史料が鉄炮普及期の永祿年間に急増することは前々稿に記したところだが、対忍び警固の記録は天正以後の史料に限られる。忍び戦術の多用化が永祿期に起こり、対応策としての警固方法の確立が天正期にあったためだろう。

先ずは、一次史料にある忍び警固の記述を整理していこう。

【史料二】は、天正三年（一五七五）、徳川軍の攻勢に対し、武田軍が田中城（現静岡県藤枝市）の警固を固めるよう指示した条目だ。

【史料二】「軍役条目」（佐久町友野氏旧蔵文書・戦国武田二五六九）

（竜朱印）条目

一、其城用心普請等、不捨昼夜肝煎之事、

付、忍之用心、專可被申付之事、

一、向諏方原出伏兵、稼不可有由断候事、

一、其地为番替、山家并駿州衆一兩人指越候、為着城者、

小山田六左衛門尉片時も早速帰参之事、

已上

十二月廿七日

三浦右馬助殿 小山田六左衛門殿

小原宮内丞殿 其外在番衆

元亀元年（一五七〇）四月、織田信長が朝倉義景の討伐に失敗すると（金ヶ崎の戦）、反織田諸勢が各地で決起した。このころ、駿河を併合した甲斐武田氏は、遠江・三河をうかがっていた。元亀三年（一五七二）、反織田勢をまとめた将軍足利義昭が挙兵すると、武田信玄もこれに応じた。九月、信玄は織田氏との同盟相手徳川氏の領国三河に侵攻し、翌月には遠江にも侵出した。

翌年、信玄が軍中で没すると、徳川氏は武田氏からの領地奪還を開始し、三河の長篠城（現愛知県新城市）等を奪い返した。

一旦は撤退した武田軍だったが、信玄の後継勝頼は、天正三年（一五七五）

四月、再度三河へ侵攻し、翌月、長篠城を包囲し、織田・徳川連合軍と大規模な戦を展開することになった（長篠の戦）。戦いは織田・徳川軍が勝利し、

一二月、徳川軍は攻勢を強め、遠江の二俣城を落城させた（浜松卿在城記）。

これに対し、武田氏は【史料二】のとおり、田中城の三浦員久に防御を固めるよう指示を出した。

対忍び警固は、城の改修を指示した第一条の付けたりにある。城の警固と

して、用心と普請を命じ、特に忍びに対する注意を命じている。

前々稿の定義のとおり、忍び戦術には「潜入」があり、そのために城郭の

構造物に取り付き、登り降りし、水堀であればこれを渡る技術をもっていた

とみられる。また前稿の検討から、特に、急な城壁登りでは、鍵縄等の道具

を製作し、使用する方法を含めて鍛錬していたと考えられる。付けたりは、

これに対する防止策を命じたものだが、一条本文の警固と施設整備が忍び対

策にも用いられていたことを想定させる条文だ。

次の【史料三】は、より詳細に忍びの技にアプローチできる史料だ。

【史料三】「北条氏邦書状写」（戦国後北条二四三二）

只今注進之處、自信濃、すつは共五百ほと参、其地可乗取之由、申来候、

昼夜共二能々可用心候、きはきは江何時も、宵あかつき夜明番、肝要二

候、何時も一番九ツと之間あけ出、此用心尤二候、只今さむ時二候間、

月夜なしては、しのひはつく間敷候、何れも物主共、覚番二致、夜之内

三度つゝきてゑ、石をころはし、たいまつをなけ、可見届候、為其申遣

候、恐々謹言、

追而、時分柄二候間、火之用心尤候、

何れも昼ねて、夜可踞候、

如法度、敵之足輕出候者、

門々をとち可踞候、此一ヶ條

きわまり候、又足輕ふかく出

間敷候、以上、

十月十三日(天正十年九) 氏邦(花押)

吉田新左衛門殿(真重)

信濃から来た五〇〇人の「すつは」が吉田新左衛門の城を乗取ろうとしている、と注進を受けた北条氏邦(現埼玉県寄居町鉢形城主)が、配下の吉田新左衛門に城の警固を命じた書状だ。

「すつは」を真田昌幸配下と考えると⁽⁹⁾、甲斐武田氏の滅亡・織田信長の死去により、西上野が不安定化していた天正一〇年頃の記録とみる見方(戦国遺文 後北条氏編)に同意できる。

この史料は、対忍び警固をもっとも詳細に記録したものととして知られており、「すつは」・「しのひ」・「足輕」という混同されがちな三語が同時に記載されている。構造的に分解すると、次の各項の警固を指示しているが、「すつは」・「しのひ」・「足輕」がそれぞれ警固の対象となっているため、理解するには一定の注意が必要だ。

- ① 昼夜ともに用心せよ。
- ② 隅々(きわきわ)まで、宵から暁までの夜明かし巡回番が肝要だ。
- ③ 一の番と九つ(深夜23〜1時)との間の城外の見回りは当然だ。
- ④ どの武士たちも不寝番とせよ。
- ⑤ 不寝番は、夜のうちに三度ずつ出て来て、石を転がし、松明を投げ、忍び

の存否を見届けよ。

⑥ 火の用心は当然だ。

⑦ 昼眠り、夜は眠らず跪いて待機せよ。

⑧ 敵の足輕が城付近に出現したときは、法度に定めたとおり閉門し跪いて待機せよ。

史料の一行目には「すつは」とあり、文章構造上①〜③は「すつは」に対する警固として書かれたものとみなせる。文意が切れた三行目末から「しのひ」の潜入を想定した内容になる。今は寒期であるので、月夜になっては「しのひ」の潜入はないだろうが④・⑤をせよ、との文意になる。月夜を除いた「しのひ」に対する特有の警固とみなせる。しかし、前々稿にも記したとおり、「しのひ」は「すつは」五〇〇人の中の者が行うことになるので、①〜③も対忍び警固に共通する内容だとしてよい。

対忍び警固限定の④・⑤は不寝番であり、不寝番の者は夜のうちに三度ずつ出て来て、石を転がし、松明を投げ、忍びの存否を見届けよとある。石転がし・松明投げは忍びを発見するための行為となるので、土塁・石塁等の城壁から、堀内や城外の忍びの潜入予想経路に向けて行うものだったと考えられる。石転がし・松明投げに当たっていないときは、武士の詰め所・番所で待機していたものとみられる。

その後の追而書には、時節の警固として、先ず⑥の火の用心が書かれている。一般的な冬季の失火とその延焼に対するものと考えられるが、忍びの放火が言外にあるとも想像できる。改行後には、一般的な城兵の警固行動として、⑦が命じられている。昼横になり夜は跪いて(つまり、いつでも武術的に対処できる姿勢で)の待機を求めている。⑦についても、夜の待機は対忍び警固を含む可能性は考慮すべきだ。

さらに行を改めた⑧の門を閉じ跪いて待機せよとするのは、文頭に「足軽」と明記されており、「足軽」の城周辺への出現に対する警固としてよい。足軽が「すつは」に含まれることは明らかだが、出現時間は「昼夜」ともにあり得る。足軽は、特定の戦術を負わない戦闘員で、「すつは」構成員の内の下級兵士を示す戦国後期の一般的な用法だと思われる。ここでは敵の「すつは」に属する下級兵士全般の出現に対し、閉門警固を実施せよという意に解釈したい。夜間に出現する足軽の中には、忍びの任務を帯びた者がいたかも知れない。

①と⑥⑧に、具体的な対忍び行動は含まれないため、この史料では②③⑤が対忍び警固の詳細となる。北条氏邦の軍では、夜間に城内隅々まで巡回警固し、午前零時頃には城外を見回り、さらに夜間に不寝番の者たちが三度ずつ石を転がし、松明を投げて見届けることで、忍びを発見し潜入を防ぐことができると考えていたということになる。

他に、近世に入ってから史料になるが、【史料四】に慶長十九年（一六一四）一〇月二〇日付「木俣守安宛井伊直孝覚書」を挙げておく。大坂冬の陣で井伊勢の先鋒を務めた木俣守安に宛てた、主家井伊直孝の書状を記録したものだ。この記録には対忍び警固策のほか、忍び戦術に放火があった意の記述がある。

【史料四】「木俣守安宛井伊直孝覚書」（中村達夫氏所蔵文書・彦根市史六卷

一六四）

（前略）

一、先手の儀大坂近辺之事に候間、自然しのひなと来候而火つけ候儀も

可有之候条、鉄炮大將衆へ被仰付、昼夜まはり番可被仰付事、

（後略）

陣内に忍び等が潜入して放火するようなこともあるので、鉄炮大將衆に「昼夜の「まはり番」、つまり巡回警固を命じるとある。昼夜の巡回とあるのは、忍以外の者に対する警固を兼ねていたためだろう。【史料三】と合わせ、忍びに対する警固の基本が「巡回」であり、戦国末期から近世初期に一定の共通性をもつて広く行われていたことがわかる。【史料三】では、巡回番のほか、不寝番による石転がし・松明投げが忍びの潜入対策とされていたが、この史料では、巡回番が、「しのひなと来候而」＝潜入と「火つけ候儀」＝放火の対策を兼ねて行われていたことも示している。

さて、これらの対忍び警固行動から、忍び戦術の技術・技能を把握するためには、警固でとられる行動の具体性を明確にしておく必要がある。史料から把握できる具体的な行動は、【史料三】にある「石をころはし、たいまつをなげ、可見届候」に限られる。両者はどのような行動であったのだろうか。

松明投げについては、西ヶ谷恭弘による先行研究がある¹⁰⁾。西ヶ谷は、茨城県坂東市にある逆井城跡の第四次発掘調査において、西Ⅱ曲輪空堀の橋脚礎石周辺で、焼土と炭化物を含む黒色土層六層が確認されたことについて、長時間火が焚かれ何度も意識的に土を撒いて消火したようにみえると指摘した。西ヶ谷は、これを【史料三】にある対忍び警固の松明投げの痕跡だと考え、松明投げは山火事を避けるため山城の斜面に向かって行うもので、空堀が対象施設だったと解釈した。逆井城は、結城氏に対する北条氏の拠点として、天正五年（一五七七）に北条氏繁（玉縄城主北条綱成の子）が築いた城で（天正五年七月二四日付「北条氏繁判物写」士林證文二、戦国後北条一九二四）、北条氏の下総国進出の前線基地としての役割を担った。西ヶ谷は、他に六つの城の堀内での炭化物含有層発見事例を挙げている。

一般に、城郭での焼土や炭化物の成因には、落城・自落にともなう放火やその後の跡片付けの痕跡が挙げられる。しかし、逆井城のような堀内での焼

土や炭化物の累積については、建物火災を直接の原因とみなすことはできず、後片付けが間をおいて繰り返されたと解釈するのも不自然だ。

同様の例には、茨城県阿見町の大室城跡の空堀における、ローム層と焼土層の互層の出土がある。また、兵庫県養父市の国史跡殿屋敷遺跡では、一六世紀代の居館中心部を囲む空堀底面付近の自然堆積層内から、自然木や木製品とともに焼けて炭化した木片が出土した例もある¹¹⁾。さらに、埼玉県入間郡毛呂山町の毛呂城跡の事例では、一四世紀段階に開削されたとみられる溝跡底部に焼土と炭化物の層が検出されており、発掘調査担当者は儀礼の痕跡だと想定している¹²⁾。この想定については、祭祀関連遺物の共伴がなく、儀礼として系統を辿れる類似例も探せないため、賛同するのは難しい。

これらの事例を、西ヶ谷のいうように松明投げの痕跡だと考えると、投げ落とされた松明の火によって、後世に残る程の焼土層や炭化物層が形成され、場合によっては間層の堆積があった後、さらに松明投げで焼土層が形成される過程を繰り返したとしなければならぬ。投げた松明が毎回同じ位置に落ち、長時間燃え続けることを繰り返さない限り焼土形成はありえないし、互層状態は、その偶然的結果が間をおいて同じ場所で繰り返されたことを意味する。合意すべき根拠は不十分だ。

むしろ堀底で一定期間火を焚く行為が繰り返され、間をおいて再び繰り返し火を焚く期間があった結果だと考える方が自然だ。

城郭が防御施設であったことを考慮すると、一定期間同じ場所で火を繰り返し焚くのは、忍び潜入等に対する警固のための常夜灯であった可能性が高いように思える。焼土層・炭化物層と間層の互層は、火を焚く戦時の警戒期間と火を焚かない平時との繰り返しの痕跡であるとすれば、説明しやすい。松明投げは、その都度必要な場所で簡易な警戒法として行われ、痕跡は残っていないのではないか。

さて、もう一方の対忍びの石転がしについては、現在のところ明確な痕跡は掴めていない。石転がしは、いわゆる武器としての礫(つぶて)に該当するが、石垣・石積の崩落石材・加工石材・端材、後世の石造建築物の建材の混入等との区別が難しい。実際に転がした礫を特定し証明するのは、さらに困難だ。確実な礫が発見された事例に、岡山県苫田郡奥津町で調査された河内城跡がある。河内城跡では、山頂の城主要部から落ちる斜面中ほどに犬走を造り、上部を切岸とし、下部は斜面に盛土して急傾斜を造り出していた。この犬走から多量の礫が発見された。石垣をもたない土の城であったため特定できたが、それが対忍び用であったかどうかを判断することは不可能だ¹³⁾。

城外に向けて投げた場合には検出さえ難しい。現段階では、対忍びの石転がしの証拠は、今後の発掘調査に委ねるしかない。

ところで、石転がしや松明投げに類する対忍び警固については、甲賀の忍びに関する近世史料に記録があることが知られている。寛永一四年(一六三七)から翌年に起きた島原の一揆で、一揆勢拠点となった原城(現長崎県南島原市)を甲賀衆が偵察した際の記録群だ。

『島原天草日記』(松平甲斐守輝綱天草日記・国立公文書館内閣文書)寛永一五年二月一五日条には、「自近江國甲賀來隱形者、欲入城中、夜々忍寄、然不能交居城中之賊矣、一夜忍城中之時、賊則知之而逐之於是取堀畔之旗而出城外、賊以石強打之」とある。甲賀から来た隠形の者が城内に潜入した。城内では西国訛りとキリスト教の名称が用いられていたため聞いても判らないことが多く、潜入が露見し、堀際の旗をとって城外に逃げたが、一揆勢に石を強く投げられた、との意だ。

これについては、戦国期の近江國甲賀郡山中村で土豪の地位にあり、甲賀郡中惣の主要構成員だった山中氏の記録「山中文書」の「甲賀衆肥前切支丹

一揆軍役由緒書案」にも記述がある。

戦死した板倉重昌に代わり幕府上使となった松平伊豆守信綱に召し出された「甲賀古士」一〇人が、原城内の様子や敵情把握のため潜入したという。銃撃や間断ない「猿火」の投下、松明による照明を避けて忍び入ったところ、甲賀衆の一人が落とし穴に落ち、その音で潜入を知られ取り囲まれてしまった。そこで旗をたわめて塀に飛び乗ったが、敵に多数の石を投げられ負傷したとある。他に、甲賀衆が城の構造を探り、兵糧を奪うなどした記録も存在する（神宮文庫山中文書・『水口町志』山中文書二七九号）。

「甲賀衆肥前切支丹一揆軍役由緒書案」は享保六年（一七二一）に写したものとされるが、甲賀衆の記録であって「忍」の記録とは書かれていない。証明なしに甲賀衆を忍びとする見方には問題があるが、夜間の城に潜入する者に対する警固としては、内容が【史料三】に酷似している。認知科学的な理論に照らせば、忍び警固と共通の夜間の侵入者に対する警固行動が、広域かつ長期にわたり行われ、戦国後期から近世前期の武士たちに通認認識されていたことの証拠にはなる。対忍び警固も含めた、夜間の侵入者に対する一般的な城郭警固行動だといえそうだ。なお、天草一揆の事例でも、松明投げと石転がしがセットで実施されているわけではない。

これらを整理すると、忍び戦術に対する警固行動は、不寝番による城内夜間の巡回番と状況に応じた焚火・松明投げ・石転がし、城外の巡回番であったとみてよい。いずれの行動も、その目的は忍びの発見による潜入防止にあったといえる。

三 警固からみた戦国期忍び戦術の技術と鍛錬

現存史料からみた対忍び警固行動は、忍びの発見による潜入防止が目的だった。発見は、松明や焚火の光による視覚や、石転がしによる忍びへの打撃

音・悲鳴・回避音・逃亡音等の聴覚によるものだ。忍びにとっては、存在を察知させる光源と音源の克服が重要な課題だったと思われる。一方で、城郭周囲には、自然の光源と音源が存在し、潜入する忍びを照らし出し気配を察知させる原因になったと考えられる。

本章では、ここまでの検討から、警固行動を生じさせた忍び戦術の技術・技能Ⅱ忍術を整理することとするが、それに先立ち、対忍び警固の行動と同様な効果をもたらす自然の光源・音源の影響についても検討しておきたいと思う。

産業革命前、ヒトの居住・行動範囲は狭く、環境への人為的な影響は少なかったとされる⁽¹⁴⁾。戦国期は、大名や国衆が民衆の夜間の行動を制限していたため、都市・城下・郷村の一部を除いて自然環境下の光源・音源が支配する空間が広がっていた。光源は月明かり・星明かりが、音源は風の影響や動物の動作音・鳴き声等が主体であった。

前々稿の忍び戦術の実例を参考に、夜間の光源から検討していこう。

一般に、満月の月明かりの照度は〇・二〜一ルクス、星明かりが〇・〇二ルクスであるとされる⁽¹⁵⁾。公益財団法人日本防犯設備協会の防犯照明ガイドによると、満月の夜は健全な視力があれば手元で何とか本が読め、40〜50メートルの距離でも十分に人の存在や動きが把握できるといふ。反対に、半月以下では見えにくく、星明かりだけの夜は、人の存在でさえ確認しづらくなるようだ。

前々稿では、永禄五年（一五六二）の葛西城忍び乗取作戦の実行日を、夏は四月二四日を含む直前の数日間、秋は八月二六日から二九日の間と特定した。永禄五年四月二四日は西暦一五六二年五月二六日にあたり、八月二六日は九月二四日にあたる。

当該期間はグレゴリオ暦以前にあたり、月と太陽の視黄経が合となる朔を

求めるのが難しいため、精度を求めず『新こよみ便利帳』（暦計算研究会編一九九一）の簡易計算に従って月齢を求めると、一五六二年五月二四日は月齢八の上弦の月、二二日は月齢六の六日月だった。参考までに気象庁が公開している気象データ最古の一九六七年から一九七六年の天候をみると、梅雨の走りの時期にあたり、曇りや時々雨の日が多いが、晴れの場合もある天候だったようだ。半月の明かりが隠されていた可能性が高い。八〇キロメートル内陸の現群馬県太田市の長楽寺に伝わる『永祿日記』（賢甫義哲）では、永祿八年の四月下旬の記録に、数日おきの雨とある。他年他所の記録では気象傾向の類推もできないが、矛盾はない。

もう一方の忍び実行日一五六二年九月二四日は月齢12の十三夜に近い月、二七日は月齢15の満月だった¹⁶。同様に一九六七年から一九七六年の気象庁の気象データをみると、天候は曇り時々雨が多いが、大雨にはならない秋雨の時期特有の天候だったようだ。『永祿日記』の永祿八年の記録では、二日と置かず終日雨となっている。

忍び戦術実行日として特定できる日付はほとんどないため、事例不足にも思えるが、夏・秋ともに曇りや雨が降りがちの時期であることを考慮すると、忍び実行部隊は、月明かりがあるが明るすぎない条件の日を選んだように思える。松明なしに行動できるが人の行動は見えにくく、雨天になる可能性はあるが荒天は少ない日程だ。月が出ているか否かが問題なのではなく、雲に覆われる等、適度な月明かりを利用することが忍び戦術の技術・技能だったのだろう。【史料三】に「只今さむ時二候間、月夜なしては、しのひはつく間敷候」とある記述についても、「乾燥した冬季の快晴の月夜」に忍びの侵入はないという文意であったことがわかる。松明に目が慣れた城兵には、忍びの動きは確認しづらかっただろう。

一方音源には、複数のものが存在したと思われる。関東の城郭は山城が多

く、周囲は森林であるのが通例だ。

【史料三】を忍び実行期間として参考にすると、天正一〇年一〇月一三日は西暦一五八二年十一月八日となり、立冬（十一月一日）前三日程度だ。現在の群馬県では、山頂付近の紅葉が終わり、山間部も紅葉の終盤の時期だ。寒冷期にあたる戦国期では、より落葉の進んだ状態だったはずだ。乾燥した落葉が表土上に堆積し、足音が発生しやすく気配を消しにくい状態だったと思われる。多人数での行動の場合、森林中での音の発生は防ぎようがない。これは、夏から秋の草原でも類似の状況と考えられ、葛西城での忍び戦術の日程にも当てはまる。

城郭周囲には、別の音源もある。戦国期の夜間には、ニホンオオカミ・野犬・イノシシ・ニホンマムシ等のように、遭遇した場合危険をとまなう動物も活動していた。また、夜行性のニホンジカ・ホンドタヌキ・ホンドキツネ等も存在していただろう。遭遇時に警戒音や急激な動きによる動作音が生じる可能性があり、人間の側にも驚嘆の声や逃亡の足音を発生させる可能性があった。不慮の音源を絶つことは難しい。

忍びが城兵に見えなかったためには、月明かりが明るい夜を避け、野生動物と遭遇しやすい森林を避けて行動し、守備側城兵の察知を防ぐ必要があった。

これらを前提とした上で、先述した城兵の警固行動を考慮すると、忍び戦術の技術・技能Ⅱ忍術の大枠は次のように想定される。想像になるが、列記してみたい。

- ①無照明、月・星明かりによる夜間行軍・軍事行動の技術・技能(暗順応、夜間の山地での移動技術・戦闘技術等)
- ②少人数での軍事行動の技術・技能(支援や補給のない軍事行動)
- ③音をたてない行動の技術・技能(足音・衣擦音等の防止・工夫)

- ④ 視認を防ぐ技術・技能（通路・森林境界・障害物等の把握と利用）
 - ⑤ 動物との接触を防ぐ技術・技能（動物の生態把握・獣道の把握）
 - ⑥ 礫（つぶて）や松明投げを避ける技術・技能
 - ⑦ 堀・城壁・土塁等の登降・走破等の技術・技能
 - ⑧ 利用する道具の開発・改良・製作・使用の技術・技能
- これ以外の技術・技能の有無やその内容については、今後の課題としたい。なお、⑧については、刀工・石工・土器師などの職能集団との関係も内在しており、その中で得た技術も含まれると考える。

四 再考・葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る

― 本田氏を考える ―

（一）葛西城乗取を指揮し葛飾に移住した野田本田氏

戦国期の忍術について、一次史料の記述を基に検討を進めてきた。しかし、実戦での忍び戦術の技術・技能としては十分ではない。

前々稿に記したように、永禄五年（一五六二）の葛西城忍び乗取作戦では、広い北条氏勢力圏から、本田氏とその配下が法外な褒美で召集されていた。参陣を命じた文書は折紙で、宛名の位置も日付より低く、身分の違いを明確にしながら、北条氏は、三顧の礼を思わせるほど繰り返し使者を送り続けた。

当時の関東には、弘治二年（一五五六）の「結城家法度」の段階で、「夜わぎ」の者たちが存在していたし、永禄四年には、北条氏政軍下の南図書助部隊が日尾城（現埼玉県小鹿野町）を乗取るなど（永禄四年カ九月一日付「北条氏政書状写」士林證文二・戦国後北条七二六）、忍び戦術を実行できる特殊武装集団が複数存在してもよい状態だった。それでも北条氏は、本田氏を特別に召集した。本田氏は、代わる者のない技術・技能を有していたとみるべきだ。その技術・技能は、葛西城での忍び戦術に欠かせない技術・技能

であったのではないか。

以下では、前節までに把握した夜間の軍事行動としての忍びの技術・技能。忍術とは別に、本田氏ならではの技術・技能を検討するため、本田氏の歴史的な在り方や系譜について検討する。

葛西城乗取の忍び戦術を指揮し、「本田家文書」を現代に伝えた本田氏（千葉県野田市に居を有したため、以下、野田本田氏という。）については、前々稿において、源頼朝御家人畠山重忠の郎従本田近常の家系で、近常本抛の川本本田（現埼玉県深谷市本田＝旧川本町本田）に現住する本田氏（以下、川本本田氏という。）から、葛西城乗取の軍功で葛飾に移住した分家筋だと想定した。①本田近常を祖とし、北条氏康に仕えたとする両氏の家譜が「本田家文書」・『寛政重修諸家譜』と一致すること、②当時の武蔵国内では「関東幕注文」下野国足利衆筆頭の長尾但馬守同心衆にある「本田左馬助」以外に武力をもった本田氏が存在しないこと、③「本田左馬助」が岡部弥三良・毛呂安芸守・本庄左衛門尉三郎ら武蔵国大里郡から児玉郡の武将と併記されており、本田氏本抛が川本本田以外に考えられないこと、の三点を状況証拠としたものだった。その上で、葛西城での忍び戦術実行部隊は、川本本田氏寄りの上下本田郷在住の下級武士やその隷属民で、川本本田氏の下で夜間の軍事行動を鍛錬して特殊武装集団を構成した者たちが母体になったと推測した。

しかし一次史料には、野田本田氏が川本本田氏の分家だとする直接の記述がなく、証拠の積み上げが望まれる状況だった。そのため、その後も証拠となる資料の調査を進めていたところ、他の文献史料や考古学的知見の中に、推定の確度を高める情報を複数得ることができた。

まずは、野田本田氏を川本本田氏からの分家とする推定に関わる新しい情報から、検証をはじめたい。

野田本田氏が伝える「本田家文書」には、三五通にのぼる系図関係史料が

残されている。最も古い史料は系図作成の覚書とみられる寛永五年（一六二八）の史料で、寛永一八年（一六四一）にも類似の下書きが作られている。形式の整った系図は、享保から元文頃の一八世紀代に作られたもので、三河の忠勝系本多氏の系図も八通存在する¹⁷。

近世初期、武士たちの間では、由緒や家格を示す家譜や系図の作成が盛んになった。徳川幕府でも、寛永一八年（一六四一）、將軍家光の命で、諸大名と旗本以上の幕臣に系図や家譜、その証拠となる古文書を提出させ、諸系譜の編纂を開始し、寛永二〇年（一六四三）に『寛永諸家系図伝』を完成した。

また、幕府成立史編纂のため、家康から家光までの期間にあたる大名・幕臣・庶民の家譜・家伝等の文書類を提出させ、『貞享書上』を作成した。寛政一年（一七九九）には、『寛永諸家系図伝』続編の編纂を開始し、文化九年（一八一二）まで『寛政重修諸家譜』の編纂を続けた。

野田本田氏に残る系図関係史料も、初期の史料の年代からみて、幕府の諸系譜編纂事業に合わせて作られた覚書や下書、あるいは提出資料の控え、これに基づいて作成した系図類であったと考えられる。忠勝系本多氏系図については、北条氏滅亡後の野田本田氏が徳川家に仕え、一旦は武蔵国に男衾・大里等の所領を得て栄えたが、その後衰退したことから、有力大名の本多家に寄せた系図を作成するため、参照した資料だった可能性が高い。

野田本田氏の系図関係史料は、未だすべてが公になっておらず、今後調査・解説が進む。詳細な検討はその過程に委ねたいが、ここでは、重要な史料と、現状で公になっている史料を中心に検討を進めたい。

最も古い寛永五年の覚書には、「一 祖父者本多兵右衛門太郎と申候生國武蔵之者二而御座候、小田原之屋形ニ奉公仕、江戸ニ罷有て、但知行所ハ、一飯倉村、一金杉村、一駒米村、右之三ヶ村ハ江戸柴廻ニ而御座候、一金町村、一曲金村、一小松川式ヶ所、下総之内葛西ニ而御座候、一駒林村是ハ武蔵之

内ニ而御座候、以上八ヶ所高合八百貫文」とある。前々稿で困った『寛政重修諸家譜』にある「藤原姓」の表記はなく、氏祖「正勝」は「兵右衛門太郎」となっている。生国は武蔵国とあり、後に作られた他系図に共通する。葛西城乗取の褒美については、金町村・曲金村・両小松川村の知行が挙げられているが、知行宛行の理由は書かれていない。家伝の聞き書きで作成した覚えであろうか。後の創作情報や監修が入っていない可能性が高い。

寛永一八年の覚書になると、「正勝」は「兵衛太郎」とされ、平姓だが、藤原姓を誰からか名乗ったと記されている。氏租兵衛太郎は生国・本国ともに武蔵だ。兵衛太郎の事績には、葛西城乗取による知行宛行が書かれている。『寛政重修諸家譜』には、兵衛太郎の名がみえ正勝に作るとあるが、葛西城の戦いについては「軍功」としか書かれていない。この覚えも「本田家文書」を直接参照して作成されたものであろう。

これ以後の系図類は、平姓または藤原姓をとっている。戦国期の正勝以前の家譜の記述はないが、より遡る家伝に藤原氏または平氏との関連が伝えられていたものと思われる。この点については、後述する川本本田氏の系図との関係に注意が必要だ。

『寛政重修諸家譜』を含め、野田本田氏に関する歴史上の事実を把握するため、現在公になっている史料のうち、後年の影響が少ないと思われる系図関係史料を【史料五】に挙げる。

【史料五】「(本田氏)先祖書」「(本田家文書)『戦国足立の三国志 宮城氏

・舎人氏・武蔵千葉氏 古文書が語る足立の歴史」(七)

先祖書

藤原姓

平姓ニ而御座候処、往古誰ヨリ藤原姓

罷成候哉

高祖父本國
本國生國共武藏

生國共武藏章友
本田兵衛太郎正勝

左京大夫
法名紹香

小田原「左京大夫」氏康奉公仕永祿十二己巳年四月十七日病死、「法名紹香」、從氏康下總國

葛西城乗取可申旨、被申付候處、則乗取申候、為褒美葛西之内、

金町村曲金村兩小松川村五百貫加増給候、本知共八百貫領之、

重而於勸忠節者、弥可有褒美之旨、氏康書出之判形

御座候、

曾祖父本國武藏正家
本田主善正儀

生國下総

(中略)

享保十九甲寅年十一月 本田清兵衛

この系図は、享保一九年（一七三四）のものだが、寛永一八年の覚書に非常に近い、それらの文書を整理して作成したものであることがわかる。氏祖を高祖父、二代を曾祖父、三代を祖父、四代を父としており、五代目にあたる本田清兵衛が書いたものだ。氏祖の死後さほどの時間経過のない段階で、内容には誤りが少ない史料とみられる。

氏姓については、元平姓で藤原姓に改めたが、その際の当主は不明とされ、寛永一八年覚書に準ずる。忠勝系本多氏家譜の影響も考えられる。近世前期の野田本田氏が、平氏の流れを自認もしくは主張していた可能性をうかがわせる史料だ。

氏祖高祖父は、『寛政重修諸家譜』と同じく正勝と書かれており、本國・生國は寛永期の覚書同様、武藏となっている。葛西城乗取については、二度目の忍び戦術の催促についても記述されており、「本田家文書」を正確に参照して作られた系図であることがわかる。家伝としてもある程度正確な情報が伝わっていたのであろう。

前々稿では、氏祖正勝の本國・生國を武藏国とするのは推定だった。系図類の記述により、野田本田氏が葛西城の軍功により武藏から下総へ移住したことが事実であったことがわかった。葛西城を乗取った本田氏のもつ技術・技能を検討する際、本拠特定の根拠の一つとなり、きわめて重要な情報といえる。

その他の系図類には、『寛政重修諸家譜』の記載事項と凡そ共通する記述がみられる。しかし、その中で、末尾を欠く作成年未詳の系図の一つに注視すべき情報が書かれている。桓武天皇から野田本田氏二代正家までの系譜を書いたもので、前々稿で正勝の兄と想定した甚十郎を正勝の弟に掲げているのだ。甚十郎に事績等の記述はなく、家系を異にしているとした想定を補強する書き様だといえる。

野田本田氏の家譜に関わる覚書や系図を総じて見ると、主に本田近常と秩父平氏（畠山氏）との関係を重視し、そこに藤原氏との関係が付加されて作られているようにみえる。

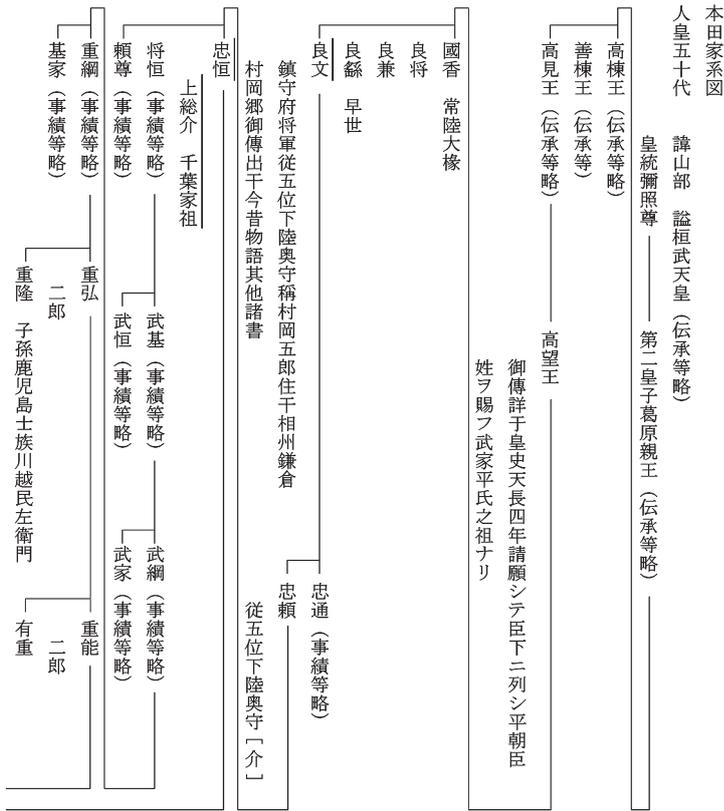
(二) 川本本田氏の二つの系図と野田本田氏

野田本田氏の氏祖正勝は武藏国からの移住者だったが、川本本田氏との関係についてはどこまで証明できるのだろうか。

前々稿・前稿で紹介したとおり、埼玉県深谷市（旧川本町）本田には、現在二つの川本本田氏の本拠跡がある。一方が前々稿で詳述した深谷市上本田にあり、堀・土塁を備え戦国期城館跡とされる本田城跡（前々稿では本田氏館跡と表記したが、遺構の状況と深谷市教育委員会の遺跡呼称に従い、前稿・本稿では本田城跡という。）であり、もう一方が前稿「付編 本田氏館の比定地について」で示した同下本田の本田氏館跡（深谷市教育委員会の遺跡名。以下、この名称を使用する。）である。双方とも本田氏末裔が現住しているが、

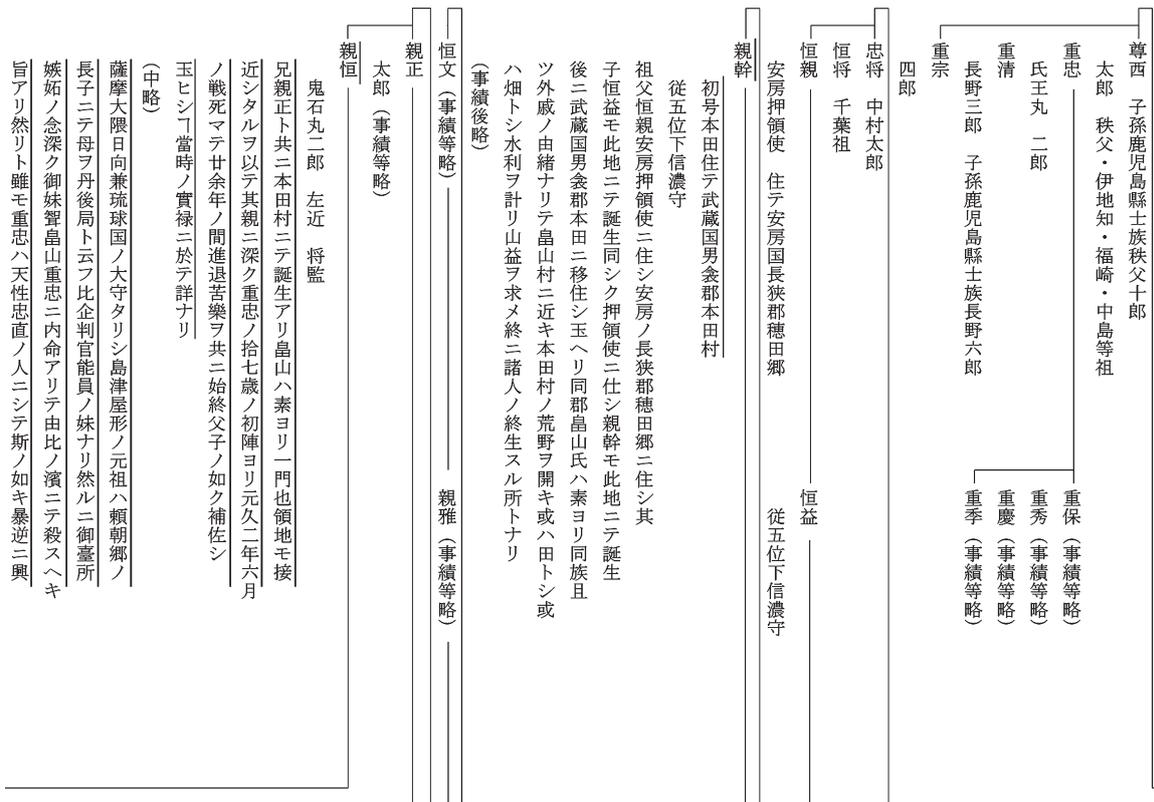
文祿四年の検地で上下本田郷筆頭の土地所有者として記録され、旧家として屋敷地を繩除けされた右近の末裔は、下本田の本田氏館跡に住む本田家だ。下本田の本田家は、近世、本田村名主として、多くの古記録を残してきた〔本田瑛男家文書〕『所蔵文献目録2 本田地区』川本町町史編さん調査報告第3集。前々稿で野田本田氏と川本本田氏の関係検証の材料とした「本田氏略系図」の原史料も、その一つだ。野田本田氏と川本本田氏の関係再考にあたり、あらためて原史料を確認してみよう。

【史料六】「本田家新系図」(本田瑛男家文書)



川越家祖

小山田別當



ミスヘキ人ナラス密ニ親恒ニ此丹後局ヲ遠回ニ誘引シテ虎口ノ難キヲ免カレンメンコトヲ依頼アリシ故ニ速ニ摂州ノ邊ニ同行シ住吉神禮ノ大名ノ上シテ十月三日ノ夜平産アリ乃チ島津元祖三郎豊後守忠久ト云シハ此公ナリ

(中略)

先是近衛殿

ヨリ親恒公ヘ北家ノ家門ニ列セラルヘキ旨台命アリ我家桓武天皇ノ後胤ニシテ関東ノ平氏タルハ素ヨリ論ナシト雖モ近衛殿ノ大恩實ニ高岳深淵モ及フ可カラサレハ乃チ之レヨリシテ姓ヲ藤原ト称シ今ニ至リテ同族悉ク其例ニ倣ヒント云フ

(中略)

其後重忠ヨリ

奥州ノ戦功ヲ申立ラレ島津若公ヘ薩摩大隅日向ノ守護職ヲ拜任アリ之レ島津氏當時ニ至ル迄七百年其国ノ主タリシ事由ナリ諸親恒薩摩ニ下向アリ其國諸般ノ政事ヲ為シ玉ヒ

三年ニシテ功ヲ成シ鎌倉ヘ復命アリ島津若公三拾六騎ノ麾下士ヲ召シ附ラレ下向日州山門院島津庄ヘ御着アリシ故ニ島津三郎後三郎左エ門尉豊後守忠久ト名乗リ玉ヘリ此忠之字重忠ノ烏帽子トナリ玉ヒシ故ニ重忠ヨリ贈ラレシト島津系

因ニ見ヘタリ此三拾六騎ノ御供ノ随一ニ次郎下向シタマヘリ諸親恒ハ元知行所男衾ノ本田ヘ帰住鎌倉ヘ勤仕アリシニ元久二年六月廿二日武州二股川ニテ重忠ト戦死セラレシハ東鑑

其他當時ノ實禄ニ詳カナレハ之ヲ略ス

(後略)

女子 (事績等略)

貞親 親恒ノ一女ハ島津ノ正室ニ成ラレン故ニ本田家ヲ貞親ニ継ガシタ玉ヘリ (事績等一部略)

道親 太郎 (事績等略)

道「親」兼

島津氏ニ属シ大隅国守護代職ニ任シ曾於郡清水城ノ主トナル (事績等一部略)

久兼 (事績等略)

重親 (事績等略)

氏親 (事績等略)

二郎 信濃守

本田家之事為當家之父母依者分國之諸侍不可本田上故殿代々之置

文如斯非新儀之状如斯

文和四年十一月十四日 氏久 花押

氏久君ハ島津家六代ナリ

本田殿

(以下、薩摩本田氏家譜略)

道親

太郎 入道道親

木家太郎親正ノ後嗣トナル

親定 (事績等略)

親為 (事績等略)

親康

左馬助

天正廿三年五月十八日卒

(事績一部略)

長繁

源次郎文永七年生

天正十九年六月十二日卒

室天正十年四月廿一日卒

〔教念寺古文状書入ヘシ〕

武州忍城主下總守成田長康天正年中有故屬干

小田原長繁与之有水魚之交長康贈其偏諱表其

盟信云

〔傳〕天正十八年庚寅四月小田原落城ス先是長親北条氏直ノ麾下

ニ属ス落城後本田郷代々ノ邸内ニ蟄居ス其後文禄四年

關東惣御檢地ノ節本田郷ハ山下源右エ門殿御奉行ナリ

本田屋敷ノ義前々ノ遺跡御詮議ノ上家中屋敷ハ被召上

本田屋敷ハ御免地トナル當村直下喜三郎取扱ノ檢地帳

證詳跡アリ

親繁 (事績等略)

親氏 (事績等略)

経行 (事績等略)

親天 (事績等略)

女子 (事績等略)

女子 (事績等略)

親房

太郎

母稻津三郎友直女

文永十一年生貞和五年卒

親綱 (事績等略)

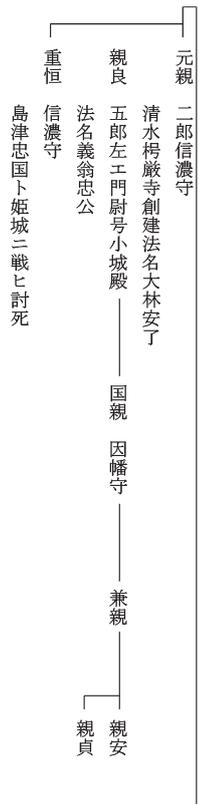
長親

〔右近尉〕

元和四年卒 年七十五年

(事績一部略)

向ノ島ヲ領シ惣小河姫城ニ住シ隨者ハ近村郡田城
夫ヨリ溝辺、佳例川、栗野、横川ヲ格護ス



【史料七】薩摩本田氏略系図は、親恒（薩摩本田氏も近常を親恒としている。）の子貞親の子に親保・久兼・氏親の名がみえ、道親は久兼の孫となっている。【史料六】の川本本田氏の系図では、貞親の子を道親・親兼とし、弟の親兼の子を久兼・親保としている。親族関係に相違がみられるが、同じ名前が多く、相互の関係性は明確だ。

失われた薩摩本田氏旧蔵の古文書は、九州地方では著名な史料群であり、川本本田氏の系図作成の際、業者が閲覧したことが想像される。特に、薩摩本田氏は、「関東幕注文」に登場する本田左馬助の家紋「すわま」と同じ丸に州浜を今に伝えており、中世以前の本田氏の記録や伝承を確かな形で遺していた可能性がある。本田近常の系譜を重視する薩摩本田氏の在り方からみて、川本本田氏との分家関係は事実であろう。

本筋に戻ろう。【史料六】は、明治期に至る薩摩本田氏系図の後に、あらためて道親以後の川本本田氏の系譜を続ける。しかし、戦国期までは兄弟姉妹の表記や各人の事績の記述がみられなくなる。系図の根拠となる家伝・古文書等が少ない期間があったとみられる。

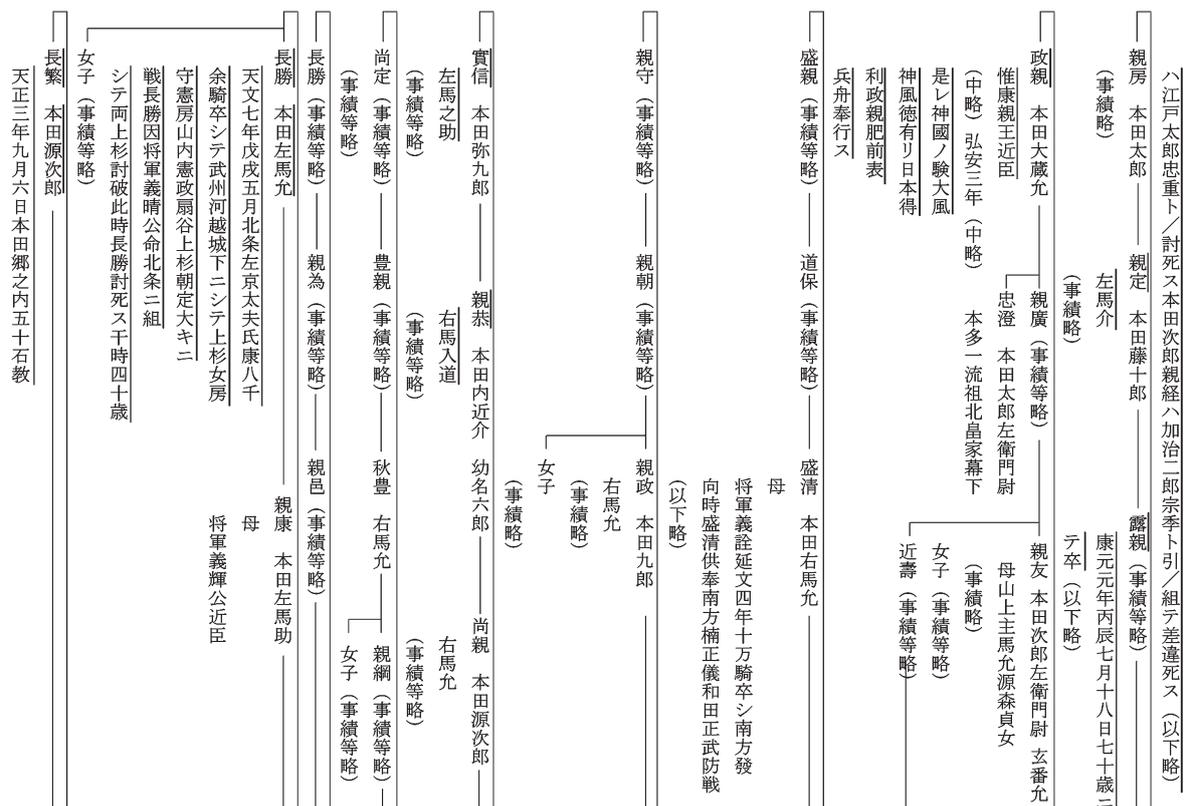
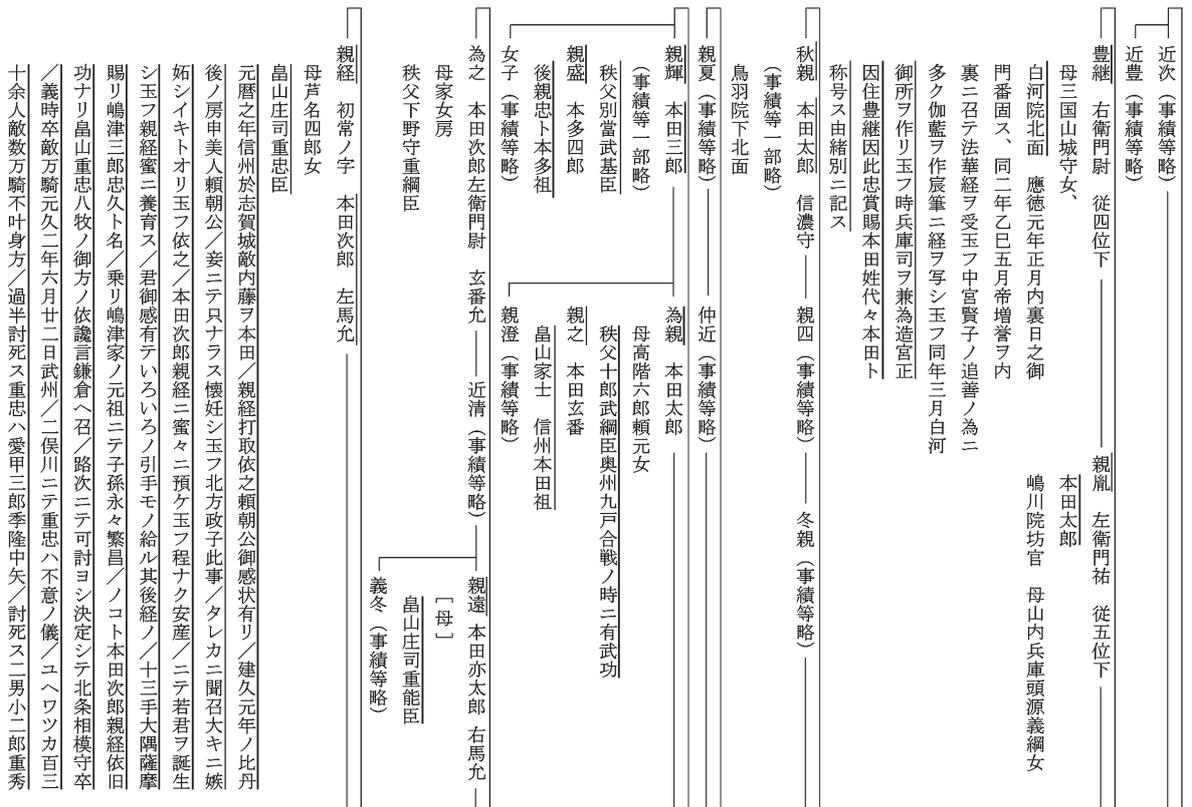
それに対して、戦国期の記述は詳細だ。

道親から六代後の親康には「左馬助」の武家官位がみえる。「天文廿二年五月十八日卒」とある。「本田左馬助」は、「関東幕注文」で下野国足利衆筆頭

の長尾但馬守同心衆に記載がある武将と同名だ。戦国当時、葛西城乗取に对应可能な軍事力をもつ「本田氏」は、本田左馬助を当主とする本田氏を除いて一次史料には探せない。【史料六】の親康を「関東幕注文」の「本田左馬助」とみなせれば、川本本田氏を野田本田氏の本家とみる重要な証拠になる。親康の官位「左馬助」の検討が必要だ。

親康と同時代の人物とその事績を確認すると、親康の子長繁は、源次郎とあり、事績に「教念寺古文状書」とあるのがみえる。現深谷市下本田の時宗寺院教念寺は、多くの古文書を伝えており、「教念寺文書」として整理されている。そのうち、天正三年（一五七五）九月六日付「本田長繁寄進状写」（「教念寺文書」、戦国後北条一八〇二、前々稿【史料二七】）は、本田郷の土地の教念寺への寄進状であり、発給者は本田源二郎長繁となっている。系図の記述が史実と一致する。また、その子長親は「右近尉」となっている。下本田の本田家当主のご教示によれば、本田家墓地における現存最古の墓石に名を刻むのは本田右近とのこと、実在の人物としてよい。戦国期の記述はいずれも正しく、証拠に基づく可能性が高い。親康も実在したものと考えるとよく、卒年に問題はあがるが、「関東幕注文」の本田左馬助が、川本本田氏当主の親康であった可能性は高い。

とはいえ、記述内容の真偽の確認という目で【史料六】をみると、所々に華族・士族という語がみえ、明和を明治と誤記した部分がある上、訂正とは異なる後年の書き込みが多いことに気付く。末尾には、文久二年（一八六三）一月二〇日に亡くなった本田親之と安政二年（一八五五）七月九日に亡くなったその妻、文政六年（一八二三）六月に四歳で亡くなったその娘の記述がある。文政六年以後で、明治期に製作した系図であることがわかる。官位や戒名の追加訂正もみられ、近代の伝承に基づく創作部分や解釈部分が相当存在すると考えられる。平氏に連なるとすることについても、近世後期以後



念寺道場に寄附證文千時有り

長親 本田右近尉

天正十八年庚寅四月相州小田原北条ノ平氏直仕テ籠城ス落城ノ以後々々ノ身トナリ本
田郷代々ノ屋鋪ニ蟄居スノ千時文祿四乙未年関東惣御檢地被ノ仰附本田郷ハ山下源右衛
門殿御奉行ノナリ本田屋鋪訳前々ノ遺所御詮ノ儀ノ上被得御内意家中屋鋪被召ノ上本田
屋鋪ハ御免地被成下ノ元和四年庚午七月十四日七十五歳卒スノ法名證眞院其阿経範居士

親繁 (事績等略)

親氏 (事績等略)

経行 (事績等略)

親次 (事績等略)

親忠 本田五郎兵衛尉

本田屋鋪代々御免地ノ内先祖ヨリノ家中者七人二分ケ預ケ置処ニ孫々ノニナリ主従ノ禮
儀ヲ糺リ家来ノノ勤不仕依之元禄二年巳三月先ノ親ノ通家来役相勤ソロマウニ被仰
附ノ可被下肯ス訴狀御評定所エ奉ノ訴之因縁家来ノ者共七人同五月ノ四日被召出双方及
対問御裁断曰ノ御朱印地并御免地ニナクシテ無ノ年貢ノ地可有訊コレナシ御免地ノ本
田屋鋪ニテ無年貢ニテ代々ノ身命ヲクル上ハ主従義曆然ナリ左有処ニ家来ノ勤不仕
事不ノ届千万ナリ先規ノ通家来役可ノ相勤ノ旨急度被仰附雖然彼レノ是ト違儀依申上七
人共ニ籠舎被ノ仰附内三人籠死殘四人の者共奉誤ノ旨達テ御訴訟申上ル依之誤リ證ノ文
御取り同七月四日籠舎御免ノ右ノ誤リ證文為後鑑所持可仕ノ由被仰渡五郎共衛被下置ル

【史料八】旧系図では、川本本田氏を藤原姓（北家流）としている。幕府の家譜編纂事業に年代が近く、家紋も丸に立葵で忠勝系本多氏との関係を主張した可能性があるが、本田郷には藤原秀郷の血縁者が移住し川本本田氏の祖となったとする伝説があり、注意を要する。

現在上本田に所在する坂上神社の伝承によれば、天慶三年（九四〇）、平将門の追討に向かう俵藤太（藤原秀郷）が本田郷で病を得たため、上州赤城大神と薬師如来に祈ったところ平癒したという。その後、当地に秀郷の子孫が移り住み、本田次郎近常と名乗り、赤城大神と薬師如来を祀ったと伝えられている。『大里郡神社誌』によれば、坂上神社はもと現在地より一〇町余の位置にあったとされているが、移築時期と旧所在地は不明だ。旧系図が平姓に

触れていないのは、重忠人気前に作成されたためとみられるが、古い家伝に藤原北家との関連があったからかも知れない。野田本田氏系図類に、藤原氏を氏祖とする史料があることと関係する可能性もある。

さて、旧系図では藤原高経までは実在の人物だ。しかし、その父基経は『尊卑分脈』では兄であり、高経の子惟経は惟岳とある。以後、本田親経（旧系図では近常を親経とする。）の父親遠までは存否不明だ。

本田の姓を号したのは、白河上皇に北面の武士として仕えた藤原冬嗣から一五代後の豊継で、応徳三年（一〇八六）の白河御所造営の際、兵庫司を兼ねて造宮に尽力したことに対する賞賜によるとある。以後、川本本田氏は北面の武士を標榜している。

豊継の子親胤が初めて幼名「太郎」を名乗る。その後、幼名は太郎・次郎等を踏襲している。本田三郎を称した親胤から六代後の親輝は、「秩父別當武基臣」とあり、秩父平氏との関係をうかがわせる。その子為親には「秩父十郎武綱臣奥州九戸合戦ノ時二有武功」とあり、弟の親之には「畠山家士 信州本田祖」とある。「本多」、「信州本田」等は、川本本田氏からの分家とされている。為親の子為之は、本田次郎左衛門尉 玄番允を名乗り、「秩父下野守重綱臣」とある。

次の近清の子親遠が「畠山庄司重能臣」とあり、その子が畠山重忠の従郎として知られる親経となっている。【史料六】新系図の親恒と表記が異なるが、事績には、建久元年、源頼朝の妾を内密に保護して島津忠久を誕生させ、預かって養育したとあり、新系図の親恒と同一人であることがわかる。

ところで、旧系図の鎌倉期の記述は、エピソードに新系図との共通性もつが、秩父平氏（畠山氏）との関係は新系図ほど強調されていない。代わって將軍頼朝との関係が強調されており、本田親経が畠山重忠と対等に近い関係にあって、頼朝の直接の御家人のような活動をしていたと伝えている。

川本本田氏の畠山氏からの独立性は、『吾妻鏡』建長二年（一二五二）—一二月二日条で「本田太郎宗高」が正月御弓始を差配する姿や、旧系図上で該当するとみられる人物の事績にも表れている。宗高については、前々稿で新系図の親恒の孫で太郎の幼名をもつ道親を当てた。しかし、『史料七』薩摩本田氏略系図に貞親の子道親はなく、存在が疑わしい。一方、旧系図には、該期に惟康親王近臣の政親がいる。弘安三年（一二八〇）の元寇で、兵と船の事後処理に当たったとあるが、このとき従っていたとみられる、主家畠山時国等の記述はみられない。独立性がみてとれ、御家人に近い身分にあったことを主張しているようにも思える。政親は、康元元年（一二五六）に七〇歳で没した親経曾孫の露親の子にあたる。新系図の道親と同様に薩摩本田氏略系図にはみられないが、年齢的にみて、『吾妻鏡』の本田太郎宗高たりうる人物は他にない。政親に太郎の名は書かれていないが、川本本田氏の幼名踏襲状況から、政親が実在していればこれを名乗ったものと思われる。

川本本田氏が御家人身分だったか否かについては、当時の幕府御家人の所領規模についての重要史料建治元年（一二七五）の「六条八幡宮造営注文」にその名が探せず、御家人であったとする根拠はない⁽¹⁹⁾。將軍と直接の関係があったと推定できることの指摘に留めたい。

さて、『史料八』旧系図は、戦国期に当たる記述が詳細かつ明確だ。現存してはいないが、一定の参照史料に基づいて書かれたものとみられる。

「本田左馬允」を称した長勝の事績に「天文七年戊戌年五月北条左京大夫氏康八千余騎卒シテ武州河越城下ニシテ上杉女房守憲房山内憲政扇谷上杉朝定大キイン戦長勝因將軍義晴公命北条二組シテ両上杉討破、此時長勝討死ス。于時四十歳」とある。北条氏康が戦った天文一五年の河越合戦を指すとみられるが、『関八州古戦録』卷之第一「福島伊賀守勝広駆入河越城之事」には、異本の説として天文七年の氏康による河越合戦が紹介されている。杉山

博によれば、この説は江戸初期の玉繩城三代に対する回想に基づくものだとされている⁽²⁰⁾。近世初期の思潮の反映だろう。

その子親康は、將軍義輝近臣とあり、「本田左馬助」の官位を称している。親康は新系図でも左馬助と記されていたが、その由来は不明だった。旧系図では、平安期の藤原惟経が右馬頭を、その子親憲が右馬介を称している。左馬助や右馬介は、朝廷に献上された馬の管理・飼育を行い、勅使牧の経営も担った馬寮の官職だ。馬寮には左馬寮・右馬寮があり、武官が任ぜられ、御監には左右近衛大将が任官された。平安後期には、左馬頭を源義仲・義朝ら有力武士が担い、戦国期には細川家の分家が右馬頭等を担った。『官職秘抄』によれば、允以下は瀧口の武士等で成功のあった武士にあてがわれることもあったという。

秩父平氏が畠山・本田に進出した後には、畠山重能の家臣とされる親遠が初めて「右馬允」を称している。その後、馬寮官位の記載が続き、親遠の孫親経（近常）が「左馬允」を、その孫親定が「左馬介」を称したとある。室町期は、盛清が「右馬允」を、將軍義満のときの親政が「右馬允」を、さらに実信が「左馬之助」を、親恭が「右馬入道」を、尚親が「右馬允」を、戦国期に入り秋豊が「右馬允」を、親康が「左馬助」を、その父長勝が「左馬允」を称している。

この系図をみる限り、阿久原牧（現埼玉県神川町等）・石田牧（現同長瀨町）の別当として馬匹生産を管理していた秩父平氏（『政事要略』）との結びつきが、川本本田氏が馬寮官位を称するきっかけだったように思われる。新旧系図の親康が左馬助を称した由来はここにあるのだろう。

新系図の検討の際に記したとおり、親康が「関東幕注文」の「本田左馬助」であれば、川本本田氏が葛西城の戦いで忍び戦術を指揮した野田本田氏の本家とみる重要な証拠になる。

それでは、旧系図作成時、なんらかの理由で作成業者が「関東幕注文」を参照し、そこから本田左馬助を引用した可能性はないか。

「関東幕注文」は、越後長尾氏時代以来の古文書を、米沢藩上杉家が伝えてきた「上杉家文書」に含まれる（現在は国宝「上杉家文書」米沢市上杉博物館蔵）。「上杉家文書」は、近世初期の二代藩主上杉定勝が整理をはじめ、以後、四代綱憲、九代治憲（鷹山）、最後の十三代茂憲らがこれに続いた²¹。

近世初期の家譜・系図製作の流行、寛永二〇年（一六四三）の『寛永諸家系図伝』等の幕府による家譜編纂事業、出版業の盛行により、大名・旗本の家譜が系図製作業者を経て流出し、本田氏旧系図に影響した可能性を全否定することはできない。「関東幕注文」もこれに含まれるかも知れない。しかし、家筋・先祖等の偽情報は、享保七年（一七二二）一月の出版取締で既に禁止されていた²²。「関東幕注文」から、根拠なく情報を借用したとは考えにくい。

また、「上杉家文書」が広く公開されたのは、東京帝国大学文学部史料編纂所の『大日本古文書』家わけ文書一二出版による昭和六年（一九三一）のことで、「関東幕注文」は、その際も「コノ文書、未ダソノ年ヲ詳ニセズト雖モ、永禄四年以来上杉輝虎ノ関東ニ出陣セシ頃ノモノナルベキヲ以テ、今姑クコノ二収ム」と年月未詳とされていた。元禄期に、時期不明の「関東幕注文」の情報を、系図の正確な位置に置くのは相当困難だ。やはり旧系図の本田親康の官位「本田左馬助」は、戦国期以来の史料か家伝が根拠にあったと考えるのが自然だ。

反する状況を探せば、すでに個々の系図で触れてきたとおり、「関東幕注文」の本田左馬助の紋が「すわま」であり、薩摩本田氏がこれを使い続けているのに対し、川本本田氏・野田本田氏の家紋が忠勝系本多氏と同じ丸に立葵になっていることだろう。これについては、当時の忠勝系本多氏の幕府内

での地位に寄せたもので、家格を重んじる近世の一般的な事情であろう。参考までに、忠勝系本多氏の官位をみると、忠勝が中務大輔、その子忠政が美濃守・侍従、その子政朝が甲斐守・侍従、政朝の弟忠義が能登守となっている。「左馬助」をはじめとした川本本田氏系図の馬寮の官位を、忠勝系本多氏に引きずられたものと考えする必要はない。

さて、親康に続く子長繁の幼名は、本田源次郎だ。事績には「天正三年九月六日本田郷之内五十石、教念寺道場江寄附ノ證文于時有り」とあり、新系図の検討でも記したとおり、前々稿【史料二七】に挙げた教念寺文書に一致する（天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」教念寺文書・戦国後北条一八〇二）。新系図では、教念寺道場への土地の寄進は、後筆で「教念寺古文状書入へシ」とあるのみで、旧系図の方が詳しく、新系図の記述はこれを参照した可能性が高い。長繁の子長親も新系図同様、本田右近尉と称しており、文禄四年の検地帳「上下本田郷御繩打水帳」（真下喜一家文書）・「中島俊一家文書」に一致する。右近の墓は現存し、実在の人物であることは先に記した。この二人の事績の在り方からみて、旧系図の戦国期は史実を反映しているとみてよいだろう。

これらのことから、葛西城の忍び戦術による乗取を単独部隊で成し遂げる武力をもった武蔵国唯一の「本田氏」＝「関東幕注文」の本田左馬助が、川本本田氏の戦国期当主（親康）であったとする前々稿の推定に、誤りはなかったと考えたい。同様に、野田本田氏の系図関係資料にある武蔵国からの移住を、川本本田氏本拠の現深谷市本田（旧川本町本田）からの移住だとする考えにも、修正の必要性はないと結論できる。

一方で、前々稿では、「関東幕注文」の本田左馬助を川本本田氏当主とみつつ、野田本田氏「本田家文書」の甚十郎にあて、兄甚十郎と弟正勝が葛西城乗取に参加し、乗取成功後は、兄甚十郎が川本本田の宗家を継ぎ、相続しな

い弟正勝が知行を得て葛飾に移住したと想定した。また、天正三年に川本本の土地を教念寺に寄進した源二郎長繁（天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」教念寺文書、戦国後北条一八〇二）の子または当人を、文禄四年の検地で上下本田郷筆頭の土豪であった川本本田氏当主の本田右近と考えた。旧系図が史実を反映していることを前提に、細部の記述を見直すと、この想定はやや違ってくる。

旧系図で「関東幕注文」の本田左馬助に該当するのは親康だが、永禄四年（一五六一）には五〇歳を超えていた。葛西城の戦いに参陣したのは、恐らくその子の代だ。親康は甚十郎ではない。川本本田氏で親康の跡を継いだ長繁は旧系図で源次郎とあり、教念寺文書の源二郎長繁に該当する。旧系図では長繁の子長親が右近尉であり、これを文禄の検地帳にみえる右近に充てると、年代も川本本田氏当主で土豪という立場も矛盾しない。葛西城の戦いに参戦した世代の人物として、長繁の实在は確かだ。では、長繁が正勝あるいは甚十郎なのだろうか。

長繁は、葛西城の戦いするとき二十代半ばにあたる。野田本田氏「本田家文書」の寛永期の覚書（【史料五】）とそれ以前の覚書には、正勝は兵右衛門尉または兵衛太郎とある。長子だったのだろう。源二郎（源次郎）長繁の名のとおり、これを弟とみると、辻褃があう。先述の作成年代不明の野田本田氏系図にある、正勝とその弟甚十郎の位置づけを参考にすると、川本本田氏の本田親康には二人の男児があり、長男が後の野田本田氏の正勝、二男が源二郎長繁、野田本田氏系図の甚十郎となる。

前々稿で、葛西城での忍び戦術を正勝・甚十郎兄弟が担ったとみたのは正しかった。しかし、その後については、兄の正勝が、川本本田氏の名跡を保つたまま北条氏に仕えて葛飾と旧領川本本田を知行し、弟の甚十郎（長繁）は川本本田に残り、土豪として実質的に該地を支配したのが実態だ。文禄の

検地帳の川本本田氏当主右近も、これに従い長繁ではなく、旧系図の長繁の子長親となり、新旧系図の右近尉の記載に一致する。この考えは、川本本田氏・野田本田氏双方の史料と周辺古文書に矛盾せず、事実の可能性が高い。前々稿の大方の考え方に訂正はないが、忍び戦術を指揮した本田正勝・甚十郎兄弟の上下関係と相続・移住、文禄期の川本本田氏当主について右のとおり訂正しておきたい。

ところで、戦国後期の武蔵国で記録上の本田氏は「本田左馬助」の他に探せないが、伝承上は、もう一つの本田氏が存在する。現東京都国立市谷保に旧家屋が残る谷保本田氏だ。検証のため、事績を確認しておこう。

谷保本田氏は近世の谷保村で名主を務めた家筋で、国立市登録有形文化財に指定される「本田定弘家所蔵」古文書群を伝えてきた。谷保本田氏を研究した菅野則子によれば、谷保本田氏は遠祖を畠山重忠に仕えた本田次郎近常（経）とする家伝を有するという²³。初代定経は、現群馬県渋川市にあった旧白井村に住み、天正年間に越後上杉氏跡目争いの鮫ヶ尾城における御館の乱で戦死したとされる。二代源兵衛定寛が、母とともに武蔵国河越に移住したという。その後、江戸に移り医者となり、徳川將軍三代四代に仕え、寛永年間（一六二四―四三）に谷保村に移住した。

谷保本田氏の家伝が、戦国期の状況をどこまで正確に伝えているかは課題だが、鮫ヶ尾城の戦いに参加したことから、天正年間までは越後上杉氏配下として渋川在住であったと考えられ、永禄五年の葛西城の戦いの後、葛飾に移住して北条氏康に仕えた、あるいは川本本田を支配した本田氏とは別の一族であったとみてよい。また、河越移住以後の谷保本田氏に土豪としての働きの形跡はなく、忍び実行部隊を調べ鍛錬する力があつたとも考えにくい。谷保本田氏に葛西城忍び乗取作戦との関係は考えられない。

五 葛西城忍び乗取作戦の本田氏召集に関する検証

(一) 葛西城の成り立ちと里見氏

その後の調査で確認した資史料は他にもある。特に、葛西城での忍び戦術のために召集された本田氏が、川本本田氏であったことを示す考古学・地理学的資料と補完史料からは、川本本田氏特有の技術・技能に関する有益な情報が得られた。以下、忍び戦術に関わる川本本田氏特有の技術・技能への接近を前提に、本田氏召集の過程を検証する。

野田本田氏の「本田家文書」からみる限り、北条氏の本田氏召集は、永禄五年三月二日に二回（発給者：北条氏康）、翌二日に一回（発給者：北条氏康）、四月十六日に一回（発給者：北条氏政）の四回に上る。しかも初回の三月二日には、一日に二通の文書を送っており、異例の参陣要請だった。個々の文書を見ると、本田氏側でそれぞれの使者に返信を託して返していたように読める。当時は、上杉氏に与した諸城・諸将の北条軍による奪還軍事作戦が進行中だった。北条氏・本田氏双方からの使者は、戦場を短時間で行き来していたことになる。

異例の召集事情には、忍び戦術の実行部隊が本田氏とその配下でなければならない理由があったに違いない。前々稿では、戦国期の忍びの概要把握を優先したため、異例の召集理由の追求は棚上げせざるを得なかった。しかし、その説明は忍び戦術に用いた本田氏特有の技術・技能の解明に等しく、葛西城における忍び戦術の実態解明に役立つはずだ。

ここでは、諸城・諸将奪還作戦における北条軍の動きを一次史料とそれに準ずる史料から復元し、召集文書にある日程でのやり取りが物理的に可能な範囲を割り出し、本田氏本拠の位置を検証する方法をとる。まずは、葛西城の戦略上の価値と当時の各軍の状況を概観すると同時に、北条氏から葛西城

を奪った里見氏の動きを把握しておきたい。

現在の東京都心に埋没した葛西城は、中川西岸の長さ三〇〇メートルの自然堤防上に築かれた平城だった。東側には中川を、西側には後背湿地を控えた防御性の高い城郭だったことが、発掘調査で確認されている。城の中核部は「青戸」地区（近世以後の表記は「青砥」が多い）と呼ばれ、標高二メートル程度の微高地をなす。青戸の地名は、葛西青津に由来し（本土寺過去帳「長享二年（一四八八）戊申五月条」、川港と港町の支配が、この城の役割であったことがわかる²⁴）（図1）。

築城は上杉勢による水上交通拠点掌握を目的にしたもので、享徳の乱影響下の一五世紀後半頃のこととされている。武蔵守護代の大石氏が最初に居城し、江戸城とともに古河公方勢に対峙した。その後、千葉氏、扇谷上杉氏当主定正らが居城した。このころ中川は、武蔵・下総の国境をなしており、葛西城は典型的な境目の城となっていた。

一六世紀に入ると、長享の乱に乗じた北条氏が相模に進出した。大永四年（一五二四）、北条氏綱は扇谷上杉拠点の江戸城方面に侵攻し（大永四年正月一日付「伊勢氏綱制札」妙国寺文書・戦国後北条五七）、三浦衆ら水軍の働きで東京湾奥部の制海権と物流を抑え、翌年、葛西城に迫った。これ以後、葛西城は扇谷上杉氏と北条氏の境目になった。

天文六年（一五三七）、北条氏綱は扇谷上杉氏の本拠河越城を奪うと、上総にも侵出した。翌年には下総に進んで葛西城を攻略し（「快元僧都記」、戦国後北条捕逸編）、以後、葛西城は長く北条氏に属することになった。

翌年、江戸湾周辺の支配をめぐる北条氏綱と対立していた小弓公方足利義明が、やはり真里谷氏の家督争いで氏綱と対立していた里見義堯・真里谷信応らをとめない出陣し、国府台城に入った。北条氏綱・氏康らは江戸城に入り対抗した。第一次国府台合戦だ。このとき葛西城は、北条軍の前線基地と

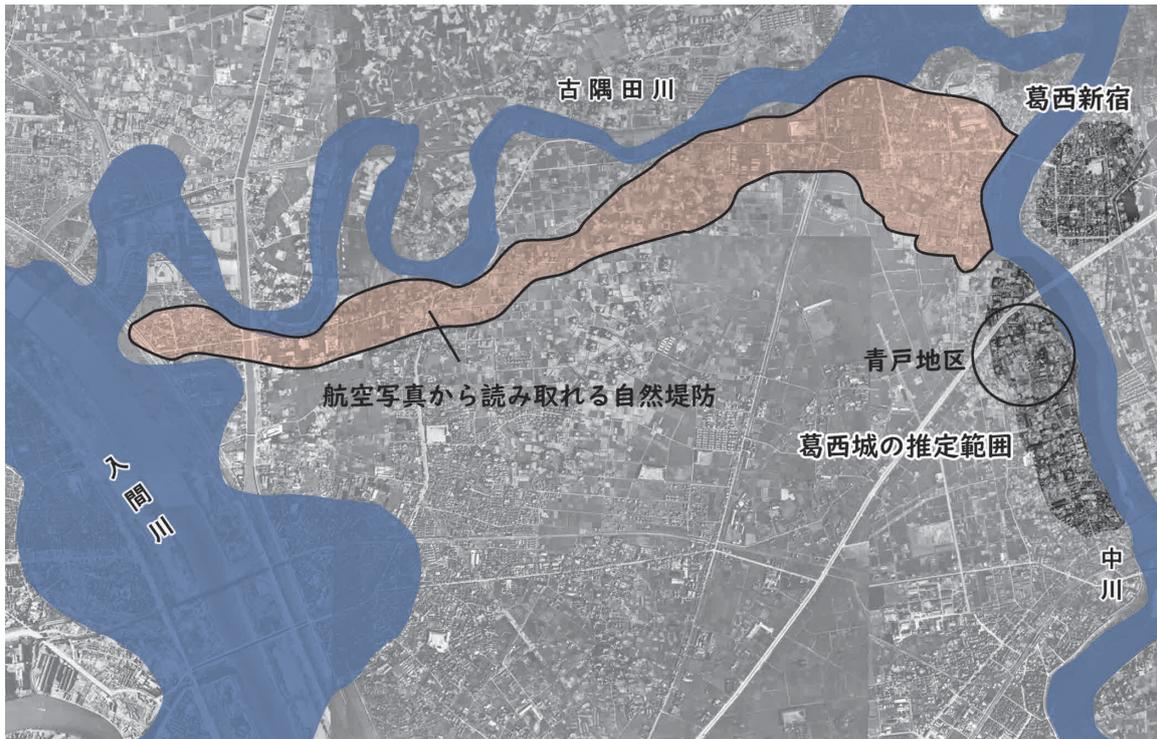


図1 葛西城跡と周辺の状況

1947年米軍撮影の航空写真に、発掘調査でわかった葛西城の範囲を入れた。また、土地利用状況やソイルマークによって識別できる旧河道・自然堤防を示した。元荒川から続く古隅田川は、江戸湾に注ぐ中川を分流し、西に流れて入間川と合流した後、現在の隅田川から江戸湾に至っていた。葛西城跡の西側に色濃く見える建物のない場所が後背湿地だ。戦国後期の街道は、古隅田川沿いに続き、江戸城方面から東の葛西新宿に向かっていった。鎌倉街道を踏襲した道だったと考えられる。

して足利義明軍・里見軍を防いだ。戦後、北条氏は真里谷城（現千葉県木更津市）を支配下に置いて、南房総・下総への足掛かりとした。この戦いで小弓公方足利義明が敗死したため、支配者を欠いた上総南部に里見氏が進出した。

天文一五年（一五四六）、北条氏は、河越合戦で扇谷・山内両上杉軍と古河公方連合軍に勝利し、武蔵南部の支配を固めると、天文二四年（弘治元年・一五五五）には、南房総の海の玄関口金谷城（現千葉県富津市）を攻略し（妙心寺文書四九一・東京大学史料編纂所保管白川文書四〇八〇）、海上からの房総半島へのルートを開いた。北条氏は同年、このルートで房総半島への侵攻を開始した。この頃の葛西城は、北条氏が擁立した古河公方足利義氏が在城するなど、軍事のみならず政治拠点としても重要な役割を担っていた。

こうした関東南部における諸勢の動きをみると、上総・下総・武蔵等を狙う勢力にとって、葛西城が、江戸湾奥部と利根川水系を連結する最重要結節点となっていたことがわかる。第一次国府台合戦で、小弓公方足利義明が関宿城への水上ルートの拠点として狙ったといわれることも頷ける²⁵⁾。

永禄初期、上杉謙信第二次越山直前には、里見氏が長年の利根川水系支配の目論見から、葛西城侵攻の機会をうかがうようになっていた。

（二）上杉謙信越山と里見氏による葛西城奪取

次に、葛西城忍び奪還作戦の原因になった上杉謙信越山と、その影響下での葛西城をめぐる北条氏と里見氏の関係を概観しておきたい。

永禄二年（一五五九）三月中頃、上杉謙信が将軍足利義輝に上洛を許された〔足利義輝御内書〕上杉家文書、越佐史料四一―一七七、上越上杉一六五。義輝は謙信に二通の御内書を送り、裏書御免・塗御免の三管領並みの特権を与えるとともに（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料

四―一九八・上越上杉一七七、六月二六日付「大館晴光副状」上杉家文書・越佐史料四―一九八・上越上杉一七八、六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一七九、謙信を頼って越後に逃れていた関東管領上杉憲政の援助を申し渡した（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一八〇）。加えて、信濃国の諸侍のことに關する武田信玄への助言も指示した（六月二六日付「足利義輝御内書」上杉家文書・越佐史料四―一九九・上越上杉一八一）。謙信は、関東管領補佐として関東及び信濃への出兵の大義を得ることになった。

関東管領については、第一次国府台合戦の際、古河公方足利晴氏の命を受けた北条氏綱が小弓公方足利義明を討つたことにより、北条氏も古河公方からその任を受けたと主張していた²⁶。関東平野で上杉と北条の大義が衝突することになったのだ。

永祿三年（一五六〇）一月、関東を席卷する北条氏の圧迫に対し、大多喜城（現千葉県大多喜町）主正木憲時が、北条高広・輔広を介して謙信の出兵による支援を要請した。このとき謙信は越中出陣を先行させたが、謙信が帰国すると、関東管領上杉憲政が謙信に使僧を送り、勝利と帰国を喜ぶとともに関東出兵（「関東越山」）を依頼した（四月二一日付「上杉光哲書状」伊佐早文書・越佐史料四―三三九・二四〇・上越上杉二〇四）。謙信はこれを受け、八月、居城春日山城（現新潟県上越市）防衛の捷書を記し（八月二五日付「長尾景虎在陣留守中捷書」伊佐早文書・越佐史料四―二五二・上越上杉二二一）、同月末頃関東に向けて出陣し、九月上旬、上野国に入った。第二次越山だ。上杉軍は、先ず沼田城を攻略し（永祿三年九月二七日付「上杉光哲安堵状」個人蔵・新潟県史三七九五・上越上杉二二三）、明間・岩下の各城を攻め落とした（一〇月二日付「正木時茂書状」歴代古案卷五・越佐史料四―一九九・二五四・二六五・上越上杉二二四）。

一方、北条軍の攻勢は南房総でも拡大し、八月には、このとき里見氏が本拠としていた久留里城にも及んでいた。同月、里見義堯は上杉憲政に謙信による支援を要請した（【史料九】）。

【史料九】九月一九日付「上杉光哲書状写」（紀伊国古文書藩中古文書正本 文書・戦国房総一〇一七）

去月使僧被差越候、永々在符、越国之様体委申届候、任其筋目、景虎令供遂越山候、上州之各何も渡先忠候（ママ）、極此時候間、其口之御行可被相急事、專要候、委曲令付与彼口上候、恐々謹言、

九月十九日

光哲判

里見権七殿

永祿三年中、謙信は上野を動かさず、北条攻めのための兵力増強を待っていた。冬、陣触れに呼応して、次第に関東諸将が集い始めたが（霜月九日付「長尾当長書状」鏗河寺文書・越佐史料四―二七三・上越上杉二二七）、常陸・下野の武将たちは容易に参陣要請に応じなかった（十一月二九日付「長尾景虎書状」謙信公御書四・越佐史料四―二七〇・上越上杉二二八）。謙信は、里見氏と下総国原氏の相論の仲介を岩付城主太田資正に依頼するなどの行政処理や【史料一〇】、正大は里見臣下の正木大膳亮、関東諸将への知行宛行を実施して（永祿三年十一月二日付「長尾景虎条書」越佐史料四―二七四・上越上杉二二七）、大名・国衆を懐柔した。

【史料一〇】一二月二四日付「長尾景虎書状」（上杉家文書・越佐史料四―二七五・上越上杉二一九）

其以後、房州口之様、無其聞之間、正大へ差越書状候、被相届可給

候、然者、下総之原方与取相之由候、彼方之事、未爾々不申談候、正大
事者、雖遠境候、年来別而申通之間、原方ニ可存替覚悟毛頭無之候、乍
去、大途際之儀候間、被抛万障、被属無事之様、被執刷可然候。従幾も
正大逼塞之様、御意見專一候、巨碎猶北条丹後守可申

候、恐々謹言、

十二月廿四日

景虎(花押)

太田美濃守殿

謙信は厩橋城(現群馬県前橋市)で越年し、翌年二月、武蔵国松山城に着
陣、同月二七日に鎌倉の鶴岡八幡宮で勝利を祈願した(永祿四年二月二七日
付「長尾景虎願文」妙本寺所藏・上越上杉二五八)。この頃には、謙信の下に
関東諸将が参陣していた【史料一】。このとき、里見氏もこれに加わって
いる。

【史料一】年月日未詳「関東幕注文」上杉家文書四二八・新潟県史三〇四

・上越上杉二七三

(前略)

岩付衆

大田美濃守

かふらや左前

大石石見守

一てうのは二葉

小宮山弾正左衛門尉

七ツ月

浅羽下総守

団之文

本間小五郎

十六目ゆひ

春日弥八郎

りんたう

同撰津守

同

埴谷図書助

一用

小宮右衛門尉

鷹之羽

広沢尾張守

いした、みに三ともへ

浜野修理亮

家風 おもたか二鶴

河内越前守

家風 桐とう

口将監

家風 釘ぬき

(中略)

安房国 幕之注文

里見民部少輔殿

二引きやう

正木大膳亮

三ひきりやうすそこ

同十郎

おなしもん

同大炊助

をなしもん

同左京亮

同文

同兵部少輔

同

三野弥次良

水色すそこ

(後略)

この頃、里見氏は江戸湾と利根川水系掌握を目論み、香取に侵攻していたが
(極月二日付「正木時茂奉書禁制」香取新福寺文書・戦国房総一〇二四)〔27〕、
北条軍の久留里城侵攻が大きな妨げになっていた。先の謙信越山の要請と上
杉軍への参加は、越山の勢いを利用して久留里城の危機を回避し、江戸湾・
利根川水系への侵入を狙ったものと思われる。この過程で、里見氏は【史料
一〇・一一】のとおり、岩付太田氏との同盟関係を強めていた。

関東諸将の軍を得た謙信は、三月一〇日頃までに、小田原に攻め進み着陣
した。小田原城を包囲したとされている(三月二七日付「長尾景虎書状」個

人蔵・越佐史料四―二八五・新潟県史三一八六・上越上杉二六七)。謙信は、小田原城下のほとんどを焼き払った(「近衛前嗣書状」上杉家文書・越佐史料四―二八七・三一八・上越上杉二七八)。しかし、同月中には、農繁期の攻囲戦の過重負担に、参陣した諸将から声があがり(三月一五日付「長尾景虎書状写」小山氏文書・戦国後北条六六九)、閏三月に入る頃には、撤兵要求が出始めた²⁸⁾。

謙信は鎌倉鶴岡八幡宮に軍を移し、関東諸将の推戴を受ける形で上杉憲政から関東管領と上杉氏の名跡を譲り受けた(永祿四年閏三月六日付「上杉政虎起請文」個人蔵・越佐史料四―三二七・上越上杉二七一、「近衛前嗣書状」上杉家文書・越佐史料四―二八七・三一八・上越上杉二七八)。また、北条氏の血を引く五代古河公方足利義氏を放逐し、第四代晴氏の子藤氏を古河城に入れて公方に擁立することで、北条氏の関東管領の根拠を否定した。

謙信は四月下旬まで鎌倉に滞在したが、長引く戦陣により関東諸将には上杉方から離反する者も少なくなかった。謙信はその後撤退し、厩橋城を経て春日山城に帰陣した。

第二次越山は、一七回の上杉軍関東侵攻の中で最大の戦果を挙げた。北条氏康は「去春恐景虎威勢、為始正樹、八州之弓取不残雖寄来候、武相城之内、江戸・河越七八ヶ所之地、無相違、結句度々戦得勝利、凶徒無程破北(ママ)候、於所々往復之敵侍凡下討取事千餘人、是偏非御祈念之力哉」と記している。関東諸将の多くが上杉方に付き、七八もの城々を奪い取ったという。とはいえ、氏康は、それらの城での戦いで度々勝利を得、多くの敵を討取ったとしており、その後の諸城・諸将の奪還に向けた決意をみてとることができ(五月二八日付「北条氏康書状写」妙本寺文書・戦国後北条七〇二)。

第二次越山では、上杉軍に呼応した各地の大名・国衆軍の動きも活発だった。

その中で里見氏は、永祿四年三月九日に鎌倉腰越浦に水軍を上陸させていた(三月九日付「北条氏康感状写」佐枝文書・戦国房総一〇三八)。里見水軍は、このときすでに江戸湾から三浦半島海域を抑え、相模湾に侵攻していたことになる。謙信が撤退した永祿五年四月末には、里見義堯が現袖ヶ浦市にある高谷延命寺の諸公事を免じており(上総国古文書所収高谷延命寺文書・戦国房総一〇七九)、江戸湾東岸の制海権を掌握していた様子がうかがえる。

前々稿以来、考察の対象としてきた葛西城も、この動きの中で攻略されたとみられる。具体的な記録がなく作戦推移は不明だが、同盟関係にあった太田資正軍の協力があつたことは想像できる。攻略後は、『太田家記』にあるように、里見氏が在番衆を置いて実効支配したとみるのが妥当だ。里見氏が、利根川水系支配の第一段階を達成したのだ。謙信出兵要請の目論見が当たったといえる。

当時、里見水軍の攻勢に対して、北条方は山本氏や梶原氏を對抗勢力に充てて防衛線を展開していた。山本氏は、永祿二年の『小田原衆所領役帳』によれば、「御家中衆」のうち三浦衆の「本光院殿(北条氏綱三男の北条為昌)衆」に属し、北条氏康の指揮下にあつたとみられる²⁹⁾。天文二年(一五三三)八月二三日付「北条為昌書状写」では、房総の妙心寺で敵の先駆けを討取つたことを褒められており、北条氏の関東沿岸の東進に先んじて、伊豆から招聘されていたことが分かる(八月二三日付「北条為昌書状写」水月明鑑一二・戦国後北条一〇八)。梶原氏もまた、『小田原衆所領役帳』「玉縄衆知行役」中に、浦賀に配備された海賊であることが記されており、北条氏の防衛線は里見水軍の侵攻以前に確立していた可能性が高い。

謙信・関東諸将軍侵攻直前の永祿三年七月五日には、北条氏が浦賀番の船方番銭を定め、梶原(愛洲兵部少輔)、山本家次、近藤の三名に、番銭をとりまとめて払うよう柴代官らに申し渡している(七月五日付「北条家朱印状写」

武州文書府内源五郎文書、戦国後北条六三七)。敷設段階の防衛線は堅調だったようだ。ただし、彼ら海賊衆は、梶原氏が本貫地紀伊国への帰国を願うことがあったように〔史料一二〕、北条氏配下としての活動は、傭兵としての雇用だったとみられる。

【史料一二】「北条家朱印状カ写」(紀伊統風土記附録一〇)

歸國之佗言無餘儀候、雖然、相房勝負可為今來年之間候、於來々年者、必可達本意候哉、來年中之儀者、可被致在國事、肝要候、只今就令歸國者、年來之忠信、不可有其□候、爰元遂分別、今暫在國、弥可為感悅、恐々謹言、

永祿十一年辰七月一四日

遠山左衛門尉

朱印

梶原吉右衛門尉殿

里見水軍の進出を想定していたはずの北条水軍だが、里見水軍の相模湾各地への進出や葛西城攻略の状況を見ると、実際には十分に機能していなかったように思われる。理由は明確ではないが、里見水軍をなす内房正木氏や東条氏・木曾氏等^⑩が、海辺の城郭群を生活圏としていたため、北条水軍より組織的な操船技術に優れていたのかも知れない。また、北条水軍に傭兵としての士気の欠如があったのかも知れない。

ところで、初代宗瑞以来の北条氏の関東侵攻の戦略ルートを大まかにみると、小田原を拠点に相模湾沿岸から鎌倉を固めて三浦半島に侵攻し、これを幹とし、ここから三つのルートで侵攻した様子がかがえる。①江戸湾海上を通じた房総への進出路、②旧鎌倉街道に沿って北相模・南武蔵(八王子(河越))を中核的勢力圏に置きつつ秩父・北武蔵方面に展開し上野をかが

う進出路、③江戸湾奥部から利根川水系を利用して下総・下野・上野へ繋げる進出路がそれで、③のルートの中には常陸・安房等が視野にあった。③のルートで進出する北条氏に対し、里見氏は、房総から江戸湾・相模湾東部を抑え、利根川水系を遡上し、下総・武蔵への進出を図ろうとしていた。謙信撤退後の北条氏による諸城・諸将奪還作戦では、江戸湾・相模湾沿岸を抑えた里見氏と、北武蔵以北・以東を失い、相模・南武蔵から奪還を目指す北条氏の思惑が、葛西城周辺でぶつかり合う形になっていた。

里見水軍による葛西城奪取は、葛西城の軍事拠点・水上交通拠点としての特性と価値を雄弁に物語る。勢力回復を期す北条氏にとっては、失うべからざる城だったのだ。

(三) 北条軍による諸城・諸将奪還作戦の展開

続いて、前々稿で使用しなかった史料を用い、北条軍による諸城・諸将奪還作戦の展開を追う(図2)。後に、本田氏召集状況を勘案するが、それにより本田氏本拠の地理的位置を推定し、忍び戦術の本田氏が川本本田氏であったとする推定をさらに検証できるはずだ。

北条軍が諸城・諸将の奪還作戦を開始したのは、謙信撤退直後の永祿四年初夏頃だったとみられる。七月、上杉方に寝返った三田氏が築城を図ったため、北条氏康が北条氏照の居城由井城(現東京都八王子市)に入った記録がある。このとき、同盟していた武田信玄配下の加藤景忠・駒井昌直も同地に陣を敷いていた(七月一日付「武田信玄書状」加藤家旧蔵文書・戦国武田七四六、七月一日付「武田信玄書状」森村家文書・戦国武田七四七)。北条氏は、謙信撤兵から二カ月程度で軍を整え、小田原城を出て、八王子に展開していたのだ。その後、最初の相模進出をなごるように相模湾沿いに進み、旧鎌倉街道を経て、関東山地東辺の旧山ノ道を辿ったものと思われる。

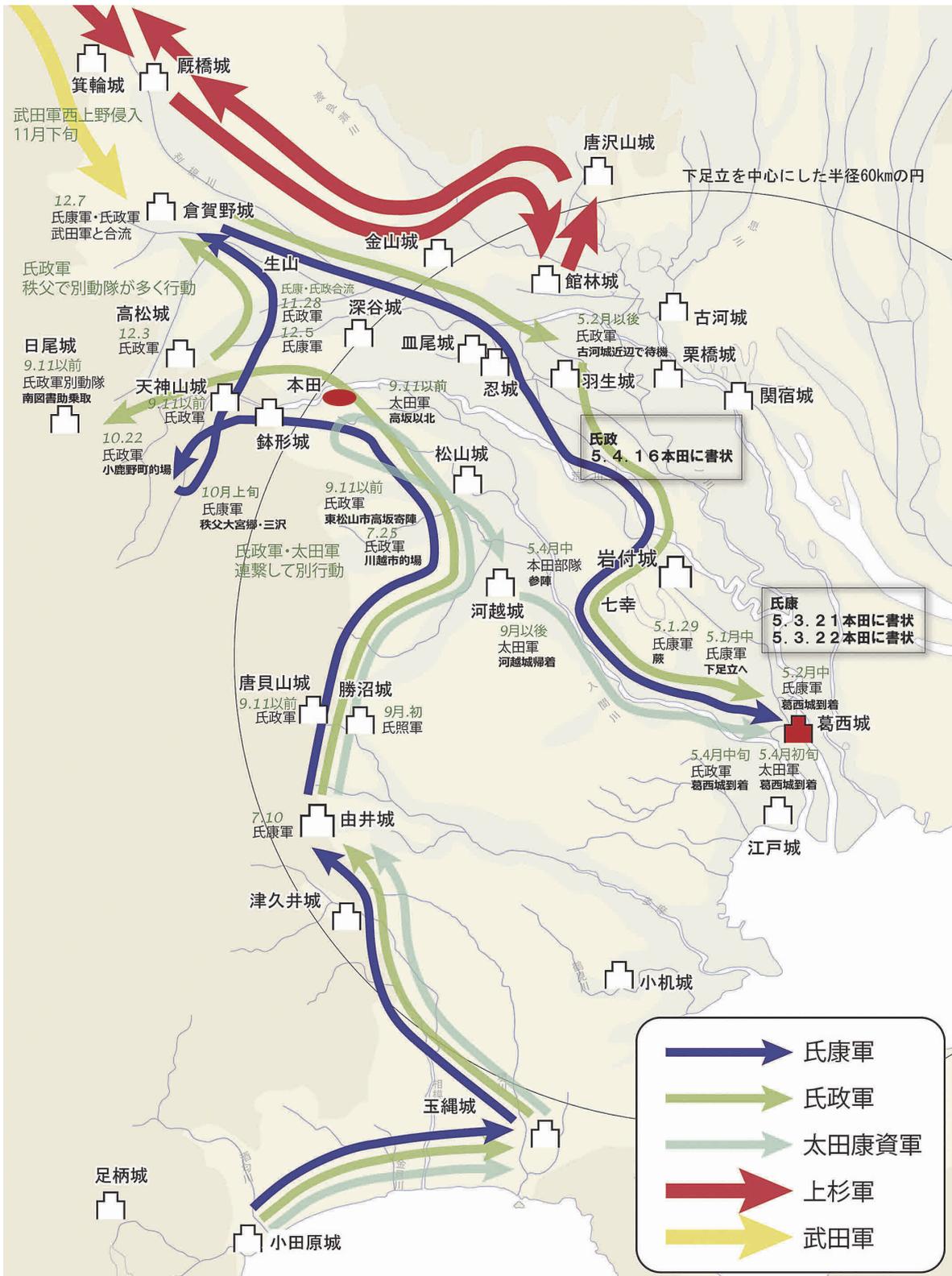


図2 北条軍の動きと本田部隊の召集

上杉謙信に与した諸城・諸将の奪還のため、北条軍は氏康軍・氏政軍・太田康資軍に分かれて軍事作戦を展開した。相模湾～八王子経由で比企郡・大里郡・秩父郡・児玉郡に侵攻し、上野国に至った後、氏康軍・氏政軍・太田軍の順で葛西城に向かった。途上、この順に従い、氏康・氏政が川本本田氏を勧誘・召集し、最後尾の太田康資が本田部隊の参陣を受け入れて、自軍とともに葛西城奪還戦を展開した。

同月、氏政が的場郷（現埼玉県川越市）での戦いで戦功のあった石川十郎左衛門尉らに感状を与えた記録があり（七月二五日付「北条氏政判物写」諸州古文書甲州四下・戦国後北条七一〇、同日付「北条氏政力感状写」古文書一〇・戦国後北条七一一）、北条軍は氏康軍と氏政軍に分かれて行動していたことがわかる。

【史料一三】九月一日付「北条氏政書状写」によれば、氏政軍は、九月一日までに、唐貝山城（現東京都多摩郡）を攻略した後、北進し、高坂（現埼玉県東松山市）に着陣、その後西進し、秩父に入って日尾城（同小鹿野町）を南図書助に乗っ取らせ、軍勢を分けて（分隊して）荒川を越し返し、天神山城（同長瀬町）を落城させた。氏政軍には、当初太田康資軍が帯同していたが、この書状には、使者を用いて通信し、別行動となっていた様子がみられる。氏政は太田康資に対し、度々こちらに使者を出したが届かなかつたのだからかと、疑問を投げかけて通信の不備を責め、自軍の動きを知らせた上で、密事の討議があるので河越城に移動し、河越方面のことについて遠山綱景とよく相談するよう命じている。

このとき、松山城（現埼玉県吉見町）には、太田資正が岩付城から出張していた（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書）。北西からの北条軍の岩付領への侵攻を防ぐためである。

北条軍にとっては、太田康資軍が河越城に詰めることで、岩付太田軍を岩付―松山領にくぎ付けにし、江戸湾周辺に展開する里見軍との連携を分断する形を目指していたと思われる。【史料一三】最終条には、「下総口」（葛西城を指す）についての軍議に間違いがないか確認する記述がある。北条軍は、既にこの時点（永祿四年九月）で、目下の最重要かつ最難関の争奪争点を葛西城とみていたのであり、太田康資軍の動きは、葛西城奪取に備えた動きだったと考えられる（北条氏にとって、その後の争点は松山城であり、葛西城

の戦いの直後には、太田資正を圧迫していた状況がみられ（『永祿日記』五月七日・八日条）、冬には松山城の攻囲戦が開始されている）。

【史料一三】「北条氏政書状写」（士林證文二、戦国後北条七一一）

十日之注進状、今日十一西刻到来、仍当口之様躰、度々申居候、不参着候哉、唐貝山責落、則当地高坂へ寄陣、就而秩父郡日尾之城、南図書乗取、属味方候、依之、人数を分、荒川を打越成働處、天神山方落、彼谷之事、一返属本意候、其外討議数多候、密事二候間不及申候、一、先刻も以幸便申候、河越へ可被移候、其地之事をは、遠山二能々可被申合候、一、下総口之事、味方中無相違候哉、肝要候、恐々謹言

九月十一日 氏政（花押）

太田新六郎殿

北条軍の攻勢の中、関東に下向していた近衛前久は、一〇月五日、身を置いていた古河公方の古河城さえ危ういので越山が必要だ、と謙信に出陣を要請した（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書、一〇月五日付「近衛前久書状」太田作平氏所蔵文書・上越上杉二九〇）。謙信は、これに応じて越山し、一二月には上野国に到達した（一二月一六日付「上杉政虎書状」貫前神社所蔵・上越上杉二九五）。

同時期、氏政軍は比企郡内に本陣を置き、秩父周辺の尾根筋を利用した小城を次々に攻略していった。松山衆木呂子元忠が武蔵国飯田村（現埼玉県小鹿野町）で戦功をあげた記録などが存在する。（一〇月二二日付「北条氏政感状写」岡谷家譜・戦国後北条七二〇）。氏政軍は南図書助のような別動隊や分隊を用いて面的な攻略を進めていった。

一〇月前半、氏康軍も秩父に入り、中心地である秩父郡大宮郷（現埼玉県

秩父市)や三沢(現同県秩父郡皆野町)を平定し、感状を出している(永禄四年カ一〇月一七日付「北条氏康判物」斎藤文書、戦国後北条七二二)。秩父周辺の山間部を機動的に攻めた氏政軍に対し、氏康軍は最高指揮官の軍として、威光を示す動きをしたようにみえる。

一月下旬、北条氏の同盟軍武田軍が西上野方面に侵攻した(高崎市所蔵文書・上越上杉二九六)。同月二七日には、北条軍の桜井左近、小野藤八郎らが生山(現埼玉県本庄市・美里町の生野山)で上杉方勢力を破り、氏政から感状を受けている(二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条七三一)。この戦での戦功には、氏康もそろって感状を出しており、この頃には氏康軍・氏政軍が合流して戦いに臨んでいたことがわかる(二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立公文書館・戦国後北条七三一)。

三軍構成の北条軍は、氏康・氏政・太田康資の各軍が連携しながら広範囲に広がる寝返った諸城を攻める作戦であったとみられ、分隊と小規模な別動隊を前線で駆使しながら、必要なときに互いに集まり、あるいは独立して戦う戦術をとっていたようだ。

二月三日、合流していた氏康・氏政軍は高松城(現埼玉県皆野町)を攻略した(西二月三日付「北条家朱印状」逸見文書・戦国後北条七三〇)。その後、二月七日には利根川を越え、武田軍と合流して、上野国倉賀野城を攻めている(歴代古案四・紙三下―七二六三)。

一方、上野国に駐留していた上杉軍は、北条方の攻勢が続いたため、帰国できないまま、上野国で年を越すことになった。

北条軍の戦略としては、相模・南武蔵(八王子周辺)・西武蔵(河越・比企)・北武蔵(児玉郡・大里郡)・秩父という中核的支配領域確保を第一とし、そこから外縁に奪還地域を拡張するという、関東進出時の内陸侵攻と同じ戦略

を描いていたとみてよい(永禄五年正月二四日付「北条家朱印状」相州文書三浦郡團右衛門所蔵文書・戦国後北条七四三)。このとき、北条氏照が、小田原八王子間を抑え、味方の国衆との間の取次(情報統括)という後方支援を実施し(永禄五年三月一日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六)、秩父地域に残った北条氏邦が奪還した諸城・諸将の事後処理を担ったとみられる(四月二日付「北条乙千代書状」逸見文書・戦国後北条七五二等)。

当時、氷川女體神社(現埼玉県さいたま市)では、大般若経の真読が行われていた。氷川女體神社の大般若経は、正慶二年(一三三三)から暦応二年(一三三九)にかけて河越氏繁栄を祈願して僧性尊らが筆写した大般若波羅蜜多経だ。真読の都度、祈願内容の奥書が書き加えられている。永禄四〜六年(一五六一〜三)、この時の真読は、上杉謙信越山の動乱下で岩付太田氏の安全・無事と繁栄を祈るもので、氷川女體神社の別当寺文殊寺にいた河越仙波中院の僧齋藝によるものだった。該当する奥書には、北条軍の動きに関する複数の記述がある⁽³¹⁾。

永禄五年正月付「大般若経第四九九奥書」(史料一四)によれば、永禄四年一二月に利根川北岸の上野を攻めていた氏康が、一月後には下足立郡に入っていたことがわかる。

【史料一四】永禄五年正月付「大般若経第四九九奥書」(氷川女體神社所蔵

大般若経、新編埼玉県史資料編九・三一六)

「文珠寺常任物」

(奥題)

大般若波羅蜜多経卷第四百九十九

「永〇五年壬戌正月、真読仙中堅者齋芸、

氏康下足立出張、美濃守対治云々、仍祈祷、」

〔真読任本〕

秩父を中心とした地域の諸城奪還が済み、武田軍との合同作戦が一段落すると、氏康軍は葛西城に向かったのだ。途中、岩付領「七幸」（七里）に放火したという記録もあり（天正二年三月二一日付「松橋流血脈裏書」正法寺文書）、奥書の確かさがうかがえる。

さらに【史料一五】に挙げた正月二九日付の奥書には、氏康軍が下足立を行軍していたことが記されている。

【史料一五】永祿五年正月二九日付「大般若経第四八三奥書」（氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三二四）

社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三二四）

〔壬戌正月廿九日

氏康下足立御動、岩付大切ノ間為安全、

真読中院〕

下足立は、現在のさいたま市南部から東京都足立区に該当する地域で、氏康軍の行軍は太田資正本城の岩付城から一定の距離をおいたものだったようだ。岩付領内に放火したことを勘案すると、氏康軍の行軍ルートは、上野国から利根川に出て本庄・深谷辺りを經由し、元荒川筋を下るものだったと想像できる。このとき氏康軍は、葛西城北側への着陣を目指していたと考えた。葛西城東側・南側は里見軍の実効支配地であり、西側には広範な後背湿地が広がっていた。軍の布陣は北側のみが可能な場所だったという面があるが、途中七里に放火していることからみると、里見氏と岩付太田氏の連携を断つ意図もあったとみられる。移動手段には、陸上交通ばかりでなく、元荒川から入間川を経て葛西城北側に至る舟運の利用も想像される。

続く永祿五年二月の奥書（【史料一六】）によれば、氏康軍は、二月中には葛西城近くに到達し、攻め手を窺っていた様子が把握できる。

【史料一六】「大般若経第五一九奥書」（氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三一八）

玉県史資料編九・三一八）

（奥題）

大般若波羅蜜多経卷第五百一十九

〔戌二月

于時氏康葛西口動取中、為天下安全真読〕

一方の上杉軍は、北条方に与した佐野昌綱が治める唐沢山城（現栃木県佐野市）をうかがい、二月に館林城を攻略して（二月二八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇）長尾景長に預けると（二月二七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、再び佐野に向かった。しかし、北条軍の勢いに陰りがなかったことから、里見氏・佐竹氏らの承認の下に擁立した古河公方足利藤氏を古河城に残し、近衛前久と上杉憲政をとめない、三月初旬、厩橋城へ引き上げて行った（二月二八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇、栃木県庁採集文書・越佐史料四一三八四、三月一日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六、四月二日付「北条乙千代判物写」山口文書・戦国後北条七五三）。

北条軍の情報統括だった北条氏照は、会合を持つ予定だった近衛前久が退避した理由について、唐沢山城主佐野昌綱の弟房綱に説明を求めている（三月一日付「北条氏照書状」涌井文書・戦国後北条七四六）。氏政軍は古河城近辺に在し、近々協議を持つ予定だったとみられる。

ここまでの北条軍の諸城・諸将奪還作戦の動きをみると、氏康がいち早く

行動を開始し重要な戦地を巡っていたことがわかる。一方で、細かい戦闘は行っていない。氏康は感状を多く発給しており、全軍の統帥権をもって北条氏健在の恣意行動を示していたとみられる。他方、氏政は氏康と協働しつつ、小地域を支配する国衆に対して機動的な戦闘を行い、諸城の奪還を実行していた。

氏康との関係を見ると、若い氏政に実戦経験を積ませたようにみえる。天文六年（一五三七）生まれの氏政は（「大宅高橋家過去帳」）、天文二〇年（一五五二）頃に元服し、弘治元年（一五五五）の初陣³²から七年で、軍人としては脂ののった時期だっただろう。

太田康資については、別軍として氏政軍から離れた後、河越の西の比企地方から河越城に向かっている。当初は武蔵北西部と秩父周辺で戦う氏政軍の後詰として同道した太田軍だったが、葛西城奪還を優先する北条軍の戦略に従い、河越城に駐屯して岩付の太田資正軍を抑える役割を担うことになったようだ。

（四）北条軍の動きと本田氏召集

以上の検討から、永禄五年二月時点の北条各軍の所在は、氏康軍が葛西城周辺（北側）に、氏政軍が古河城と交渉しやすい位置に、太田康資軍が河越城に在陣していたことがわかる。忍び実行部隊本田氏とその配下の召集は、翌三月に始まる。ここで本田氏召集文書の日付を検討し、北条軍と本田氏との物理的な距離を想定することで、本田氏本拠の位置を推定してみたい。

本田氏への最初の勧誘は、三月二日に行われた。本田氏には、この日、二通の文書が発せられている。「今度忠節致様」に始まる一通目は、召集部隊指揮官の「本田」に対し、「無紋就馳来者」として所屬を伏して隠密に作戦に参加すれば、江戸筋に二か所と足立に二か所の知行宛行を予定していると

し、さらに結果がよければ「如何程も可任望候」と、法外の報酬を用意していることを伝えて参陣を要請している（前々稿【史料一七】三月二日付「北条氏康判物」本田家文書、戦国後北条七四八）。もう一通は、配下の同心「実行部隊への参陣要請で、「於何之地も郡代非分儀申懸處、罪科事堅在之間敷候」として、部隊の行動にかかる不利な措置や断罪を行わないこと、「殊更太田指南上ハ、聊横合義、不可有之候」として、太田康資の指揮下（太田康資軍）に入れば作戦上他者に干渉させないことという条件を提示している（前々稿【史料一八】三月二日付「北条氏康判物」本田家文書、戦国後北条七四九）。

ともに北条氏康発給文書で、先述のとおり、折紙を用い、宛名の位置も低く、氏康が本田氏の身分的上位にいたことが表れている。褒美としての知行宛行、「本田」との実名・官位のない宛名から、このときの氏康と本田氏に主従関係がなかったことが把握できる。このことは、さらに後日の文書で示される褒美の知行地が、『小田原所領役帳』で江戸衆の江戸城代遠山丹波守、萩野（豹徳軒）、太田大膳亮等の領地となっており（史料一七）³³。また、今度働いてもらいたいとの勧誘の言と、その後の条件提示の状況から、氏康と本田氏との間に、条件交渉の過程があったこともわかる。本田氏は、このとき参陣を要請されている立場であり、本拠にいたものとみてよい。

このことは、氏康の陣（葛西城北側）と本田氏本拠の距離にとって、きわめて示唆的な状況だ。氏康の書状二通が三月二日付であるためには、氏康側で二度目の使者を二日目のうちに送り出せていなければならない。氏康が葛西城北側の陣から最初の使者を送り、本拠にいた本田氏がこれを受け返信、氏康がこれを受け、葛西城北側から同日中に二度目の使者を送り出したことになる。つまり、本田氏本拠は、氏康のいた葛西口から、単日中に

一往復の使者のやり取りをし、さらに二度目の使者を發することができると距離にあったといえるのだ。

戦国期の使者には地元武将の案内が必要な場合もあるなど（前々稿【史料二八】で紹介した夜わぎ鍛錬之者が書かれた四月四日付「上杉謙信書状」個人、上越市史上杉一二〇三など）、飛脚であっても短時日での使いは容易ではなかった。両者の距離は、ある程度近距離にあったはずだ。

正確に算出することは難しいが、近世の飛脚を例に一日に可能な移動距離を求めてみたい。喜田川守貞（北川庄兵衛）による近世末の風俗書『守貞謾稿』の「飛脚屋」には、京都―江戸間の旅行日数について、「特二火急ヲ報ズ書簡二八四日限仕立飛脚ト云アリ」とある。東海道五三次を一二四里八丁＝四八七・八キロメートル、平均的な昼間時間を一二時間と仮定して、火急の飛脚の日当り昼間移動距離を計算すると、一日約一二二キロメートル、平均時速一〇キロメートル毎時となる。継ぎを細かくして疲労を防げば移動可能距離は延びると考えられるが、【史料二三】に挙げたように、当時は使者が途絶えがちで十分な継ぎは簡単とは思えない。伝馬を利用して、岩付太田氏支配地や渡河などの障害があり、馬が人より早いとも限らない。これを最大値とみておこう。

当時は、夜間の外出が制限されていた可能性が高いため⁽³⁴⁾、永禄五年三月二一日（西暦一五六二年四月二四日）の昼間時間を一三時間四〇分余とする⁽³⁵⁾と、想定される時速一〇キロメートルでは一四〇キロメートル程度の移動が可能だったことになる。氏康・本田間の使者では、この距離が、使者一往復と二度目の使者が送り出されて動いた距離の合計値となるので、片道は七〇キロメートル未満だ（二往復ならさらに短い）。

使者のやりとりでは、相手側使者の口上聴聞、書状閲覧、軍議、右筆による返信作成、使者の任命、使者の派遣等、多くの実務が存在する。氏康側の

最初の書状作成・使者派遣に要した時間を一時間、本田氏の書状受け取りから使者派遣までを一時間、氏康側での書状受け取りから第二の使者派遣までの時間を一時間とみると、一〇時間四〇分が飛脚の移動時間となり、片道は約五三キロメートル未満となる。また、各事務を三〇分程度とみた場合は、片道は六〇キロメートル余となる。これらの値が、北条氏康の陣と本田氏本拠間の凡その距離の目安になる。

氏康在陣の「葛西口」を、布陣不能な後背湿地や河川を除いた葛西城へのアプローチ位置とみて、現在の足立区東和付近と仮定し、当該地から半径六〇キロメートルの円を描いてみた(図2)。円は、南は現神奈川県横須賀市、平塚市、西は丹沢の山地帯から山梨県上野原市、東京都奥多摩町、北は埼玉県寄居町男衾、深谷市本田、群馬県大泉町、栃木県佐野市、東は茨城県筑西市、千葉県山武市、同大網白里市を含む範囲になる。

本田氏本拠については、野田本田氏系図関係史料の本田正勝の生国・本国から武蔵国だったことが把握できている。永禄五年当時は、上杉方の太田資正が河越から岩付を、里見義堯が下総国境から江戸湾沿岸を固めていた。北条軍が下総や上総から主従関係のない武士を呼び寄せるのは、現実的ではない。本田氏本拠は、葛西口から六〇キロメートル圏内のうち、荒川以南の埼玉・東京に限られるとみてよい。先述のとおり、当時の武蔵国に、葛西城で忍び戦術を実行できるだけの武力を有した本田氏は、川本本田氏以外に探せないので、川本本田氏本拠は、圏内に収まる。想定できるもつとも遠い位置にあたるが、一日に二回の使者を出すことは可能だ。氏康陣所の位置次第では、余裕も生まれる。

さて、川本本田を本田氏本拠とする推定は、その後の交渉過程の状況からも支持されうる。

北条氏と本田氏は参陣について大枠で合意したものの、任務の詳細や褒美

の内容に合意できない点があったようだ。二度目の使者を返した翌三月二二日、北条氏の三度目の使者が本田氏を訪れた。使者は、このときようやく任務の核心を明かした。「葛西要害以忍乗取上申付者」とし、太田康資軍下での任務が忍び戦術であることを伝えたのだ。褒美には、現葛飾区の曲金・両小松川・金町を与え、「同類衆」に代物五百貫文を与えるという。最高権力者氏康発給の文書だった（前々稿【史料三】）。

交渉は、それでもまだまとまらなかつた。四月一六日、四度目の使者が【史料一七】（前々稿【史料一九】）の書状を携え訪れている。

【史料一七】「北条氏政判物」（本田家文書、戦国後北条七五九）

知行方

一ヶ所 葛西 金町

一ヶ所 同 曲金

一ヶ所 同 両小松川

一ヶ所 江戸廻飯倉

以上

一 現物五百貫文 衆中

以上

右、葛西地一力二乗

取、至于指上申者、無相

違可被下候、仍如件、

永祿五年

卯月十六日（花押）（北条氏政）

本田とのへ

本田氏は、三度目の使者への返信として褒美上乘せの要望を出すとともに、作戦の全体的な進行や協働する部隊等について、疑義を呈していたのだろう。この書状では、知行地に「江戸廻飯倉」が加算され、「葛西地一力二乗取」と、忍び戦術を本田部隊単独で実行するよう指示がある。この回答をもって本田氏はようやく納得し、忍び戦術を請け負うことを決めたものと思われる。単独部隊で納得する本田氏の在り様は、忍びの指向性としては象徴的だ。

さて、本田氏本拠の検証材料として、ここで重視すべきは、【史料一七】が北条氏政発給であることだ。本田氏召集は最高権力者氏康が行い、三度の誘いをかけてきた。その権限が氏政に移されたのだ。

これには、二つの理由が考えられる。

一つは、本田氏が参戦する葛西城乗取が、太田康資軍を主体とした作戦であり、太田軍の指揮権を氏政がもっていたとみられることだ。前々稿で明らかにしたとおり、葛西城乗取は、四月二四日頃、本田部隊の忍び戦術による城外郭の乗取と、太田康資軍による城中心部の乗取という共同作戦で実施された。この戦では、太田軍に属したとみられる興津右近という武士への感状（前々稿【史料二一】卯月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書、戦国後北条七六五）が氏政から発給されている。また、先述のとおり、葛西城奪還を含む北条軍の諸城・諸将奪還作戦では、元々、太田軍は氏政軍に帯同し、氏政の指示に従っていた。

諸城・諸将奪還作戦全体の最高指揮官が氏康で、葛西城の戦いの指揮官が氏政であったことを勘案すると、知行宛行の権限を要する本田氏勧誘交渉は氏康が担当し、参陣の合意形成後の細部交渉を氏政が引き継いだものと考えられる。対葛西城戦略としては、先述のとおり氏康軍が里見氏と岩付太田氏の分断として控え、氏政軍が後詰、実戦部隊が太田軍と本田部隊だったこと

になる。

もう一つ、物理的な理由が考えられる。本田氏本拠、氏政軍、氏康軍の物理的な位置関係によるものだ。葛西城に臨む位置まで南下した氏康軍からは、本田氏本拠が遠すぎたのではないか。このとき氏政軍は、倉賀野城から利根川に沿って下り、古河城近辺に在陣していた。上杉方の羽生城や関宿城、忍城（年末詳「北条氏康書状」箱根神社文書・戦国後北条七四二）の存在を考慮すると、恣意行動を行いつつ、当時の利根川南流の会ノ川流域か元荒川中流域に布陣していたとみるのが現実的だ。

北条軍は、本田氏欲しさのため、頻繁かつ密接な使者のやり取りを望んでいた。しかし、本田氏本拠は葛西口の氏康軍からでは遠く、近くにいた氏政に交渉を任せるとともに、参陣に現実的な河越城に詰めていた太田軍に属させたとなると、全体の辻褃が合う。本田氏は、氏政・太田軍と連繫をとりつつ、忍び戦術の準備を整えたのであろう。本田氏との交渉を終えた氏政は、氏康軍を追って葛西城に向かったはずだ。

細かい読み込みとなったが、葛西城忍び乗取作戦時の本田氏本拠については、現状に入手できるどの資料を用いても、深谷市本田とするのが最も合理的だといえる。前々稿の結論は維持できる。

この結果に基づき、葛西城での忍び戦術が川本本田氏の部隊によるものであることを前提に「本田家文書」を見返すと、三月二一日付「北条氏康判物」（前々稿【史料一八】、本田家文書、戦国後北条七四九）に「各同心者共、此方へ馳来上、於何之地も、郡代非分儀申懸處、罪科事、堅在之間敷候」とあるのが、本田部隊の河越城参陣までの間の準備や行軍に対してのことだと理解できる。別動隊としての本田部隊には、物資調達や逗留、通行の自由など、代官所管の許認可や諸役の免除が行われていたのだ。本田氏参陣には、召集・行軍・戦術実行まで、整然とした軍・行政の支援が用意されていたことに

なる。このことは、『新編武蔵風土記稿』多磨郡二三に紹介されている、元龜三年の風聞文書の内容にも似る。

六 川本本田氏の成り立ちと

葛西城忍び乗取作戦で使用した忍びの技術

（一）北条氏と本田氏の出会い

ここまで、葛西城の戦いにおける忍び戦術実行部隊が、川本本田氏とその配下だったことを多面的に検証してきた。その過程で明らかになった北条氏による川本本田氏の召集・勧誘状況は、北条軍が計画する忍び戦術が、川本本田氏なしに成り立たないものであったことを強く物語っている。川本本田氏は、忍び戦術に利用できる特有な技術・技能をもっていた可能性がさらに高まった。以下にその技術・技能を把握するため、川本本田氏とその本拠の歴史的な在り方を追求する。

先述のとおり、諸城・諸将奪還作戦前に北条氏と川本本田氏に主従関係はなかった。北条氏が川本本田氏の忍びの技術・技能を知り、欲したのは、諸城・諸将奪還作戦進行中だった可能性が高い。もし、それ以前に川本本田氏が北条氏と関係していたとすれば、すでに主従関係を構築していたか、少なくとも召集の書状で諱か官位を宛名にしていたと考えられる。

北条軍の行軍状況をみる限り、比企郡から北進せずに河越城に移った太田康資軍に、川本本田氏との接点は考え難い。氏康軍は、一〇月に荒川筋を秩父中心地に向かい、一月程度後の十一月、荒川を渡り現埼玉県本庄市・美里町の生山（生野山）で上杉勢と交戦し、その後、氏政軍と合流して倉賀野城を攻め、いち早く利根川筋から元荒川筋に入り葛西城に向かった。荒川の渡河で本田郷周辺を通過した可能性はあるが、本田氏のもつ技術・技能を見聞きする接点があったか否かははっきりしない。この二軍に対して、氏政軍は

秋から一二月にかけて荒川を遡上して秩父地域の諸城を攻め、氏康と合流して倉賀野城に至り、その後南下して荒川中流域を含めた古河城近辺にとどまった。氏政軍が本田郷近くにもっとも長く位置していたとみられる。

川本本田氏が、元は山内上杉の家宰長尾氏の被官で古河公方と関係し、謙信第二次越山では上杉軍に与したことを考えると、軍として進駐してきた北条氏との間に考え得る関係は、諸城・諸將奪還作戦時の傭兵、案内役、兵站等だ。秩父や北武蔵で広く戦う氏政軍が荒川中流域で必要としていたのは、こうした役を担う勢力だったはずだ。氏政軍にこれらの役として関わったことが北条氏と川本本田氏の出会いであろう。

(二) 本田周辺の地形と遺跡

前々稿に記したとおり、徳川家康の江戸入府にともなう文禄四年（一五九五）の検地では、川本本田氏は上本田郷・下本田郷からなる本田郷筆頭の土地所有者であった。実質的な土地の所有・耕作を行っており、開発領主としての階級にあったと考えてよい。川本本田氏の有する技術・技能を把握するには、川本本田氏が上下本田郷の開発に関わった過程から確認する必要があるが、鎌倉期以前の記録は残されていない。そこで本稿では、考古学・地理学的な情報を基に検討を進める。

上下本田郷と周辺は、関東平野中央を東流する荒川が形成した河岸段丘の低位段丘面・中位段丘面にあたる。当該地は、上位段丘面下の段丘崖によって囲まれる東西四キロメートル、南北二キロメートルほどの東西に長い狭小な空間をなしている。このうち中位段丘面（寄居面Ⅰ）が上本田郷、低位段丘面（寄居面Ⅱ）の東側が下本田郷、西側が畠山村と呼ばれていた³⁵⁾。

地質学的な成り立ちは、第三紀層に砂礫層が乗り、川本粘土層、新期ローム層、立川ローム層対応の大里ローム層が堆積し、表層に腐植土が形成され

た地盤をなし、江南台地に該当する。中位段丘面の上本田郷には、寄居町山間に湧く吉野川が東流し、下本田郷東端で荒川に落ちる。低位段丘面中央部と中位段丘面段丘端部には、それぞれ河岸段丘化が進んだ旧自然堤防の高まりがあり、その上に集落が開き、周囲は農地となっている。現在は井戸による灌漑が進み、全体に畑地と水田が拮抗しているが、近世前期以前は、吉野川から引水可能な場所に限って水田が開かれ、他所には畑地と秣場・流作場が広がっていた。

当地の発掘調査では、縄文時代から近世にわたる遺構が各地で検出されてきた。畠山では古墳時代から奈良時代に至る大規模な集落跡が検出され、如意・川端・如意南の遺跡群として知られている。真北から二二〜四五度西に軸を振った竪穴建物跡や掘立柱建物跡が、低位段丘面中央から荒川河川敷まで広く分布していた。竪穴建物跡等から多くの土錘が出土しており、川船による荒川本流での内水面漁業が盛んであったことがわかる。平城宮跡では、天平一八年（七四六）一月に男衾郡「川面郷」から、背割鮒一斗の大贄を貢献する荷札木簡が出土している³⁶⁾。川面郷の場所は不明だが、如意・川端・如意南遺跡が該当する可能性もある。当時の当該集落では、船を利用した漁業が生業の主体を占め、農業は吉野川下流の一部での実施に限られていたものと考えられる。

この集落に対応する墓地として、かつて低位段丘面（下本田）の自然堤防上に塚原古墳群が営まれていた。発掘調査の結果、荒川右岸から低位段丘面中ほどまで広く分布していたことが把握されている。

奈良時代には、下本田東端から東方一・五キロメートルほどの位置に、掘立柱建物跡を計画的に配置した百済木遺跡の集落が形成され、近隣には、塔・金堂・講堂・門などが揃う本格的な寺院跡寺内廂寺が造営された。百済木遺跡は、周辺を開発した男衾郡中でも有力な郡司クラスの豪族居館であった

と考えられている⁽³⁷⁾。

九世紀後半、如意・川端・如意南遺跡の様相は一変する。竪穴建物跡・掘立柱建物跡は、北から二〇度程度西を指向する向きに統一され、集落域も荒川沿いの幅二〇〇メートル程度の範囲に限定される。整然とした計画集落に変貌したのだ。引き続き多くの建物跡で多数の土錘が検出されており、荒川本流での内水面漁業が主要な生業だったことがわかる。この時期については、製錬炉跡・須恵器窯跡も検出され、緑釉陶器も出土している。単なる漁村ではなく、中央政権との関係が強い集落であったと考えられる⁽³⁸⁾。出土遺物の様相から、遠隔地との交流も認められ、多くの川船を擁し河川交通の担い手としての位置も占めていたと思われる。計画集落の様相は、同時期の条里型集落、本庄市地神・塔頭遺跡と非常によく似ている。

計画集落内の竪穴建物跡と掘立柱建物跡は、およそ一〇世紀後半には姿を消す。その後、一三世紀後半には、北から一〇度程度西を指向し九〇度屈曲する断面葉研形の堀をもつ館や、五輪塔群を中心にした墓域が形成されたことが確認されている。また周辺では、多数の柱穴とみられる遺構や、一五世紀までに生産された陶磁器・かわらけ・石塔類などの多数の遺物が出土している。当該地には、秩父平氏（畠山氏）進出の伝承があり、こうした遺跡の変遷について、一三世紀後半に畠山氏館跡と集落が形成され、追って墓域が営まれて一五世紀まで継続したと理解されている⁽³⁹⁾。

これらの遺跡の状況から、次のような当該地の開発史を知ることができ。古墳時代には内水面漁業を生業とする人々の大規模な集落があり、古墳群も営まれた。奈良時代になると、中央政権に属する集団が百済木遺跡周辺に移住し、国家的開発に着手した。それまで一般集落だった如意・川端・如意南遺跡群は、中央政権に従属したとみてよい。九世紀後半には、全国的な趨勢と軌を一にして、官人層の集団が土着し、如意・川端・如意南集落を計

画集落に再整備した。土着した官人層は、東国に根を下ろした平氏・藤原氏等の軍事貴族の可能性が高い。前述の上本田の藤原秀郷伝説も示唆的だ。平安末期以後は、秩父平氏が畠山に移住し、館や墓域、集落を形成していった。

(三) 隠れた条里型地割と本田郷開発に果たした川本本田氏の役割

考古学的な情報を中心に概観したが、今回、それらを総体的に検討する中で、当該地にとって重要な遺構の状況を確認した。

九世紀の計画集落は、前代までの分布域（旧畠山村）を大幅に減じ、荒川沿いに密集している。当該地域の再開発が行われた可能性が高い。この地域を、昭和二二年（一九四七）米軍撮影の空中写真を用いて観察すると、計画集落の方位に直交する東西方向の直線道路があることに気付く。この道路は、本田を貫き、その東端から古代の荒川旧河道である和田吉野川⁽⁴⁰⁾沿いの自然堤防に続き、荒川と陸上交通の結節点とみられる熊谷市下田町遺跡方面に至るとみられる。下田町遺跡は古墳時代後期から中世まで、多量の馬関連遺物を出土したことで知られる集落で、中世には、川港を備えた水陸交通の要衝だった⁽⁴¹⁾。本田を貫く道路は、古代以来の主要な交通路の名残だと考えられる。

さらによく観察すると、この道路の北約六五〇メートルの位置に、平行した東西方向の直線的な地割境界線がみえる。この境界線と道路で囲まれる範囲は、南北約六五〇メートル×東西約二六〇〇メートル余りの長方形になる（図3）。計画集落の位置と比較すると、集落はこの長方形地割の外側に集約されたことがわかる。

長方形地割の中央付近には、幅五五〜八〇メートル程度の南北の細長い地割が存在する。この地割は、現道下にあり、直線的な区画として長方形地割外側の北と南に延びている。北側は荒川を渡り榛沢郡方面に、南側は比企窯

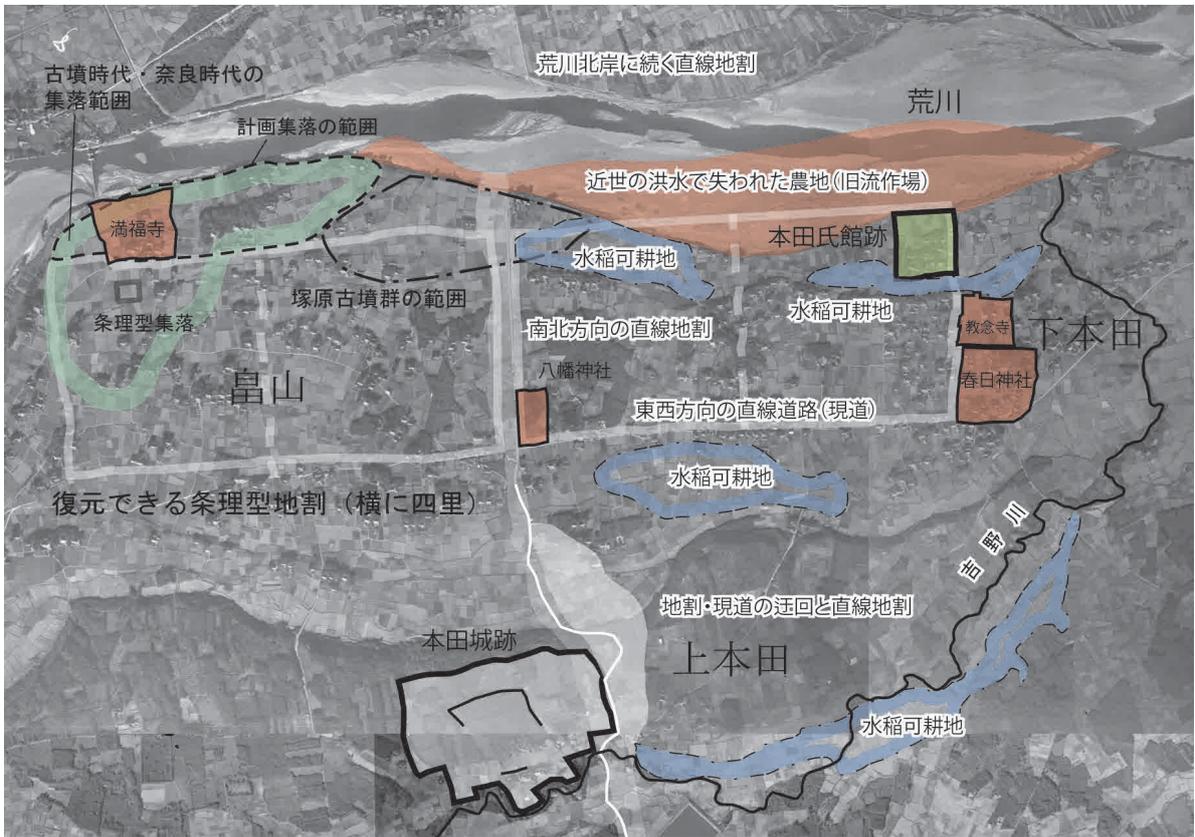


図3 畠山・本田の復元条里型地割と川本本田氏本拠

1947年米軍撮影の空中写真に現れた土地界・土地利用状況・ソイルマークから、条里型地割・道路跡を復元した。畠山・本田には、元々漁業・水上交通を生業にする集落があった。9世紀後半頃に当地に入った本田氏は、条里型地割施工とともに、この集落を計画集落に再整備し、水上交通を含めて中央政権の土地制度に組み込んだ。本田氏は在庁官人層であったと思われる。また、本田氏は条里型地割中に館を営み、戦国期には、条里型地割にともなって設置されていた直線道路を迂回させ、本田城を築き、陸上交通も支配した。

跡群や畠山重忠館跡とされる国史跡菅谷館跡方面に続く。平安時代以来の主要道の痕跡の可能性が高い。長方形地割は、この細長い地割で東西に二分される形だ。二分された地割は、それぞれ南北六五〇メートル、東西一三〇〇メートルの大きさで、これを二里が並ぶ条里型地割と考えると、内部に一辺一〇九メートル四方の坪型区画が並ぶ規格に一致する⁽⁴²⁾。

地割南東隅には、天平二〇年(七四八)建立と伝わる本田村社の春日神社、同年創建と伝わる教念寺があり、中央の道路跡とみられる細長い地割脇には、養老六年(七二二)創建とされる八幡神社が所在する。

春日神社・教念寺の西縁を条里型地割起点の一つとみて、道路跡東縁・八幡神社西縁までを正確に測距すると、一・三〇八メートル(一〇九メートルの一二倍)となり、二里と完全に一致する。また、中央の道路跡西側も、道路跡から南北地割のみられる限界、かつ荒川屈曲点付近の平坦面限界までを測距すると凡そ一・三〇八メートルになる。偶然の一致では合点がいかない。

北側地割境界の外側には、十二世紀初めの創建で、畠山重忠再興の伝承をもつ満福寺が位置する。中世寺院らしく、寺域南端が条里型地割を乱している。最新の埼玉県の条里型地割集成⁽⁴³⁾には挙げられていないが、四里が横に連なる条里型地割が隠れていたとすべきだ。

施工時期は、計画集落の方位との一致から、九世紀後半と考えられる。条里型地割内の一部には、同時期の条里型集落も認められ、地割内部に必要な施設が造られていたこともわかる。

地割の施工時期は、先述した畠山・本田に分布する塚原古墳群の状況からも検証できる。塚原古墳群は当初墳丘が残る荒川沿いの分布が知られていたが、近年の発掘調査等により、削平された古墳を含め、二〇基以上からなる古墳群であったことが把握されている。全体の分布は、条里型地割の内外に

またがる。調査では、削平された古墳跡が層厚一〇センチメートル程度のシルト質細砂層で覆われた状況を確認した。この層内には、攪拌された天仁元年（一一〇八）降下の浅間山起源火山灰 A s—B が含まれていた⁽⁴⁴⁾。この層、あるいは下層に、酸化鉄やマンガンの沈着は確認できなかったが、直下の層に有機質土壌の形成がみられた。上部の攪拌層の状況と合わせ、畑作等の耕作の結果と考えられる。古墳墳丘が火山灰降下以前に切土され、広く耕地開発されていたことがわかる。古墳の削平・農地開発は一一〇八年以前に遡り、降灰後、長く耕作が行われていたのだ。

図3に示した古墳群範囲は、古墳群全体を表す周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲だが、条里型地割内部の分布については、多くの古墳が墳丘を削平されていたため、確認が発掘調査によることになった。条里型地割施工時に、地割予定地内の古墳が削平されたとみてよいだろう。

以上のように、畠山・本田は平安後期に公領として条里型地割に再開されたため、文禄の検地帳「上下本田郷御縄打水帳」にもあるとおり、「上本田郷・下本田郷」と郷を称することになったものと考えられる。

(四) 本田氏館跡と本田城―川本本田氏の素性―

先述のとおり、現在の埼玉県深谷市（旧川本町）本田には、川本本田氏の拠点とされる二か所の遺跡が残されている。一つは上本田の本田城跡、もう一つは下本田の本田氏館跡だ。畠山重忠をテーマに在地領主としての武士団を論じた清水亮は、二つの拠点の位置から、川本本田氏が水田開発（清水は「谷戸田」とした）を主要な目的に上本田の本田城を設置し、下本田の館で水運掌握を目指したとみている。また、「喜連川判鑑」足利氏満応安三年正月条に「新田ノ残党、武蔵上野ノ間ニ出張、上杉弾正朝房・畠山右衛門佐基國ヲ差向ラル。二月九日、本田ニ着陣」とあることから、一四世紀には本田城

が築城され、二つの館が同時に存在し、分割相続のために分流した本田氏とともに居していたと推測している⁽⁴⁵⁾。

清水の研究にみられるように、二つの拠点の築造理由を検討すれば、本田氏の政治的・社会的役割を把握できる可能性がある。本田氏特有の技術・技能も、そこに現出してくるだろう。清水の方針を追って検討を加えてみたい。まずは畠山・本田の開発に影響したとみられる、農地の情報から整理する。

低位段丘面西側の畠山は、基盤層に礫層、砂層をもち、段丘化が進んだ旧自然堤防の微高地が広がる。旧後背地では発掘調査で礫層の表層露出が広く確認されている。延享三年（一七四六）の新田開発を前提とした検地では、野畑八反四畝一二歩、林畑九町二反八畝一二歩、合計一〇町一反三畝、石高二一石一斗四合とあり、他に秣場三町一反と死馬捨場が定められている（畠山邑原地新田検地帳）。畠山では、現在でも畑作が主体で、水田経営はすべて井戸水の動力汲み上げによる灌漑に頼って行われている。

中位段丘面上の本田郷は、発掘調査の結果、現代の井戸水で灌漑する水田の耕作土直下に、縄文時代中期の環状集落跡や浅間山起源天明三年（一七八三）降下の火山灰 A s—A を覆土に含む水路跡が検出されており⁽⁴⁶⁾、中世以前のの水田経営が吉野川沿いに限られていたことがわかる。文禄四年（一五九五）の検地では、わずかに水田十三町四反、畑七町三反の記録にとどまる（上本田郷御縄打水帳）（中島俊一家文書）。清水のいうように、川本本田氏が、谷戸田開発を所管するために分家して本田城を築いたとするには、良好な農地が少なすぎるように思える。

一方、低位段丘面東側の下本田郷には、後背地が点々と存在し、中世以前から水田耕作が可能な地区が存在したようだ。文禄四年の検地では、水田四一町八反、畑六五町一反が記録されている（下本田郷御縄打水帳）（真下喜一家文書）。塚原古墳群の削平時期からみて、古代末の条里型地割施工時に

は、水田化していたと思われる(図3参照)。

畠山・本田の古代の条里型地割施工状況と集落の状況を合わせると、畠山・本田は、下本田郷を除き水田開発に不向きであり、農地としてより水陸の交通の要衝を抑える官制拠点、内水面漁業の中心地としての開発に重点があったように思われる。内部の坪並の痕跡が明確でないのは、荒川氾濫による可能性がある一方、農地の整備が主要な目的でなかったことを示す可能性も否定できない。そうした意味では、金田章裕のいう条里プランが実体化したものと捉えられる⁽⁴⁷⁾。

それでは、清水が一四世紀の水田開発の拠点とみた本田城の役割と築城時期についてはどう捉えればよいか。本田城は、『新編武蔵風土記稿』には、廻りに小土手をもつ二町四方ばかりの土地で、深谷城主上杉氏憲の陣屋跡と記され、隣接地に「本田源次郎(源二郎長繁)」の居所があったとされている。臨時の陣城とみているようだ。

前々稿に記したとおり、畠山・本田は要害としての地形的要素をほとんどもたない。戦関連の記録も、『鎌倉管領九代記』巻二「金王殿元服付本田合戦並中村馬渕夜討」の項にある正平十三年(一三五九)の新田軍残党と上杉弾正少弼朝房・畠山右衛門佐基国軍による「本田合戦」以外には、応安二年(一三六九)の將軍弟左馬頭満詮の本田着陣、上杉朝房・畠山基国の本田陣から信州への出陣(『南方紀伝』・『桜雲記』・『新編武蔵風土記稿』)がある程度だ。

この点では、開発拠点を主な機能とみる解釈も当然のように思える。

しかし、本田城跡の遺構状況を一九四七年米軍撮影の空中写真に現れた地割痕跡やソイルマークから復元すると、東西四〇〇メートル、南北四五〇メートルの範囲をもち、北側を段丘崖で区切り、南側を吉野川の流れをクランク状に曲げて折を施した堀で守る、崖端城であったことがわかる。現存する堀跡、前々稿で紹介した埼玉県立歴史資料館(現嵐山史跡の博物館)による

試掘調査で確認した堀跡を加えてみると、複郭式平城の縄張りを認める。図3には、前々稿で示した範囲を詳細に再検討して示してある。明らかに戦国期の城の構造にみえる。

一方で、北側の崖線を除くと平坦地で攻めやすい立地にあり、要害とする地の利はない。また、堀や土塁に規模感がない。それでいて相当の広さもち、戦国後期の城の構造をもつようだ。築城位置と畠山・本田の成り立ちからみれば、条里型地割中央の道路を抑える関所的施設であったと考えた方がよいだろう。

では、築城時期はいつか。それには、もう一方の拠点で存在時期の確実な史料が残る下本田の本田氏館跡の構築事情が手がかりになる。

本田氏館跡は、前稿に記したとおり、文禄四年(一五九五)の検地で旧家であるとして縄除けされており、戦国期の段階で、川本本田氏本拠であったことに間違いはない。前々稿及び前述のとおり、川本本田氏は、検地帳に上下本田郷随一の土地所有者・実質耕作者として記録されており、開発領主としての性格をもつ在地領主だ。本田氏館跡は開発領主の本拠として存在していたのだ。

前々稿のとおり、「下本田郷御縄打水帳」には、本田氏屋敷跡について「本田右近 持」と書かれており、川本本田氏当主右近は、文禄の検地の際、本田氏館を離れて別の場所にいたことがわかる。【史料八】「本田家旧系図」本田長親(右近尉)の事績には、「北条平氏直任テ籠城ス落城ノ以後牢牢ノ身トナリ本田郷代々ノ屋鋪ニ蟄居ス」とある。右近に鉢形城等への出張記録はない。小田原攻めの際には、本田氏館を出て、少しでも防御性の高い本田城に詰めていた可能性が高い。旧系図長親の事績の続きに「本田屋鋪前々ノ遣所御詮儀ノ上被得御内意家中屋鋪被召上本田屋鋪ハ御免地被成下」とあるのを、二つの本拠と右近蟄居の状況から解釈すれば、小田原攻めの後、本田城

内や周辺の家屋敷が徳川に召し上げられ、本田城は廢城、右近は本田氏館に戻って蟄居したと捉えるべきだ。

本田氏館跡を先の畠山・本田の開発史に位置づければ、館の位置が条里型地割東端にあたり、東西・南北ともにおよそ二町で条里型地割内に計画的に配置されていることに気付く(図3)。古代に遡る周囲の寺社との位置関係も含め、畠山・本田を支配する開発領主の居館として、条里型地割施工時の九世紀後半頃に地割内に整備されたと思われる。本田氏こそ、中央政権の命で畠山・本田に移住し、畠山・本田の条里型地割への再開発を指揮した開発領主で、戦国期の川本本田氏まで途切れずに続いた一族であったと結論できる。官制の条里型地割で管理される本田郷を支配する川本本田氏は、一定の官位・官職をもつ郡司以下程度の在庁官人であったはずで、中央貴族との関係も想像される。このことは、旧系図で白河上皇に北面の武士として仕え、本田姓の祖となった豊継の事績の在り方に象徴されている。本田氏館が本田城に先んじていたことは確実だ。

さて、本田氏館跡同様、条里型地割を軸に表層遺構を検討すると、本田城跡の築城時期もある程度限定できる。

これまでの各地の発掘調査では、初期の条里型地割ほど直線的かつ正確に施工された状況で確認されている⁴⁸⁾。戦後の空中写真では、畠山・本田の条里型地割を分割する中央の道路跡は、荒川から直線的に延びているが、本田城にかかる部分で城を避けるように東に蛇行している。さらに写真をよく観察すると、蛇行する現道・地割の下に、それに切られた形で直線的な道路跡の地割が認められる。元々直線で計画し施工した道路を、本田城築城のために蛇行させた痕跡だ。

本田城跡が戦国期の構造をなすことと合わせると、本田城の築城時期は、古代の条里型地割を変更しても問題にならなかつた頃で、畠山・本田が境目

にあたり、城が必要だった時期だと考えるべきだ。恐らく享徳の乱から長享の乱にかけての一五世紀後半で、蛇行した道の延長上にある菅谷城跡と同時期の築城と考えたい。上本田の本田家は、築城の際、本田城管理のために下本田の本田家から分家した家筋ではないだろうか。

なお、南北朝時代の本田陣については、仮に現本田城跡の位置に築かれていたとしても、戦国期まで継続的に維持された記録や形跡がなく、臨時の陣城にすぎないものであったと考える。対して戦国期の本田城は、道を迂回させて築く、恒久的な構築物だったとみなしたい。

(五) 川本本田氏特有の技術・技能

中世初期の川本本田氏は、漁業・舟運を生業としていた土着地域集団を再編成して取り込み、計画集落と条里型地割を整備した開発領主で、在庁官人だったと考えられる。国司の租税徴収の実務を現地で請け負う、富豪の輩が実態だろう。

近世の記録類には、これに関連する資史料が残る。川本本田氏が伝える「本田瑛男家文書」には、名主本田氏以下総勢四〇人の連署で年貢の舟運による納付を願い出た、享保五年一〇月付「指上ヶ申證文之事」をはじめ、舟車の管理や、荒川洪水で浸食を受けた農地(流作場)の復旧工事における通用船の管理まで、川船関係の文書が複数認められる。

また、『新編武蔵風土記稿』・『武蔵国郡村誌』によれば、近世後期から明治期にかけて、本田村には「上松ノ渡」と称する荒川の渡し場(本田村―田中村間)が所在し、本田村の持ち分であったとされている⁴⁹⁾。他に、上本田に文化一〇年(一八一四)、下本田に文久四年(一八六四)の水神碑があり(図4)、下本田東端近くにも水神宮・金毘羅大権現(ともに嘉永二年(一八四九)、下本田講中)が祭られている。先の文書を勘案すると、近世の本田村では多



図4 島山・本田の水神

島山・本田は古墳時代以来、荒川での内水面漁業と水上交通・運輸を支配する集落であった。荒川沿いには、二〇二二年現在も近世後期の水神が立つ。

くの村人が船を有して生活に利用しており、川本本田氏は郷内の舟運全般の代表権をもって、これを差配していたことがわかる。

上下本田郷は古代から近世まで、舟運や漁業の基地であり、川港をもつ交通の要衝だった。中世にも船持衆（川船衆）があり、漁業と舟運を担っていたことに疑いの余地はない。

さらに、「本田瑛家文書」には、宝暦二年「武州男衾郡本田村本新田御用人足伝馬割帳」にみられるように、近世の川本本田氏が伝馬の差配を行っていた史料もある。河川交通の要衝であれば、陸上交通との交点であるのが普通だ。下本田郷では、条里型地割中央の南北路や地割南端の東西路が荒川の舟運と交わっていたものとみられる。かつて川本本田氏が島山に招き入れた秩父平氏（島山氏）は、阿久原牧・石田牧の馬匹生産を

管理し、これを利用して武蔵国武士団の軍事・警察権を束ねる立場にあった。川本本田氏は、秩父平氏の軍事力、馬匹生産、中央との関係（京文化や貿易品）を求め、迎え入れたと考えられている^⑩。近世の川本本田氏まで繋がる馬という陸上交通手段を手にしたのは、このときが初めてであろう。とすれば、戦国期の川本本田氏は、伝馬に加え兵站を負う小荷駄の役も担ったとみてよい。駄馬の飼育・管理能力も有したはずだ。

川本本田氏と馬との関係は、川本本田氏が馬寮の官職を得ていたとある旧系図の記述と一致する。秩父平氏が管理した牧に関わる馬寮の官職を実際に得ていた可能性を指摘すべきであろう。

全体的な状況からみて、葛西城の戦いに忍び戦術実行部隊として召集された川本本田氏と配下の有した技術・技能を整理すると、前々稿での考察と忍びの定議のとおり、夜間の軍事行動の技術を基本とし、さらに、川船を持ち、操船技術に長け、馬を有し、伝馬・小荷駄の輸送技術・技能を備えていたと考えられる。その際、水陸の輸送技術・技能も、忍び戦術としての夜間の輸送に対応していたと想像できる。

葛西城に向かう北条軍の行く手には岩付太田軍が陸上で防衛線を張り、里見水軍が水上に待機していた。葛西城奪還には、川本本田氏部隊の技術・技能は代えがたい要件だったはずだ。これが、葛西城忍び乗取作戦に川本本田氏を法外な褒美で繰り返し勧誘した、北条氏の狙いの核心ではなからうか。北条氏康・氏政が求めたのは、陸を駆け水を操る忍びの技だったのだ。

この技術・技能は、前々稿で推測した天正二年（一五七四）羽生城争奪戦における、北条氏政軍の本田への移動の理由にもなりうる。氏政軍は、落城に近い羽生城を置いて、本庄着陣を経て本田に移動した。これを北条軍退却と見誤った上杉謙信は、自軍に羽生城破却を命じて撤退した。氏政軍はこれを機に再度羽生城への攻勢に転じた。前々稿で、私は氏政軍のこうした移動

を、上杉方自落による羽生城の破壊を避け、すぐに使用できる状態で奪うために氏政が用いた策略だったと推測した。北条軍は退くとみせて川本本田氏を軍に加え、忍び戦術を用いたとみたのだ。謙信の破却命令は誤算だったが、氏政は間もなく羽生城を大きな損害なく手に入れていた。広大な水の城奪取には、川本本田氏と配下の技術・技能が必要だったはずだ。

ところで、戦国期の北条氏は、通常の軍役や諸役とは別に、船の用立てを行っていた（永祿四年酉九月一七日付「北条家朱印状」森文書・戦国後北条七・七ほか）。操船技術は、船を扱う環境にあった地域集団に備わる特殊技術で、船持衆にとっては、褒美や代金を得る生業になっていたのだ。私は、葛西城奪取後、配下とした本田氏（野田本田氏）に、北条氏は、臨時の忍び戦術や水陸の輸送を主に課し、通常課すべき軍役を軽減または免除した可能性があると考えている。この場合、忍び戦術や水陸の輸送が本田郷の生業となり、本田郷住民のほとんどがその役に関わることが可能だったことになる。多くの産業が軍需産業化していた戦国後期の郷村における生業の在り方の一つとして、忍び実行部隊の規模を考える枠組みとして、手がかりとなる事例の増加を待ちたい。

七 葛西城忍び乗取作戦における本田部隊の忍び戦術

川本本田氏が葛西城奪還を期す北条氏に必要な理由が、夜間の軍事行動の技術の他に、夜間に対応可能な操船技術と水運の技術・技能、馬による陸運の技術・技能にあったとみられることがわかった。この観点で葛西城への北条軍の行軍をみると、本田部隊の忍び戦術がより立体的にみえてくる。

葛西城周辺にいち早く到着した氏康軍に遅れること二か月、川本本田氏に最後の召集の使者を出し、本田部隊の着陣を太田康資に任せて、氏政は軍を

率いて葛西城近くに布陣したと思われる。氏政軍は、先述のとおり岩付太田軍を迂回するため、氏康軍と同じルートを辿ったとみられ、荒川中流域周辺から元荒川を下り、陸路で岩付領七里付近を抜けて入間川筋に至り、葛西城北側に布陣したと推定する。

追って、本田部隊を従えた太田康資軍が到着した。四月二四日の作戦実行のためには、太田康資軍は四月二〇日過ぎ頃までに到着し、氏康・氏政と事前の調整をはかったものと考えられる。逆算すると、川本本田氏の太田康資軍への参陣は、四月十六日以後一週間程度の間だったはずだ。これで里見軍・岩付太田軍分断役の氏康軍、後詰の氏政軍、実行部隊の太田康資軍・本田部隊の配置が完了した。

葛西城は南に東京湾、東に中川、西に広大な湿地を望み、水堀に囲まれた要害だ。攻め手にとっては、水軍を擁し、入間川から古隅田川に入り葛西城上流の中川に出て川沿いに攻め込むのが有利だ。だが、中川には里見水軍が展開していたとみられる。そこで北条軍は、入間川筋から古隅田川南岸に続く自然堤防^⑤を行軍し、葛西城築城後に成立したと推定されている葛西新宿^⑥に至る街道上の亀有付近に陣を敷いたと考えたい（図1参照）。この街道は永祿年間から伝馬の通行があり（永祿一一年八月八日付「北条家朱印状」早稲田大学図書館所蔵遠山文書、戦国後北条一〇八八、天正一〇年五月九日付「遠山直景傳馬手形写」武州文書橋樹郡九左衛門所蔵文書）、天正末期には、北条氏により中川に船橋の架橋が命じられている（天正一八年カ三月四日付「北条家朱印状」早稲田大学中央図書館所蔵遠山文書、戦国後北条三七八四）。

行軍の状況と本田部隊投入の目的からみて、本田部隊は河越城までは船を利用して参陣し、太田康資軍の将兵や物資の運搬を担当しながら、葛西城付近では陸上輸送を担ったものと想像される。このとき、本田部隊は、葛西城

の水堀を渡るため、川船の陸路運搬を実施したのではないか。車の有無は不明だが、不整路での重量物や大形物資の運搬も、川本本田氏にとっては特段重い役割ではなかったはずだ。

十分な川船があれば、葛西城での忍び戦術は有利になる。船橋の設置等により迅速に、かつどこからでも水堀を渡ることが可能であった。潜入での損耗がない分、その後の夜間軍事行動（乗取）も十分な体制で実行できたであろう。夜わざと水陸の輸送技術・技能の組み合わせによる総合的な技術が、川本本田部隊の忍術の本分だったのだ⁵³。

本田部隊は、より広い水堀に囲まれる等して、安泰だと思われがちな外郭に迅速に攻め入り、城兵を急襲し、短時間に一つの郭を制圧したのではないだろうか。さらに、本田氏の輸送技術・技能は、同時攻撃を仕掛けた本軍太田康資軍の潜入にも利用されたかも知れない。本軍の戦いに参加した興津右近への感状（前稿【史料二一】卯月晦日付「北条氏政感状写」吉田文書、戦国後北条七六五）には、「去廿四日、青戸之地乗取候砌」とある。本軍も葛西城中心部（青戸之地）を「乗っ取った」というのは、その迅速な戦術を意味するのであろう。

残念ながら、現在私は、これ以上の材料をもたない。具体的な忍術の一手前のような結果かも知れないが、確かな史料と考古事象・地理学的な証拠からの追求の軌跡は以上のとおりだ。

八 おわりに―忍術伝書の忍術と戦国期の忍術―

本稿では、現在入手できる文献史料・考古資料・地理学的情報をできる限り広く集め、戦国期の具体的な忍び戦術に迫るよう心掛けた。その結果、戦国の忍術（忍び戦術の技術）として、三章「警固からみた戦国期忍び戦術の技術と鍛錬」に掲げた八項目に加え、川本本田氏のもつ夜間に対応した水陸

の輸送技術・技能を把握することができた。しかし、私たちのイメージにある忍術伝書の記述のような具体的な忍術にはまだ遠い。

忍術諸流の長所を集めた最大の忍術伝書『萬川集海』には、「忍術」が詳述されている。暗号、狼煙・敵の忍びの潜入を防ぐ方法、合言葉、変装、女を敵に忍びとして入れる方法（くノ一の術）、地形の見方、放火の方法、夜討の方法、火術などが挙げられている。それらの忍術には、長期に渡る敵国等での潜伏と情報収集という、近世の忍びに特有な任務を前提にしたものが多いようにみえる。伊賀・甲賀での技術伝承に因るものを中心に、戦国期の各地の忍術が必ずしも反映されているわけではないのかも知れない。忍術伝書には、撒菱のように戦国期の忍術検討の材料になりうる記述もみられるが、戦国期の忍術解明に十分な情報は書かれていない。

忍術に関する手がかりは、他に軍記にもある。しかし、『甲陽軍鑑』のように詳細を口伝として具体的な中身を記さない史料や、『加沢記』のように単に忍び戦術を実行したことをのみを記した史料が多い。反対に、鳶加藤が植物を瞬く間に実らせる『北越軍談』（元禄一〇年（一六九七）刊）のような虚構には、詳細な記述が目立つ。軍記の情報から戦国期忍術の実態に迫るには、相応な広い視野と知識が必要だ。

忍び戦術の内容を明らかにすることは、戦国の軍の戦闘技術の解明につながる。戦国の軍と戦を考えるためには、通らなければならない道だ。しかし現状は、本軍と様々な別動隊の戦術を、できるだけ多くの史料から具体化していくべき段階であり、類型化や分析は先の課題なのかも知れない。

今後もしばらくは、史料の再読と考古資料の収集・分析の階梯が続くかも知れない。しかし、多様で複雑な戦国の戦の実態を把握するためには、相応の手間が必要だ。忍びの鍛錬同様、労を惜しんではなるまい。

付 永祿四年八月二十六日付「武田家朱印状写」について

前々稿【史料二】に掲載した八月二十六日付「武田家朱印状写」（戦国武田四一八五）の翻刻について、「就者成敗致共不隠可申上候、」の「隠」を「穩」と誤変換した状態で掲載してしまった。ここに訂正しておきたい。両国之忍之衆に忍び戦術を命じ、要請に背くな、引き受けなければ成敗する、その時は隠れるな、との意だ。忍び戦術の厳しさを示す史料であるとともに、忍びが、隠れる技術を持つ者たちだったと捉えることもできる内容だ。

本稿の執筆にあたっては、本田文明氏、本田遊亀子氏、佐藤貴浩氏、足立区教育委員会、足立区立郷土博物館に、史料の熟覧・確認等で特別な御高配と多くの御教示を賜った。また、左記の方々より多くの御指導と御協力を賜った。お名前を記し、謝意を表したい。

新井浩文 永越信吾 加藤光男 佐藤貴浩 高島邦仁 谷口榮
村山修 柳沢誠 山田雄司 渡邊浩貴
(敬称は省略させていただきました。)

註

- (1) 西股絵生 二〇二二『戦国の軍隊—現代軍事学から見た戦国大名の軍勢—』学研パブリッシング、同 二〇一五『東国武将たちの戦国史 「軍事」的視点から読み解く人物と作戦』河出書房新社
- (2) 以下、岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う—葛西城乗取と羽生城忍び合戦—」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一四号を前々稿といい、岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う—忍び器認定過程と忍び器からみた忍びの正体—」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一五号を前稿という。
- (3) 本稿でいう一次史料は、戦国期の戦に参戦する等直接関わった者たちが発給し、記した史料、つまり当事者史料に限る。日記や写しについては、伝聞・風聞を除く体験等、当事者史料に準ずるものと判断できる場合、これを表記した上で使用する。

(4) 最近では、戦国大名の呼称について、氏名に支配領域の国名等を付して呼称することが多くなっている。本稿でもこれに倣うが、容易に区別できる場合は、これを省いた。

(5) 本稿でいう忍術とは、忍び戦術に参加する兵士に忍び個々人が行う身体行動で用いる技術・技能と、忍び戦術を実行する集団の行動に関する技術・技能をまとめたものを意味する。

(6) 本稿では、前々稿・前稿と同様、築瀬大輔 二〇一七「上杉謙信の雪中越山」高志書院による合計一七回の出陣があったとする見解に従う。

(7) 認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、岩田明広 二〇〇五「型式学理論の基礎的研究(上)」『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」同四一、「同(下)」同四二で構築した。また、概要を岩田明広 二〇一〇「認知考古学—事例研究による方法論の展望—」『縄文時代の考古学』一二 同成社に紹介した。

(8) 西ヶ谷恭弘 一九八八「戦国城郭の忍者警固」『戦国史研究』第一六号

(9) 丸島和洋 二〇一五『真田四代と信繁』平凡社新書

(10) 註8の文献、西ヶ谷恭弘 一九九八「逆井城発掘調査報告—第四次—八次調査の出土遺構—」『郷土研究さしま』第11号、猿島町立資料館

(11) 養父市教育委員会 二〇一五「平成二十七年殿屋敷遺跡発掘調査 現地説明会資料—堀をめぐらせた八木氏館—」

(12) 佐藤春夫ほか 二〇一八「町内遺跡発掘調査報告書(一〇) 毛呂城跡第2次・第3次・第4次発掘調査 タマキ遺跡第1次発掘調査」毛呂山町埋蔵文化財調査報告書第三二集

(13) 江見正己ほか 二〇〇三「河内構遺跡・河内城跡・河内遺跡・ナル林遺跡・久川上原城跡・北条高下遺跡・蛤畑遺跡・岡遺跡・比丘尼ヶ城跡・城峪城跡・札ノ尾遺跡 苦田ダム建設に伴う発掘調査」岡山県埋蔵文化財発掘調査報告1、岡山県古代吉備文化財センター

(14) Mann et al. 2008. Proxy-based reconstructions of hemispheric and global surface temperature variations over the past two millennia. PNAS, 105, 36.

(15) 国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページに掲載された数値と大阪市立科学館 二〇〇六「よみハンドブック 20064~20084」による。

(16) 谷口榮氏の御教示及び埼玉県立嵐山史跡の博物館令和3年度博物館セミナー「戦国の忍びを考える—武蔵国での戦いをめぐって—」の発表 谷口榮「忍びにより葛西城を奪う」を前提に考察した。

(17) 足立区教育委員会佐藤貴浩氏の御教示による。

(18) 国分郷土誌編纂委員会編 一九六〇『国分郷土誌』に薩摩本田氏の略系図が復元されている

る。以後の国分郷土誌編纂委員会が関わった資料には、これをもとに島津氏と本田氏の関係が書かれている。宮之原研 一九八八『畠山重忠公の血脈』サンケイ新聞データベースに、本田親恒が薩摩に下り木牟礼城を築いたこと、親恒の養子となった畠山重忠実子の石丸が、名を貞親に改めて島津忠久の家臣となり、薩摩本田氏として九州に根付いたことなどが書かれているが、情報源は同じだ。

- (19) 海老名尚・福田豊彦 一九九二『資料紹介 田中穰氏旧蔵典籍古文書』「六条八幡宮造管注文」について『国立歴史民俗博物館研究報告』45号
- (20) 杉山 博 一九八二『戦国大名後北条氏の研究』名著出版
- (21) 米沢市上杉博物館 二〇〇三『国宝 上杉家文書図説—古文書が語りはじめた—』
- (22) 国立国会図書館蔵「御觸書 三十五」〔御觸書集成〕31
- (23) 菅野則子 二〇〇三『江戸の村医者—本田寛庵・定年父子の日記』新日本出版社
- (24) 谷口榮 二〇〇七『平成一九年度特別展 関東戦乱 戦国を駆け抜けた葛西城』葛飾区郷土と天文の博物館
- (25) 滝川恒昭 二〇一九『第一次国府台合戦再考』『千葉史学』七五号
- (26) 小栗 博 一九七八『関東管領補任沿革小稿 その(一)』『法政史論』第五号。同 一九九七『関東管領補任沿革小稿 その(二)』『日本中世の史的展開』文献出版。最新の見解は、長塚孝 二〇二一『氏康と古河公方の政治関係』黒田基樹編『北条氏康とその時代』シリーズ戦国大名の新研究2、戒光祥出版による。黒田は、謙信が関東管領を譲られたことをもって、北条と同じ立場に立ったとしているが、武蔵国岩殿山正法寺(現埼玉県東松山市)に伝わる僧榮俊法印が永禄三年に記した上杉・関東諸將軍の行軍記録(「松橋流血脈裏書」)には「末代乃おほほ□書也、関東伊豆之国江氏綱出張、伊豆ヲ取、サカミヲ取、両国之持(侍カ)皆タヤス也、武州江打入、クホウ・クハムレイ両□□トノヲタヤシ、関東之守護トナル也、」とあり、北条氏の関東管領の主張は、当時広く受け入れられていたわけではないようだ。
- (27) 滝川恒昭 二〇二〇『千葉市と里見氏の香取侵攻』「敵を阻む城、にぎわう城下」戦国時代の本佐倉城と千葉市の歴史』本佐倉城跡国史跡指定20周年記念事業講演会記録集
- (28) 註6の文献による。
- (29) 真鍋淳哉 二〇一八『戦国江戸湾の海賊 北条水軍VS里見水軍』シリーズ実像に迫る016 戒光祥出版
- (30) 註29に同じ。
- (31) 永禄四年大般若経卷一六三奥書「永禄四年辛酉武州大乱為静謐、中院真説」〔新編埼玉県史

資料編九』三〇五)や同年大般若波羅蜜多経卷第二五二奥書「永禄四酉ノ年、景虎・氏康・武・上鉾桶 万民不安故真説畢、仏地院、真説 第二度畢」(同三〇七)、同年大般若経卷教未詳奥書(後筆)景虎 氏康 朝敵、酉ノ大乱勝敗未決、為天下一統真説、中院」(同三〇〇)、永禄五年大般若経卷第三逆□ 筆者是□、本願仙波玉林坊良芸「永禄五年壬戌正月二日、為大乱静謐真説、仙波中院法印」(同三一〇)、永禄五年大般若経卷第四八三奥書「壬戌正月廿九日、氏康下足立御勤、岩付大切ノ間為安全」(同三二四)などがある。萩原龍夫 一九七六『後北条氏の葛西地域支配について』『関東戦国史の研究』萩原龍夫還暦記念出版、下山治久編 二〇一〇『戦国時代年表 後北条氏編』東京堂出版では、永禄五年正月付「大般若経卷四九九奥書」(氷川女体神社所蔵大般若経、新編埼玉県史資料編九・三二六)で、岩付太田氏による北条氏征討が祈願されていることと合わせ、葛西城を北条氏から奪ったのが岩付太田氏で、岩付太田資正が在城していたと考えている。しかし、『太田家記』や、岩付太田氏と同盟関係にあり、海上から利根川水系の水上権を狙っていた里見氏の動向からみて、岩付太田氏が葛西城を奪い直接支配していたとするのは妥当ではない。岩付太田氏に里見氏との協力関係はあっても、葛西城の奪取は里見軍によるところが主だとみるのが自然であろう。

- (32) 黒田基樹 二〇一五『北条氏政』『北条氏政の子供たち』宮帯出版社
- (33) 前々稿では、『寛政重修諸家譜』との整合性等も示したが、本稿は前々稿とは別の証拠により葛西城乗取の本田氏が川本本田氏であることを示そうとするため、ここでは三月二日と四月十六日の書状ではじめて知行宛行を示していると読めることにとどめた推定としておく。
- (34) 平山優 二〇二一『戦国の忍び』角川選書で、軍記を含め具体的にイメージされている。ただし、越山の影響が残る当時、北条軍が展開する地域での制限は詳らかではない。
- (35) 川本町 一九八九『川本町史 通史編』
- (36) 奈良国立文化財研究所 一九六六『奈良国立文化財研究所史料5 平城宮木簡一』
- (37) 村松篤 二〇〇〇 『百済木』川本町遺跡調査会
- (38) 栗岡潤 二〇〇〇『如意』如意南』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第241集、山本禎 二〇〇一『如意遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第24集、山本禎・岩瀬讓 二〇〇二『如意Ⅲ/川端』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第276集
- (39) 村松篤 一九八九『畠山館跡 第3次・第4次発掘調査報告書』川本町教育委員会、村松篤 一九九九『畠山館跡 5次調査の報告』川本町遺跡調査会報告書第4集
- (40) 栗田竹雄 一九五九『荒川中流域の洪水について』秩父自然科学博物館研究報告』9
- (41) 山川守男 二〇二一『下田町遺跡と和田吉野川流域の馬事の様相』『埼玉考古』56

- (42) 矢田 勝 一九九七「静岡平野北部の条里と古代東海道―袋井平野の条里と古代東海道―
『空から見た古代遺跡と条里』条里制研究会編に同様の方法で古代東海道を発見した実践が紹介
されている。
- (43) 関東条里研究会編 二〇一五『関東条里の研究』東京堂出版
- (44) 山本 禎 二〇一〇『塚原古墳群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第三八六集掲載の試掘
・立ち合い調査成果による。
- (45) 清水 亮 二〇一〇「在地領主としての東国豪族の武士団」『地方史研究』三四七号六〇巻第
五号
- (46) 村松 篤 二〇〇〇『上本田遺跡Ⅰ』川本町遺跡調査会報告書第5集
- (47) 金田 章 裕 一九八二「条里、フランと小字地名」『人文地理』第三四三号、同 一九八五『条
里と村落の歴史地理学研究』大明堂
- (48) 岩田 明 広 一九九八「今井条里遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第192集
- (49) 註35に同じ。
- (50) 註45に同じ。
- (51) 自然堤防の存在は、永越信吾氏の御教示による。
- (52) 谷口 榮 二〇〇九『東京下町に眠る戦国の城 葛西城』シリーズ「遺跡を学ぶ」057
- (53) 現在のところ、川本本田氏の操船技術や馬による輸送技術の具体的な内容についてはつか
めていない。類似的考察は、本稿と同時期に刊行される『戦国の城と忍び』（吉川弘文館）所収の
高島邦仁 二〇二三「上杉謙信の「夜わざ鍛錬之者」から探る羽生城の忍び―羽生城救援戦略と
「夜わざ鍛錬之者」―」に、忍びと同様の特殊武装集団の特殊技能として提示されており参考にな
る。

埼玉県立史跡の博物館紀要
第 16 号

令和 5 (2023) 年 3 月 10 日 発行

編集・発行 埼玉県立さきたま史跡の博物館

〒 361-0025 埼玉県行田市埼玉 4834
TEL 048-559-1181

埼玉県立嵐山史跡の博物館

〒 355-0221 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 757
TEL 0493-62-5896

印刷 有限会社 東京工芸社

〒 350-2211 埼玉県鶴ヶ島市脚折町 1-19-40
TEL 049-285-4611



埼玉県のマスコット
コバトン

